

(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区  
土地区画整理事業

環境影響評価方法書

令和2年7月

横 浜 市

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図 (タイル) を加工して作成したものである。

## はじめに

旧上瀬谷通信施設地区は、平成27年6月に返還された米軍施設跡地であり、民有地、国有地、市有地を合わせ、約242haに及ぶ首都圏においても大変貴重な広大な土地です。

戦後約70年間米軍施設として使用されてきたため、長年にわたって自由な土地利用が制限されており、市街化が抑制されてきました。そのため、横浜市郊外部の活性化や地権者の生活再建のためにも、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行い、迅速かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。

(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業は、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性や交通アクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を図るものです。

本事業は、「環境影響評価法施行令」(平成9年12月政令第346号)第1条に定める第一種事業に該当することから、「環境影響評価法」(平成9年6月法律第81号)第3条の2に基づき、「土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書作成の技術手引き」(国土交通省都市局市街地整備課平成25年11月)を参考に、計画段階環境配慮書として取りまとめ、令和2年1月15日に公告するとともに、横浜市長宛てに送付しました。また、令和2年2月14日まで縦覧を行いました。

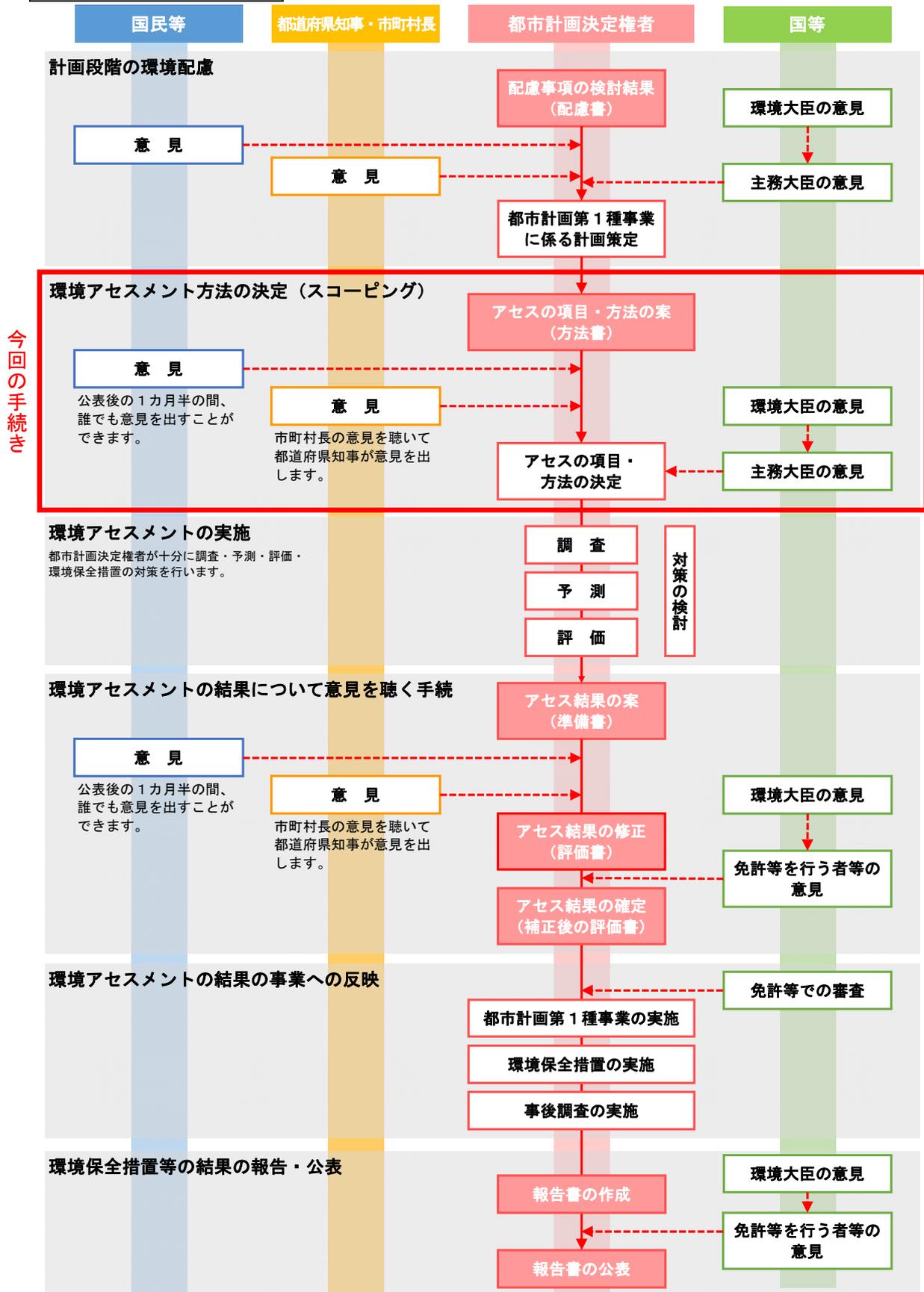
計画段階配慮事項等を踏まえて、「環境影響評価法」(平成9年6月法律第81号)第5条に基づき、都市計画対象事業に係る環境影響評価を行う方法を記載した環境影響評価方法書として取りまとめました。

なお、「環境影響評価法」(平成9年6月法律第81号)第38条の6第1項に基づき、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者に代わり行います。

今後、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、公告し、縦覧に供するとともに、インターネット等による公表及び説明会の開催を行います。いただいた意見を勘案し、検討を行ったうえで、本事業に係る環境影響評価を進めてまいります。

なお、本書の作成にあたって、環境影響評価の対象となる都市計画対象土地区画整理事業については「都市計画対象事業」と記述することとし、「都市計画対象事業」の実施が想定される区域については、「対象事業実施区域」と記述することとします。

環境影響評価の手続の流れ



注1: 「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省が含まれます。  
 資料: 「環境アセスメント制度のあらまし」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)より作成

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧

項目	日付	備考
計画段階環境配慮書の送付	令和2年1月15日	
計画段階環境配慮書の公告	令和2年1月15日	
計画段階環境配慮書の縦覧	令和2年1月15日～2月14日	縦覧期間：30日
環境の保全の見地からの意見の受付	令和2年1月15日～2月14日	意見書：4件
横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和2年1月28日 会場：関内中央ビル	意見聴取、配慮書の説明
横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和2年2月10日 会場：関内中央ビル	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和2年2月28日 会場：関内中央ビル	審査会意見確認
配慮市長意見書の作成	令和2年3月10日	
環境大臣の意見	令和2年3月13日	
配慮市長意見書の公告	令和2年3月25日	
配慮市長意見書の閲覧	令和2年3月25日～4月8日	閲覧期間：15日
主務大臣の意見	令和2年3月31日	主務大臣：国土交通大臣

## 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階環境配慮書の内容を変更した事項

令和2年1月に提出した（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」とします。）に対する意見（主務大臣意見、配慮市長意見書及び環境の保全の見地からの意見を有する者の意見等）を総合的に検討し、配慮書の内容を変更した事項は、下記に示すとおりです。

### 配慮書の内容を変更した事項

項目	配慮書からの変更点	方法書での記載概要	方法書該当ページ
都市計画対象事業の目的及び内容	公共施設の配置	事業計画の進捗に伴い、道路計画及び排水施設計画を記載しました。	p. 2-7
	工事計画	事業計画の進捗に伴い、工事計画の概要を記載しました。	p. 2-8, 2-9
	関係車両の主な走行ルート	事業計画の進捗に伴い、関係車両の主な走行ルートを記載しました。	p. 2-8, 2-10
	今後のスケジュール	事業計画の進捗に伴い、今後のスケジュールを記載しました。	p. 2-8
	横浜市や対象事業実施区域を取り巻く状況	各ゾーンの詳細な位置及び規模の検討に当たって、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項等を記載しました。	p. 2-13～23
	計画段階配慮事項の検討結果	計画段階配慮事項についての評価の結果及び環境保全措置を記載しました。	p. 2-35～40
	方法書までの事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯	配慮書及び構想段階評価書における評価結果を記載しました。	p. 2-40～41
対象事業実施区域及びその周辺の概況	全般	配慮書の公告・縦覧以降、既存資料が更新されたものについては、既存資料の時点更新を行いました。	p. 3-1～162
	地形及び地質の状況	地質の状況において、地質断面図を新たに記載しました。	p. 3-38～39
		災害による被害の発生状況を新たに記載しました。	p. 3-42～44
		災害用の井戸の状況を新たに記載しました。	p. 3-48、54
	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物の重要な種において、コウモリ洞の分布やコウモリ生息情報、イヌワシ生息分布、センシティブティマップにおける日中及び夜間の渡りルートの図を新たに記載しました。	p. 3-67～70
	土地利用の状況	自然的土地利用の状況を新たに記載しました。その他を新たに記載しました。	p. 3-116～117 p. 3-116
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	教育機関等、医療機関等、官公庁等、福祉施設等、その他の市民利用施設等及び公園・緑地等に係る内容を、施設の種類別に分けて記載しました。	p. 3-127～141	
調査、予測及び評価の結果	全般	配慮市長意見書等を踏まえ、配慮の内容を見直しました。	p. 5-1～32

## 目 次

第1章 都市計画決定権者の名称等 .....	1-1
1.1 都市計画決定権者の名称 .....	1-1
1.2 都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所 .....	1-1
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容 .....	2-1
2.1 都市計画対象事業の名称及び種類 .....	2-1
2.2 都市計画対象事業の目的 .....	2-1
2.3 都市計画対象事業の概要 .....	2-1
2.3.1 対象事業実施区域の位置及び規模 .....	2-1
2.3.2 都市計画対象事業の内容 .....	2-5
2.3.3 都市計画対象事業の工事計画 .....	2-8
2.3.4 関係車両の主な走行ルート .....	2-8
2.3.5 今後のスケジュール .....	2-8
2.3.6 都市計画対象事業以外の事業により整備される公共施設等について .....	2-11
2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯 .....	2-13
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 .....	3-1
3.1 調査対象地域等の設定 .....	3-1
3.2 自然的状況 .....	3-2
3.2.1 大気環境の状況 .....	3-2
3.2.2 水環境の状況 .....	3-15
3.2.3 土壌及び地盤の状況 .....	3-26
3.2.4 地形及び地質の状況 .....	3-33
3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 .....	3-55
3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 .....	3-95
3.3 社会的状況 .....	3-103
3.3.1 人口及び産業の状況 .....	3-103
3.3.2 土地利用の状況 .....	3-106
3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 .....	3-118
3.3.4 交通の状況 .....	3-121
3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況 .....	3-127
3.3.6 下水道の整備状況 .....	3-142
3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象 に係る規制の内容その他の状況 .....	3-143
3.3.8 文化財等の状況 .....	3-146
3.3.9 その他の事項 .....	3-155

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法 .....	4-1
4.1 計画段階配慮事項の選定 .....	4-1
4.2 調査、予測及び評価の手法 .....	4-5
第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果 .....	5-1
5.1 地盤 .....	5-1
5.1.1 現況調査 .....	5-1
5.1.2 予測 .....	5-1
5.1.3 評価 .....	5-3
5.2 土壌 .....	5-4
5.2.1 現況調査 .....	5-4
5.2.2 予測 .....	5-6
5.2.3 評価 .....	5-7
5.3 動物 .....	5-8
5.3.1 現況調査 .....	5-8
5.3.2 予測 .....	5-8
5.3.3 評価 .....	5-13
5.4 植物 .....	5-14
5.4.1 現況調査 .....	5-14
5.4.2 予測 .....	5-15
5.4.3 評価 .....	5-17
5.5 生態系 .....	5-18
5.5.1 現況調査 .....	5-18
5.5.2 予測 .....	5-19
5.5.3 評価 .....	5-21
5.6 景観 .....	5-22
5.6.1 現況調査 .....	5-22
5.6.2 予測 .....	5-27
5.6.3 評価 .....	5-28
5.7 人と自然との触れ合いの活動の場 .....	5-29
5.7.1 現況調査 .....	5-29
5.7.2 予測 .....	5-29
5.7.3 評価 .....	5-32
第6章 配慮書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解 .....	6-1
6.1 主務大臣の意見と都市計画決定権者の見解 .....	6-1
6.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解 .....	6-3
6.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解 .....	6-5

第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法 .....	7-1
7.1 環境影響評価項目の選定 .....	7-1
7.2 調査、予測及び評価の手法 .....	7-8
7.2.1 大気質 .....	7-8
7.2.2 騒音及び振動 .....	7-21
7.2.3 水質及び底質 .....	7-32
7.2.4 地下水及びその他の水環境に係る環境要素 .....	7-38
7.2.5 地盤及び土壌 .....	7-45
7.2.6 動物 .....	7-50
7.2.7 植物 .....	7-58
7.2.8 生態系 .....	7-61
7.2.9 景観 .....	7-63
7.2.10 人と自然との触れ合いの活動の場 .....	7-67
7.2.11 廃棄物等及び温室効果ガス .....	7-72
7.2.12 地域社会 .....	7-74
7.2.13 文化財等 .....	7-78
7.3 専門家の助言の内容及び専門分野 .....	7-79
第8章 環境影響を受ける範囲と認められる地域 .....	8-1
8.1 環境影響を受ける範囲と認められる地域 .....	8-1
8.2 方法書対象地域 .....	8-1



## 第1章 都市計画決定権者の名称等

### 1.1 都市計画決定権者の名称

横浜市

### 1.2 都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所

#### (1) 名称

横浜市

#### (2) 代表者の氏名

横浜市長 林 文子

#### (3) 主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10



## 第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

### 2.1 都市計画対象事業の名称及び種類

名称：(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

種類：土地区画整理事業

### 2.2 都市計画対象事業の目的

旧上瀬谷通信施設地区は、神奈川県横浜市旭区と瀬谷区にまたがり、東名高速道路や一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）等に近接している面積約 242ha に及ぶ大規模な土地です。

対象事業実施区域の全体的にほぼ平坦な地形で、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性や道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を目指します。また、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地区画整理の手法を用いて土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行います。

### 2.3 都市計画対象事業の概要

#### 2.3.1 対象事業実施区域の位置及び規模

対象事業実施区域は、神奈川県横浜市旭区上川井町、並びに同瀬谷区北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目にまたがる場所に位置しています（図 2.3-1 及び図 2.3-2 参照）。

また、相模鉄道本線（以下、「相鉄本線」といいます。）瀬谷駅の北約 1.5km、東急電鉄田園都市線（以下、「東急田園都市線」といいます。）南町田グランベリーパーク駅の南南東約 1.5km、小田急電鉄江ノ島線（以下、「小田急江ノ島線」といいます。）鶴間駅の東約 2.2km に位置し、東名高速道路の横浜町田インターチェンジからは約 0.7km、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）上川井インターチェンジから約 0.3km（いずれも、対象事業実施区域の近接端までの距離）のところにあります。

規模は、図 2.3-3 に示す範囲であり、面積は約 242ha です。なお、今後、事業の進捗に伴い対象事業実施区域の規模は、変更となる可能性があります。

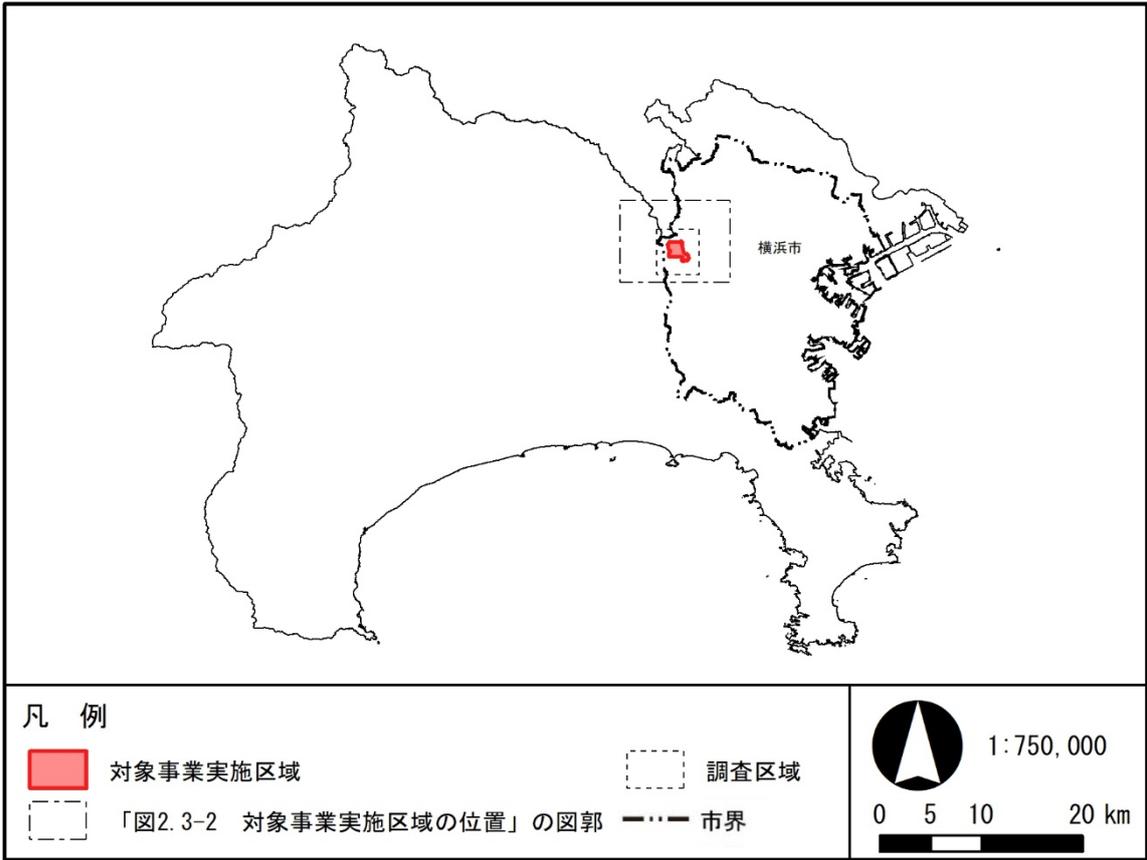


図 2.3-1 神奈川県における対象事業実施区域の位置図



図 2.3-2 対象事業実施区域の位置

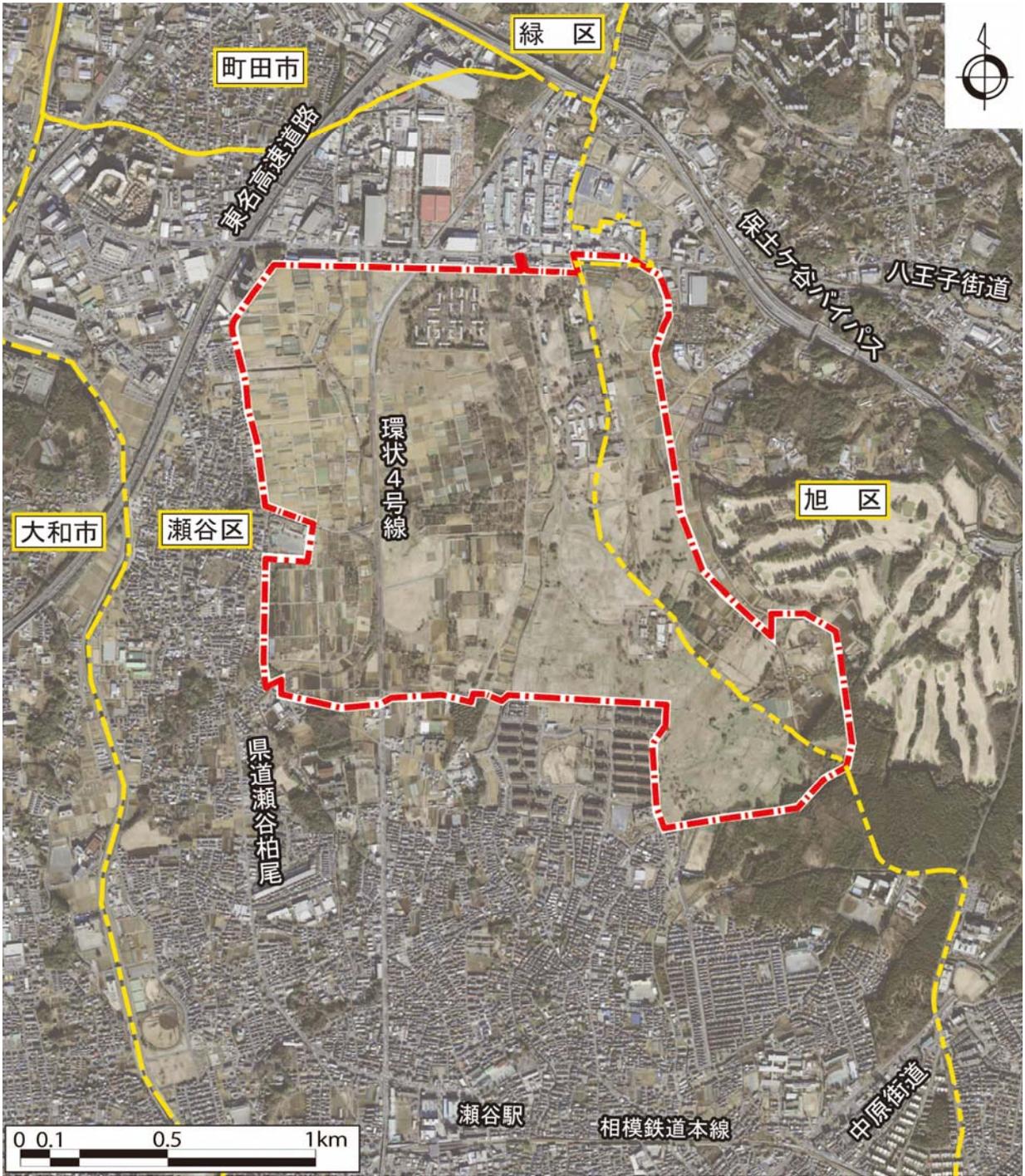


图 2.3-3 航空写真

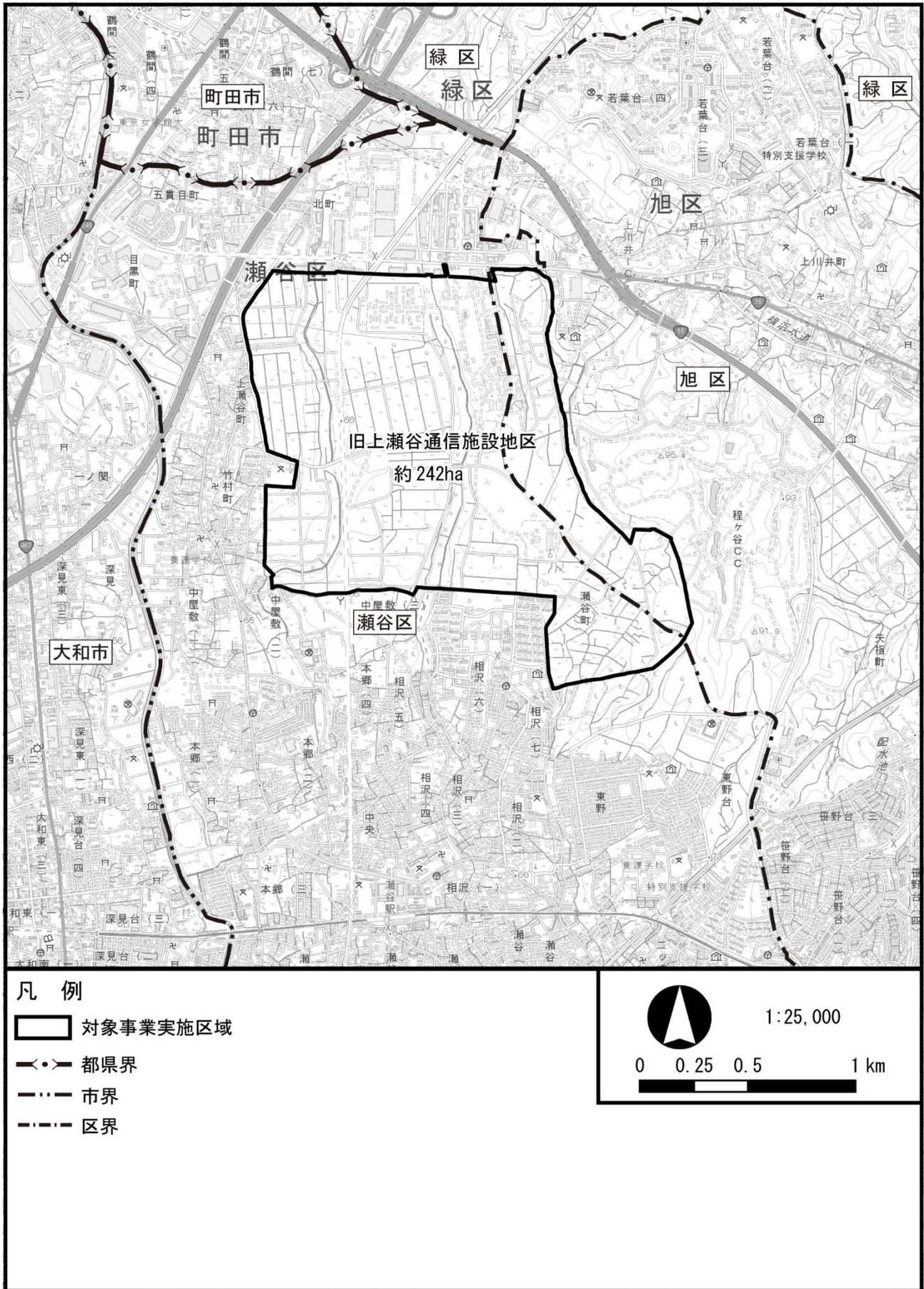


図 2.3-4 都市計画対象事業の規模

## 2.3.2 都市計画対象事業の内容

### (1) 土地利用計画の方針

土地利用計画の基本方針は表 2.3-1 に、土地利用面積は表 2.3-2 に、土地利用計画図は図 2.3-5 に示すとおりです。

表 2.3-1 土地利用計画の基本方針

基本方針	<p>郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、次の4つのゾーンを配置します。</p> <p>①農業振興ゾーン 営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</p> <p>②公園・防災ゾーン 国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</p> <p>③観光・賑わいゾーン 広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</p> <p>④物流ゾーン 交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</p>
土地利用ゾーンの配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のまとまりのある農地をいかし、旭区、瀬谷区それぞれに「農業振興ゾーン」を配置します。</li> <li>・瀬谷市民の森や和泉川源流域などの現況の環境に配慮し、「公園・防災ゾーン」を対象事業実施区域の南東側に配置します。</li> <li>・周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」は、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。</li> <li>・「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。</li> </ul>

表 2.3-2 土地利用面積

土地利用ゾーン	面積 <sup>注1</sup>	割合
農業振興ゾーン	約 50ha	約 21%
土地活用ゾーン	約 192ha	約 79%
公園・防災ゾーン	約 50ha	約 21%
観光・賑わいゾーン	約 127ha	約 52%
物流ゾーン	約 15ha	約 6%
合計	約 242ha	100%

注1：面積には、道路、調整池等を含みます。



図 2.3-5 土地利用計画図

## (2) 都市計画対象事業に係る公共施設の配置

### ① 道路計画

公園・防災ゾーン及び観光・賑わいゾーンを南から北へ縦断する区域内道路を配置し、対象事業実施区域北側の五貫目第 33 号線に接続する計画です。

また、環状 4 号線と上記の区域内道路をつなぐ 3 本の区域内道路を整備する計画です。

### ② 排水施設計画

対象事業実施区域は、図 2.3-6 に示すとおり、大門川流域、相沢川流域、堀谷戸川流域、和泉川流域の 4 つの流域にまたがっています。流域の浸水防止のために必要となる調整池を各流域に 1 か所ずつ配置する計画です。

また、汚水排水は公共下水道に接続する計画です。

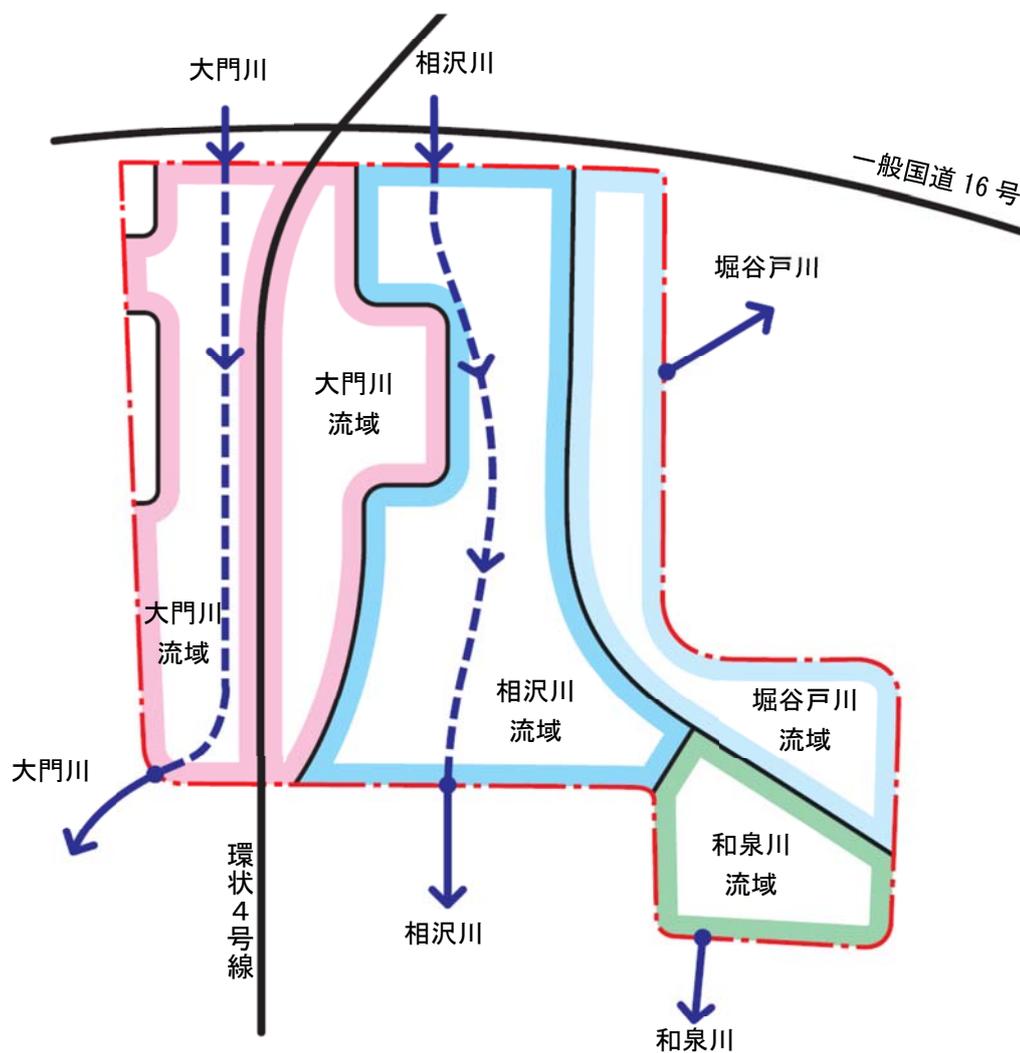


図 2.3-6 流域の状況

### 2.3.3 都市計画対象事業の工事計画

#### (1) 工事概要

造成によって、「農業振興ゾーン」、「公園・防災ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」、「物流ゾーン」の用地や道路、調整池等を整備する計画です。造成工事で発生する切土と盛土の量は、可能な限り対象事業実施区域内で調整しながら施工する計画とします。

#### (2) 工事時間帯

工事時間は、原則、午前8時から午後5時までを予定しています。また、日曜日の作業は原則として行わない予定です。ただし、対象事業実施区域内においては、夜間に建設機械を稼働させる場合がありますが、可能な限り夜間作業が少なくなるような施工計画を検討します。

#### (3) 工事用車両の走行ルート

都市計画対象事業の工事に伴い、資機材の運搬、発生土等の搬出を行う車両等（以下、「工事用車両」といいます。）が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事用車両の主要走行ルートは、図 2.3-7 に示すルートを予定しており、環状4号線や五貫目第33号線を想定しています。

### 2.3.4 関係車両の主な走行ルート

対象事業実施区域には、将来、「農業振興ゾーン」、「公園・防災ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」、「物流ゾーン」の各ゾーンに整備された公園や施設へ、従業員や来客者等の車両（以下、「関係車両」といいます。）が出入りすることになります。

関係車両の主な走行ルートは、図 2.3-8 に示すとおりで、「2.3.2 都市計画対象事業の内容 (2) ①道路計画」に記載した南北方向1本及び東西方向3本の区域内道路と環状4号線からのアクセスが想定されます。

### 2.3.5 今後のスケジュール

令和元年度から令和4年度まで都市計画や環境影響評価の手続等を行い、令和4年度からの工事実施を想定しています。

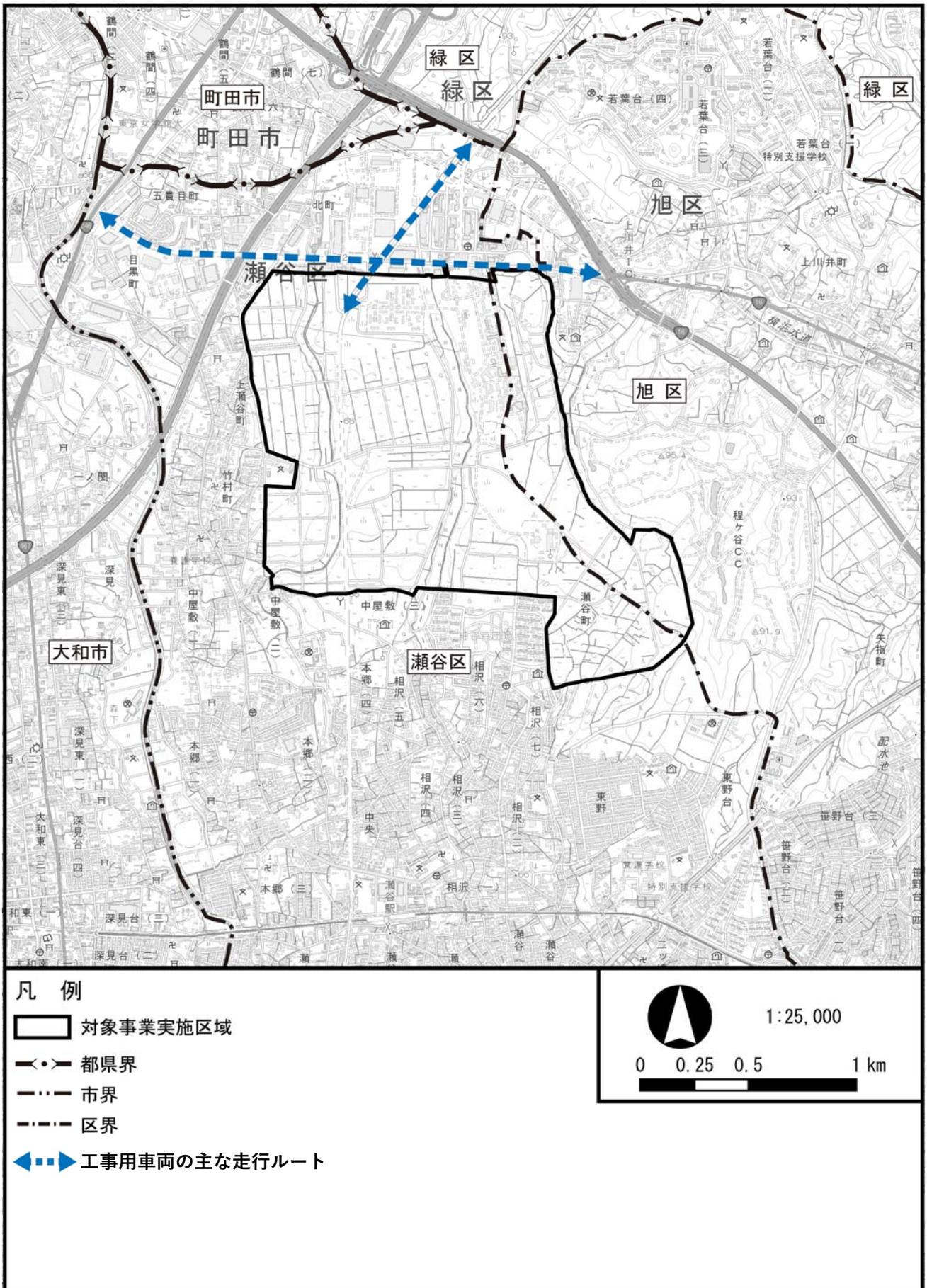
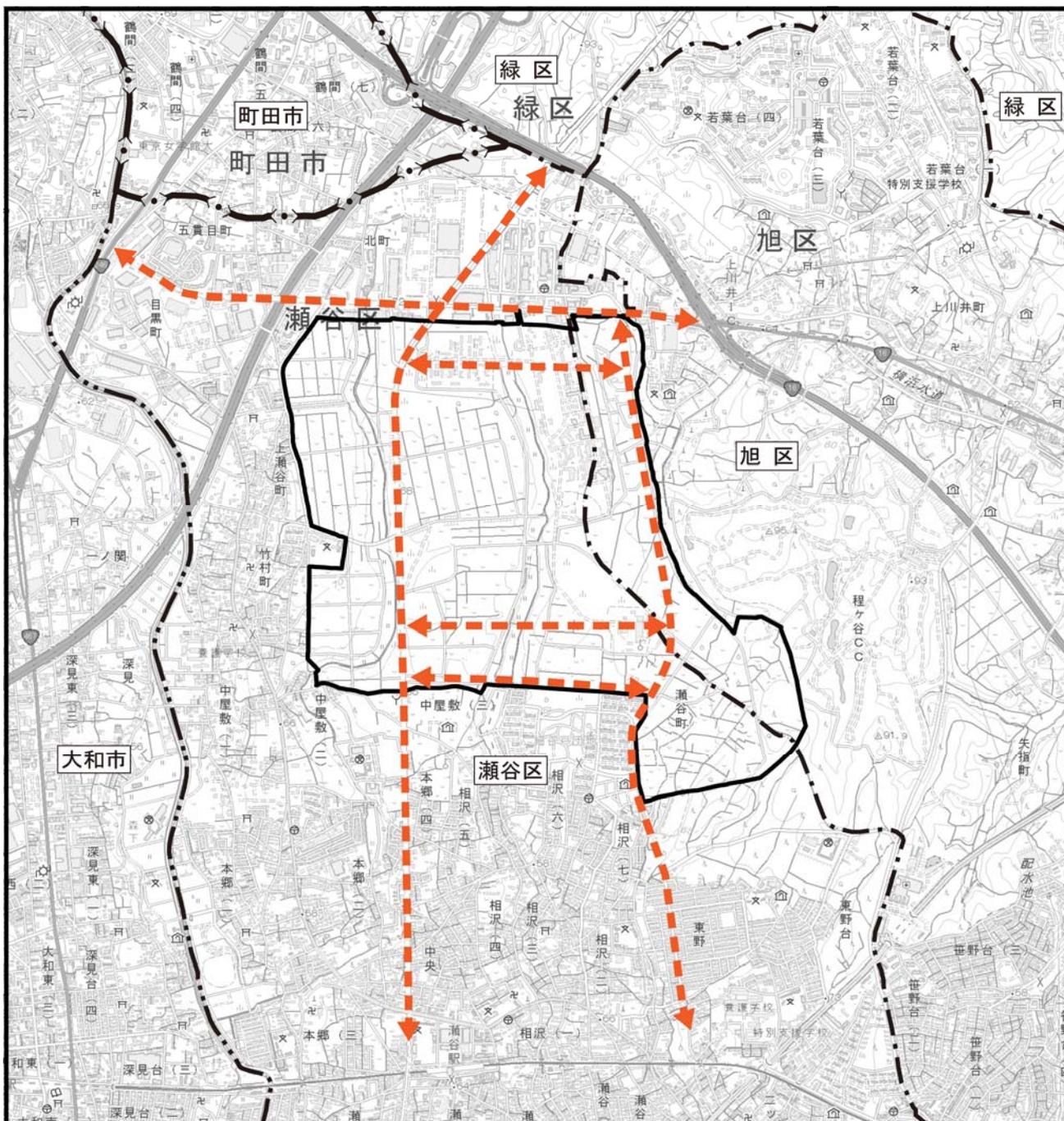


図 2.3-7 工事用車両の主な走行ルート



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- ⇄ 関係車両の主な走行ルート（案）

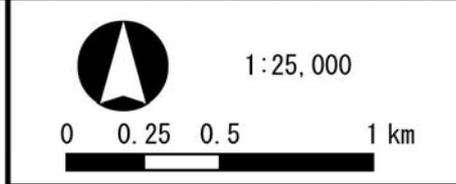


図 2.3-8 関係車両の主な走行ルート

## 2.3.6 都市計画対象事業以外の事業により整備される公共施設等について

### (1) 交通整備

対象事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応を目的に、相鉄本線瀬谷駅周辺から旧上瀬谷通信施設地区周辺にかけて、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として新交通システム（AGT）<sup>注1</sup>を整備する「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業（表 2.3-3 参照）」を進めており、都市計画対象事業と同時期に「横浜市環境影響評価条例」（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）に基づく手続を行っています。

注1：「新交通システム（AGT:Automated Guideway Transit）」

軌道上等に設置された走行路（床版）の上を、車両が案内レールに従って走行するシステム

表 2.3-3 （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業の概要

項目		内容
対象事業実施区域		起点：横浜市瀬谷区中央、本郷三丁目瀬谷四丁目 終点：横浜市瀬谷区瀬谷町
延長		約 2.6km
構造形式		南区間；地下式 北区間；地表式
駅施設		（仮称）瀬谷駅、（仮称）上瀬谷駅
車両基地		（仮称）上瀬谷車両基地（約 5.1ha）
単線・複線の別		複線
運行計画	編成車両数	最大 8 両編成（先頭車 8.55m/両、中間車 8.50m/両）
	運転方法	上り線 1 線、下り線 1 線
	運行本数	朝方ラッシュ時最大（上下線）：36 本/時 終日（上下線）：414 本/日
	列車速度	設計最高速度 60km/h
事業予定期間		令和 4 年度～令和 8 年度（予定）
供用開始予定時期		令和 8 年度

### (2) 公園整備

対象事業実施区域の南東部には、瀬谷市民の森と連続した樹林環境を形成している樹林、和泉川流域が手つかずのまま存在しているため、これらの既存緑地との一体性を考慮して、南東部に公園を整備する計画です。

「公園・防災ゾーン」においては国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園を、「観光・賑わいゾーン」においては公民連携による観光と賑わいの拠点となる場を整備するため、「（仮称）上瀬谷通信施設公園整備事業（表 2.3-4 参照）」について、「横浜市環境影響評価条例」（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）に基づく手続を進めており、令和 2 年 1 月 24 日から 2 月 7 日まで計画段階配慮書の公告及び縦覧を行いました。

表 2.3-4 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要

項目	内容
対象事業実施区域	横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町
事業の種類	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設
敷地面積	約 63ha
形質変更区域面積	約 63ha

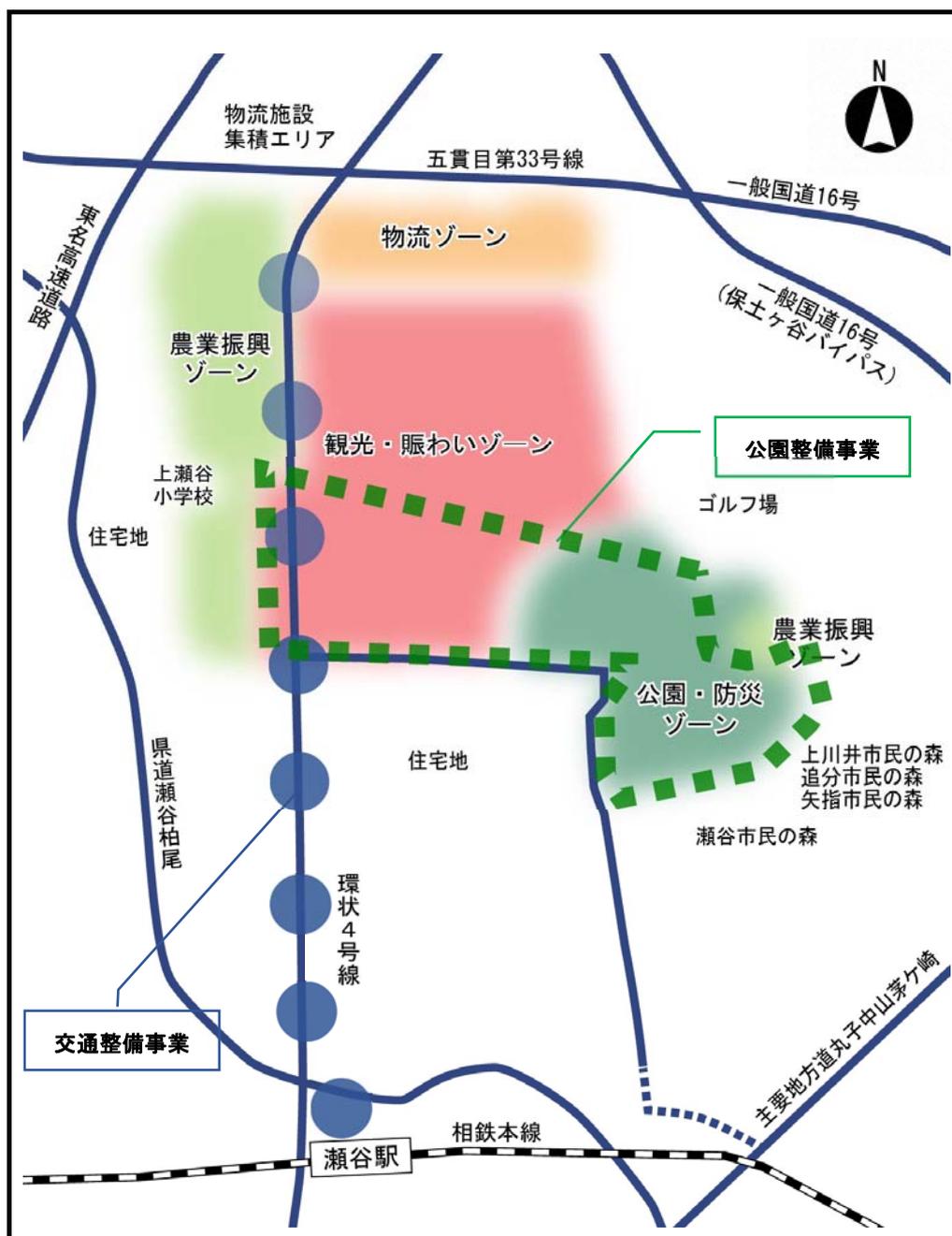


図 2.3-9 関連事業により整備される公共施設

## 2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯

### (1) 横浜市や対象事業実施区域を取り巻く状況

横浜市においても、既に進行している生産年齢人口の減少や、令和元年をピークとする人口減少（平成 27 年国勢調査ベースの将来人口推計）に加え、2016 年には死亡数が出生数を上回り、戦後初めて自然減に転じました。また、令和 7 年には、65 歳以上の高齢者が 100 万人に迫ると見込まれています。また、65 歳以上の高齢者の割合（令和元年 9 月）は、横浜市全体の 24.4% に対し、対象事業実施区域が位置する旭区と瀬谷区では、それぞれ 29.1%、27.6% と横浜市の平均と比較して高齢化率が高まっています。活力の維持・向上とともに、将来の本格的な人口減少社会を見据えたまちづくりを進めていくことが重要です。

対象事業実施区域は、東名高速道路の横浜町田インターチェンジや一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）の上川井インターチェンジに近接し、地区内を南北に環状 4 号線（上瀬谷線）、地区北側に五貫目第 33 号線が通っており、広域での自動車交通の利便性が高い地区です。面積は約 242ha で、横浜市内でも有数のまとまりのある農地と緑が広がっている広大な土地です。

戦前は農地や山林でしたが、旧日本海軍が買収し、資材集結所等として使用していました。戦後は、米軍に接収され、昭和 22 年に一旦解除されましたが、昭和 26 年に再び接収され、米軍の通信施設として使用されてきました。

平成 16 年の日米合同委員会において、横浜市内の米軍施設 6 施設を対象とした返還方針が合意されたことを受け、横浜市では、同年 10 月に「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」を設置し、跡地利用の検討を始めました。平成 17 年 6 月には学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」を設置し、同年 12 月に「返還施設の跡地利用に関する提言」をいただきました。この提言や市民意見を踏まえ、平成 18 年 6 月に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定しました。その後、指針の具体化に向けた取組方針を、平成 19 年 3 月に「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」としてまとめ、これらに基づき、米軍施設の早期返還と跡地利用の検討を進めてきました。その結果、対象事業実施区域は、平成 27 年 6 月に米国から日本へ返還されました。

対象事業実施区域のうち、フェンスで囲まれた約 50ha の区域（囲障区域）は米軍の住宅及び関連施設として利用していましたが、平成 20 年に閉鎖されました。一方、囲障区域の外側は、国有地でしたが、そのうちの約 22ha が道路拡幅整備用地や農道用地として横浜市へ譲渡され、約 110ha が耕作者に売り渡されました。

その結果、民有地が対象事業実施区域の約 45% を占めていますが、戦後約 70 年間米軍施設として使用されてきたため、長年にわたって、自由な土地利用が制限されてきました。土地利用制限の下で、一

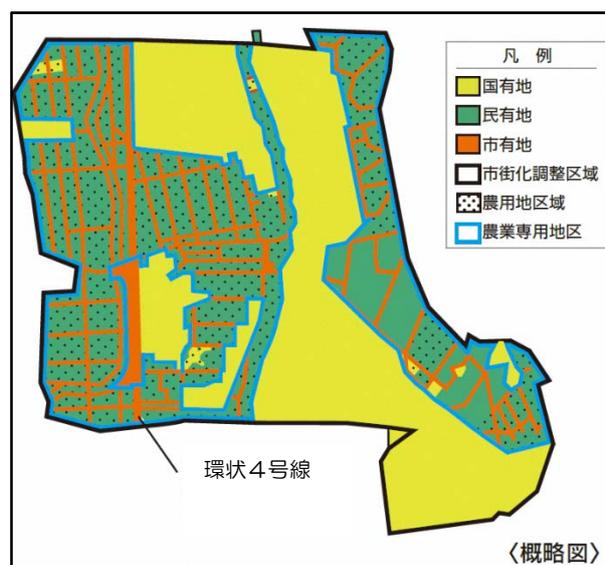


図 2.3-10 土地所有状況

部を除き、大部分が市街化調整区域に指定されてきました。耕作が認められていた民有地の大部分は農業振興地域で、通信設備のあった一部の地区を除き、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域や横浜市独自の農業振興策である農業専用地区に指定されています。しかし、農業基盤の整備も制限されていたため、農道や排水施設などの最低限の農業基盤が整備されていません。また、米軍の電波受信基地としての役割から、昭和35年の日米合同委員会にて、対象事業実施区域周辺にも電波障害防止地域を設けることが合意され、建物の高さや構造物の建築、栽培する作物などの厳しい制限がかけられ、対象事業実施区域を含む周辺地域のまちづくりに大きな制約を与えてきました。

そのため、地権者の生活再建のためにも、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行い、迅速かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。

なお、平成27年6月の返還後は、国からの立入りの承認を得て、国有地の一部を野球場や通路として暫定利用しています。また、同様に立入りの承認を得て行っていた国有地での耕作については、露地での耕作は平成28年6月末、ウド栽培は平成29年6月末まで使用が認められていましたが、現在は、国有地での耕作は認められていません。

土地利用の検討にあたっては、令和2年3月に策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき、郊外部の新たな活性化拠点を目指したまちづくりを考える必要があります。

また、地権者の土地利用に関する意向（営農継続、都市的土地利用）が混在していることや、対象事業実施区域は、民有地・国有地・市有地が混在し、ほぼ全域が市街化調整区域であることから、計画的な土地利用を実現するためには、対象事業実施区域全域において一体的な土地の整序を行う必要があります。

そこで、構造改革特区計画「農地と宅地を一体的に活性化する区画整理特区」を申請し、市街化調整区域内での横浜市施行による土地区画整理事業を行うことを前提として、次世代に向けた「都市農業の振興」と、道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かした「都市的土地利用」を両立させた土地利用を推進することを政策的に位置付け、地権者の意向を踏まえながら検討を進めています。

また、対象事業実施区域において、都市基盤の促進、地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外のまちづくりに寄与するため、令和9年（2027年）の国際園芸博覧会の開催に向けて検討を進めており、令和元年9月の国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市として令和9年（2027年）の国際園芸博覧会開催を申請し、承認されました。

表 2.3-5 国際園芸博覧会の開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 日本国 横浜市
開催場所	横浜市 旭区・瀬谷区 旧上瀬谷通信施設地区
開催期間	令和9年（2027年）3月～9月
入場者数（見込み）	来場者数1,500万人以上、有料入場者数1,000万人以上
メインテーマ	幸せを創る明日の風景 Scenery of The Future for Happiness

## (2) 土地利用の検討状況について

土地利用については、対象事業実施区域の約45%を占めている地権者の理解が必要であるため、約250名の地権者と意見交換しながら検討を進めてきました。

平成16年の日米合同委員会における返還方針の合意後、まだ返還日が決まる前から地権者（農家）が所属する上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会と横浜市で、農業振興や土地活用に関する勉強会を開催し、返還後は地権者が設立した「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」（以下、「まちづくり協議会」といいます。）と横浜市で検討を進めています。

また、横浜市は地権者全員を対象とした個別面談を数回実施し、土地利用の意向を確認してきました。

### <検討の経緯>

#### 日米合同委員会における返還方針合意から返還まで（平成16年～平成27年6月）

平成16年の日米合同委員会における返還方針の合意後、横浜市は平成18年に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定し、返還後の土地利用の具体化に向けた検討を進めてきました。

一方、地権者とは、まだ返還の見通しが立たないなか、平成20年から土地利用について意見交換を行ってきました。平成26年3月の返還時期の公表を契機に、土地利用に関する意向調査を行うとともに、将来の土地利用の検討を開始するための調整を行い、平成27年2月に農業専用地区協議会と横浜市で検討を開始することになりました。

#### 跡地利用ゾーン（案）の公表（平成28年4月）

平成27年8月に、土地利用に関する意向調査を行いました。これを受け、平成28年4月に、都市農業推進のため、農業基盤整備等を積極的に進める「農業振興ゾーン」と、防災、公園、道路、その他の機能・施設を主に導入していく「土地活用ゾーン」を配置した跡地利用ゾーン（案）を検討のたたき台として横浜市から地権者へ提示しました。（図2.3-11参照）。

ゾーン設定の考え方は、民有地の農地を基本に旭区と瀬谷区それぞれに農業振興ゾーンを配置し、まとまりある土地を創出するため対象事業実施区域の東側に土地活用ゾーンを配置する案としています。なお、土地活用ゾーンのうち、現況でまとまりのある農地については、農業振興についても検討していくことから、農業調整ゾーンとして配置しました。

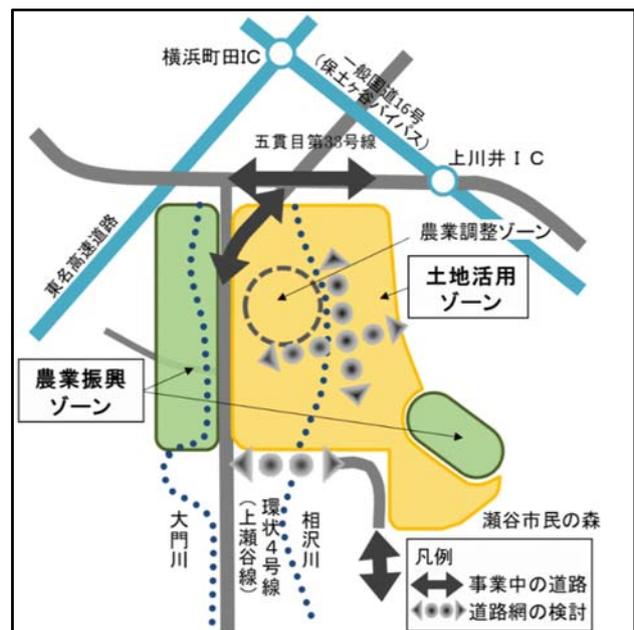


図2.3-11 跡地利用ゾーン（案）【平成28年4月】

### 地権者によるまちづくり協議会の設立（平成 29 年 11 月）

平成 28 年 10 月から平成 29 年 11 月には、上瀬谷・上川井農業専用地区協議会と横浜市で農業振興勉強会及び土地活用勉強会を開催しました。平成 29 年 11 月には、旧上瀬谷通信施設地区の「良好な生産基盤と活力ある農業振興」と「安全で快適な魅力あるまちづくり」を推進するため、地権者による「まちづくり協議会」が設立されました。

### 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」の公表（平成 30 年 5 月）

まちづくり協議会と横浜市で、農業振興と新たな都市的土地利用についての検討を進め、今後の検討の方向性をとりまとめ、平成 30 年 5 月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」として公表しました。（以下、「素案」といいます。）

素案では、農業振興については、持続的・安定的な農業経営と時代が求める新たな都市農業を創り出していくこと、土地活用については、人口減少や少子高齢化といった対象事業実施区域や横浜市を含む広域的な課題解決のほか、新たな賑わいや産業の場を生み出すことをまちづくりの視点としました。

土地利用の内容は、安定的・効率的な農業生産のための農業基盤整備や農業振興策、市民と農が触れ合える場の創出など、活力ある都市農業の実現に向けた検討を進める「農業振興」、交通利便性をいかした業種や、地域資源である農や緑と関わりの深い業種、広がりのある空間をいかした大規模施設等の進出などを念頭に検討を進める「活力創造」、安全・安心で人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を念頭におき、地域全体でグリーンインフラの概念を取り入れた公共・公益的施設の検討を進める「公共・公益」の 3 つの要素で整理しました。

### まちづくり協議会としての将来の土地利用の方向性をとりまとめ（平成 31 年 4 月）

その後も、まちづくり協議会で農業振興部会・土地活用部会を開催し、将来の土地利用を検討し、平成 30 年 11 月には、まちづくり協議会が対象事業実施区域全体を対象とした土地区画整理事業の実施が不可欠と意思決定されました。

その後、平成 31 年 1 月からは、将来の農業振興と土地利用の実現に向けて、大学や民間企業からの提案も参考にした検討を行いました。なお、大学や民間企業からは、農業振興として、市民利用型農園や大学の地域連携の可能性の提案や、土地活用として、商業系施設や観光系施設、研究施設、物流施設などの活用の可能性などが提案されました。

これらの提案も踏まえ、平成 31 年 4 月にまちづくり協議会は大区画化を目指して検討を進めることをまとめており、土地活用の方向性を「賑わい、集客力、活気、人を呼び込む」（テーマパークなどの大規模集客施設）としました。あわせて、農業振興については、市の支援を受けながら収益性の高い農業経営等を検討していくこととしました。

横浜市からまちづくり協議会へ「土地利用ゾーン案」を提示（令和元年6月）

令和元年からは、今後の土地利用の検討をより深化させるため、土地利用ゾーンの検討を開始し、素案とまちづくり協議会での検討状況等を踏まえ、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点に向け、「農業振興ゾーン」「公園・防災ゾーン」「観光・賑わいゾーン」「物流ゾーン」の4つのゾーンを選定し、土地利用ゾーン案として、令和元年6月に横浜市からまちづくり協議会に提示しました。（図 2.3-12 参照）

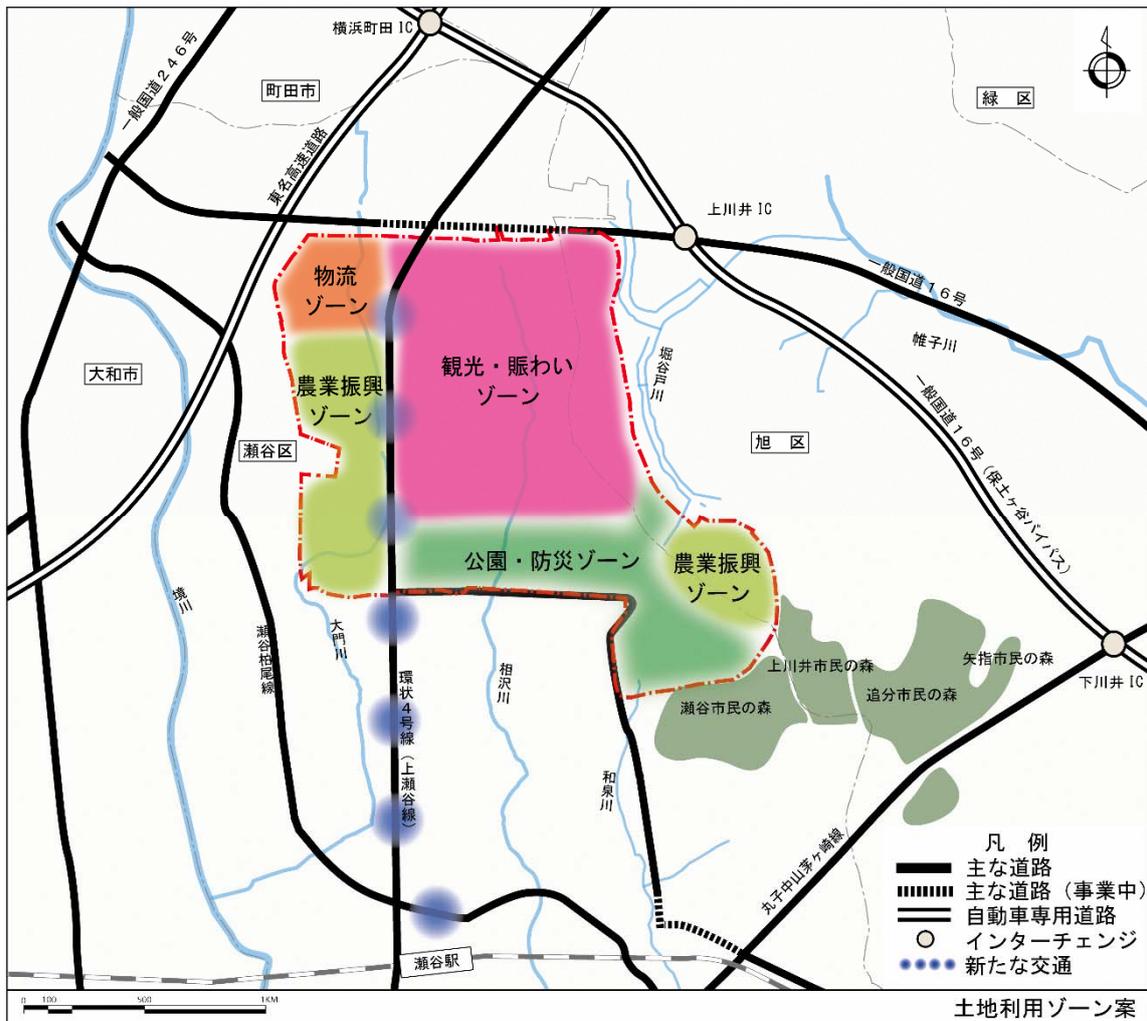


図 2.3-12 土地利用ゾーン案【令和元年6月】

### 「土地利用ゾーン」について合意（令和元年度 11月）

土地利用ゾーン案をたたき台として、まちづくり協議会と意見交換を行いながら、検討を進めました。「農業に適している位置に物流ゾーンを配置するのは適当ではない」「風の影響や日照の間隔を考慮してほしい」などの意見を踏まえ、横浜市とまちづくり協議会で土地利用ゾーンを合意しました。



図 2.3-13 土地利用ゾーン【令和元年 11月】

### 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」の策定（令和2年3月）

横浜市とまちづくり協議会で合意した土地利用ゾーンを基に、土地利用を具体化するため、まちづくりの方針や土地利用の考え方を「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」として、令和元年12月に公表し、令和2年1月から2月にかけて市民意見募集を実施しました。

市民意見を踏まえ、素案を一部修正し、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。

<土地利用ゾーンの考え方>

① 土地利用ゾーンの選定及び規模

平成 28 年 4 月の跡地利用ゾーン案では農業振興ゾーンと土地活用ゾーンに分けており、平成 30 年 5 月の協議会・横浜市素案では、土地活用ゾーンをさらに公共・公益と活力創造の 2 つの要素に分けました。

そして、平成 31 年 4 月のまちづくり協議会としての将来の土地利用の方向性を踏まえ、次の 4 ゾーンを選定しました。

農業振興ゾーン	民有地を中心に、営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリアです。規模は、現時点での農業継続意向や、市の農業施策を踏まえて、概ね 50ha と設定しました。
公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリアです。国際園芸博覧会の跡地として、広域的に利用される公園と位置づけられることを想定し、概ね 50ha と設定しました。
観光・賑わいゾーン	民有地を中心に、広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリアです。規模は、大区画化による土地利用を前提に、集客力の高いテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を想定し、概ね 125ha と設定しました。
物流ゾーン	民有地を中心に、交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリアです。規模は、近年の物流施設の大型化、高機能化を踏まえ、約 15ha と設定しました。

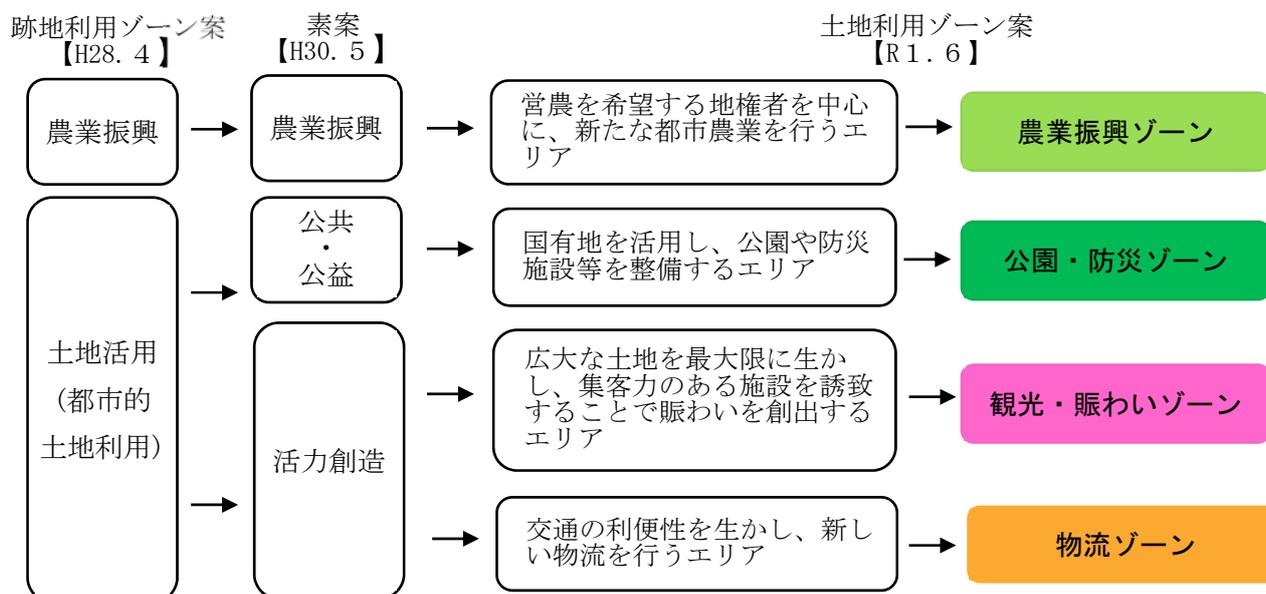


図 2.3-14 土地利用ゾーン選定の経緯

## ② 土地利用ゾーンの配置

配置については、上位計画や対象事業実施区域の土地利用状況を踏まえ、環境にも配慮し、前提条件として設定しました。なお、土地利用現況図は図 2.3-15 に示すとおりです。

### 現況の環境に配慮した計画

対象事業実施区域及びその周辺は、貴重な自然環境や農地が残されています。対象事業実施区域の南東部には、瀬谷市民の森と連続した樹林環境を形成している樹林や和泉川源流域が手つかずのまま存在し、様々な生物の生息・生育地となっていることが考えられます。従って、「公園・防災ゾーン」を南東部に配置することで既存緑地である市民の森と連携させた配置とするとともに、環境の変化を最小限に抑え、現況の環境に配慮した計画とします。

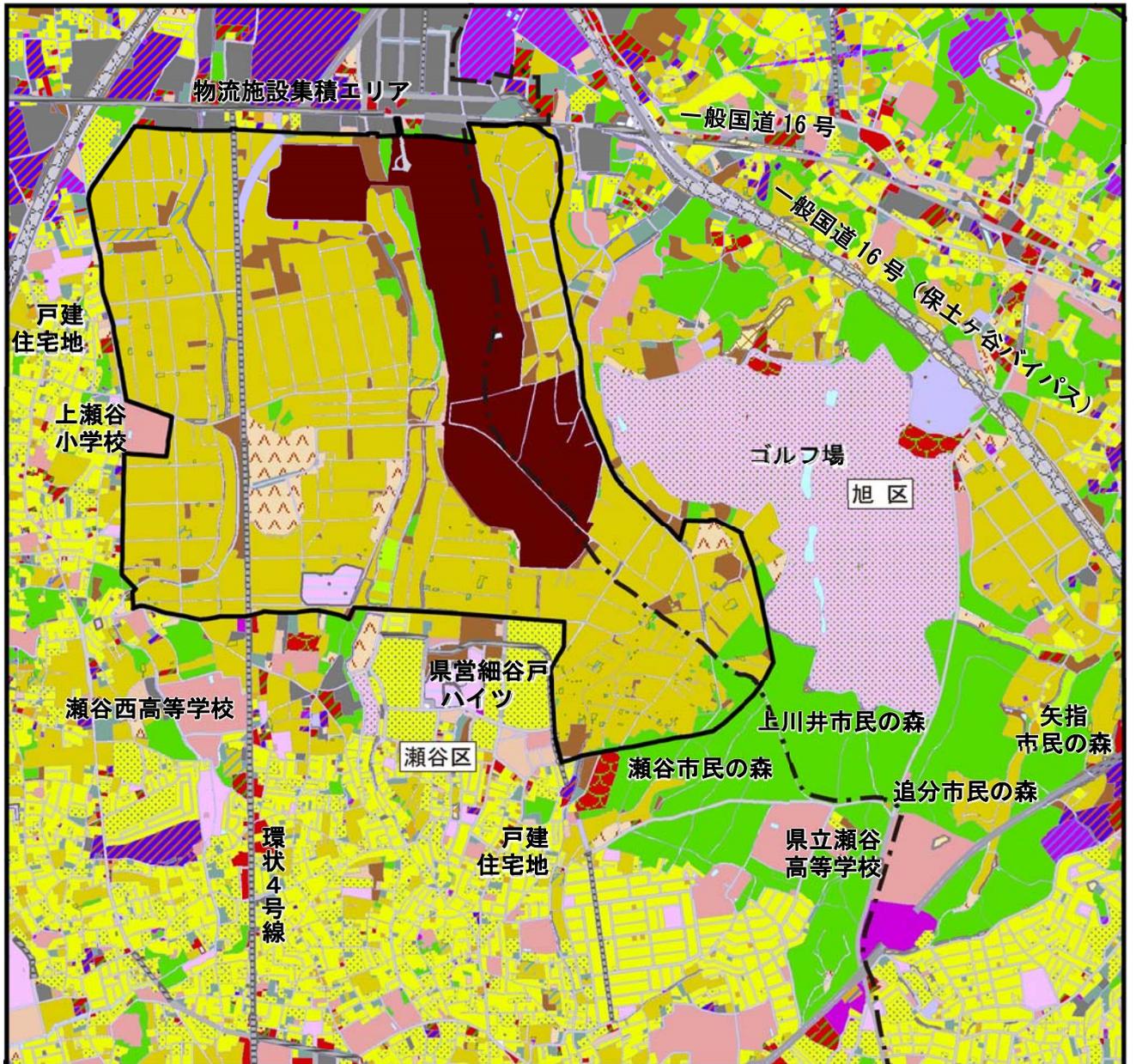
### 営農意向を踏まえた計画

営農意向を踏まえ、現在のまとまりのある農地を基本とし、旭区・瀬谷区にそれぞれ「農業振興ゾーン」を配置します。

### 周辺の土地利用に配慮した計画

対象事業実施区域の南東側は、民間ゴルフ場や瀬谷市民の森などが広がり、西側から南側には、集合住宅や戸建住宅、北側は道路交通の利便性の良さから物流施設等が集積されています。また、上瀬谷小学校が対象事業実施区域の西側に立地しています。

周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」については、住宅地と可能な限り離隔をもって配置し、「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリアに隣接する北側へ配置するとともに、環状4号線への交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。



凡例

対象事業実施区域

区界

- |         |            |             |
|---------|------------|-------------|
| 田       | 住宅用地       | 文教厚生用地      |
| 畑       | 集合住宅用地     | 運輸倉庫用地      |
| 農業用施設用地 | 店舗併用住宅用地   | 重化学工業用地     |
| 平地地山林   | 店舗併用集合住宅用地 | 供給処理施設用地    |
| 河川・水路   | 作業所併用住宅    | 防衛用地        |
| 湖沼      | 業務用地       | 都市公園        |
| プール・貯水槽 | 商業用地       | ゴルフ場        |
| 荒地      | 宿泊娯楽施設用地   | その他オープンスペース |
| 海浜      | 商業用地（複合系）  | 未利用地        |
| 人工法面等   | 公共用地       | 取壊・改変工事中    |



- |            |            |
|------------|------------|
| 駐車場        | 道路：その他     |
| その他空地      | 道路：15m~22m |
| 自動車専用道路    | 道路：12m~15m |
| 道路：幅員22m以上 | 道路：6m~12m  |
| 道路：4m未満    | 道路：4m~6m   |

資料：横浜市建築局平成25年基礎調査データ（地図情報レベル2500）より作成

図 2.3-15 土地利用現況図

表 2.3-6(1) 都市計画対象事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
昭和 26. 3. 15	米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收（昭和 20. 8）し、その後一旦解除（昭和 22. 10. 16）され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接収された。
昭和 35. 3	日米合同委員会において、周辺地域 945ha に電波障害防止地域を設定することが合意
昭和 37. 1	日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意
昭和 44. 2	日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意
昭和 48. 3	日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意
昭和 48. 11	施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが 5 者間（米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局）協議の結果、合意
昭和 51. 9	広域避難場所に指定
昭和 52. 3	施設内の国有農地が同地の 167 人の耕作者に売却（売渡面積約 107ha）。引き続き昭和 52 年 11 月には 4 人に約 0.5ha、昭和 59 年 3 月には 10 人に約 1.9ha が売却
昭和 52. 4	施設内海軍道路用地（40,599 m <sup>2</sup> ）が横浜市に譲与
昭和 52. 9	日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 53. 4	施設内農道用地（181,501 m <sup>2</sup> ）が横浜市に譲与
昭和 54. 12	日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用（第一次）が合意 日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意
昭和 55. 8	日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意
昭和 57. 2	相沢川の河川改修工事が完成
昭和 57. 3	海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2 車線）が完成
昭和 57. 9	日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 59. 3	第一次農地整備工事が完了（昭和 55 年 2 月 9 日着工）
昭和 63. 7	大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地（6,273.26 m <sup>2</sup> ）が横浜市へ譲与
平成 4. 3	「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の 4 者間で締結
平成 7. 4	施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止
平成 16. 10	同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転
平成 16. 10. 18	日米合同委員会において、返還の方針が合意された。
平成 16. 10	市経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト <sup>注1</sup> 」が設置された。
平成 17. 6	学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会 <sup>注2</sup> 」が設立された。
平成 17. 12	「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」から「返還施設の跡地利用に関する提言 <sup>注3</sup> 」をいただく。
平成 18. 1～3	「返還施設の跡地利用に関する提言 <sup>注3</sup> 」に対して、意見募集を実施した。
平成 18. 6	「米軍施設返還跡地利用指針 <sup>注4</sup> 」が策定された。
平成 19. 3	「米軍施設返還跡地利用指針 <sup>注4</sup> 」の具体化に向けた取組方針を「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 <sup>注5</sup> 」としてまとめた。
平成 20. 8	住宅及び関連施設が閉鎖
平成 21. 4	米海軍厚木航空施設司令部と上瀬谷通信施設などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 23. 1	在駐による警備が一部巡回による警備に変更
平成 23. 3	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 <sup>注5</sup> 」が改訂された。
平成 27. 6. 30	上瀬谷通信施設の全域が返還された。
平成 27. 7	国から国有地の立入りの承認を得て、野球場及び通路の利用を開始した。また、国有地での耕作についても同様に立入りの承認を得て、露地での耕作は平成 28. 6 末、ウド栽培は平成 29. 6 末までの使用が認められた。

表 2.3-6(2) 都市計画対象事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
平成 27.10.1	「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球等の利用を開始した。
平成 28.3.28	環状4号線（上瀬谷地区）約450mが開通した。
平成 28.4	「農業振興ゾーン」と「土地活用ゾーン」からなる「跡地利用ゾーン（案）」を横浜市から地権者へ提示した。
平成 28.10	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望した。
平成 29.3	「今後の土地利用検討の進め方」を公表した。
平成 29.11.27	地権者による「まちづくり協議会」が設立された。
平成 30.5.14	今後の検討の方向性として「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」を公表した。
令和元.6	横浜市からまちづくり協議会へ土地利用ゾーン案を提示した。
令和元.6～11	6月に提示した土地利用ゾーン案をもとに、まちづくり協議会で複数案の土地利用ゾーン案について検討を行った。
令和元.9	国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市が2027年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認された。
令和元.11	土地利用ゾーンについて、横浜市とまちづくり協議会で合意した。
令和元.12	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」公表
令和2.1	（仮称）旧上瀬谷通信施設土地区画整理事業 計画段階環境配慮書 送付
令和2.1～2	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」に対する市民意見募集の実施
令和2.3	計画段階配慮書に対する市長意見書 公告
令和2.3	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」公表

注1：「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」

市内米軍施設の返還後の跡地は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として設置した庁内組織

<検討事項>

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること
- (2) 返還跡地の利用に関する具体化方策に関すること
- (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること
- (4) その他必要と認められた事項に関すること

注2：「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」

返還方針が合意された上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設の跡地利用構想を検討するために、平成17年6月に設置された学識経験者等を委員（委員長 早稲田大学特命教授 伊藤滋）とする委員会。現地視察を含め、5回の会議を開催し、検討を行った。

注3：「返還施設の跡地利用に関する提言」

横浜市返還跡地利用構想検討委員会での議論をとりまとめたもの。跡地利用の全体テーマを「横浜から始める首都圏の環境再生」とし、これをうけて、旧上瀬谷通信施設の施設別テーマを「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」と設定した。

注4：「米軍施設返還跡地利用指針」

返還施設の跡地利用に関する提言や、提言に対して実施した市民意見募集の意見を受けて、横浜市としてとりまとめた米軍施設の跡地利用に関する指針。

注5：「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」

米軍施設返還跡地利用指針の具体化に向け、横浜市としての今後の取組方針を明らかにし、跡地利用の具体化を図るためにまとめたもの。施設別行動計画として、旧上瀬谷通信施設は、環状4号線の八王子街道交差箇所を早期整備を目指し、共同使用の手続きを進めることを行動計画のポイントとしている。なお、本計画は、平成23年3月に改定しており、環状4号線の八王子街道交差箇所を早期整備を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めることを行動計画の当面の目標と更新している。

### (3) 上位計画

都市計画対象事業は以下に示す上位計画との整合を図りつつ計画の検討をしています。

#### ① 横浜市中期4か年計画2018～2021

「横浜市中期4か年計画2018～2021」（横浜市政府政策課 平成30年10月）は、これまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくために、2030（平成42）年を展望した中長期的な戦略と計画期間の4年間に重点的に推進すべき政策を取りまとめたものです。併せて、政策を進めるにあたり土台となる行財政運営を示しました。

##### ア. ねらい

本計画期間中に、横浜の人口は減少が見込まれ、これまで経験したことのない社会状況を迎えることから、人口減少・超高齢化社会が進展するにあたり生じる解決すべき課題や老朽化する公共施設への対応にしっかり取り組み、安全・安心な市民生活を守り、住みたいまち・住み続けたいまちを実現します。

一方、これまでの取組により、計画期間中に国際的なビッグイベントが相次いで開催されるとともに、企業の本社・研究開発拠点の立地、MICE施設や音楽ホールなどの集客施設、ホテルの開業なども予定されており、さらなる飛躍に向けたチャンスが到来しています。また、長年取り組んできた道路や鉄道などの都市インフラ整備も着実に進み、交通便利性の向上が見込まれています。

このようなチャンスをいかし、横浜の魅力を発信し、国内外からの交流人口の増加に結び付け、また、企業や魅力的な集客施設の集積をさらに促すことにより、横浜経済を活性化させ、財政基盤を確保し、都市の持続的な成長・発展を実現します。

##### イ. 基本姿勢

- ・SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた取組
- ・データ活用・オープンイノベーションの推進
- ・地域コミュニティの視点に立った課題解決

##### ウ. 計画の構成

計画の構成を図2.3-16に示します。

##### エ. 都市計画対象事業に係る記述

都市計画対象事業に係る旧上瀬谷通信施設地区に関する記述を抜粋して、表2.3-7に示します。

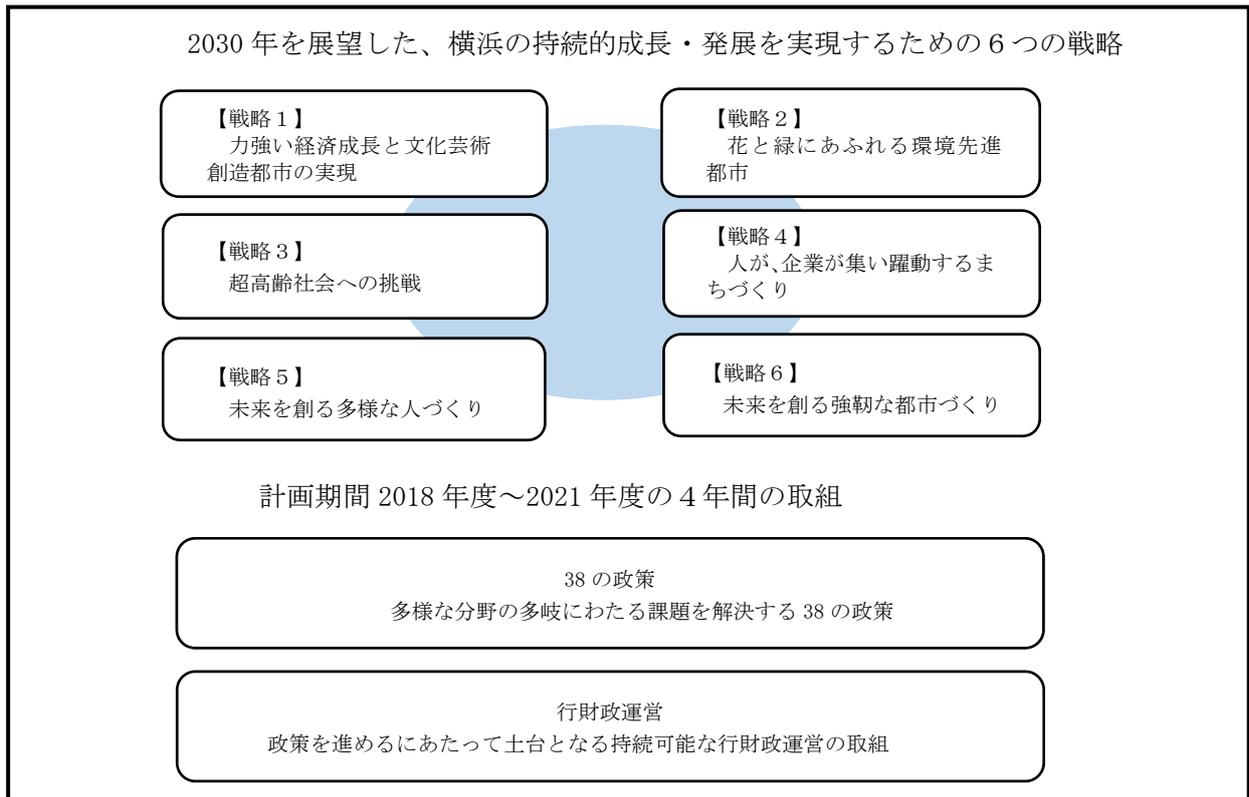


図 2.3-16 「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」の構成

表 2.3-7 「横浜市中期4か年計画 2018～2021」における旧上瀬谷通信施設地区関連記述

戦略4 (2)	人が、企業が集い躍動するまちづくり ～誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部～		
<p>●戦略的な土地利用誘導・まちづくりの推進</p> <p>市内に残された貴重な資産である米軍施設跡地では、広大な土地や立地特性等をいかし、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を進めます。</p> <p>旧上瀬谷通信施設では、国際園芸博覧会の招致と連携し、農業振興や新たな都市的土地利用を図るとともに、新たな交通の整備など、総合的なまちづくりを進めます。また、旧深谷通信所では、緑豊かな環境をいかしながら、健康・スポーツの拠点形成を目指していくとともに、根岸住宅地区等の跡地活用の検討を進めます。</p>			
政策21	コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり		
<p>【政策の目標・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駅やインターチェンジの周辺、米軍施設跡地等の都市的土地利用が見込まれる地域では、緑や農地の保全とのバランスや周辺環境との調和を図りながら、戦略的な土地利用を推進します。また、都市環境の変化を踏まえた土地利用規制の見直しの検討を進めます。</li> </ul> <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川東部方面線・横浜環状道路等の整備や、米軍施設跡地の活用等の機会をいかし、地域や市域の活性化、広域的課題の解決など戦略性を持った土地利用誘導が必要です。</li> </ul> <p>【主な事業】</p>			
5	米軍施設の跡地利用の推進	所管	政策局、健康福祉局、環境創造局、都市整備局、道路局等
旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設など市内米軍施設跡地について、地権者等と連携しながら、アクセス道路など周辺の都市基盤整備等も含め跡地利用を推進します。			
想定事業量	<p>①旧深谷通信所 事業化検討(都市計画決定)</p> <p>②旧上瀬谷通信施設 土地利用(基本計画策定等)・周辺まちづくりの推進</p> <p>③根岸住宅地区 土地利用検討(跡地利用基本計画素案策定)</p> <p>【直近の現状値】29年度:①跡地利用基本計画策定 ②・③土地利用検討</p>	計画上の見込額	66億円

## ② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「整開保」といいます。）並びに「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」（以下、「三方針」といいます。）は、個別の都市計画の上位計画に位置する都市計画です。

地域の自主性及び自立性を高めるという平成 23 年 8 月の都市計画法の改正の趣旨を踏まえれば、横浜市が整開保及び三方針（以下、「整開保等」といいます。）並びに線引きの都市計画決定権限を有することで、以前にも増して、独自性と総合的な視点をもった都市計画の積極的な活用を図り、その潜在力を最大限に引き出していくことが強く求められています。

また、横浜市内の人口変動・高齢化、企業活動の変化、環境や防災に対する市民意識の高まりなどに加えて、鉄道や高速道路等の整備による広域的な都市構造の変化など、横浜市を取り巻く都市環境も大きく変化してきており、横浜市の持続的発展に向けては、人や企業の呼び込みによる地域の活性化（若年層や子育て世代の流入促進、雇用機会の創出）や、継続的な成長・発展につながる都市づくり（都市基盤の整備効果の最大限の活用、市経済の発展、港湾機能強化）を進める必要があります。

このため、横浜市の目指すべき都市の将来像を示す整開保等及び線引きの見直しにあたっては、今後の横浜市を取り巻く社会状況や都市環境の変化に柔軟に対応するとともに、従来の枠組みにとらわれず、次世代への布石として骨太な未来のまちづくり戦略を描くことが重要です。

### ア. 目標年次、基本理念等

本方針による目標年次、基本理念等は表 2.3-8 に示すように定められています。

表 2.3-8 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 30 年 3 月）による  
都市計画の目標

事項	記事
目標年次	基準年次 2010 年 目標年次 2025 年
都市づくりの基本理念	～新しい横浜らしさの創造と持続を支える都市づくり～ ・超高齢社会や将来の人口減少社会の到来を見据え、環境に配慮した持続可能な都市の構築 ・港、水・緑、歴史、文化など、横浜の持つ資産や環境を生かしたまちづくり ・市民生活の利便と安全安心を支えるとともに、国際競争力の強化を図るための基盤づくり
都市構造及び地域毎の市街地像	・横浜型のコンパクトな市街地形成 ・魅力的な市街地の形成 横浜都心、新横浜都心 郊外部の鉄道駅を中心としたコンパクトな市街地 産業拠点 広域的な機能連携軸 都市に潤いを与える「緑の 10 大拠点」

イ. 都市計画対象事業に係る記述

都市計画対象事業に係る旧上瀬谷通信施設地区の利用に関する記述を抜粋して、表 2.3-9 に示します。

表 2.3-9 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 30 年 3 月）における

旧上瀬谷通信施設地区利用関連記述

方針	旧上瀬谷通信施設地区関連の記述
3. 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針	<p>横浜型のコンパクトな市街地形成を目指すため、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、既に市街化区域と同様の水準と認められる区域を市街化区域へ編入し、鉄道駅・高速道路インターチェンジ周辺、米軍施設跡地、既存施設の機能更新が見込まれる業務・工業系用地及び港湾機能の強化等を目的に新たに造られた埋立地において、戦略的・計画的に土地利用を進める区域及び市街化区域の縁辺部等においてまちづくりが進められる区域は、地域の合意形成、事業実施の見通しが立った際には、地区計画によるまちづくり等と併せて随時市街化区域へ編入する。</p>
4. 主要な都市計画の決定の方針	<p>エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針                      鉄道駅や高速道路インターチェンジ周辺等の都市基盤施設の整備効果を最大限に生かすことや、米軍施設跡地等の大規模土地利用転換にも適切に対応するとともに、横浜市の魅力である良好な緑や農の保全などとのバランスを図りながら、新たな投資の喚起や民間活力を誘導した機能強化など、持続的な都市の成長・発展につながる土地利用の誘導を図る必要がある。                      次の地区について、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、地域の合意形成や事業実施の見通しが立った際には、地区計画によるまちづくり等と併せて市街化区域へ編入する。                      (ア) 都市基盤の整備に合わせた土地利用転換を進める地区                      ・ 鉄道駅や高速道路インターチェンジの整備が予定されている地区                      ・ 米軍施設跡地</p>
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	<p>② 主要な施設の配置の方針                      イ 都市高速鉄道等                      旧上瀬谷通信施設の跡地利用などの大規模な開発等に対応するため、それらに伴う土地利用の展開と輸送需要の動向を踏まえつつ、中量軌道等の新たな交通の導入について検討を進める。</p>
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	<p>② 主要な水・緑環境の配置の方針                      ア 拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てる                      (ア) 緑の 10 大拠点の水と緑をまもり・育てる                      緑の 10 大拠点（こどもの国周辺、三保・新治、川井・矢指・上瀬谷、大池・今井・名瀬、舞岡・野庭、円海山周辺、小柴・富岡、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺、上飯田・和泉・中田周辺、下和泉・東俣野・深谷周辺）を水・緑環境を優先的に保全・活用する地区とし、次世代に確実に継承するため、土地所有者の理解と協力を得て、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、広域的なレクリエーション需要を充足する公園などの整備、地域にふさわしい緑化を進める。併せて各種制度を活用しながら農地を保全する。</p>

### ③ 都市計画マスタープラン・旭区プラン

「旭区プラン」は、「横浜市都市計画マスタープラン」(横浜市 平成 25 年 3 月)を前提とし、関連する「分野別計画」との整合を図るとともに、区のおおむね 20 年後を見据えた将来像を示し、区民と協働してまちづくりを進めていくうえでの基本的な方針として策定しています。

「旭区プラン」は、平成 30 年 11 月に改訂されており、その中で目指す将来像は、表 2.3-10 のように定められています。

表 2.3-10 「旭区プラン」における目指す将来像

いつまでも住み続けたいまち～安心・健やか・ふるさと 旭～		
安心	安心して安全に暮らせるまち	→防災と防犯の方針
健やか	誰もが快適に移動できるまち	→交通の方針
	生き生きと活動し、交流できるまち	→魅力と活力の方針
ふるさと	いつまでも住み続けられるまち	→土地利用の方針
	豊かな自然と身近にふれあえるまち	→環境の方針

以下に「旭区プラン」のまちづくりの方針の中で、都市計画対象事業に関連した記述を抜粋して、表 2.3-11 に示します。

表 2.3-11 「旭区プラン」における旧上瀬谷通信施設地区の土地利用について

各方針	旧上瀬谷通信施設地区関連の記述
ア 土地利用の方針	<p>a. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧上瀬谷通信施設については、緑や農の保全とのバランスを図りながら、全市的・広域的な課題への対応を考慮した土地利用の具体化を図ります。</li> </ul> <p>b. 背景・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年 6 月に返還された旧上瀬谷通信施設は、施設面積が（瀬谷区側と合わせて）約 242ha にもなる広大な土地であり、農地や豊かな自然が広がっています。将来の土地利用に向けて、地権者や区民等の意向も踏まえ、地区の特徴を最大限生かした土地利用基本計画の策定が必要となっています。</li> </ul> <p>c. 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧上瀬谷通信施設の土地利用は、道路ネットワークによる広域的なアクセス条件の良さを生かし、持続的な都市農業を展開するとともに、全市的・広域的な課題への対応を図りながら、旭区をはじめとした周辺地域の活力に結びつくよう誘導していきます。</li> </ul>
イ 環境の方針	<p>a. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多彩な緑環境を保全するとともに、市街地においては、緑化を推進しつつ、点在する緑地や河川などの環境資源を有機的に結び、水と緑のネットワークを形成することで、多くの人々が緑に触れる機会を増やしていく取組を進めます。</li> <li>・旭区の魅力資源として優良な農地を保全するとともに、農にふれあう機会を提供する取組を進めます。</li> </ul> <p>b. 背景・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の 10 大拠点」のうち 4 か所が区内にあり、緑被率が 35.0%（平成 26 年）と横浜市全体での緑被率 28.8%を上回っています。減少幅も平成 13 年以降鈍化していることから、緑の保全策による一定の効果が確認されています。しかし、住宅街や駅周辺などの市街地は緑が少なく、市街化調整区域においても開発などにより緑の減少が見られます。</li> </ul> <p>c. 方針</p> <p><b>【緑の保全と創出】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の保全 区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全します。</li> <li>・緑の拠点の魅力向上 緑の 10 大拠点である「川井・矢指・上瀬谷地区」「三保・新治地区」「大池・今井・名瀬地区」「上飯田・和泉・中田周辺地区」では、まとまりのある樹林地や農地など多様な自然的環境が残されており、ヒートアイランド現象を緩和する機能や生き物の生育・生息環境としても重要であることから、区民に親しまれるよう、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定等により優先的に保全・活用します。</li> <li>・農的空間の活用 上川井農業専用地区については、旧上瀬谷通信施設の土地利用の具体化にあわせて農地の保全、営農環境の充実を図りつつ、全市的・広域的な課題への対応等を検討します。</li> <li>・生物多様性の保全 生物多様性を保全するため、樹林地と農地が一体となった豊かな里山環境を次世代に引き継いでいきます。</li> <li>・水環境の保全 平常時の河川水量の確保、貴重な湧水の保全のほか、市街地の雨水流入量の増大を抑制するため、樹林地や農地の保全、公園の整備を進め、健全な水環境の回復を図ります。また、雨水浸透ます、雨水貯留施設、透水性舗装などの設置を促進します。</li> </ul>

#### ④ 都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン

「瀬谷区プラン」は、「横浜市都市計画マスタープラン」(横浜市 平成 25 年 3 月)を前提とし、区のおおむね 20 年後を見据え、望ましい瀬谷区の将来像を描くとともに、それを実現するためのまちづくりの基本的な方針を定めるものです。

瀬谷区プランは、平成 29 年 3 月に改訂され、その中でまちづくりの基本理念は、表 2.3-12 のようになっており、「瀬谷区プラン」の策定時(平成 17 年)から継承されています。

表 2.3-12 「瀬谷区プラン」における目指す基本理念

身近に水と緑の環境がある、安全で安心できる暮らし 健康で、生き生きとした暮らし 様々な人が互いにつながり、地域で支えあう暮らし
---

「瀬谷区プラン」においては、都市計画対象事業に関連する記述が多数ありますが、将来都市構造の中において「旧上瀬谷通信施設の跡地利用について」としてまとめられている部分を図 2.3-17 に抜粋します。

これまで米軍の施設として使用されていた瀬谷区の北部に位置する旧上瀬谷通信施設は、平成 27 年 6 月に返還されました。

旧上瀬谷通信施設の面積は約 242ha と、みなとみらい 21 地区の約 1.3 倍にも及び、市内で過去最大の返還面積となります。まとまった農地を擁する緑豊かな空間であり、横浜町田インターチェンジにも近いことから、跡地利用について大きな可能性を有しています。

跡地利用にあたっては、地権者との話し合いや市民の意見を伺いながら検討を行い、この地区の特徴を最大限に活かしたビジョンをしっかりと描き、全市的・広域的な課題への対応、地域の活性化等が図られるよう、計画の具体化を進めていきます。

### 瀬谷区プランにおける旧上瀬谷通信施設の方針の記載

#### 3. 瀬谷区の目標とする都市像

##### 3. 将来都市構

区北部の都市構造については、旧上瀬谷通信施設の跡地利用により、大きく変化することも考えられます。

#### 4. 部門別まちづくりの方針

##### 1. 土地利用の方針

##### ③ 緑農地域

・旧上瀬谷通信施設については、その広大さから横浜市に残された貴重な財産であるため、緑や農の保全とのバランス等を図りながら、全市的・広域的な課題への対応を考慮した跡地利用の具体化を図ります。また、あわせて周辺区域においても、都市的土地利用も含めた、土地利用を誘導します。

##### 2. 都市の活力・魅力の方針 ①－b. 瀬谷駅周辺

・旧上瀬谷通信施設の最寄駅として、旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携したまちづくりを進めます。

##### 3. 都市環境の方針 ②－a. 北の拠点

・上瀬谷農業専用地区については、旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携し、緑地や農地の保全、新しい営農環境の創出や充実を図りつつ、全市的・広域的な課題への対応等を検討します。

##### 4. 都市交通の方針 【基本的な考え方】

・旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携し、必要な道路、公共交通等の基盤整備を検討します。

図 2.3-17 「瀬谷区プラン」における旧上瀬谷通信施設地区の土地利用について

⑤ 横浜市水と緑の基本計画

水と緑を一体的にとらえた総合的な計画として策定された計画（計画の目標は、表 2.3-13 参照）です。

表 2.3-13 「横浜市水と緑の基本計画」（平成 28 年 6 月）の目標

基本理念	横浜らしい水・緑環境の実現 ～市民・事業者・行政の連携・協働により実現します～
目標像	多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境 《都市の姿》 ・緑が市街地に引き込まれています ・健全な水循環が回復しています ・地域の中で農のある暮らしが息づいています ・都心臨海部に水と緑が増え魅力が高まっています ・多様な生き物が生育・生息できる環境が形成されています ・風が都市に引き込まれています 《市民の姿》 ・水や緑との様々な関わりが深まっています
基本指標	水緑率 35%をさらに向上

その中で、対象事業実施区域は緑の 10 大拠点の一つ（川井・矢指・上瀬谷地区）として位置付けられており、「市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用します。」とされています。同地区の取組方針は、表 2.3-14 に示すとおりです。

表 2.3-14 「横浜市水と緑の基本計画」（平成 28 年 6 月）に基づく取組方針  
（川井・矢指・上瀬谷地区）

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014 年度末実績及び事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用します。</li> <li>・上川井、上瀬谷農業専用地区の活性化を図ります。</li> <li>・下川井の農用地区域を中心として都岡地区恵みの里を展開します。</li> <li>・旧上瀬谷通信施設は、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点と位置付け、平常時には広く首都圏の人々が訪れ、農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災拠点となる空間を目指します。</li> <li>・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;水路・水辺拠点等&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・小川アメニティ（矢指町 1.3km、瀬谷町 0.9km、東野台 0.3km）</li> </ul> </li> <li>&lt;樹林地等&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の森（矢指 5.1ha、追分 32.9ha、瀬谷 19.1ha、（仮称）上川井 10.1ha）</li> <li>・特別緑地保全地区（追分 8.4ha、川井 5.3ha、上川井町中田谷 3.1ha、上川井町堀谷 1.5ha）</li> </ul> </li> <li>&lt;農地&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・都岡地区恵みの里</li> <li>・農業専用地区（上川井 35.3ha、上瀬谷 92.0ha）</li> <li>・農用地区域（108.5ha）</li> </ul> </li> <li>&lt;公園等&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフ場（64.0ha）</li> </ul> </li> </ul>

⑥ 横浜都市農業推進プラン

「横浜市水と緑の基本計画」や「横浜市中期4か年計画2018～2021」に基づき、おおむね10年後の横浜の都市農業を展望し、5か年計画（2019～2023年）として策定されたものであり、その概要は表2.3-15に示すとおりです。

表2.3-15 「横浜都市農業推進プラン」の概要

基本理念	活力ある都市農業を未来へ	
<p>目標とする姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の各農業地域の特性を十分に生かし、新たな取組や技術も取り入れた、元気な横浜の農業が展開されています。</li> <li>●良好な農景観の形成や生物多様性の保全にも寄与する、まとまりのある優良な農地が形成されています。</li> <li>●市民が農に関わる機会が増えるとともに、地産地消が進んでいます。</li> </ul>	
<p>計画の柱1</p>	<p><b>持続できる都市農業を推進する。</b></p> <p>将来にわたり持続可能な都市農業を目指し、農業経営の安定化・効率化に向けた農業の振興や、横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援、農業生産の基盤となる農地の利用促進を図ります。</p>	<p><b>施策1. 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興</b></p> <p>事業1. 市内産農畜産物の生産振興</p> <p>事業2. 地域特性に応じた都市農業の拠点づくり支援 ※旧上瀬谷通信施設の農業振興策の策定</p> <p>事業3. 生産基盤の整備と支援</p> <p><b>施策2. 横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援</b></p> <p>事業4. 農業の担い手の育成・支援</p> <p>事業5. 農業経営の安定対策</p> <p><b>施策3. 農業生産の基盤となる農地の利用促進</b></p> <p>事業6. 農地の貸し借りの促進</p> <p>事業7. まとまりのある農地等の保全</p>
<p>計画の柱2</p>	<p><b>市民が身近に農を感じる場をつくる。</b></p> <p>良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組と、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。</p>	<p><b>施策1. 農に親しむ取組の推進</b></p> <p>事業1. 良好な農景観の保全</p> <p>事業2. 農とふれあう場づくり</p> <p><b>施策2. 地産地消の推進</b></p> <p>事業3. 身近に農を感じる地産地消の推進</p> <p>事業4. 市民や企業と連携した地産地消の展開</p>

#### (4) 事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

##### ① 配慮書時点の対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果

###### ア 複数案等について

対象事業実施区域は、米軍施設跡地であり、その土地利用については平成18年に「米軍施設返還跡地利用指針」としてとりまとめています。事業の実施については、長年にわたって自由な土地利用が制限されてきた経緯や、地権者の早期の生活再建が必要になる等の特殊性を踏まえると、迅速かつ計画的に実現することが求められています。

また、国有地、市有地、民有地の混在を解消するとともに、農業振興と都市的土地利用を行う土地を集約し、将来必要となる農業基盤や道路等の都市基盤の整備を一体的に推進するため、旧上瀬谷通信施設地区全域において一体的な土地の整序を行う必要があります。

計画段階環境配慮書では、事業の位置および規模について複数案を設定することが基本となっていますが、このような背景から、都市計画対象事業においては、旧上瀬谷通信施設全域での事業実施が必要となるため、事業の目的が達成可能な位置又は規模に関する複数案は設定しませんでした。また、土地区画整理事業（都市計画決定を伴うもの）によらない他の事業手法を用いて、事業の目的を達成することは現実的ではないため、土地区画整理事業を都市計画に定めないとする案も設定しないこととしました。

また、対象事業実施区域は、民有地が全体の約45%を占めていますが、米軍施設として使用されてきたため、約70年間にわたって土地利用が制限されてきました。農業専用地区でありながら、農業基盤の整備も制限されており、米軍施設の電波受信基地としての役割から、電波障害防止地域が設けられており、建造物の建築や栽培する作物などに厳しい制限がかけられていました。

このような経緯を踏まえ、土地利用については、地権者の理解が必要であることから、土地利用の方向性については、地権者による「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」とともに検討を進めてきました（「2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯」(p.2-13~23)参照）。

なお、土地利用のゾーンの選定及び配置等については、様々な案についてまちづくり協議会と意見交換を行ってきた結果、図2.3-13(p.2-18参照)に示した「土地利用ゾーン」として、横浜市とまちづくり協議会で合意しました。

従って、計画段階配慮事項を検討するための事業計画は、「土地利用ゾーン」を基本とし、計画段階配慮事項を検討しました。なお、土地利用ゾーンの配置については、現況の環境にも配慮しながら、対象事業実施区域の交通利便性の良さをいかした計画となっています（「土地利用ゾーンの考え方」(p.2-19~21)参照）。

また、下水道、区画街路等の都市基盤整備に係る計画や具体的な土地利用用途、建造物の配置等の考え方については、今後、環境影響評価の手続を踏まえて、環境影響の回避、低減が図られるような視点に配慮しつつ熟度を高めていく予定です。

###### イ 事業計画の概要

事業計画の考え方は表2.3-16、事業計画の土地利用面積は表2.3-17に示すとおりです。

表 2.3-16 事業計画の考え方

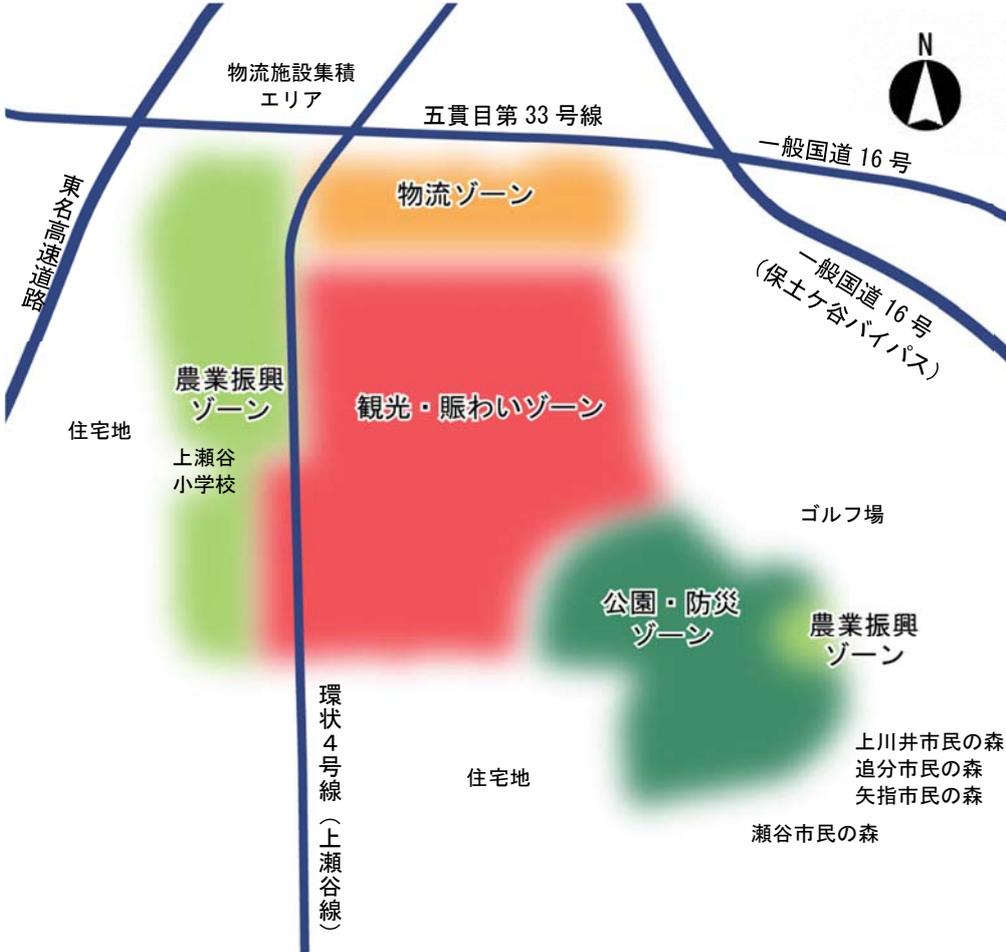
<p>事業計画の 基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農意向を踏まえ、農業振興ゾーンを配置します。</li> <li>・現況の環境に配慮した計画とします。</li> <li>・周辺の土地利用状況に配慮し、観光・賑わいゾーンや物流ゾーンは、可能な限り住宅地と離隔をもち、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮して配置します。</li> </ul>
<p>事業計画の 配置の 考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭区、瀬谷区それぞれに農業振興ゾーンを配置します。</li> <li>・民間ゴルフ場や市民の森などの既存緑地との一体性を考慮し、公園・防災ゾーンを対象事業実施区域の南側に配置します。</li> <li>・観光・賑わいゾーンは、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。</li> <li>・物流ゾーンは既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。</li> </ul>
<p>事業計画</p>	 <p>農業振興ゾーン 営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</p> <p>公園・防災ゾーン 国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</p> <p>観光・賑わいゾーン 広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</p> <p>物流ゾーン 交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</p>

表 2.3-17 事業計画の土地利用面積

ゾーン等の区分	面積 <sup>注1</sup>	割合
農業振興ゾーン	約 50ha	約 21%
土地活用ゾーン	約 192ha	約 79%
公園・防災ゾーン	約 50ha	約 21%
観光・賑わいゾーン	約 127ha	約 52%
物流ゾーン	約 15ha	約 6%
合計	約 242ha	100%

注1：面積には、道路、調整地等を含みます。

## ② 計画段階配慮事項の検討結果

計画段階配慮事項として、地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の7項目を選定し、周辺環境への影響への比較を行いました。

計画段階配慮事項についての評価の結果及び環境保全措置は、表 2.3-18 のとおりです。

表 2.3-18(1) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
地盤	土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあつては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案</li> </ul>
土壌	<p>旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあつては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく手続において、環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく適切な対応(土壌汚染状況の把握を含みます。)</li> </ul>
動物	<p>樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施</li> <li>緑の連担性を確保し、動物の生息域の分断を抑える措置</li> <li>造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減</li> <li>水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり</li> </ul>

表 2.3-18(2) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
植物	<p>樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施</li> <li>・緑の連担性を確保し、植物の生育域の分断を抑える措置</li> <li>・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減</li> <li>・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等</li> <li>・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出</li> </ul>
生態系	<p>事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により、「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホテル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により、「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施</li> <li>・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置</li> <li>・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減</li> <li>・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり</li> </ul>

表 2.3-18(3) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
景 観	<p>景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内で低減されるものと評価します。</p> <p>主要な眺望点の直接的改変がないこと、全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全</li> <li>・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出</li> <li>・景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化</li> <li>・遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画</li> </ul>
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約5割及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉古道北コースの可能な限りの保全</li> <li>・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出</li> <li>・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出</li> </ul>

### ③ 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯

#### ア. 配慮書における検討結果

配慮書において、環境配慮事項として選定した地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場については、表 2.3-18 に示す環境保全措置を講じることにより、都市計画対象事業に係る影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減できるものと評価しました。

#### イ. 構想段階評価書の状況

都市計画運用指針の改定に伴い取りまとめて公表した「(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 構想段階評価書」(令和2年1月、横浜市)において、配慮書における環境面以外に、社会経済面の観点から評価を行いました。その結果、表 2.3-19 に示すとおり、施行区域周辺の土地利用との総合性、区域外との道路ネットワークと、区域内の都市施設計画と土地利用計画との整合性、歩行者自転車の移動性・安全性、郊外部の新たな活性化拠点の形成について確保等がなされていると評価しました。

表 2.3-19 社会経済面の観点からの評価結果

項目	評価結果
<p>都市計画の 一体性・総合 性の確保に 関する評価</p>	<p>施行区域周辺の 土地利用との総 合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興ゾーンについて、旭区側は民間ゴルフ場や市民の森の近くに配置し、瀬谷区側は環状4号線西側、既存の住宅地近くに配置することで、営農環境を確保することが可能と評価します。</li> <li>・公園・防災ゾーンは、対象事業区域の南東側に配置することで、既存緑地である市民の森とまとまりのある緑地が形成でき、広域的な防災拠点（消防・警察・自衛隊などの受入に必要な広域応援活動拠点）としての機能が確保されると評価します。</li> <li>・物流ゾーンは、対象事業区域の北側に配置することで、既存の物流施設集積エリアと一体となり、操業環境を形成、保全することが可能と評価します。</li> <li>・観光・賑わいゾーンは、対象事業区域の中央に配置することで、市街地の連続性が確保され公共施設を効率的に整備できると評価します。ただし、観光・賑わいゾーンの東側には、第3種風致地区が指定されていることから、緑との離隔となる、道路やゾーン外周の緑の配置等を今後検討していく必要があると考えます。</li> </ul> <p>区域外との道路 ネットワーク と、区域内の都 市施設計画と土 地利用計画との 整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外との道路ネットワークは、主要な地区内道路を、地区外の八王子街道、環状4号線、瀬谷地内線につなげ、交通需要に対応した計画とすることから整合していると評価します。</li> <li>・主要な地区内道路と土地利用の関係は、主要な地区内道路を「各土地利用ゾーンへのアクセス」や「観光・賑わいゾーン外周での円滑な交通処理」を考慮して配置していることから整合していると評価します。</li> <li>・新たな交通は、「大規模な土地利用転換に伴い、発生が想定される交通需要に対応するよう導入を図る」としており、土地利用と都市施設の計画は連携していると評価します。</li> </ul> <p>歩行者自転車の 移動性・安全性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、対象事業区域周辺は自転車通行空間、歩行者空間及び車道は明確に分かれておらず、都市計画対象事業で、主要な地区内道路に自転車通行空間と歩行者空間を確保することで、移動性・安全性は確保されると評価します。</li> </ul>
<p>施行区域の 一体的な開 発、整備の必 要性に関す る評価</p>	<p>郊外部の新たな 活性化拠点の形 成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、対象事業区域周辺の産業は、農業や一部物流倉庫などがあるものの大きな産業はありません。このため、テーマパークを核とする集客施設を立地させることで、周辺住民の雇用の場の創出が期待できます。また、現在インバウンド（訪日外国人旅行者）による消費の取り込みが行えていない状況ですが、当該施設ができることで、インバウンドによる消費を取り込むことが可能となります。</li> <li>・観光・賑わいゾーンに、テーマパークを核とする集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光拠点を形成することで、交流人口の増加が期待できます。また、対象事業区域での一体的な開発、整備を進め、各ゾーンの連携を促進できる事業手法や区域を検討することで、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れ、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点を形成することが期待できます。</li> <li>・そのため、施行区域の一体的な開発、整備の必要性があると評価します。</li> </ul>

資料：「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 ～構想段階評価書（概要版）～」(令和2年1月、横浜市) より作成

上記を踏まえ、配慮書に示した事業計画を基に、詳細な計画を検討しました。

### 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

#### 3.1 調査対象地域等の設定

対象事業実施区域及びその周辺における自然的社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。

自然的社会的状況に関する情報の収集は、図 3.1-1 に示すとおり、本事業の影響を網羅できる範囲として、対象事業実施区域を中心とした約 4 km 四方を含む区域（以下、「調査区域」といいます。）を対象として行うことを基本としました。統計データの情報収集に関しては、神奈川県では、横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市、東京都では町田市の 2 市 3 区（以下、「調査対象地域」といいます。）を対象としました。

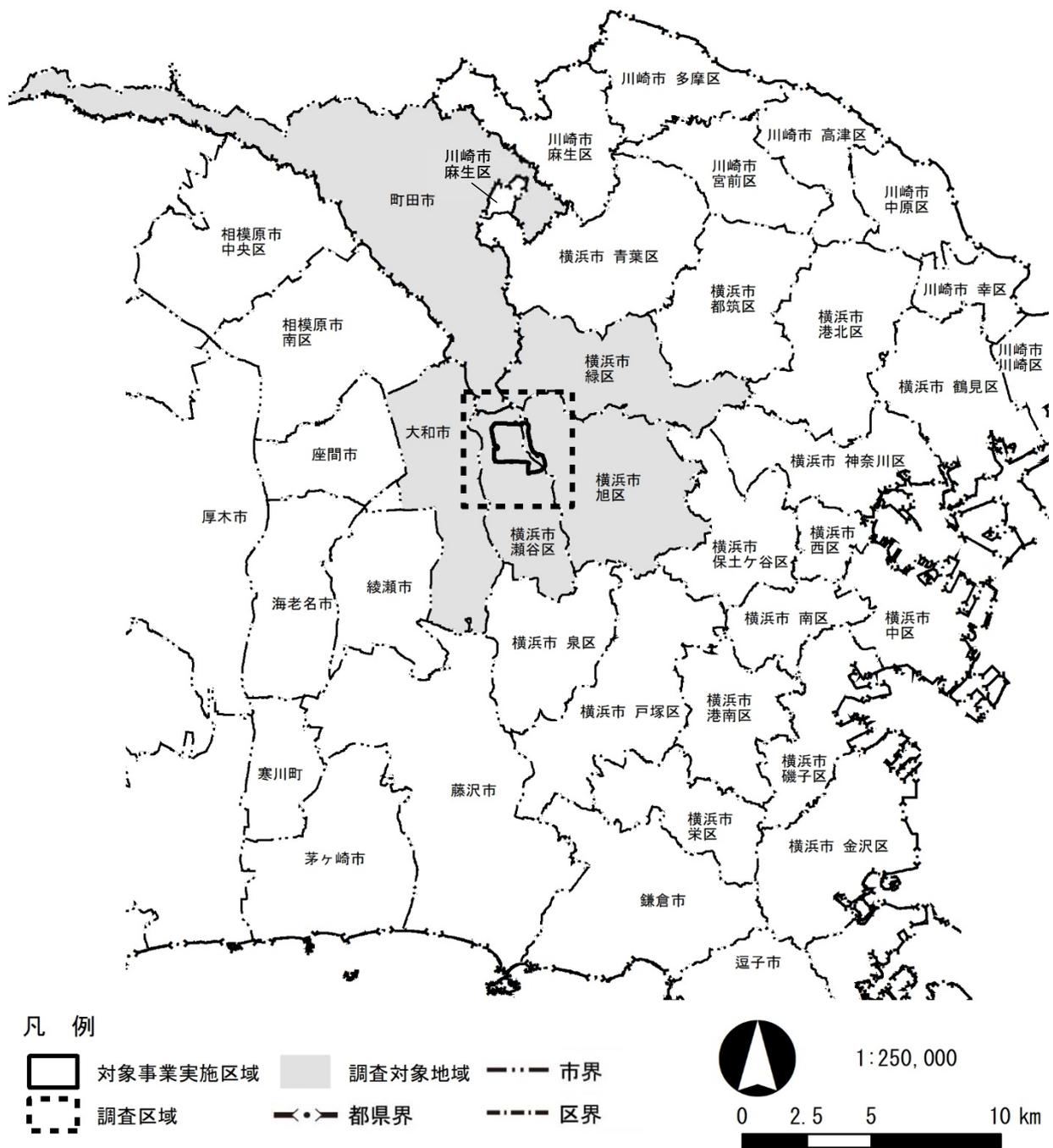


図 3.1-1 調査対象地域等の位置

## 3.2 自然的状況

### 3.2.1 大気環境の状況

#### (1) 気象の状況

横浜地方気象台（横浜市中区山手町 99 番地）における令和元年（平成 31 年）の気象状況は、表 3.2-1 に示すとおりです。

令和元年（平成 31 年）年の平均気温は 16.9℃、平均湿度 68%、平均風速 3.5m/s、最多風向は北、降水総量 1,937.0mm となっています。

表 3.2-1 気象の状況（令和元年（平成 31 年））

項目	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	16.9	6.6	7.9	11.0	13.9	19.8	21.9	24.3	28.4	25.3	19.9	14.0	9.4
最高気温 (℃)	35.6	16.3	20.6	22.1	24.7	31.3	31.1	33.8	35.6	34.2	30.6	23.5	20.3
最低気温 (℃)	-0.2	1.2	-0.2	2.3	3.6	9.7	15.2	17.8	22.6	19.2	12.8	3.9	3.6
平均湿度 (%)	68	48	57	58	61	66	79	86	77	75	76	65	64
平均雲量	3.4 <sup>注1</sup>	3.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均風速 (m/s)	3.5	3.7	3.8	3.9	3.7	3.5	3.4	3.1	3.7	3.1	3.7	3.5	3.4
最多風向	北 <sup>注2</sup>	北	北	北	北	南南東	北	北	南西	北	北	北	北 <sup>注2</sup>
日照時間 (h)	2,020.7	213.4	124.2	184.7	194.3	234.5	151.9	97.2	219.5	166.4	116.5	176.5	141.6
日照率 (%)	46	69	41	50	50	54	35	22	53	45	33	57	47
降水総量 (mm)	1,937.0	14.5	48.5	101.0	93.5	152.5	271.0	175.0	86.5	282.0	464.5	114.0	134.0

注 1：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す（資料不足値）。

注 2：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていることを示す（準正常値）。

資料：「横浜地方気象台」（気象庁ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

## (2) 大気質の状況

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の位置は図 3.2-1 に、環境基準の適合条件は表 3.2-2 に、各測定局の各 5 年分（平成 26 年度～平成 30 年度）の測定結果は、表 3.2-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域の西側約 1.6km に位置する大和市役所測定局であり、次いで対象事業実施区域の南側約 3.0km に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局です。対象事業実施区域に最も近い自動車排出ガス測定局は、対象事業実施区域の南西側約 1.7km に位置する大和市深見台交差点測定局であり、次いで対象事業実施区域の東側約 2.2km に位置する旭区都岡小学校測定局です。

二酸化硫黄は一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

浮遊粒子状物質は 4 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

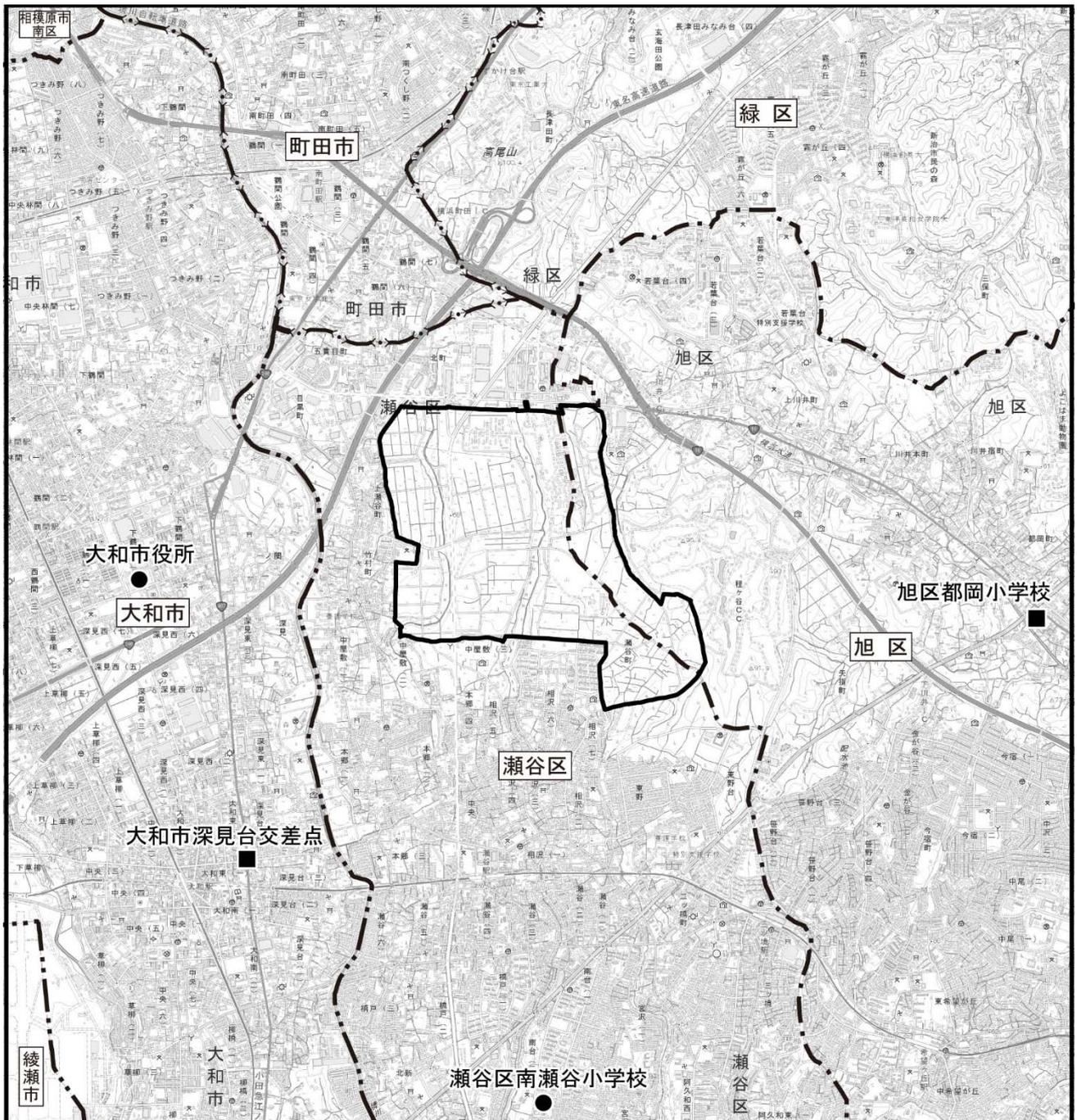
一酸化炭素は、自動車排出ガス測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

二酸化窒素は 4 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

微小粒子状物質は、旭区都岡小学校測定局を除く 3 測定局で測定されており、平成 27 年度から平成 30 年度で環境基準に適合していました。

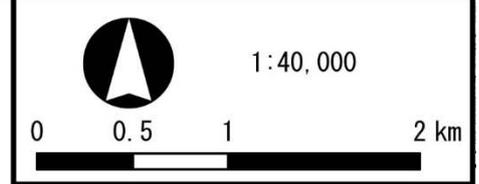
光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でした。なお、「平成 30 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）によると、平成 2 年度から 29 年連続で全局不適合が続いています。

ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局



資料：「平成 26 年度～平成 30 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」  
 (横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)  
 「平成 26 年度～平成 30 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

図 3.2-1 大気汚染測定局位置

表 3.2-2 大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	長期的評価・短期的評価の併用	【長期的評価】 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.1ppm を超えないこと。 日平均値が 0.04ppm を超えないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)		【長期的評価】 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)		【長期的評価】 日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 8 時間平均値が 20ppm を超えないこと。 日平均値が 10ppm を超えないこと。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	98%値評価	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注2</sup> ) 以内であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	年平均値評価・98%値評価の併用	年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 年間で日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注2</sup> ) 以内であること。
光化学オキシダント (OX)	短期的評価	1 年間で昼間 (5 時~20 時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

注 1 : 2%除外値で評価する二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注 2 : 98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

資料 : 「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

表 3.2-3(1) 大気質測定結果 (二酸化硫黄)

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (長期・短期的評価)
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 26	0.001	0.003	無	0	0	○
	平成 27	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成 28	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成 29	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○
大和市役所測定局	平成 26	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 27	0.003	0.005	無	0	0	○
	平成 28	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 29	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○

注 1 : 環境基準適合状況

○ : 長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準 : 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

資料 : 「平成 26 年度~平成 30 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「平成 26 年度~平成 30 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

表 3. 2-3(2) 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日 以上連続したことの 有無	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 26	0.026	0.065	無	0	0	○
	平成 27	0.023	0.059	無	0	1	○
	平成 28	0.022	0.053	無	0	0	○
	平成 29	0.021	0.048	無	0	0	○
	平成 30	0.019	0.054	無	0	0	○
大和市役所 測定局	平成 26	0.022	0.052	無	0	0	○
	平成 27	0.019	0.042	無	0	0	○
	平成 28	0.013	0.029	無	0	0	○
	平成 29	0.013	0.030	無	1	0	○
	平成 30	0.013	0.036	無	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日 以上連続したことの 有無	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 26	0.025	0.058	無	0	0	○
	平成 27	0.025	0.062	無	0	0	○
	平成 28	0.022	0.044	無	0	0	○
	平成 29	0.020	0.042	無	0	0	○
	平成 30	0.017	0.045	無	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 26	0.019	0.050	無	0	0	○
	平成 27	0.017	0.039	無	0	0	○
	平成 28	0.016	0.033	無	0	0	○
	平成 29	0.015	0.032	無	0	0	○
	平成 30	0.015	0.040	無	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

資料：「平成26年度～平成30年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成26年度～平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-3(3) 大気質測定結果（一酸化炭素）

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	8時間平均値が 20ppmを超えた 時間数 (回)	日平均値が10ppm を超えた日が2 日以上連続した ことの有無	日平均値が 10ppmを超えた 日数(日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 26	0.6	1.2	0	無	0	○
	平成 27	0.6	1.2	0	無	0	○
	平成 28	0.6	1.1	0	無	0	○
	平成 29	0.6	1.0	0	無	0	○
	平成 30	0.5	1.0	0	無	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 26	0.3	0.7	0	無	0	○
	平成 27	0.2	0.6	0	無	0	○
	平成 28	0.3	1.0	0	無	0	○
	平成 29	0.2	0.7	0	無	0	○
	平成 30	0.2	0.6	0	無	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。

資料：「平成26年度～平成30年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成26年度～平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-3(4) 大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成26	0.014	0.029	0	0	○
	平成27	0.015	0.033	0	0	○
	平成28	0.013	0.030	0	0	○
	平成29	0.013	0.030	0	0	○
	平成30	0.013	0.035	0	0	○
大和市役所 測定局	平成26	0.019	0.032	0	0	○
	平成27	0.018	0.032	0	0	○
	平成28	0.017	0.032	0	0	○
	平成29	0.017	0.034	0	0	○
	平成30	0.015	0.033	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成26	0.021	0.039	0	0	○
	平成27	0.020	0.042	0	0	○
	平成28	0.020	0.036	0	0	○
	平成29	0.019	0.038	0	0	○
	平成30	0.017	0.036	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成26	0.021	0.037	0	0	○
	平成27	0.019	0.036	0	0	○
	平成28	0.018	0.036	0	0	○
	平成29	0.019	0.039	0	0	○
	平成30	0.018	0.041	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：98%値評価に適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料：「平成26年度～平成30年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成26年度～平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-3(5) 大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 26	15.7	36.4	8	×
	平成 27	13.8	27.7	1	○
	平成 28	11.8	28.0	0	○
	平成 29	12.1	26.3	1	○
	平成 30	12.6	26.0	1	○
大和市役所 測定局	平成 26	15.0	39.7	11	×
	平成 27	13.4	30.9	1	○
	平成 28	11.8	26.8	0	○
	平成 29	10.7	23.1	0	○
	平成 30	10.9	24.0	1	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
大和市深見台 交差点測定局	平成 26	14.9	37.3	10	×
	平成 27	13.5	31.0	1	○
	平成 28	12.0	26.5	0	○
	平成 29	11.7	25.6	1	○
	平成 30	11.9	26.6	0	○

注1：環境基準適合状況

○：年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下、かつ98%値評価に適合

×：年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過、もしくは98%値評価に不適合

※環境基準：年間で日平均値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた日数が有効測定日数の2%以内であること。

資料：「平成26年度～平成30年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成26年度～平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-3(6) 大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数	環境基準の適合・不適合 (短期的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 26	0.030	80	393	×
	平成 27	0.031	85	381	×
	平成 28	0.031	67	319	×
	平成 29	0.031	62	312	×
	平成 30	0.031	62	347	×
大和市役所 測定局	平成 26	0.027	50	201	×
	平成 27	0.026	46	172	×
	平成 28	0.027	35	121	×
	平成 29	0.030	56	259	×
	平成 30	0.031	61	336	×

注1：環境基準適合状況

×：不適合

※環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「平成26年度～平成30年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成26年度～平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-3(7) 大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 18	0.040	○
	平成 19	0.036	○
	平成 21	0.030	○
	平成 24	0.017	○
	平成 27	0.017	○

注1：平成19年度からは2年毎、平成21年度からは3年毎の測定

注2：環境基準適合状況

○：適合

※環境基準：1年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

### (3) 騒音の状況

#### ① 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音測定地点は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、東名高速道路（地点番号：8）です。

測定結果は、表 3.2-4 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、主要地方道丸子中山茅ヶ崎（地点番号：2）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（地点番号：3）、一般国道 246 号（地点番号：5）、一般国道 16 号（地点番号：7）の昼間及び夜間、一般国道 246 号（地点番号：4）の夜間が環境基準に不適合でした。

表 3.2-4 道路交通騒音測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型	特例適用	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) 単位：dB (デシベル)				測定年度
						昼間		夜間		
						環境基準		環境基準		
1	県道瀬谷柏尾	瀬谷区相沢四丁目	第一種住居地域	B	○	66	70	61	65	H27
2	主要地方道丸子中山茅ヶ崎	瀬谷区二ツ橋町	準住居地域	B	○	72	70	70	65	H26
3	一般国道 16 号(保土ヶ谷バイパス)	旭区上川井町	無指定	B	○	81	70	80	65	H26
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2-12 付近	準工業地域	C	○	69	70	66	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 付近	市街化調整地域	B	○	77	70	77	65	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西 8-10 付近	準工業地域	C	○	68	70	65	65	H29
7	一般国道 16 号	町田市鶴間 1685-2	準工業地域	C	○	72	70	71	65	H28
8	東名高速道路	町田市鶴間 1582	第一種低層住居専用地域	A	○	57	70	55	65	H28

注 1：特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。

注 2： は、環境基準に不適合

※環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注 3：地域の類型は以下のとおりです。

A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域

B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 6 時～午後 10 時 夜間：午後 10 時～午前 6 時

注 5：等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注 6：地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「平成 25～28 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機一」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「快適な生活環境のために 一平成 30 年度～令和元年度版やまとの公害一」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「2016 年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

## ② 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音測定地点は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、瀬谷区中屋敷二丁目（地点番号：B）及び瀬谷区瀬谷町（地点番号：C）です。

測定結果は、表 3.2-5 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、旭区下川井町（地点番号：F）の夜間が環境基準に不適合でした。

表 3.2-5 一般環境騒音測定結果

地点番号	測定場所	用途地域	地域の類型	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) 単位：dB (デシベル)				測定年度
				昼間		夜間		
				環境基準		環境基準		
A	瀬谷区上瀬谷町	第一種低層住居専用地域	A	48	55	45	45	H25
B	瀬谷区中屋敷二丁目	無指定	B	45	55	44	45	H26
C	瀬谷区瀬谷町	第一種中高層住居専用地域	A	50	55	45	45	H26
D	瀬谷区相沢二丁目	第一種住居地域	B	44	55	42	45	H26
E	旭区上川井町	無指定	B	46	55	43	45	H26
F	旭区下川井町	無指定	B	53	55	53	45	H26
G	旭区笹野台一丁目	近隣商業地域	C	44	60	41	50	H26
H	大和市深見西四丁目	準工業地域	C	51	60	48	50	H28
I	大和市下鶴間 2170-1	第二種住居地域	B	53	55	42	45	H30

注 1： は、環境基準に不適合

※環境基準：地域の類型 A・B 昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下

※基準値：：地域の類型 C 昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下

注 2：地域の類型及び時間帯は、表 3.2-4 注 3 及び注 4 参照。

注 3：等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注 4：地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「平成 25～28 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機一」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「快適な生活環境のために 一平成 29 年度～令和元年度版やまとの公害一」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

## ③ 鉄道騒音

調査区域において、鉄道騒音の測定地点は存在しません。

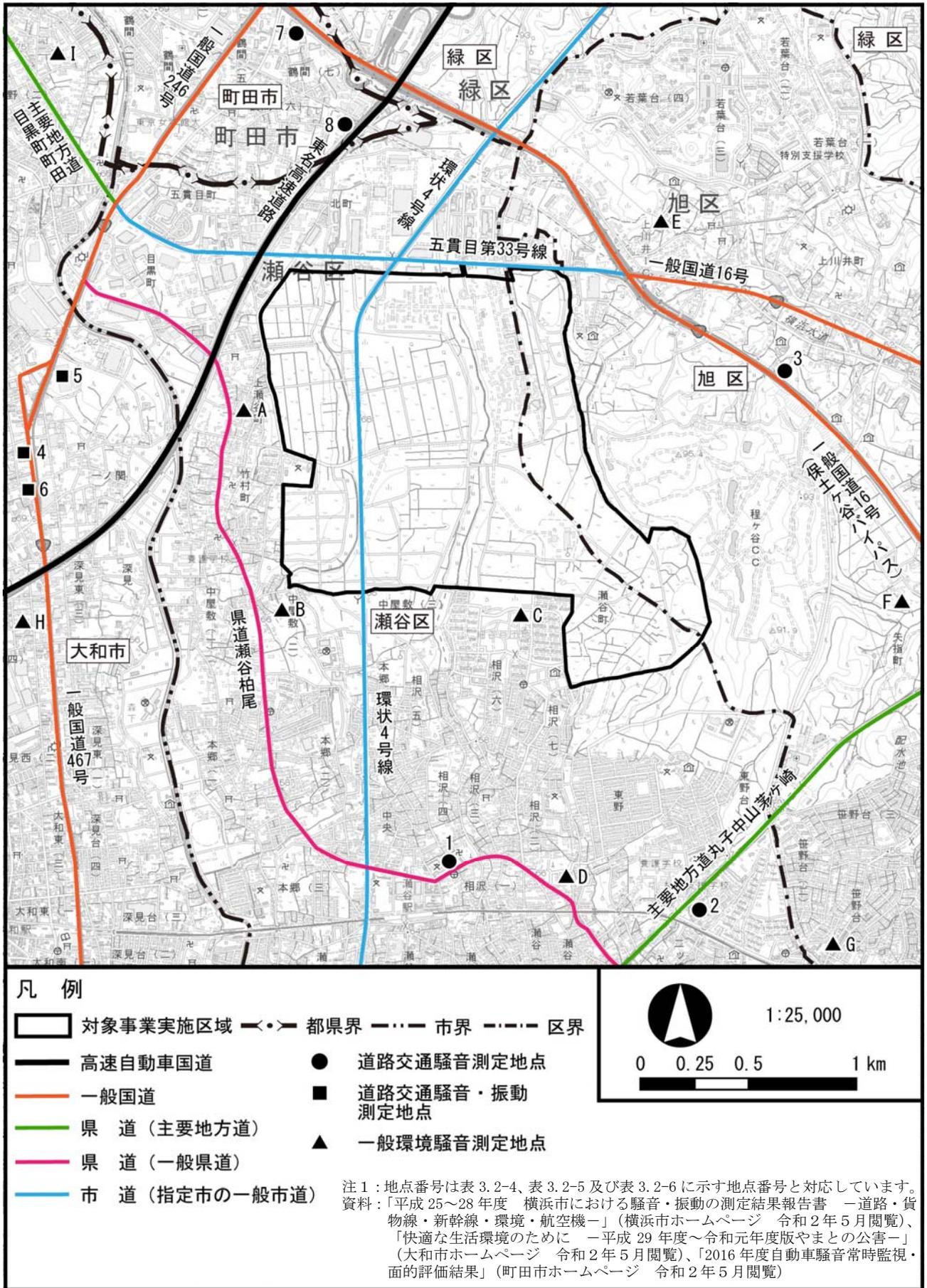


図 3.2-2 騒音・振動測定地点図

#### (4) 振動の状況

##### ① 道路交通振動

調査区域における道路交通振動測定地点は、一般国道 246 号の 3 地点（地点番号：4、5 及び 6）であり、図 3.2-2 に示すとおりです。測定結果は、表 3.2-6 に示すとおりです。

道路交通振動レベルについては、一般国道 246 号（地点番号：5）の夜間が要請限度を上回っています。

表 3.2-6 道路交通振動測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	区域の区分	道路交通振動レベル (L <sub>10</sub> ) 単位：dB (デシベル)				測定年度
					昼間		夜間		
					要請限度		要請限度		
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2-12 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 付近	市街化調整区域	第 1 種区域	65	65	63	60	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西 8-10 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29

注 1： は、要請限度値を上回っている。

注 2：要請限度値は、以下のとおりです。

第 1 種区域：昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

第 2 種区域：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注 3：区域の区分は、以下のとおりです。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～午前 8 時

注 5：地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ー平成 29 年度～令和元年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

##### ② 鉄道振動

調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。

#### (5) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。

また、調査区域において、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 48 年 5 月横浜市告示第 129 号）により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」（昭和 47 年 5 月政令第 207 号）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域に存在しませんでした。

## 3.2.2 水環境の状況

### (1) 水象の状況

調査対象地域における河川の位置は、図 3.2-3 に示すとおりです。このうち、境川水系、帷子川水系及び鶴見川水系の河川の状況は表 3.2-7 に示すとおりです。また、調査区域における河川の位置は図 3.2-4 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、「河川法」(昭和 39 年 7 月法律第 167 号)に基づく河川ではありませんが、大門川、相沢川及び堀谷戸川が流れています。対象事業実施区域の周辺では、東側には帷子川、南側には和泉川、西側には境川が流れています。

主要な河川の流量は、表 3.2-8 に示すとおり、平成 29 年度の河川流量の年平均値は、大門川が  $0.021\text{m}^3/\text{s}$ 、相沢川が  $0.017\text{m}^3/\text{s}$ 、堀谷戸川が  $0.034\text{m}^3/\text{s}$ 、帷子川が  $3.150\text{m}^3/\text{s}$ 、和泉川が  $0.047\text{m}^3/\text{s}$ 、境川が  $0.265\sim 2.130\text{m}^3/\text{s}$  となっています。

表 3.2-7 河川の状況

水系名	河川名	河川区分	河川延長(m)	流域面積 (km <sup>2</sup> )
境川	境川	二級河川 (全域)	52,140	211.0
		二級河川 (都管理区間) 注2	10,490	—
		二級河川 (県管理区間) 注2	18,300	—
	和泉川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	9,510	11.5
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—
	大門川注1	その他 (横浜市管理)	—	—
	相沢川	準用河川	2,340	4.3
その他 (横浜市管理) 注1		—	—	
帷子川	帷子川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	17,340	57.9
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—
		公共下水道注1	—	—
	堀谷戸川注1	その他 (横浜市管理)	—	—
	矢指川	準用河川注2	540	—
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—
	二俣川注1	その他 (横浜市管理)	—	—
	中堀川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	1,310	4.4
	新井川注2	準用河川	800	—
くぬぎ台川注2	準用河川	1,190	—	
鶴見川	梅田川	一級河川 (横浜市管理) 注2	2,200	—
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—

注1：和泉川 (その他 (横浜市管理))、大門川、相沢川 (その他 (横浜市管理))、帷子川 ((その他 (横浜市管理)) 及び公共下水道)、堀谷戸川、矢指川 (その他 (横浜市管理))、二俣川及び梅田川 (その他 (横浜市管理)) の河川延長及び流域面積は、資料に記載されていません。

注2：境川 (二級河川 (都管理区間) 及び二級河川 (県管理区間))、矢指川 (準用河川)、新井川、くぬぎ台川 及び梅田川 (一級河川 (横浜市管理)) の流域面積は、資料に記載されていません。

注3：河川区分は、以下のとおりです。

一級河川：国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの

二級河川：一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの

準用河川：「河川法」(昭和39年7月法律第167号)の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川  
その他：上記以外の河川 (普通河川)

注4：大門川、堀谷戸川及び二俣川は水路として公物管理されています。

資料：「横浜市 河川の概要」(横浜市道路局河川部河川計画課ホームページ 令和2年5月閲覧)

「横浜の川」(横浜市道路局河川部河川計画課 平成30年3月)

「帷子川水系河川整備計画」(神奈川県 平成26年12月)

「境川水系河川整備計画」(神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月)

「河川に関する用語」(国土交通省 水管理・国土保全局ホームページ 令和2年5月閲覧)

「横浜市 河川図」(横浜市 平成23年3月)

「河川の管理」(東京都建設局ホームページ 令和2年5月閲覧)

表 3.2-8 主要な河川の流量（平成 29 年度）

水系名	河川名	No.	観測地点	流量 (m <sup>3</sup> /s)	備考
境川	境川	1	鶴間橋（町田市）	0.265	
	境川	2	鶴間一号橋	0.570	
	境川	3	鶴間橋（大和市）	0.580	
	境川	4	新道大橋	2.130	
	和泉川	5	鍋屋橋 <sup>注1</sup>	0.047	図 3.2-3 の図郭外
	大門川	6	中川橋	0.021	
	相沢川	7	童橋	0.017	
帷子川	堀谷戸川	8	中井橋	0.034	
	矢指川	9	耕地橋	0.042	
	二俣川	10	四季美橋	0.115	
	中堀川	11	浜串橋	0.054	
	新井川	12	分水路際	0.058	
	くぬぎ台川	13	原下橋	0.028	
	帷子川	14	水道橋 <sup>注1</sup>	3.150	図 3.2-3 の図郭外

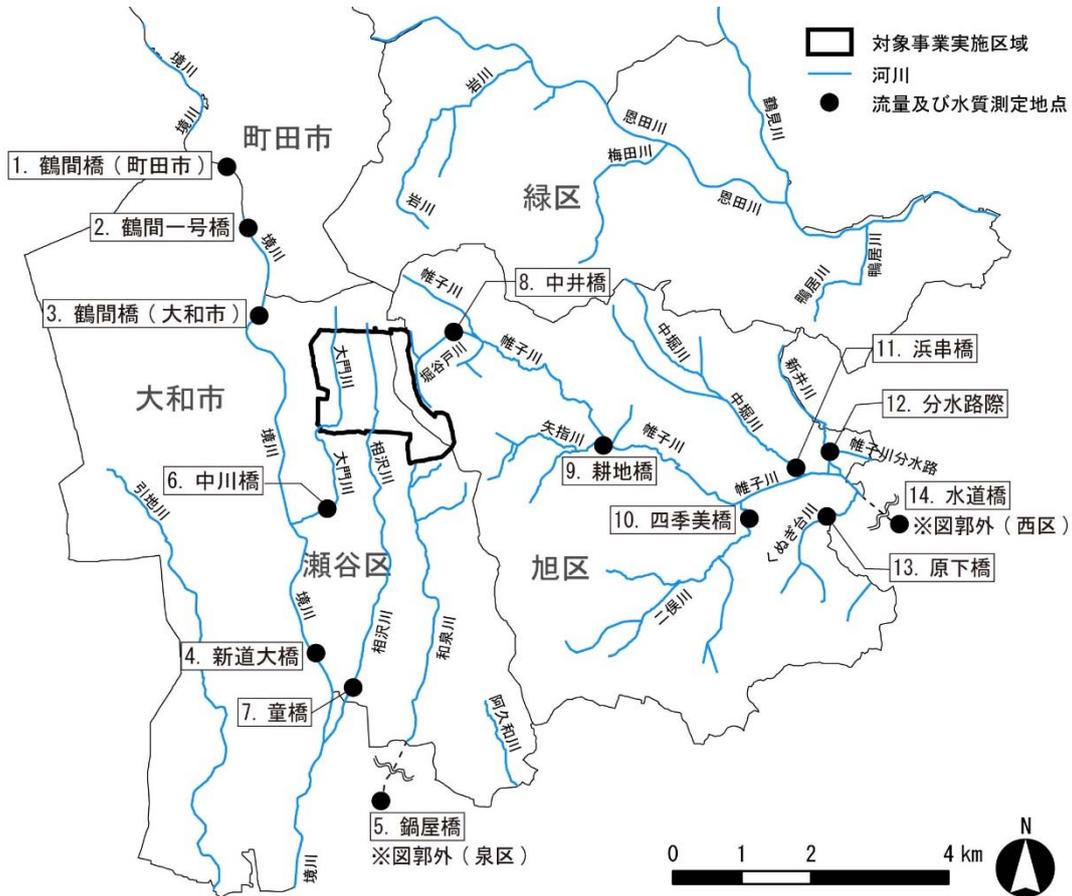
注 1：表中の No. は図 3.2-3 及び図 3.2-5 に示す番号と対応しています。なお、和泉川の No.5 鍋屋橋及び帷子川の No.14 水道橋は、図 3.2-3 の図郭外となります。

注 2：流量は年平均値です。

資料：「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「2017 年度 環境調査事業概要」(町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)



注 1：図中の番号は表 3.2-8 及び表 3.2-10 に示す No. と対応しています。

資料：「国土数値情報（河川データ・平成 20 年度）」

(国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「2017 年度 環境調査事業概要」(町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

(横浜市 平成 23 年 3 月)

図 3.2-3 河川図

また、調査区域における湧水の分布状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-4 に示すとおりです。対象事業実施区域の北東側及び南東側の周辺に湧水がみられます。大和市及び町田市については、公表されている資料では、調査区域内に湧水はありませんでした。

表 3.2-9 湧水の分布状況

番号	行政区分	名称	所在地
1	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森 1 (和泉川周辺の窪地)	瀬谷区瀬谷町
2	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森 2 (和泉川周辺の窪地)	瀬谷区瀬谷町
3	横浜市旭区	—	旭区上川井町 2053 付近
4	横浜市旭区	—	旭区上川井町
5	横浜市旭区	—	旭区川井本町
6	横浜市旭区	—	旭区笹野台

注 1 : 番号は図 3.2-4 に示す番号と対応しています。

資料 : 「横浜の河川紹介 (和泉川)」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成 20 年 3 月)

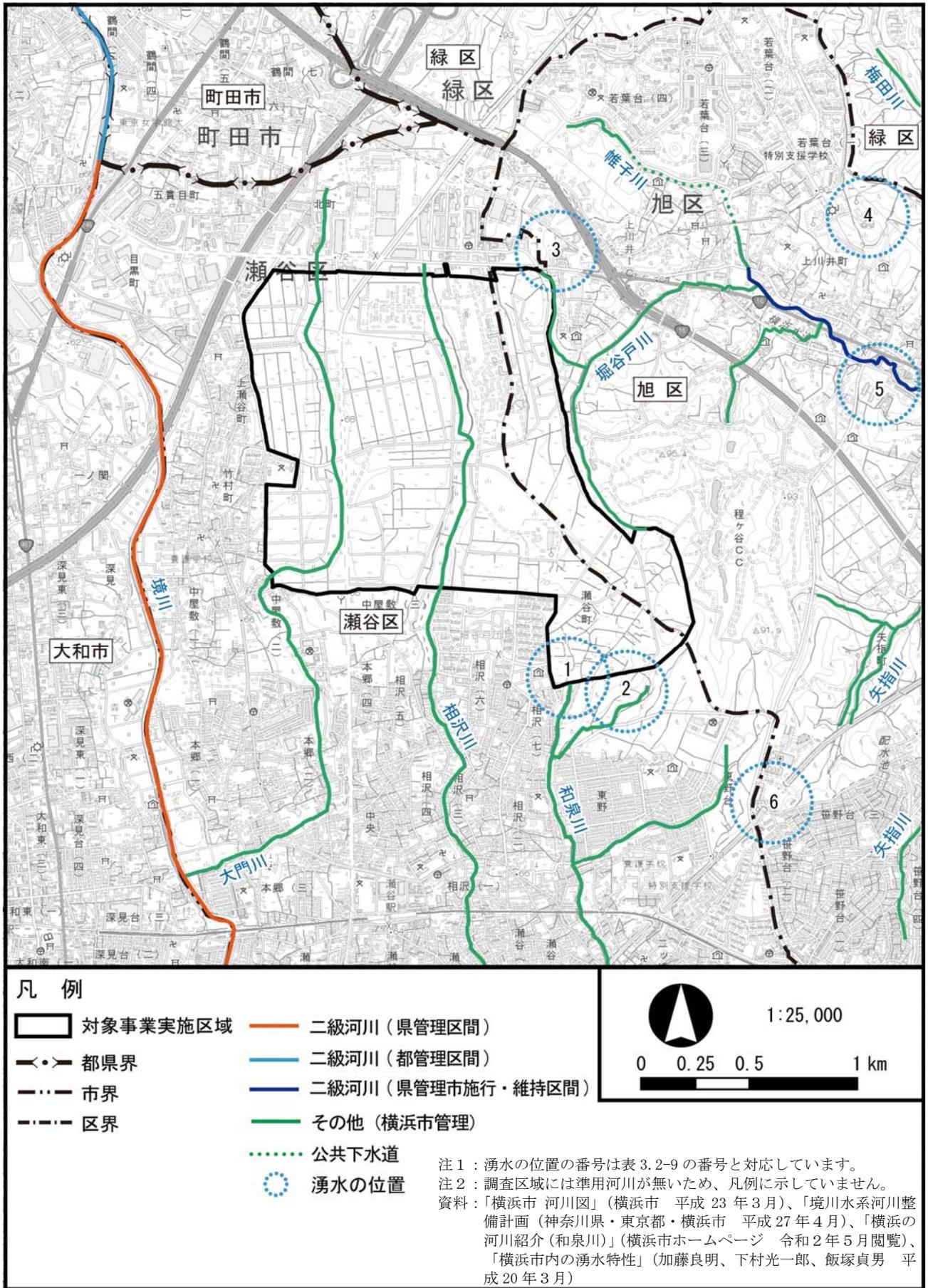


図 3.2-4 河川及び湧水の分布状況

(2) 水質の状況

① 河川の水質

調査区域における公共用水域水質及び中小河川水質測定結果は表 3.2-10、測定地点は図 3.2-3 及び図 3.2-5 に示すとおりです。調査区域の公共用水域水質測定地点は鶴間橋（大和市）（境川）があり、中小河川水質測定地点は中川橋（大門川）、中井橋（堀谷戸川）があります。

鶴間橋（大和市）（境川）の pH、D0、BOD、SS は、最近 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）において環境基準に適合しています。また、中川橋（大門川）の D0、BOD 及び中井橋（堀谷戸川）の pH、D0、BOD は、最近 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）において環境基準に適合していますが、中川橋（大門川）の pH は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて環境基準に不適合でした。

表 3.2-10(1) 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準 類型	測定地点名		年度	水素イオン 濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (D0)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
境川	境川	D	1	鶴間橋 (町田市)	H25	-	10.3	0.9	1	-
					H26	7.8	9.3	1.3	1	-
					H27	7.5	10.2	1.7	2	-
					H28	7.4	9.5	2.2	1	-
					H29	7.6	9.8	1.1	7	-
	境川	D	2	鶴間一号橋	H25	7.9	10.9	1.2	1	-
					H26	7.9	9.8	1.3	1	-
					H27	7.7	9.9	1.4	2	-
					H28	7.9	9.3	1.6	1	-
					H29	8.0	9.5	1.0	2	-
	境川	D	3	鶴間橋 (大和市)	H25	7.7	10.1	1.2	6	7.8×10 <sup>3</sup>
					H26	7.7	9.2	0.9	5	2.0×10 <sup>4</sup>
					H27	7.7	10.1	0.8	3	1.1×10 <sup>4</sup>
					H28	7.7	8.6	1.1	3	1.3×10 <sup>4</sup>
					H29	7.8	9.5	1.0	5	8.1×10 <sup>3</sup>
	境川	D	4	新道大橋	H25	7.4	8.7	2.1	5	6.7×10 <sup>3</sup>
					H26	7.4	8.2	1.9	4	1.6×10 <sup>4</sup>
					H27	7.4	8.5	2.8	4	5.3×10 <sup>3</sup>
					H28	7.4	7.8	2.0	5	1.5×10 <sup>4</sup>
					H29	7.3	8.1	2.5	2	6.9×10 <sup>3</sup>
	和泉川	D	5	鍋屋橋	H25	8.0	11.0	1.0	-	-
					H26	8.0	11.7	1.0	-	-
					H27	8.4	12.2	1.1	-	-
					H28	8.4	13.1	1.7	-	-
					H29	8.1	11.3	1.1	-	-
	大門川	D	6	中川橋	H25	8.5	12.4	1.6	-	-
					H26	8.5	12.1	1.1	-	-
					H27	9.6	12.9	3.3	-	-
H28					9.0	14.5	1.1	-	-	
H29					9.8	12.1	2.3	-	-	
相沢川	D	7	童橋	H25	7.9	12.6	1.1	-	-	
				H26	7.6	11.5	1.0	-	-	
				H27	7.7	11.5	1.2	-	-	
				H28	7.9	11.9	1.2	-	-	
				H29	7.6	12.7	1.2	-	-	
帷子川	堀谷戸川	B	8	中井橋	H25	7.5	9.0	2.7	-	-
					H26	7.6	10.4	0.9	-	-
					H27	7.9	10.7	0.9	-	-
					H28	7.8	10.6	0.8	-	-
					H29	7.7	10.1	1.2	-	-

表 3.2-10(2) 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準 類型	測定地点名	年度	水素イオン 濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数	
						mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	
帷子川	矢指川	B	9	耕地橋	H25	7.7	9.4	3.0	-	-
					H26	7.5	9.8	2.1	-	-
					H27	7.7	9.7	2.5	-	-
					H28	7.8	9.9	2.0	-	-
					H29	7.7	9.4	2.1	-	-
	二俣川	B	10	四季美橋	H25	8.7	12.0	1.5	-	-
					H26	8.8	12.5	1.1	-	-
					H27	8.5	12.0	1.0	-	-
					H28	8.9	12.5	1.4	-	-
					H29	9.2	12.6	2.7	-	-
	中堀川	B	11	浜串橋	H25	7.9	7.9	2.0	-	-
					H26	8.0	10.8	1.3	-	-
					H27	8.3	11.6	1.5	-	-
					H28	8.5	12.1	1.4	-	-
					H29	8.4	11.3	1.4	-	-
	新井川	B	12	分水路際	H25	8.4	10.3	2.0	-	-
					H26	8.3	10.0	2.5	-	-
					H27	8.5	10.1	2.0	-	-
					H28	8.7	10.6	1.4	-	-
					H29	9.0	10.5	1.8	-	-
	くぬぎ台川	B	13	原下橋	H25	7.7	9.7	1.6	-	-
					H26	7.7	10.2	0.9	-	-
					H27	7.9	9.9	1.2	-	-
					H28	8.0	10.2	0.8	-	-
H29					7.7	10.0	1.0	-	-	
帷子川	B	14	水道橋	H25	8.0	9.2	1.3	4	$3.1 \times 10^4$	
				H26	8.1	9.3	1.3	3	$2.3 \times 10^4$	
				H27	8.0	9.1	1.2	4	$5.0 \times 10^3$	
				H28	8.0	9.4	1.1	3	$2.6 \times 10^4$	
				H29	8.1	9.4	1.4	3	$7.1 \times 10^3$	

注1：「-」は測定を行っていないことを示す。

注2：環境基準値（B類型）

水素イオン濃度指数：6.5以上8.5以下

溶存酸素量：5mg/L以上

生物化学的酸素要求量：3mg/L以下

浮遊物質量：25mg/L以下

大腸菌群数：5,000MPN/100mL以下

注3：環境基準値（D類型）

水素イオン濃度指数：6.0以上8.5以下

溶存酸素量：2mg/L以上

生物化学的酸素要求量：8mg/L以下

浮遊物質量：100mg/L以下

大腸菌群数：Dタイプの河川において、大腸菌群数の環境基準値は設定されていません。

注4：生物化学的酸素要求量は、75%値です。その他の項目は平均値です。

注5：[ ] は、環境基準値を超過

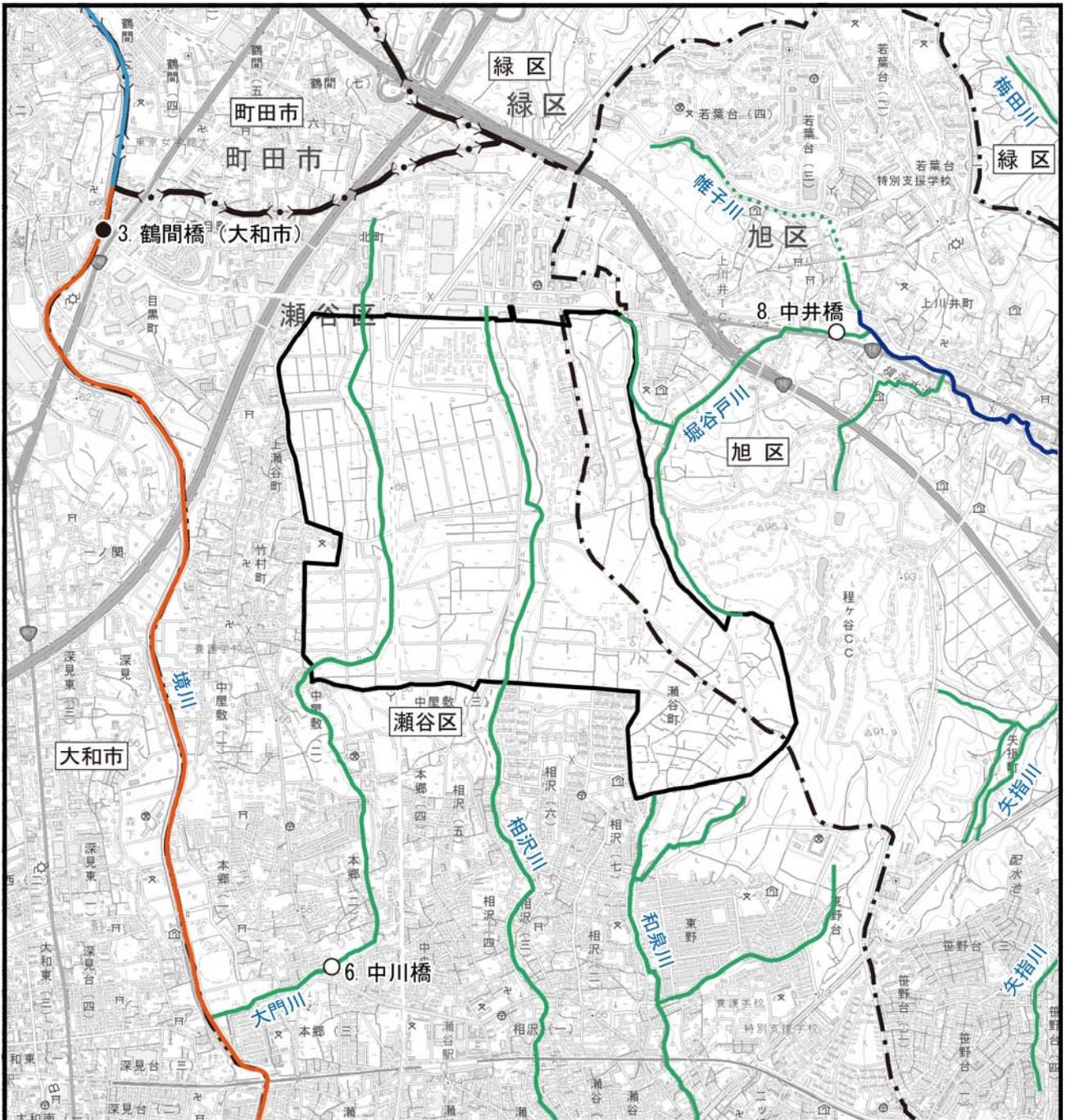
注6：中小河川である堀谷戸川、矢指川、二俣川、中堀川、新井川、くぬぎ台川は浮遊物質量(SS)及び大腸菌群数の調査結果は公表されていません。

注7：大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しません。（「水質汚濁に係る環境基準の水域類型及び達成期間」（平成12年10月神奈川県告示第702号）より）

注8：表中の番号は、図3.2-3及び図3.2-5に対応しています。

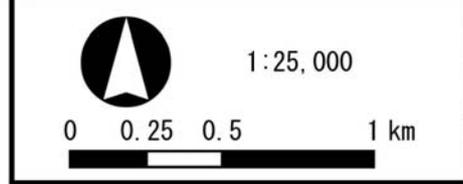
資料：「2014年度～2017年度環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成25年度～平成29年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 二級河川（県管理区間）
- 二級河川（都管理区間）
- 二級河川（県管理市施行・維持区間）
- その他（横浜市管理）
- 公共下水道
- 公共用水域水質測定地点
- 中小河川水質調査の測定地点



注1：調査区域には準用河川が無いので、凡例に示していません。  
 注2：図中の番号は表3.2-8及び表3.2-10に対応しています。  
 資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）」、「平成25年度～平成29年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図3.2-5 公共用水域・中小河川水質測定地点

## ② 地下水の水質

調査区域における地下水の水質測定結果は表 3.2-11、測定地点は図 3.2-6 に示すとおりです。平成 26 年度から平成 30 年度において、瀬谷区本郷一丁目、瀬谷区本郷二丁目、瀬谷区相沢三丁目、旭区下川井町で環境基準に不適合でした。

表 3.2-11 地下水の水質測定結果（環境基準不適合地点）

行政区分	調査の種類	メッシュ番号	調査地点	環境基準超過項目	年度	測定結果 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
瀬谷区	継続監視調査	1377	瀬谷区本郷一丁目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H26	23	10 以下
瀬谷区	継続監視調査	1378	瀬谷区本郷二丁目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H26	11	10 以下
瀬谷区	継続監視調査	1378	瀬谷区本郷二丁目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H27	11	10 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロ エチレン	H27	0.036	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロ エチレン	H28	0.018	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロ エチレン	H29	0.017	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロ エチレン	H30	0.033	0.01 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H26	36	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H27	42	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H28	40	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H30	27	10 以下

注 1：調査の種類及び測定項目については以下のとおりです。なお、上表及び図 3.2-6 では、各調査において基準値を超過した調査地点及び環境基準超過項目のみ記載しています。

・概況調査

【定点調査】

長期的な観点から経年変化を調べるために定点で実施されている調査（平成 25 年度からは、市内 18 区を 6 区ずつの 3 グループに分け、3 年で全区の測定を実施）

環境基準項目 27 項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン）、要監視項目 1 項目（クロロホルム）及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）の合計 33 項目を測定。

【メッシュ調査】

横浜市内をほぼ 2 km メッシュに区切り、4 年計画で市内全体を把握する調査。

定点調査と同じ 33 項目を測定。

・汚染井戸周辺地区調査

「概況調査」で汚染が判明した井戸の汚染範囲を確認するための調査。

「概況調査」及び「継続監視調査」で環境基準を超過した項目及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・継続監視調査

汚染が明らかとなった地点を継続的に監視する調査。

過去に汚染が明らかとなった地点において環境基準を超過していた項目及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・汚染井戸監視調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、「汚染源調査を実施したが、原因を特定できなかった汚染井戸」について、「引き続き監視が必要と判断された井戸」における調査。

環境基準項目 5 項目（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、

外観)を測定。

- ・汚染井戸追跡調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査の結果、「汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸」の調査。

「汚染井戸監視調査」と同じ 10 項目を測定。

資料：「平成 26 年度～平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「平成 26 年度～平成 30 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

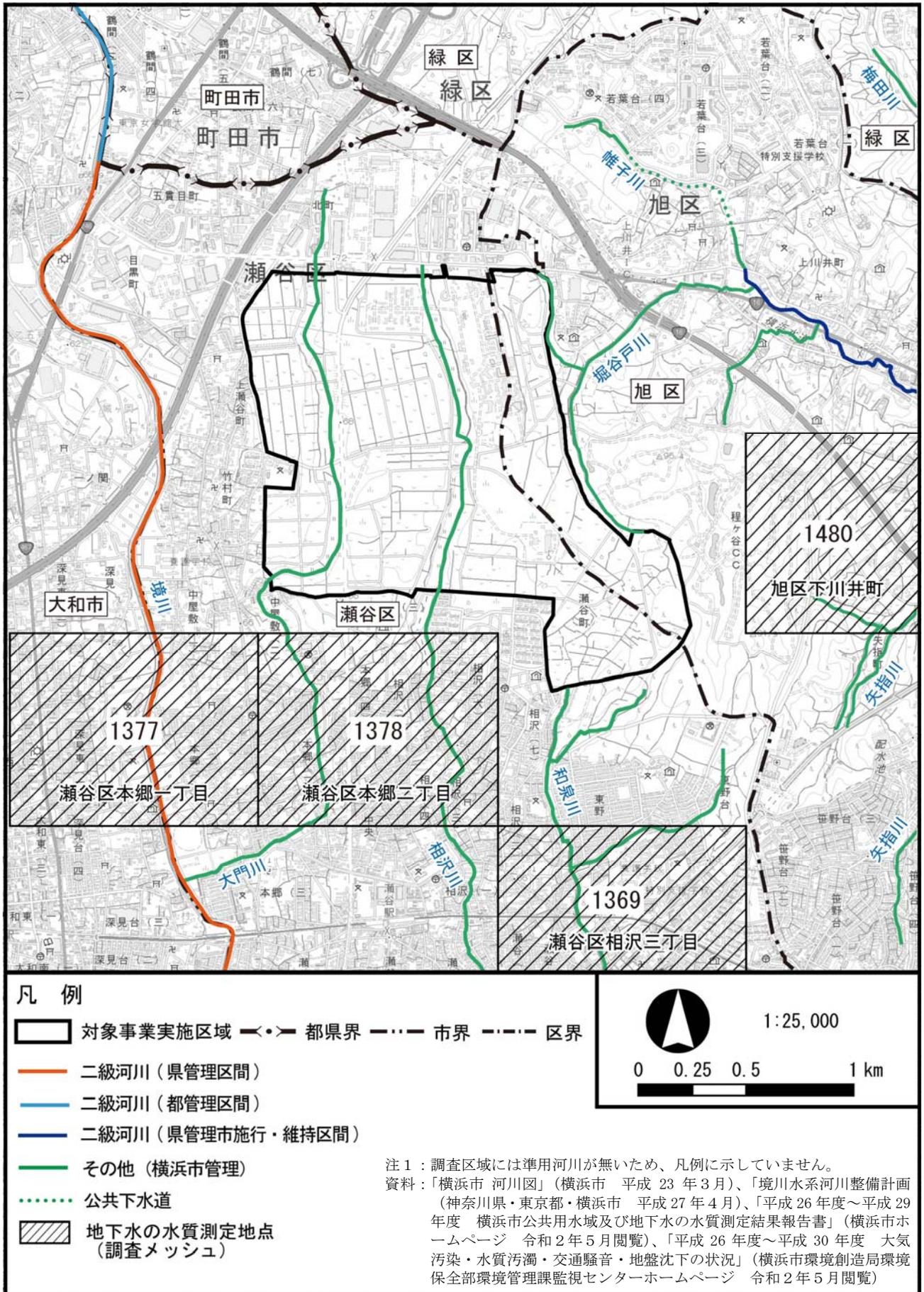


図 3.2-6 地下水の水質測定地点

### 3.2.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌の状況

調査区域の土壌区分の状況については、図 3.2-7 に示すとおりです。

対象事業実施区域には、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。

#### (2) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-8 に示すとおりです。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月神奈川県条例第 35 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号）に基づく土壌汚染に係る区域は存在しませんでした。

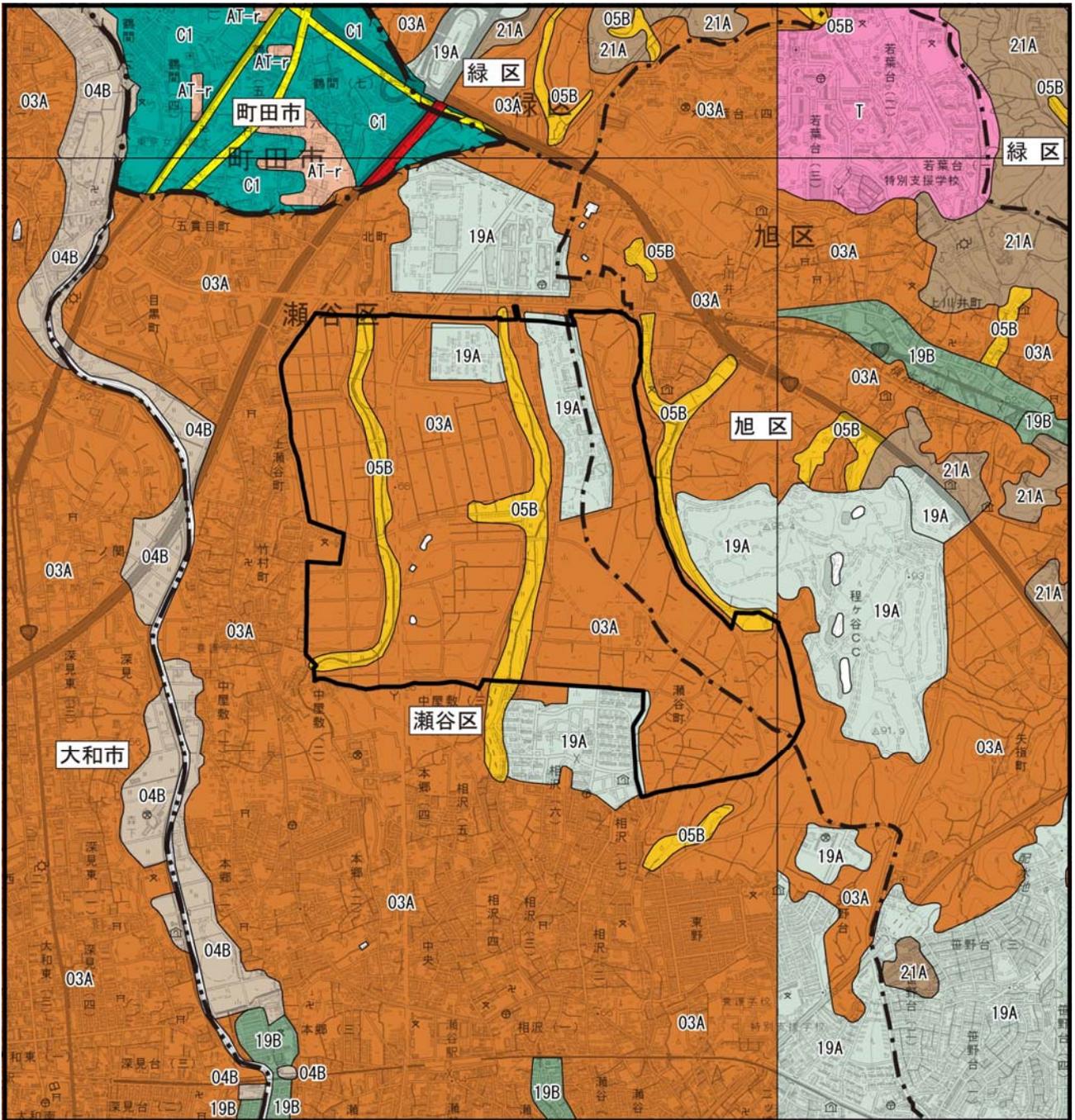
調査区域内には、形質変更時要届出区域が 1 箇所あり、瀬谷駅の南側に位置しています。形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいます（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）。なお、原則として、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出る必要があります。

また、対象事業実施区域は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。その後、米軍が昭和 20 年 8 月に接收し、一旦解除された後に、昭和 26 年 3 月に再接収され、平成 27 年 6 月に返還されるまでは通信基地として利用されていました。

表 3.2-12 調査区域内の形質変更時要届出区域

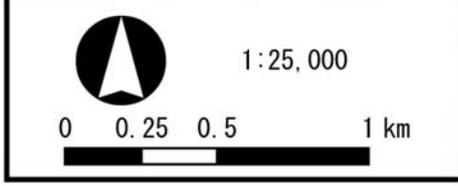
種別	指定番号	所在地（地番）	面積（m <sup>2</sup> ）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無	指定年月日
形質変更時要届出区域	指-160	瀬谷区瀬谷四丁目 4 番 7 及び 4 番 7 に隣接する筆界未定（2,449 番 2、2,450 番 2、2,453 番 3、2,467 番 2、2,468 番 2、2,471 番 2 及び無番地）の各一部	100	テトラクロロエチレン	あり	平成 31 年 3 月 15 日

資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域 
  都県界 
  市界 
  区界
- |   |  |   |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="background-color: #808080; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 21A 黒ボク土</li> <li><span style="background-color: #8B4513; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 03A 厚層多腐植質黒ボク土</li> <li><span style="background-color: #2E8B57; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> AT-r 厚層黒ボク土壌多腐植質</li> <li><span style="background-color: #4682B4; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 04B 厚層腐植質多湿黒ボク土</li> <li><span style="background-color: #FFD700; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 05B 腐植質黒ボクグライ土</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 19B 人工改変低地土</li> <li><span style="background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 19A 人工改変台地土</li> <li><span style="background-color: #00CED1; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> C1 人工改変地</li> <li><span style="background-color: #FF69B4; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> T 大規模造成地</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="background-color: #FF0000; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 高速道路</li> <li><span style="background-color: #FFFF00; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 主要道路</li> <li><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> なし</li> </ul> |
|---|--|---|



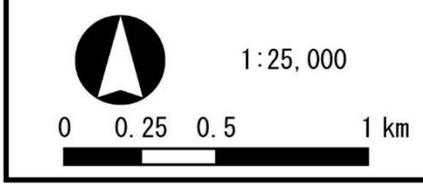
資料：「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

図 3.2-7 土壌図



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 形質変更時要届出区域



資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-8 調査区域内の形質変更時要届出区域

### (3) 地盤の状況

調査区域における地盤沈下の状況は表 3.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。旭区の観測水準点は 13 地点であり、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。

調査区域における水準測量成果は表 3.2-14 及び図 3.2-9 に、観測水準点の位置は図 3.2-10 に示すとおりです。平成 22 年を基準とした標高の変動状況をみると、全ての地点において、平成 24 年以降おおむね横ばいで推移しています。なお、平成 23 年から平成 24 年において標高の大幅な変動が確認されていますが、これは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による影響と考えられます。

調査区域における軟弱地盤の分布状況は図 3.2-11 に示すとおりです。調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は 0～5m となっています。

表 3.2-13(1) 地盤沈下状況（横浜市）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量 (mm)			
			10 未満	10～19	20～29	30 以上
横浜市	333	283	283	0	0	0
瀬谷区	13	11	11	0	0	0
旭区	13	13	13	0	0	0
緑区	11	11	11	0	0	0

注 1：〇は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「平成 26 年度 横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局 平成 27 年 8 月）

表 3.2-13(2) 平成 30 年における地層別変動量（参考：町田市）

地域	観測井名	所在地	鉄管の深さ (m)	地表面から鉄管底までの間の地層の変動量 (cm/年)	鉄管底から下の地層の変動量 (鉄管の変動量、cm/年)	全変動量 (ほぼ地表面の変動量)
町田市	町田第 1	野津田町（薬師池公園内	100	-0.03 注1	-0.05	-0.02
	町田第 2	町田市フォトサロン北東側)	190	-0.02 注1	-0.05	-0.03
	町田南第 1	高ヶ坂三丁目	60	-0.02 注1	-0.13	-0.11
	町田南第 2	(高瀬第 2 公園西側脇)	225	-0.04 注1	-0.13	-0.09

注 1：計器が設置されていないため、近接地の水準測量結果（全変動量欄の値）から「鉄管底から下の地層の変動量」を引算した値です。

注 2：調査区域内に観測井が存在しないため、町田市内の観測井の地層変動量を記載しました。

資料：「平成 30 年地盤沈下調査報告書」（東京都土木技術支援・人材育成センター 令和元年 7 月）

表 3.2-14 水準測量成果

単位：T.P.m

水準点 番号	所在地	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
S-1	瀬谷区北町 25-9	73.5110	73.5088	73.4830	73.4842	73.4862	73.4804	73.4786	73.4804	73.4785	-
S-3	瀬谷区上瀬谷町 40-8	61.9144	61.9141	61.8865	61.8882	61.8901	61.8898	61.8888	61.8899	61.8868	61.8871
S-4	瀬谷区瀬谷町 7140	69.4675	69.4684	69.4386	69.4401	69.4416	69.4413	69.4404	69.4415	69.4398	69.4389
S-5	瀬谷区竹村町 1-14	60.9945	60.9958	60.9665	60.9675	60.9693	60.9677	60.9678	60.9690	60.9676	60.9614
S-20	瀬谷区本郷一丁目 18-9	54.0214	54.0227	53.9927	53.9930	53.9938	53.9928	53.9932	53.9937	53.9933	53.9921
S-22	瀬谷区瀬谷六丁目 6	48.5287	48.5228	48.4875	48.4896	48.4884	48.4859	48.4852	48.4839	48.4810	48.4755
A-9	旭区上川井町 320-1	55.2166	55.2107	55.1858	55.1869	55.1852	55.1813	55.1813	55.1796	55.1807	-
I016-013	旭区上川井町 870 先	63.6561	63.6530	63.6275	63.6290	63.6291	63.6212	63.6203	63.6213	63.6192	-

資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

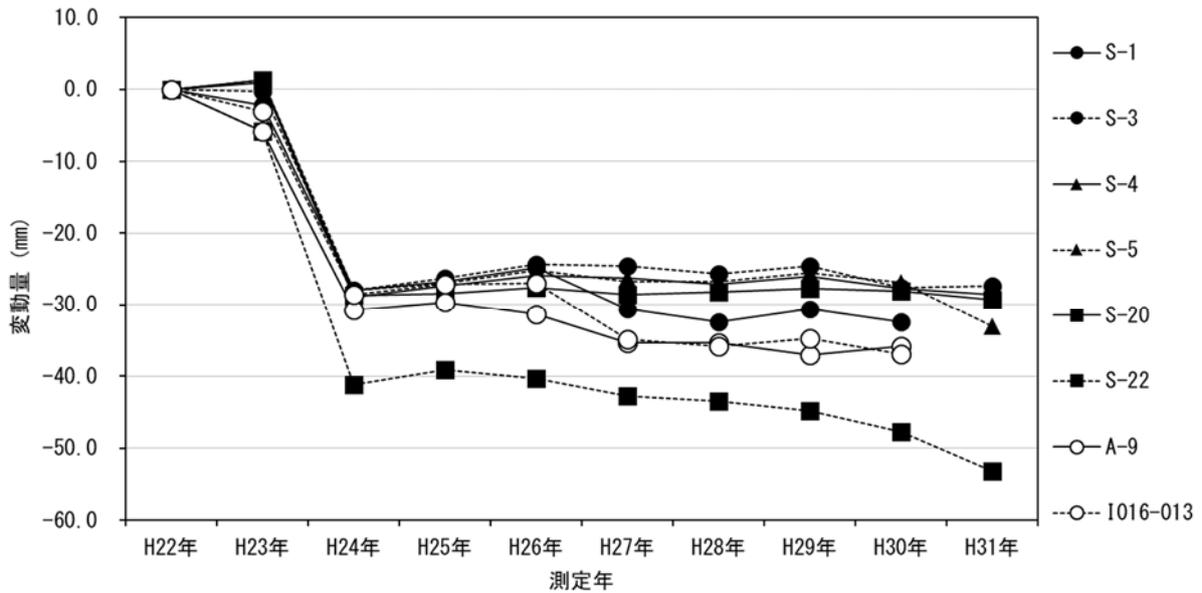
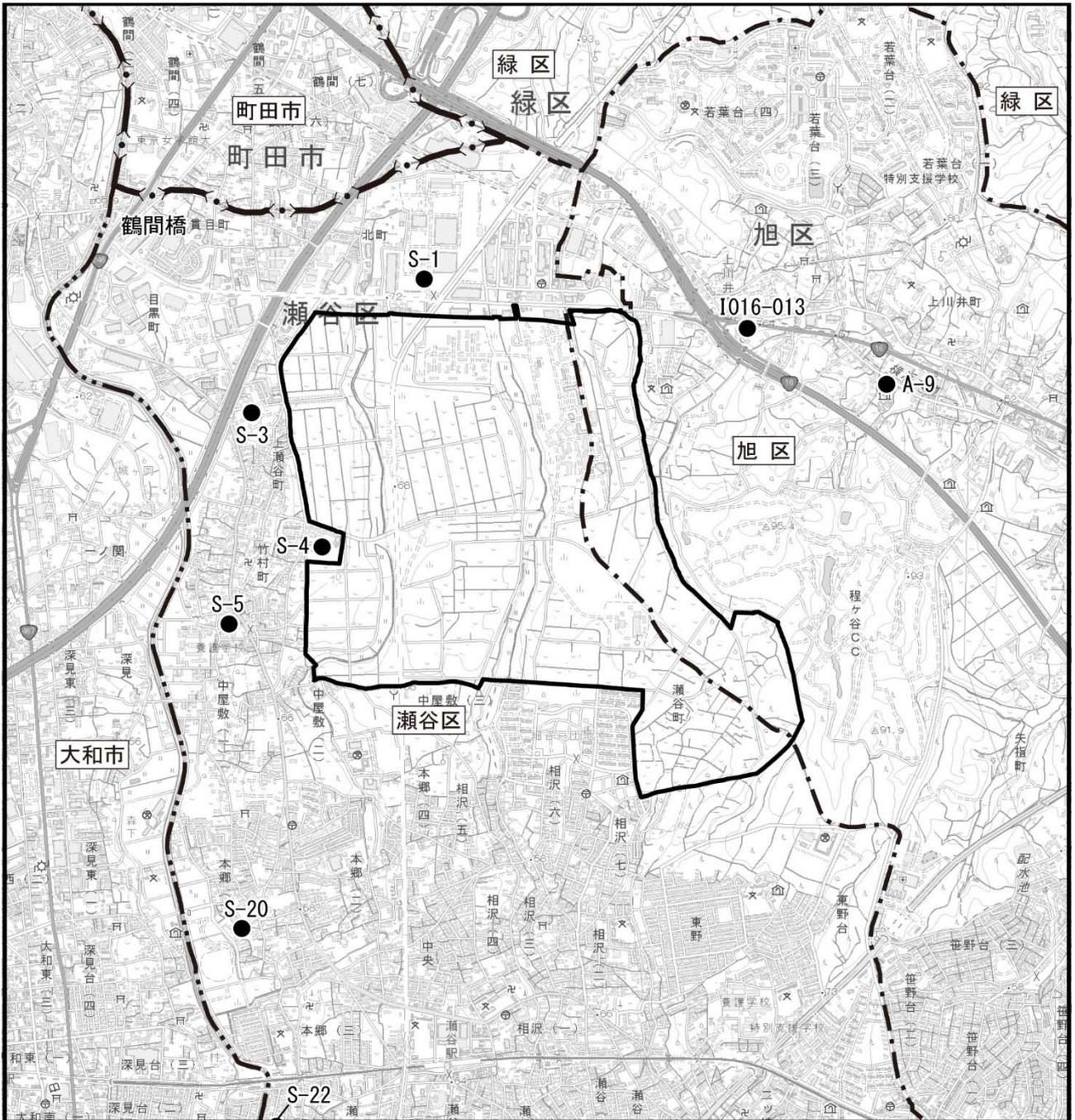
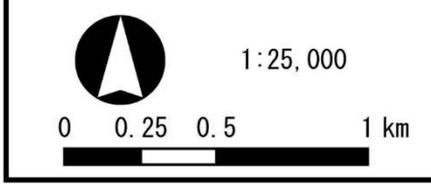


図 3.2-9 各水準点における平成 22 年を基準とした標高の変動状況



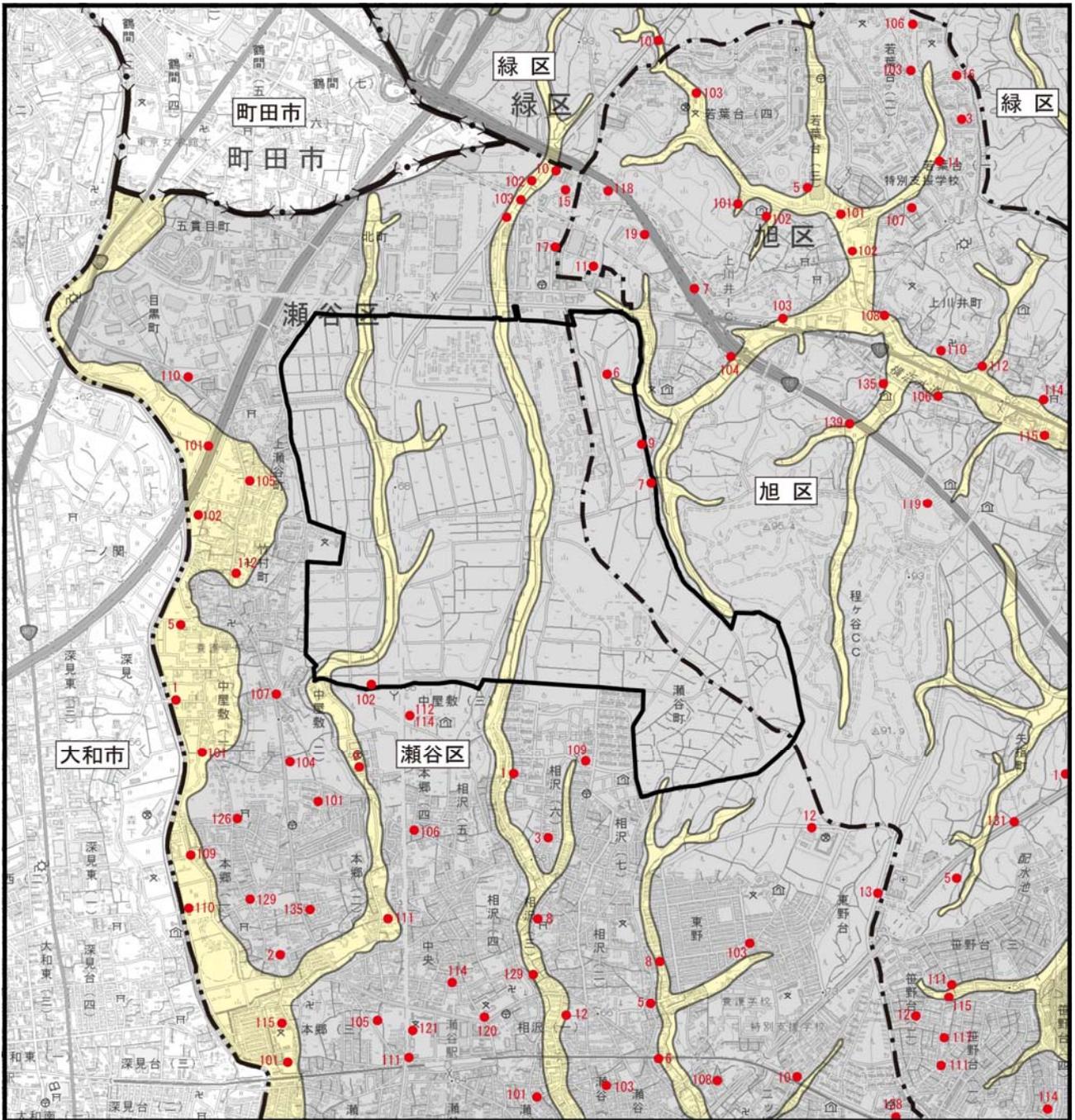
凡 例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 観測水準点



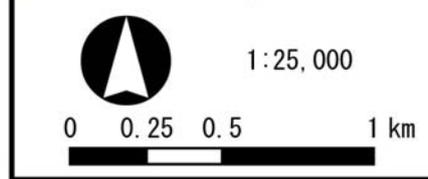
注1：町田市の観測井（町田第1、町田第2、町田南第1及び町田南第2）は図郭外に位置します。  
 資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和元2年5月閲覧）

図 3.2-10 観測水準点位置図



凡例

- |  |           |  |          |          |
|--|-----------|--|----------|----------|
|  | 対象事業実施区域  |  | 0～5m     | } 軟弱地盤層厚 |
|  | 都県界       |  | 5～10m    |          |
|  | 市界        |  | 10～20m   |          |
|  | 区界        |  | 20～30m   |          |
|  | ボーリング調査位置 |  | 30～40m   |          |
|  |           |  | 丘陵地及び台地面 |          |



注1：大和市及び町田市について軟弱地盤図は公表されていません。

資料：「横浜のボーリング調査位置及び軟弱地盤分布図（1/25,000）」（横浜市 平成8年3月）

図 3.2-11 軟弱地盤図

### 3.2.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形の状況

調査区域の地形分類の状況は図 3.2-12、標高区分は図 3.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～100m 未満の丘陵地があります。

調査区域の保全すべき地形は、図 3.2-14 に示すとおりです。

三保町の谷津田景観（三保市民の森）は保全すべき地形として、「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されています。

調査区域には、「日本の典型地形 都道府県一覧」（建設省国土地理院 平成 11 年 4 月）、「自然環境保全調査報告書」（環境庁 昭和 51 年）、「第3回自然環境保全基礎調査 東京都自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「第3回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「日本の地形レッドデータブック 第1集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号）及び「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号）に記載されている保全すべき地形は存在しません。

#### (2) 地質の状況

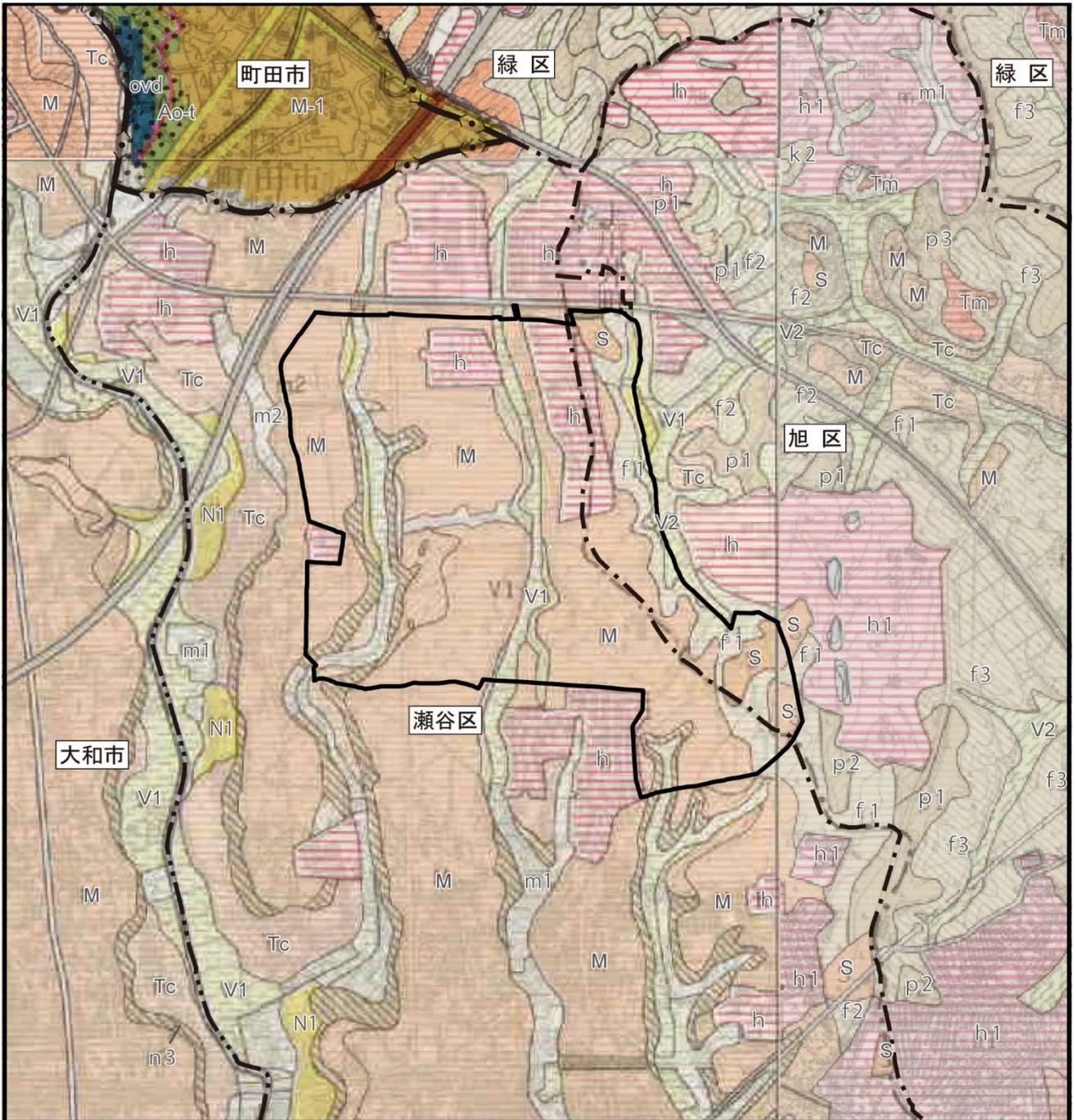
調査区域の地質については、図 3.2-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域には武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層、立川ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。

地質断面の状況は、図 3.2-16 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

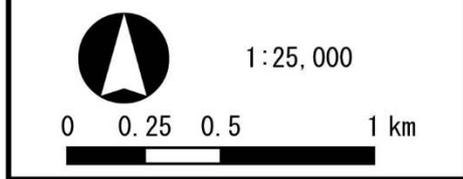
なお、「日本の地形レッドデータブック 第1集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）及び「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されている保全すべき地質は存在しません。



凡例

対象事業実施区域 
  都県界 
  市界 
  区界

<p>一般山地</p> <p>p1 p2 p3</p> <p>k1 k2 k3</p> <p>f1 f2 f3</p> <p>n3 n4</p> <p>d5 d6</p>	<p>段丘地形</p> <p>Tm Tm Tm</p> <p>S S S</p> <p>M M M</p> <p>Tc Tc Tc</p>	<p>台地</p> <p>M-1</p> <p>Ao-t</p> <p>段丘崖</p>	<p>低地の微高地</p> <p>N1</p> <p>低地の一般面</p> <p>V1 V2 V3</p> <p>谷底平野</p> <p>Ar1</p> <p>旧河道</p> <p>低地</p> <p>旧河道</p>
---	---	---	--

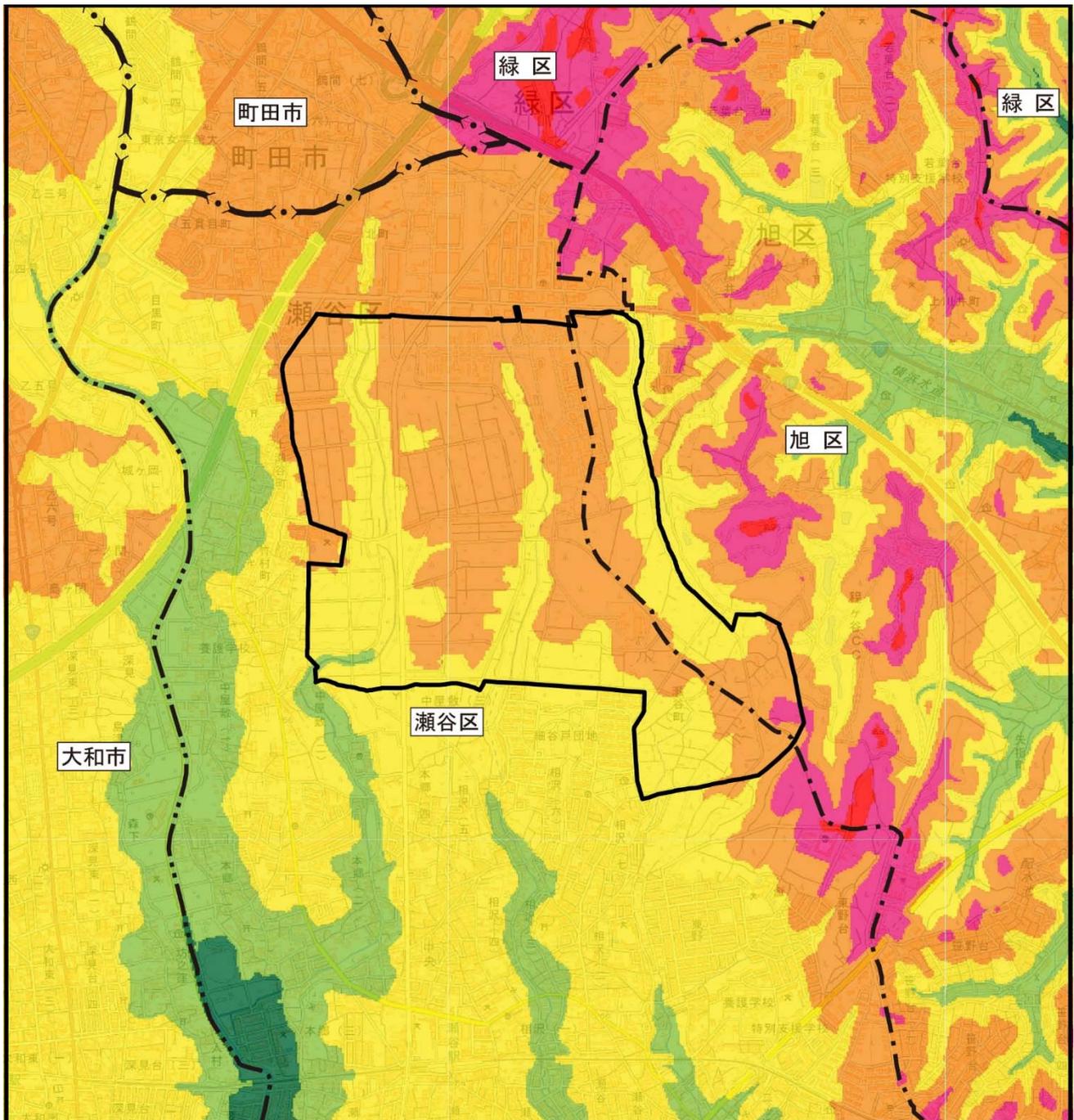


<p>人工地形</p> <p>h h1</p> <p>m1 m2</p>	<p>その他</p> <p>— 国道・主要地方道</p> <p>— 高速道路</p> <p>— 主要道路</p> <p>— 地形界</p>
--------------------------------------	---

凡例の数字は、傾斜区分を示す。1:0~3° 2:3~8° 3:8~15° 4:15~30° 5:30~40° 6:40°~

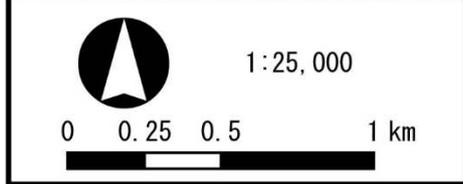
資料：「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

図 3.2-12 地形分類図



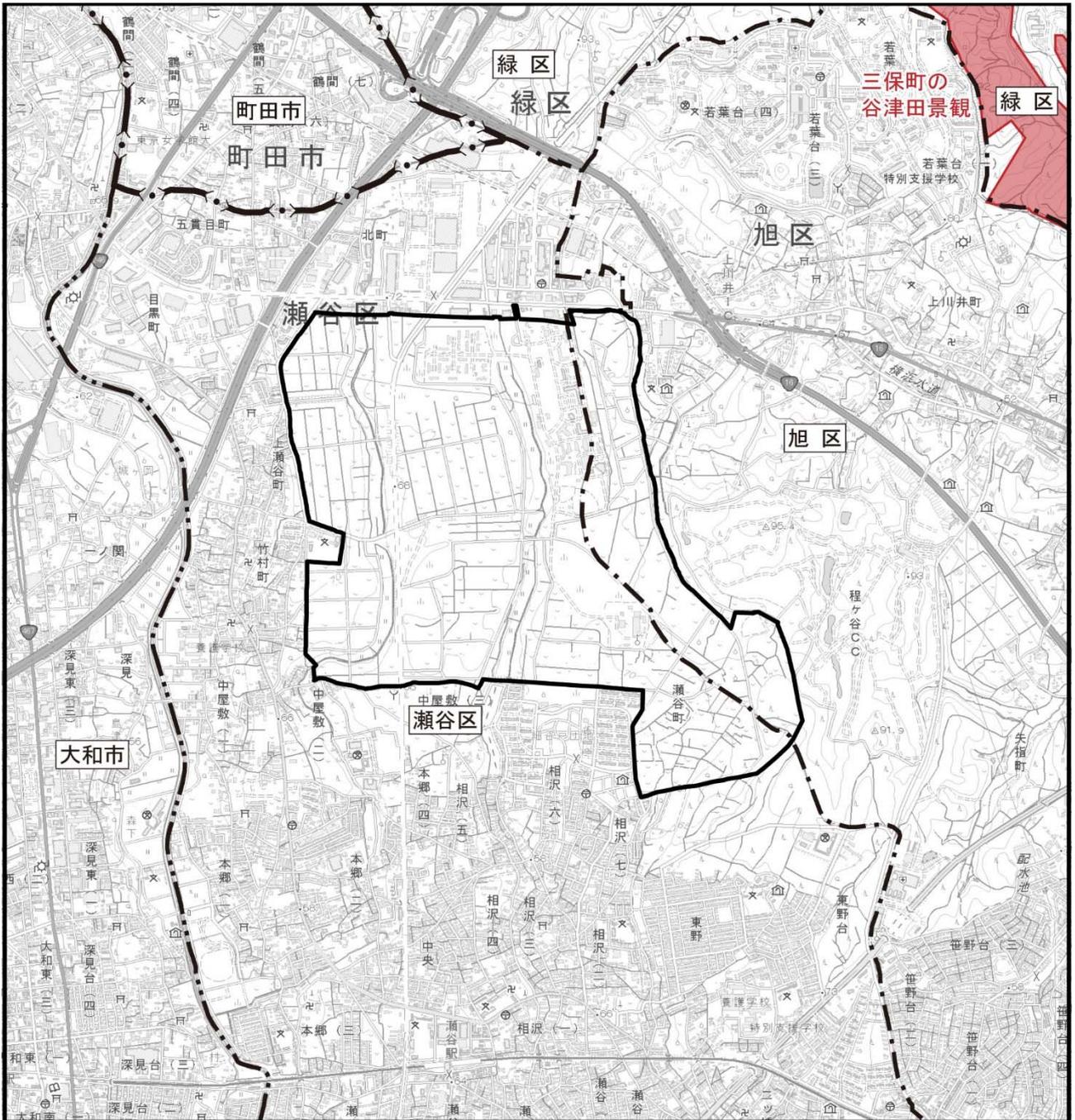
凡 例

- |   |               |   |                |   |    |   |    |
|---|---------------|---|----------------|---|----|---|----|
|  | 対象事業実施区域      |  | 都県界            |  | 市界 |  | 区界 |
|  | 標高 0m以上～50m未満 |  | 標高80m以上～ 90m未満 |   |    |   |    |
|  | 標高50m以上～60m未満 |  | 標高90m以上～100m未満 |   |    |   |    |
|  | 標高60m以上～70m未満 |  | 標高100m以上       |   |    |   |    |
|  | 標高70m以上～80m未満 |   |                |   |    |   |    |



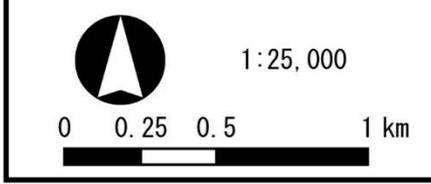
資料：「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-13 標高区分図



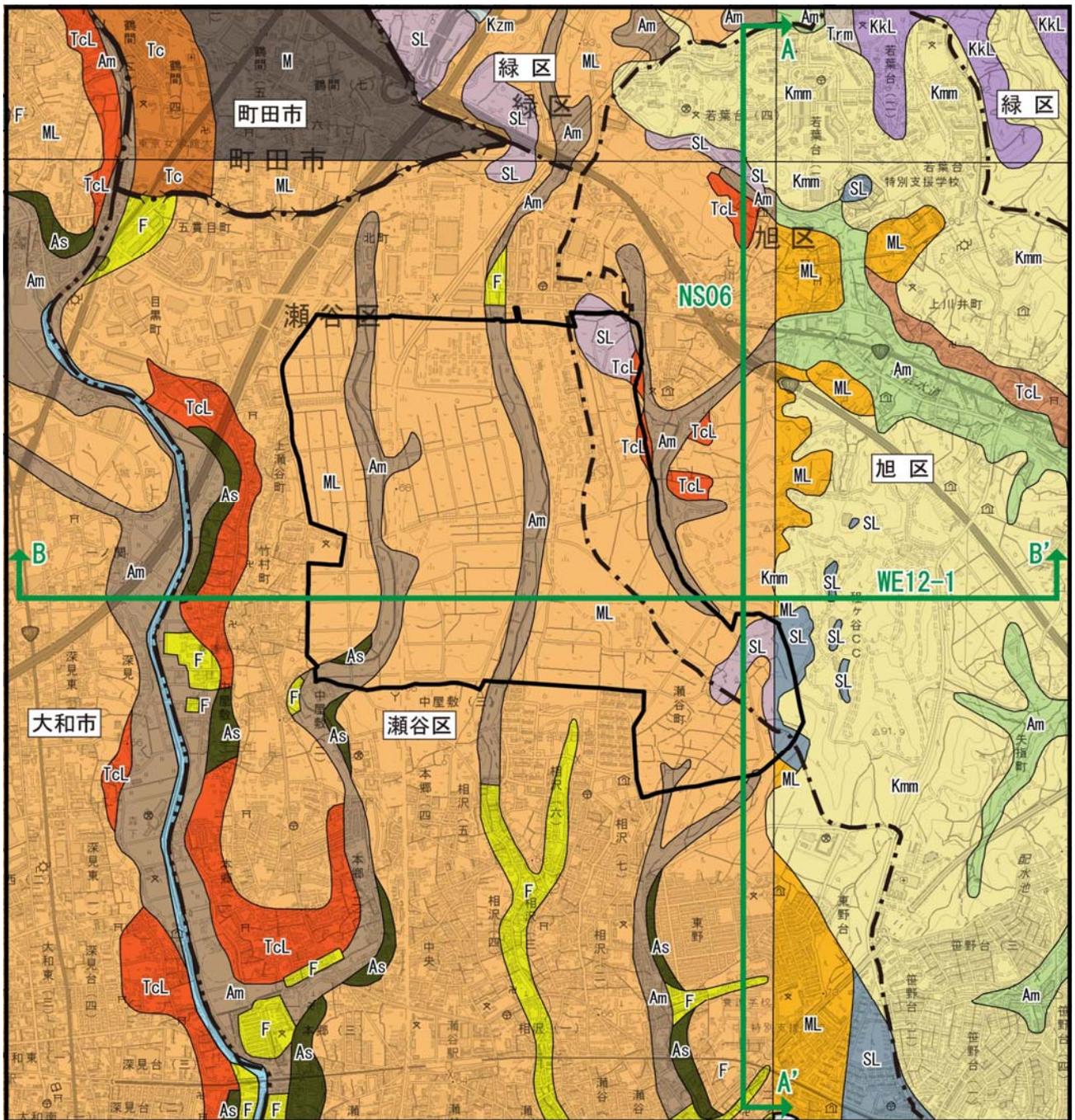
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 保全すべき地形



資料：「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成14年3月）

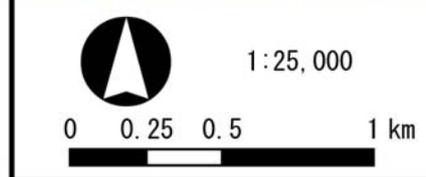
図 3.2-14 保全すべき地形



凡例

対象事業実施区域 ◀▶ 都県界 - - - 市界 - - - 区界

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| Am 沖積層 (泥を主とし砂を含む)   | ML 武蔵野ローム層・武蔵野礫層      |
| As 沖積層 (砂・礫を主とし泥を含む) | SL 相模層群・下末吉ローム層       |
| TcL 立川口ローム層          | SL 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層  |
| Tc 立川口ローム層・立川段丘堆積物   | KkL 相模層群・山王台ローム層・上倉田層 |
| TcL 立川口ローム層・立川礫層     | Kzm 上総層群              |
| ML 武蔵野ローム層           | Trm 上総層群・鶴川層          |
| M 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物   | Kmm 上総層群・上星川層         |



- |           |                  |
|-----------|------------------|
| Am 低湿地堆積物 | なし               |
| F 埋土      | 断面図位置 (図 3.2-16) |
| F 盛土      |                  |
| 水部分       |                  |

資料：「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「八王子・藤沢・上野原」 (東京都 平成7年3月)  
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」 (神奈川県 平成3年3月)  
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「八王子」 (神奈川県 平成元年3月)  
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「藤沢・平塚」 (神奈川県 昭和63年3月)

図 3.2-15 表層地質図

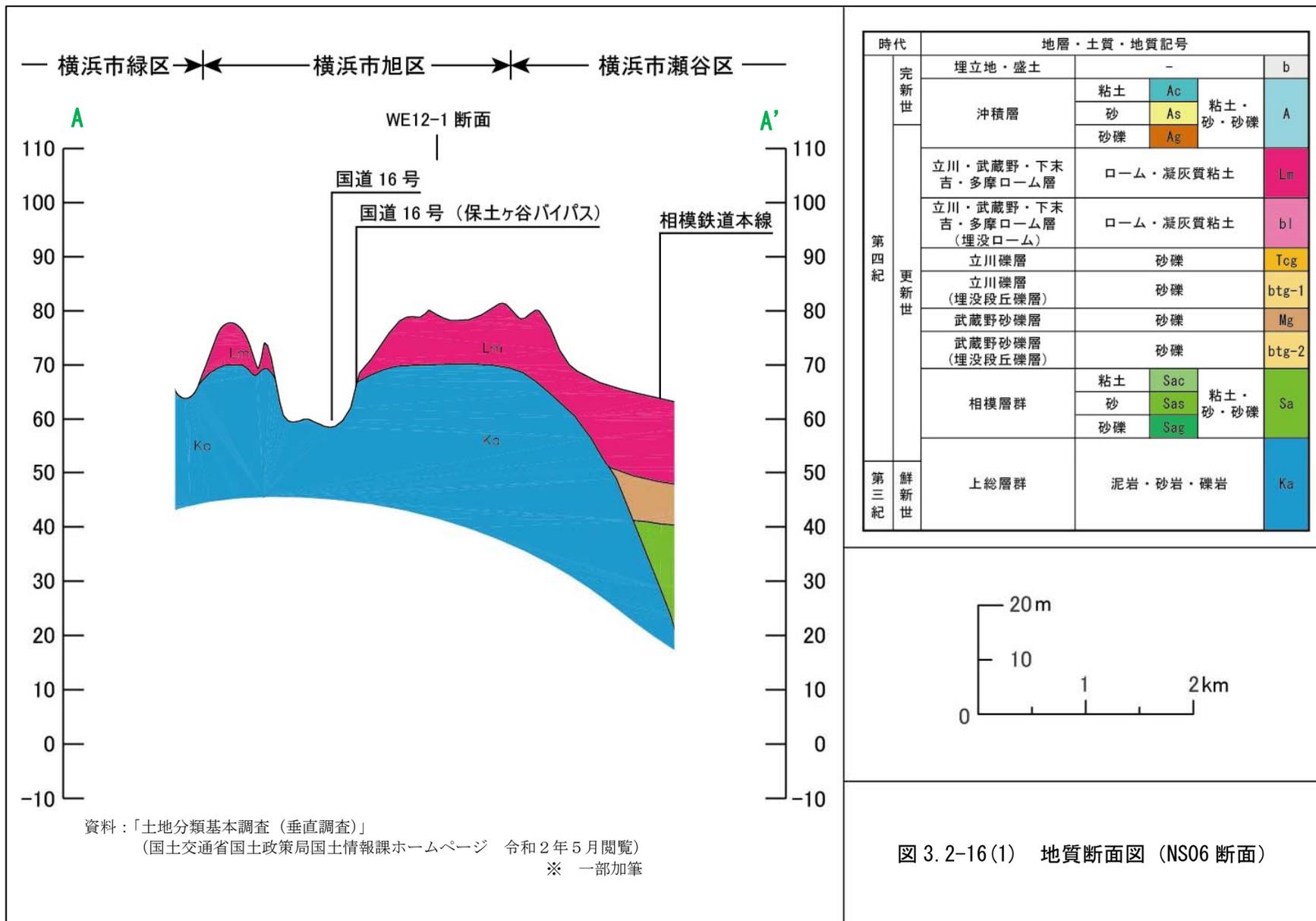


図 3.2-16(1) 地質断面図 (NS06 断面)

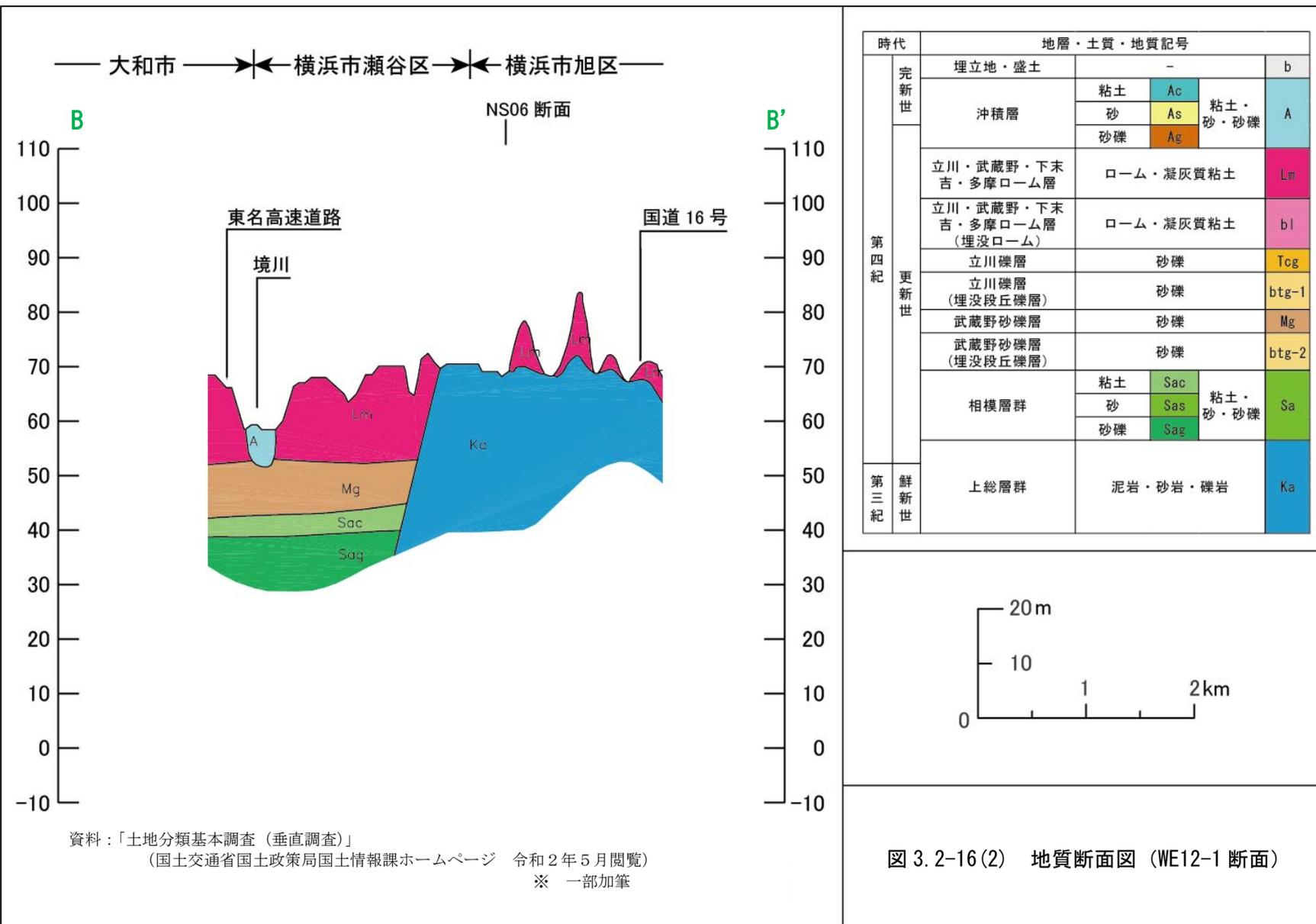


図 3.2-16(2) 地質断面図 (WE12-1 断面)

### (3) 土砂災害関係法令による指定状況

#### ① 砂防指定地

調査区域において、「砂防法」(明治30年3月法律第29号)に基づく砂防指定地は指定されていません。

#### ② 地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」(昭和33年3月法律第30号)に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

#### ③ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図3.2-17に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月法律第57号)に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県や東京都が指定する区域になります。「傾斜度が30度以上あるもの」、「高さが5m以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

なお、対象事業実施区域内は、急傾斜地崩壊危険区域には指定されていません。

#### ④ 土砂災害警戒区域

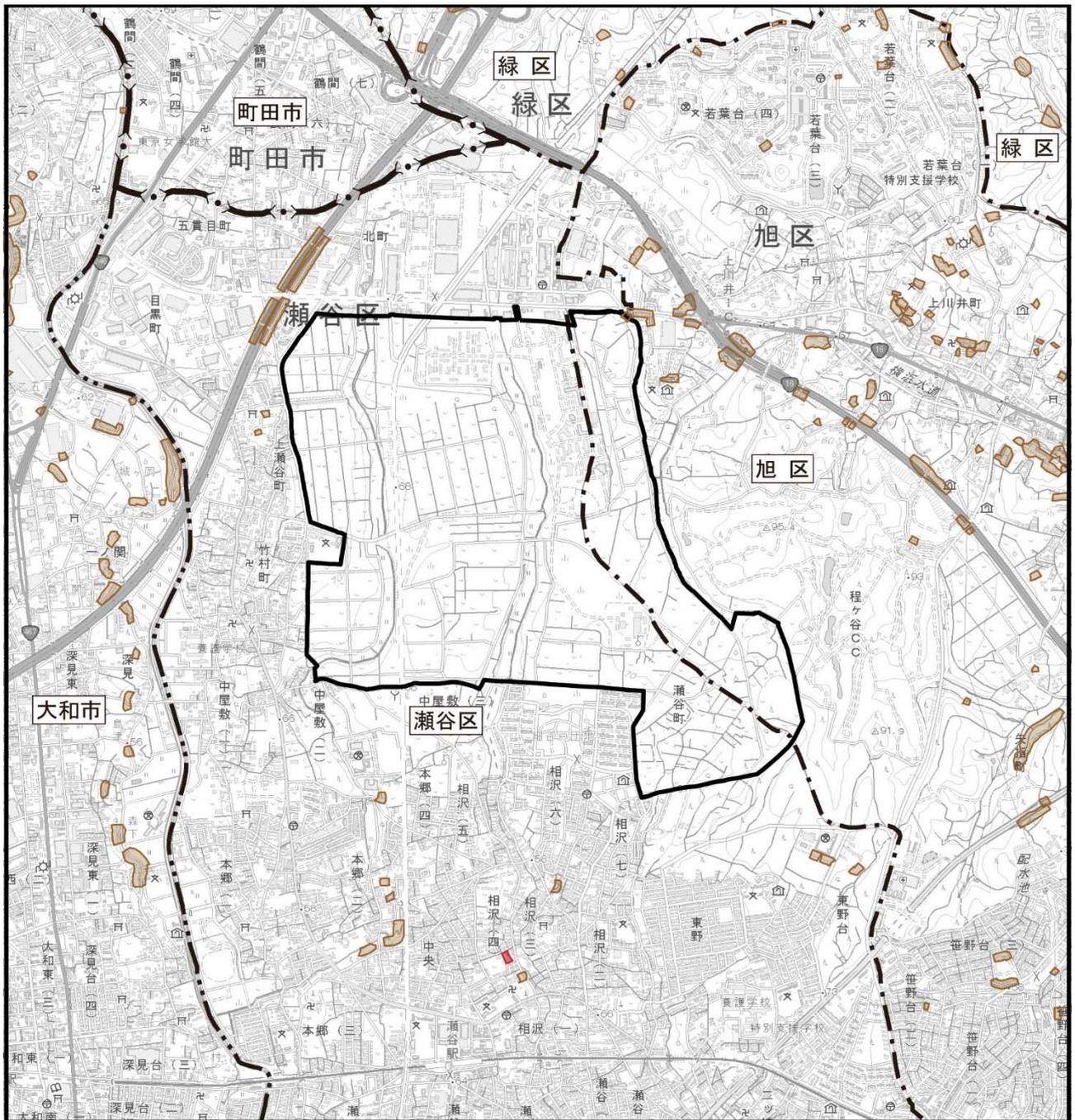
調査区域の土砂災害警戒区域の位置は、図3.2-17に示すとおりです。

「土砂災害警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月法律第57号)に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域として、神奈川県や東京都が指定する区域です。

調査区域には、土砂災害警戒区域に指定されている区域が存在しています。なお、対象事業実施区域の北東側の一部が、土砂災害警戒区域に指定されています。

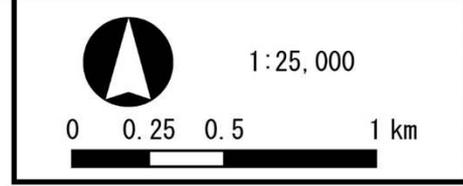
#### ⑤ 土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林

調査区域において、「森林法」(昭和26年6月法律第249号)に基づく土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。



凡例

- 対象事業実施区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 都県界
- 土砂災害警戒区域
- 市界
- 区界



資料：「瀬谷区・旭区・緑区土砂災害ハザードマップ（平成26年12月）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「大和市防災マップ（2019年2月発行）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-17 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

(4) 災害の状況

① 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 3.2-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区における平成 30 年の被害総数は人的被害が 0 人、住家被害が 10 棟、非住家被害が 3 棟、田畑被害が 0 ha、その他の被害が 25 件（箇所）、旭区では、人的被害が 0 人、住家被害が 71 棟、非住家被害が 15 棟、田畑被害が 0 ha、その他の被害が 113 件（箇所）となっています。瀬谷区及び旭区における平成 26 年から平成 30 年の被害の状況を見ると、平成 26 年及び平成 30 年の被害数が多く、住家被害として床下浸水、一部破損、また、非住家被害（その他）として浸水、一部破損が多く発生しています。

表 3.2-15(1) 横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類		横浜市					瀬谷区					旭区					緑区					
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	
人的被害	死者	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	重傷者	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者	26	5	1	5	12	3	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0
住家被害	全壊	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	大規模半壊	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	
	半壊	1	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	1	
	一部破損	40	14	6	11	503	0	1	0	0	8	4	2	0	2	62	0	0	0	0	0	
	床上浸水	52	1	6	5	2	3	0	0	2	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	床下浸水	189	0	15	20	2	113	0	0	17	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	2	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		浸水	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	全壊	3	0	0	1	5	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
		半壊	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	6	6	2	7	76	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	3
		浸水	90	0	57	10	3	33	0	0	2	1	10	0	0	2	0	2	0	0	0	0
		その他浸水	4	1	7	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田畑被害	田の流出・埋没	-	-	-	0	0.0018	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	田の冠水	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	畑の流出・陥没	1	0	-	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0	0	
	畑の冠水	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
その他の被害	文教施設	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病院	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	道路	92	4	-	6	15	6	0	-	0	0	2	0	-	0	6	4	0	-	0	0	
	橋梁	-	-	-	-	0	2	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	
	河川	3	0	-	0	0	2	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	
	港湾	-	-	-	1	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	砂防	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	清掃施設	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	がけ崩れ	123	8	13	28	9	0	0	1	0	0	2	0	1	0	2	4	0	0	0	0	
	鉄道不通	1	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	
	被害船舶	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	水道	-	-	-	1	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	電話	回線	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0
	ガス	戸	1	0	-	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0
	ブロック塀塔	箇所	13	2	5	2	13	0	0	0	0	0	5	1	0	0	2	0	0	0	0	1
その他	箇所	330	52	58	84	795	20	3	0	10	25	32	1	11	9	103	31	1	1	1	16	

注 1：全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも

の、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

注2：大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。

注3：半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

注4：一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

注5：「－」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

資料：「平成26年～平成30年 横浜市の災害」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-15(2) 大和市の災害の状況（火災の発生状況）

区 分	H29	H30	R1
件 数(件)	51	35	46
建 物(件)	30	24	30
林 野(件)	-	-	-
車 両(件)	3	2	-
そ の 他(件)	18	9	16
棟 数(棟)	32	30	40
全 焼(棟)	2	3	3
半 焼(棟)	1	-	3
部 分 焼(棟)	6	12	7
ぼ や(棟)	23	15	27
焼 損 面 積			
建物(m <sup>2</sup> )	330	233	450
林野(a)	-	-	-
世 帯(世帯)	22	21	37
全 損(世帯)	2	2	7
半 損(世帯)	1	-	3
小 損(世帯)	19	19	27
死 傷 者(人)	9	3	12
死 者(人)	3	-	2
負 傷 者(人)	6	3	10
損 害 額(千円)			
建 物	26,081	5,613	30,027
収 容 物	5,307	1,818	4,481
林 野	-	-	-
車 両	801	490	-
そ の 他	88	507	4

資料：「令和元年版 統計概要」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-15(3) 町田市の災害の状況（火災の発生状況）

年次		H26	H27	H28	H29	H30
火災件数 (件)	総数	125	110	116	94	108
	建物	69	67	78	57	52
	車両	6	6	13	3	7
	林野	0	0	0	0	0
	その他	50	37	25	34	49
建物 焼損面積(m <sup>2</sup> )	床面積	1913	898	605	683	337
	表面積	147	92	233	282	113
その他・林野焼損面積(m <sup>2</sup> )		2126	1471	465	529	289
損害見積額(千円)		210,651	120,813	156,332	69,007	136,702

資料：「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-15(4) 町田市の災害の状況（水害の発生状況）

年次		H28	
河川流域		境川	境川
区市町村		町田市	町田市
町丁名		常盤町	小山町
浸水面積(ha)		0.01	0.01
床下	棟数(棟)	0	1
	世帯数(世帯)	0	1
床上	棟数(棟)	1	0
	世帯数(世帯)	1	0
合計	棟数(棟)	1	1
	世帯数(世帯)	1	1
原因		内水	内水

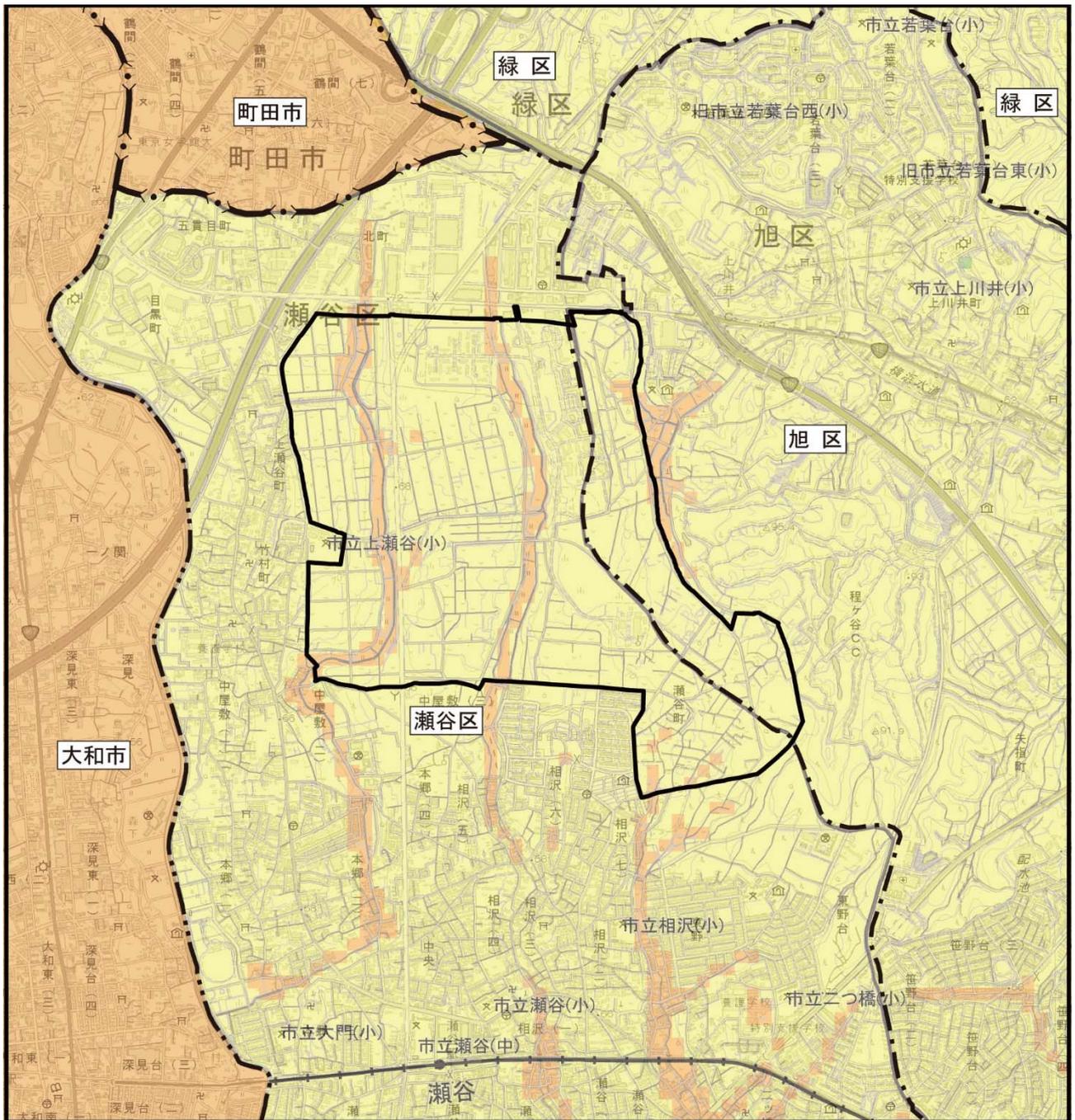
資料：「区市町村別の水害データ」（東京都建設局河川部計画課環境計画担当ホームページ 令和2年5月閲覧）

## ② 地震

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3.2-18 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市 平成24年10月）にて被害想定対象とされた3地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

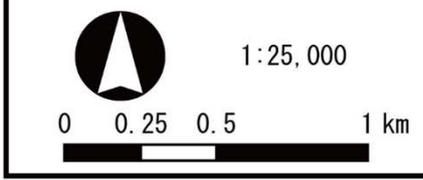
調査区域では、元禄型関東地震で震度6弱～6強、東京湾北部地震で震度5弱～6弱、南海トラフ巨大地震で震度5弱～6弱の揺れが想定されています。



凡例

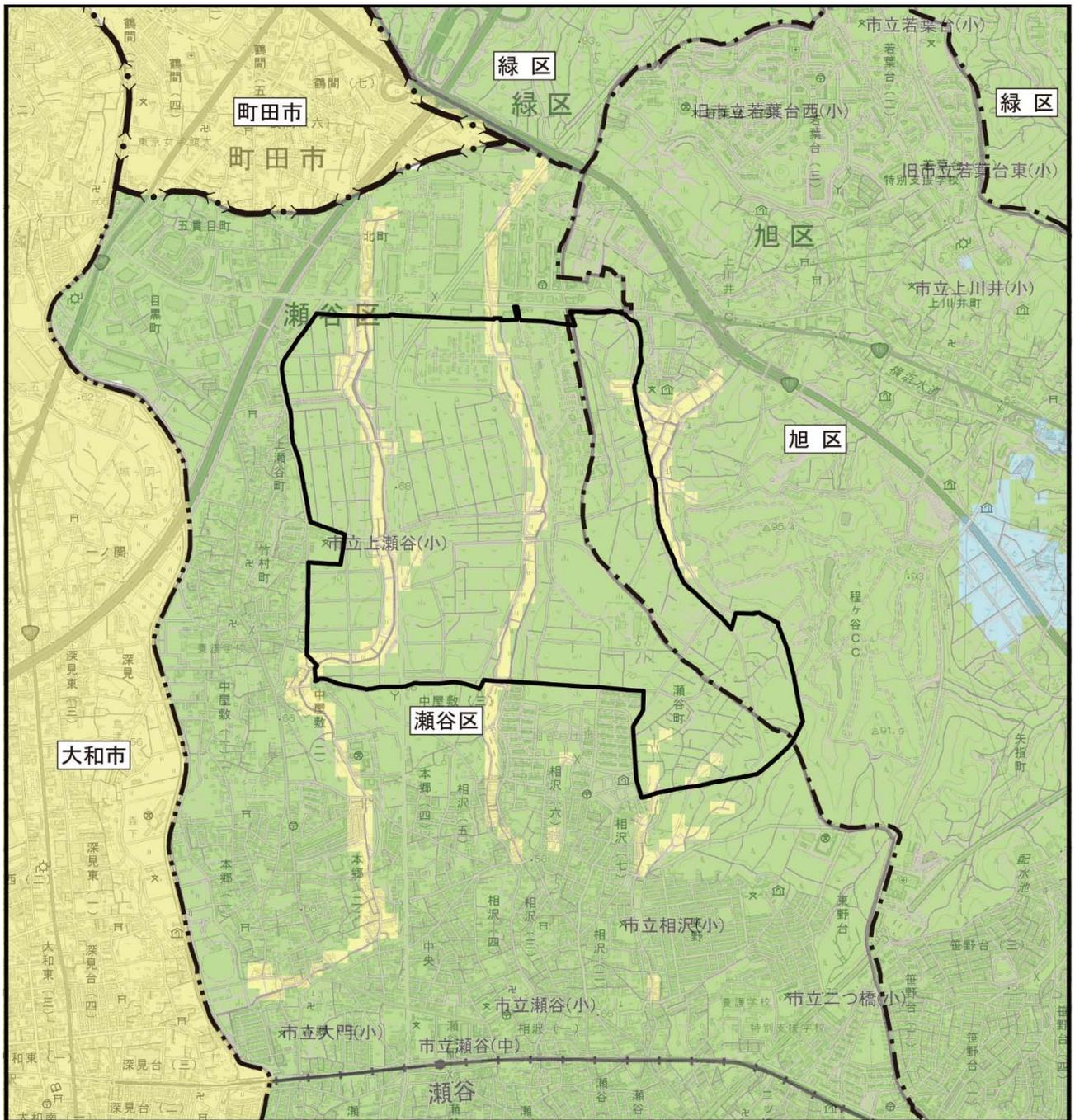
- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 震度階
- 震度 7
  - 震度 6 強
  - 震度 6 弱
  - 震度 5 強
  - 震度 5 弱
  - 震度 4



資料：「元禄型関東地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）  
 「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年 3 月）  
 「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

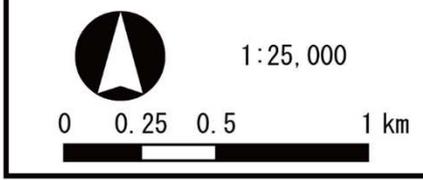
図 3.2-18(1) 地震マップ（元禄型関東地震）



凡 例

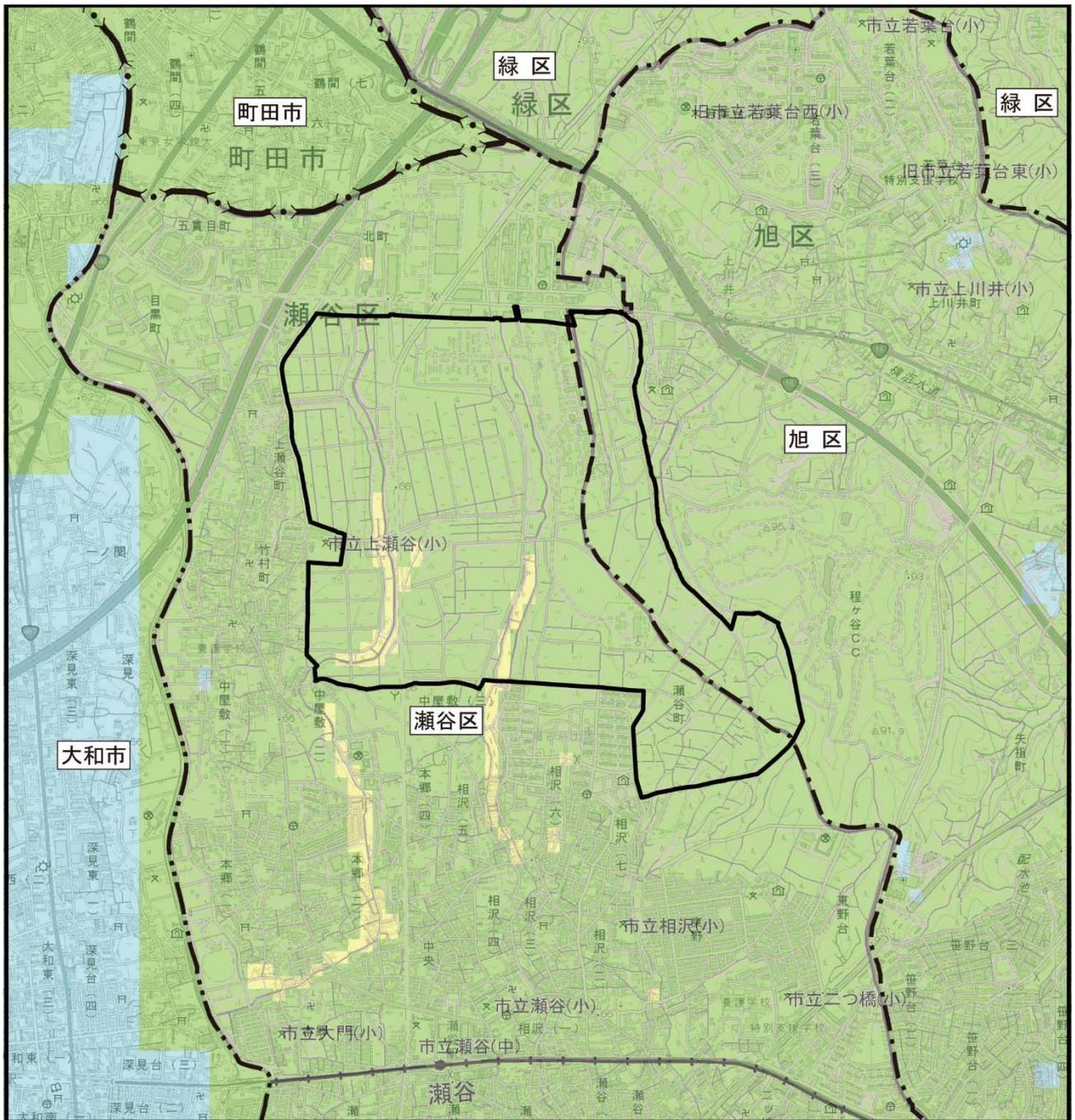
- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 震度階
- 震度 7
  - 震度 6 強
  - 震度 6 弱
  - 震度 5 強
  - 震度 5 弱
  - 震度 4



資料：「東京都湾北部地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）  
 「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年 3 月）  
 「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

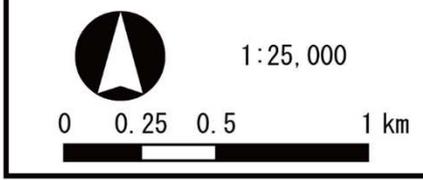
図 3.2-18(2) 地震マップ（東京湾北部地震）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 震度階
- 震度 7
  - 震度 6 強
  - 震度 6 弱
  - 震度 5 強
  - 震度 5 弱
  - 震度 4



資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）  
「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）  
「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」（内閣府防災担当報道発表資料 平成 24 年 8 月）

図 3.2-18(3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）

### ③ 浸水想定区域

調査区域における洪水による浸水想定区域は図 3.2-19 に、内水による浸水想定区域は図 3.2-20 に示すとおりです。内水による浸水想定区域について、大和市及び町田市では公開されている情報を確認できなかったため、横浜市のみ図示しました。

洪水ハザードマップは境川流域全体で 24 時間に約 632 mm の降雨を想定しています。(横浜気象台では昭和 33 年 9 月 26 日に 24 時間に 287 mm の降雨を観測)。内水ハザードマップは、30 年に 1 回降ると想定される 1 時間最大 76.5 mm の降雨を想定しています(平成 16 年 10 月 22 日(台風 22 号)横浜市消防局野庭消防署の実績)。

対象事業実施区域において、洪水による浸水想定区域はありませんでした。

内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域の西側において、浸水深が 0 cm～2 cm 未満、2 cm～20 cm 未満の地域が散在しています。

### ④ 液状化

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3.2-21 に示すとおりです。

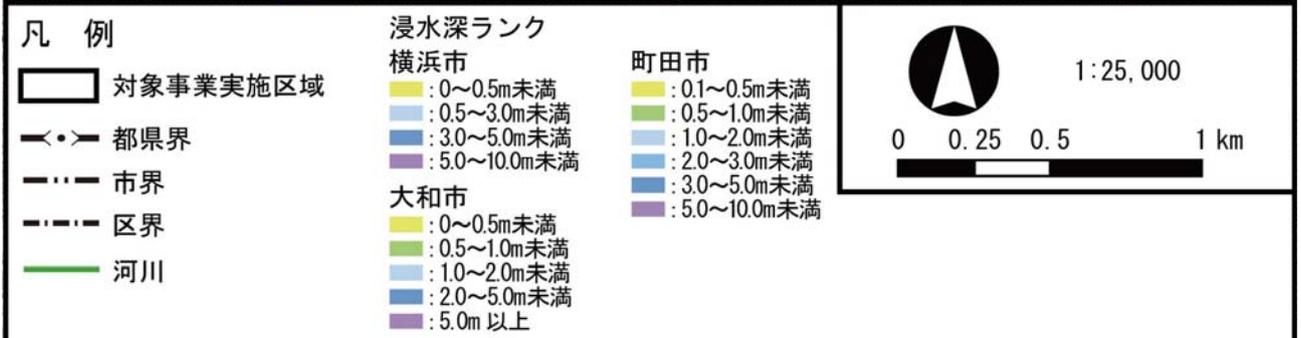
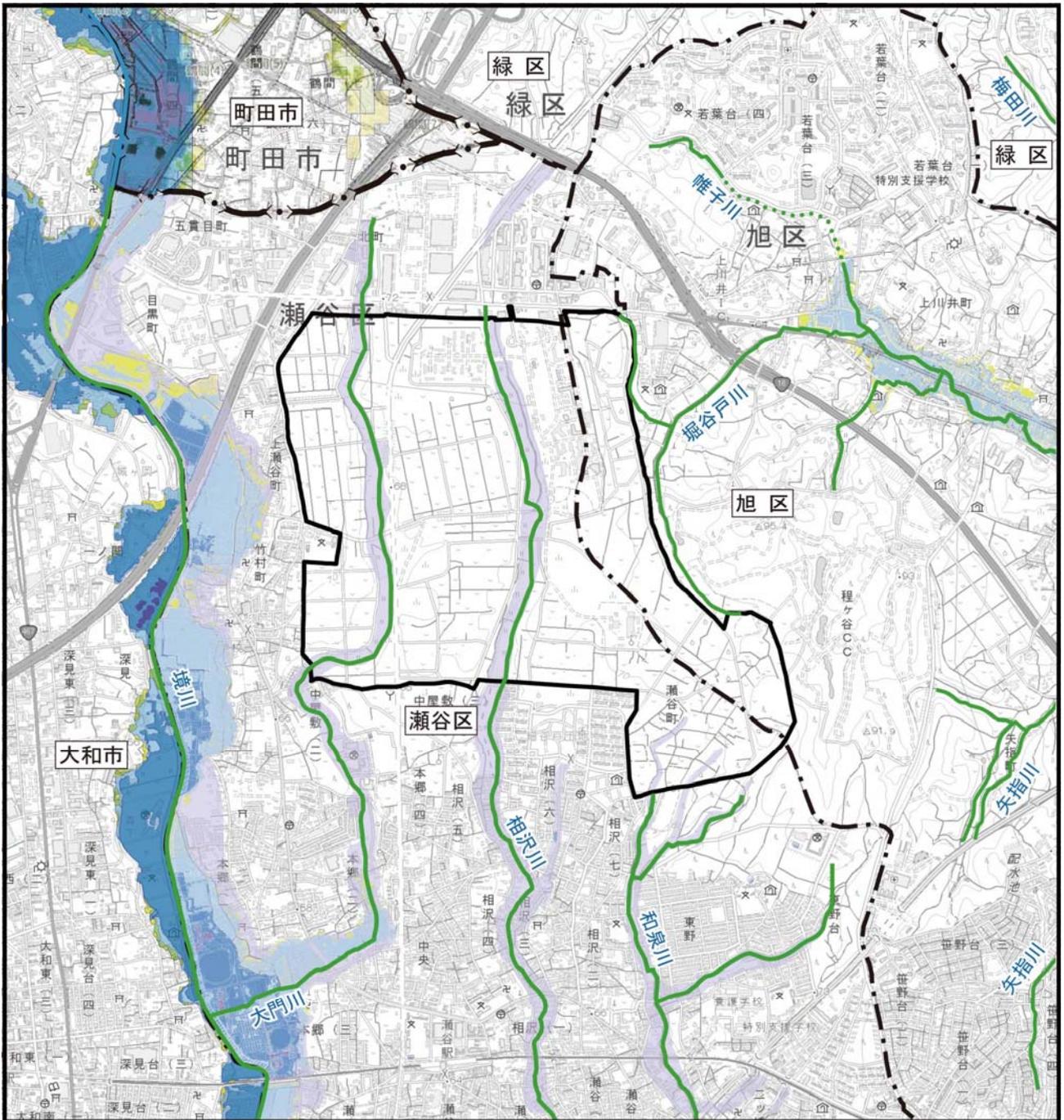
対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市 平成 24 年 10 月)にて被害想定対象とされた 3 地震(元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震)としました。

対象事業実施区域には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在していますが、大部分が「液状化する危険性はかなり低い」となっています。

### ⑤ 災害用井戸の状況

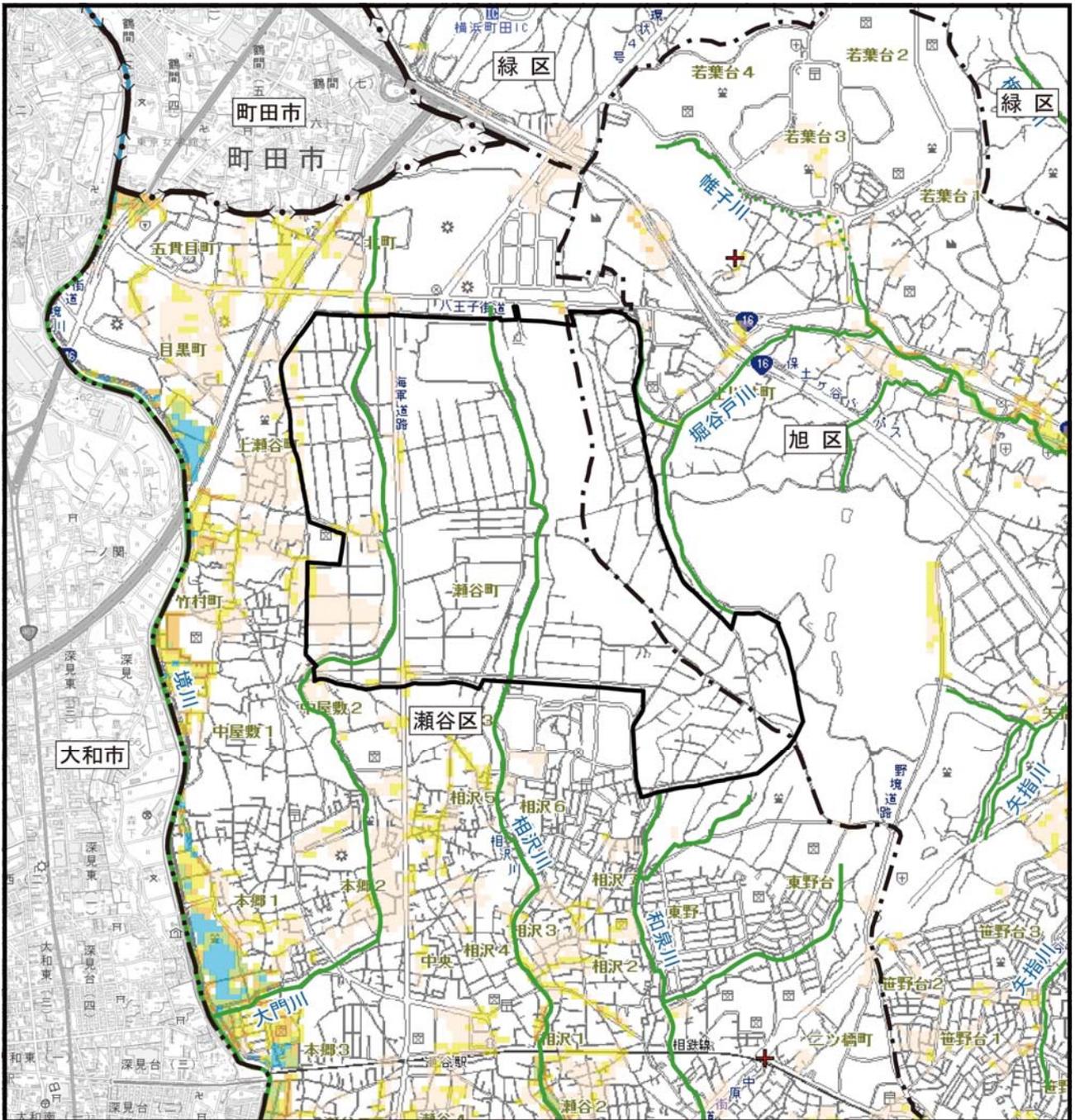
横浜市では、民間の協力の元、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しており、町田市では「災害時協力井戸」、大和市では「災害用協力井戸」として指定しています。

調査区域における災害用井戸の分布状況は図 3.2-22 に示すとおりで、瀬谷区に 45 箇所、旭区に 35 箇所、緑区に 2 箇所、町田市に 9 箇所存在しています。なお、大和市は災害時協力井戸が 289 件登録されていますが、場所は公表されていません。



資料：「瀬谷区洪水ハザードマップ」(横浜市 令和2年1月)、「旭区洪水ハザードマップ」(横浜市 平成30年11月)、「緑区洪水ハザードマップ」(横浜市 平成29年6月)、「大和市防災マップ」(大和市 平成31年2月)、「町田市洪水ハザードマップ」(町田市 令和元年11月)、「横浜市 河川図」(横浜市 平成23年3月)

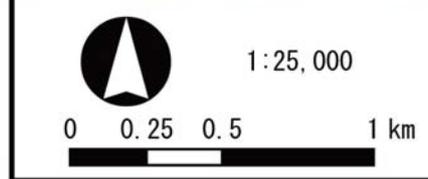
図 3.2-19 洪水による浸水想定区域



凡例

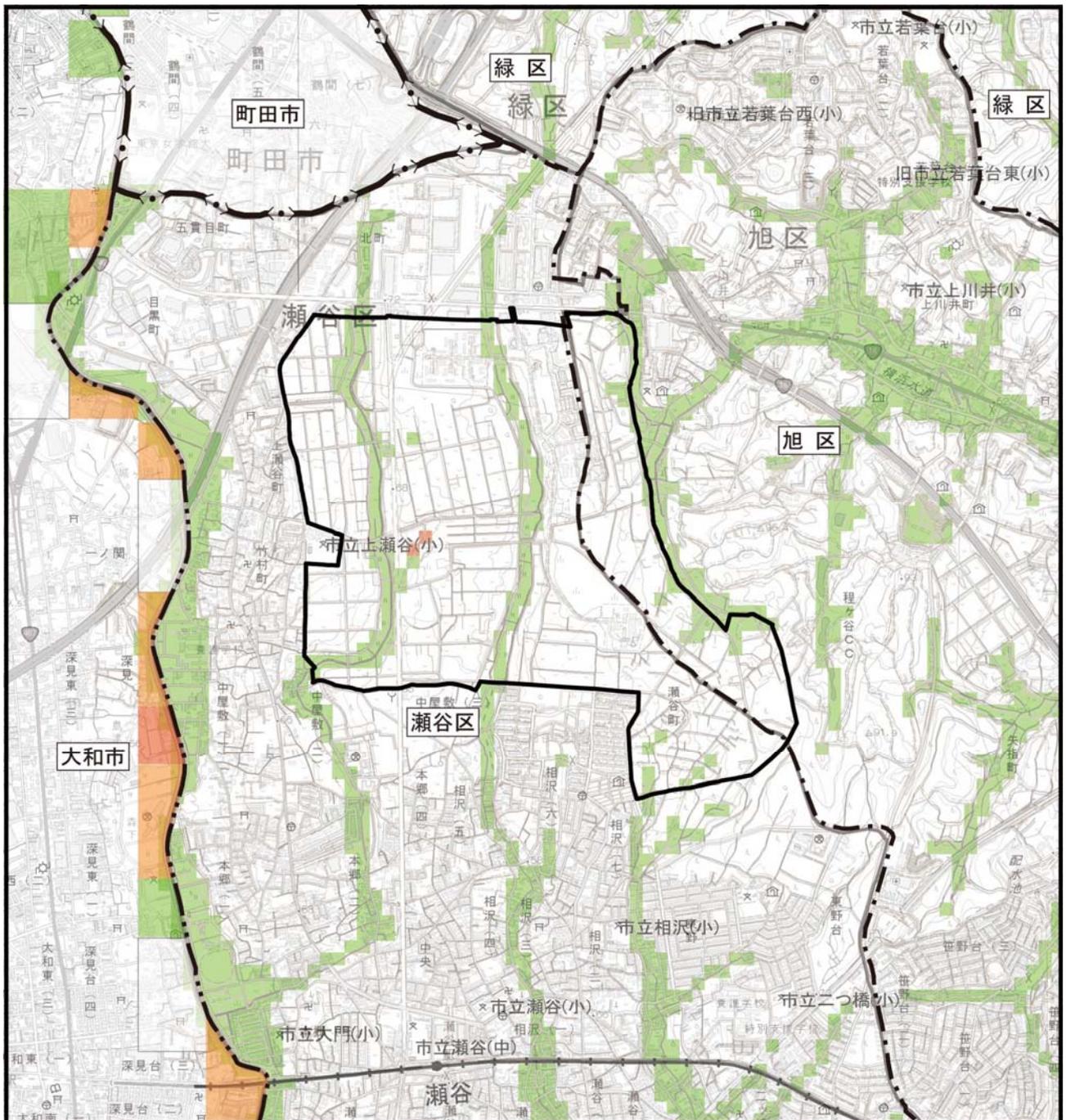
- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川

- 浸水深ランク
- 0～2cm 未満
  - 2cm～20cm 未満
  - 20cm～50cm 未満
  - 50cm～1.0m 未満
  - 1.0m～2.0m 未満
  - 2.0m 以上



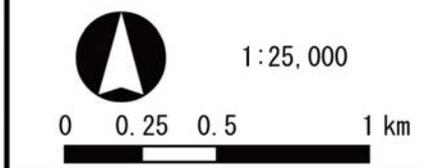
注1：大和市、町田市は内水を対象としたハザードマップは公開されていません。  
 資料：「瀬谷区内水ハザードマップ」（横浜市 平成26年3月）、「旭区内水洪水ハザードマップ」（横浜市 平成27年3月）、  
 「緑区内水ハザードマップ」（横浜市 平成27年3月）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）

図 3.2-20 内水による浸水想定区域



凡例

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 対象事業実施区域 | 液状化危険度                        |
| 都県界      | 液状化危険度が高い: $15 < PL$          |
| 市界       | 液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$ |
| 区界       | 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$    |
|          | 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$        |



資料：「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」（平成 24 年 10 月作成）  
 （横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）  
 「e-かなマップ 液状化想定図 元禄型関東地震」（神奈川県ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）  
 「東京の液状化予測図 平成 24 年度改訂版」（東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

図 3.2-21(1) 液状化マップ（元禄型関東地震）

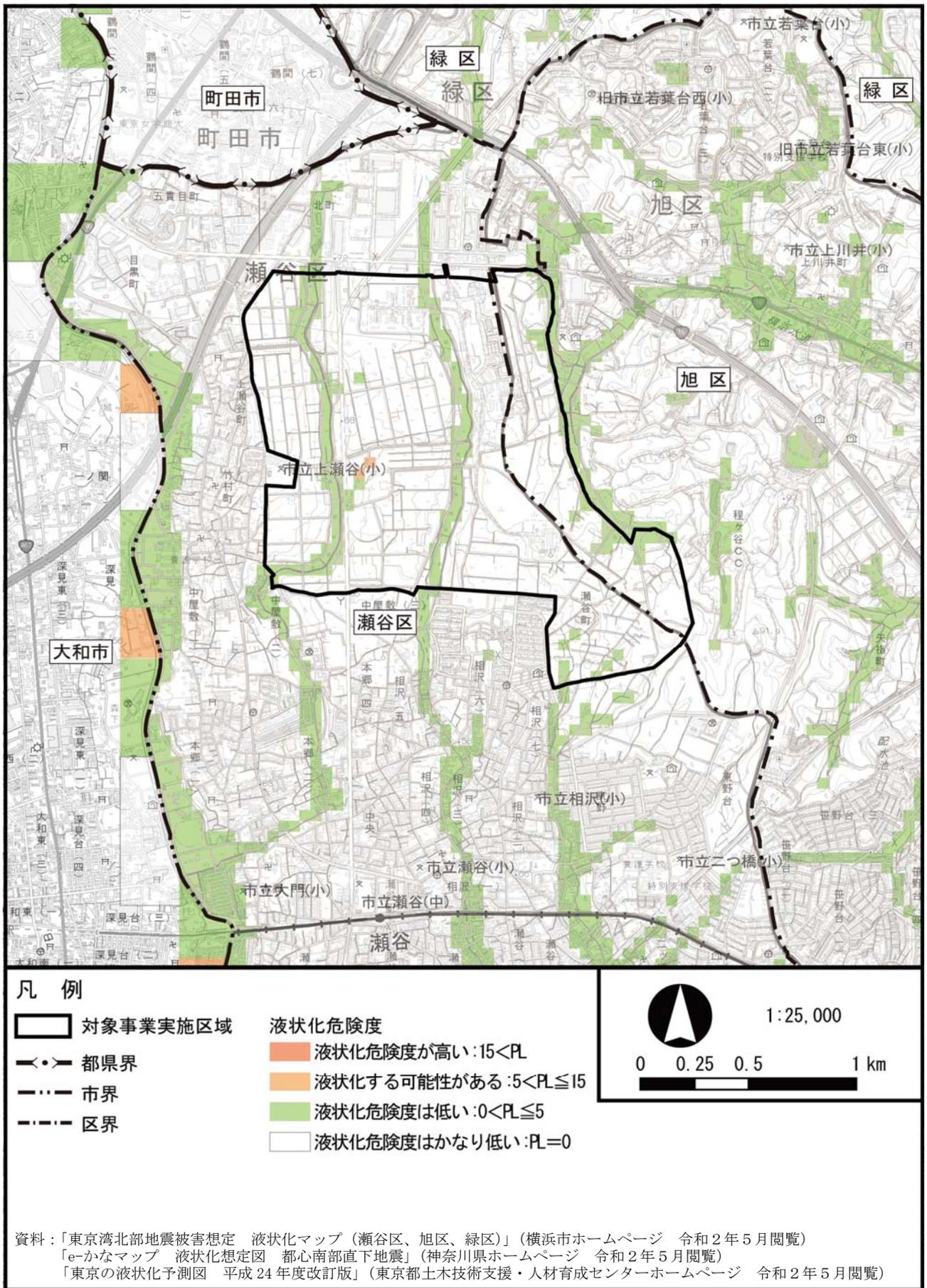
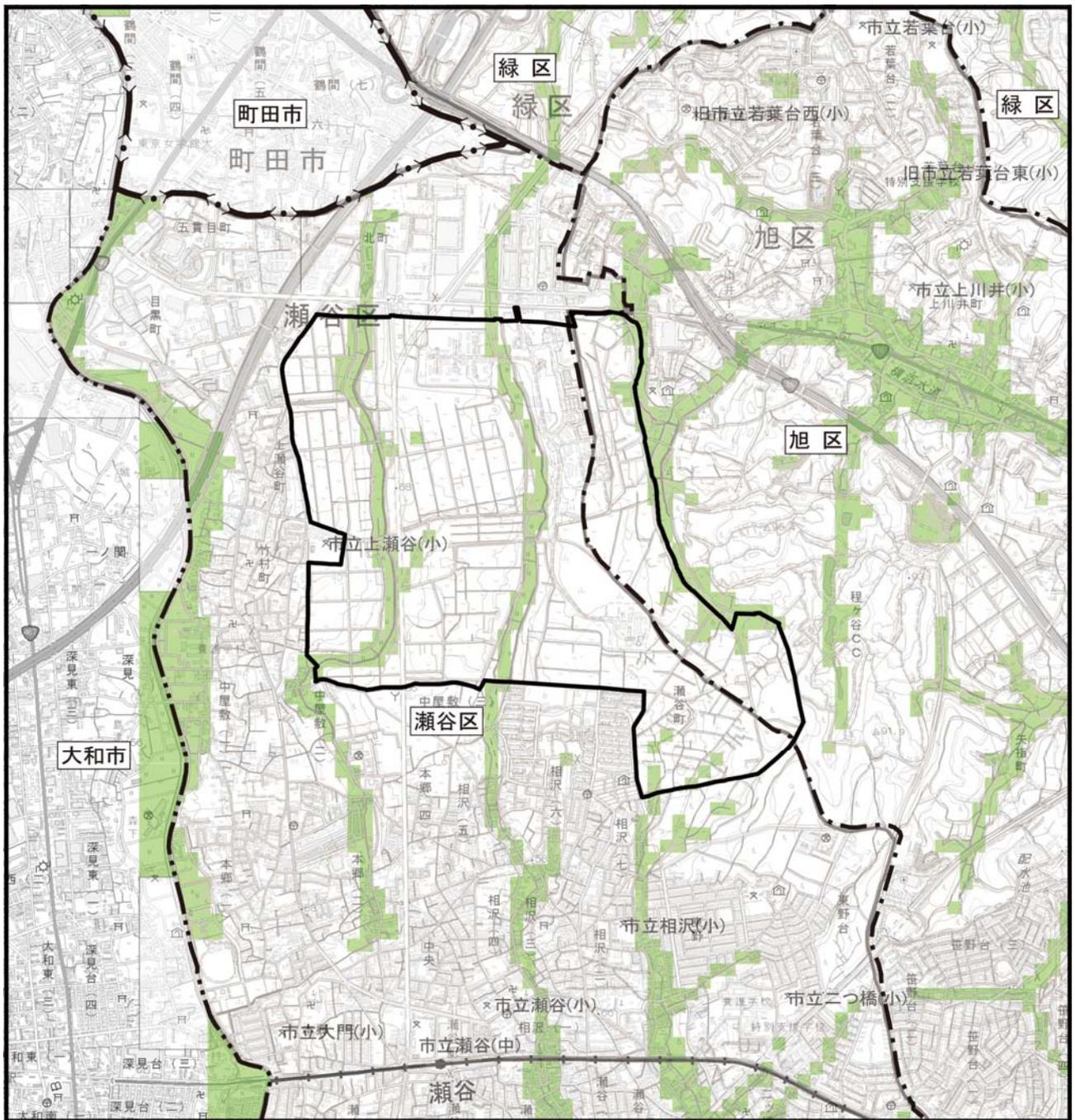
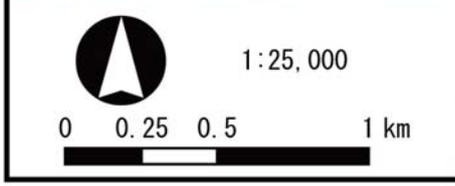


図 3.2-21(2) 液状化マップ（東京湾北部地震）



凡例

- |  |  |
|--|--|
|  対象事業実施区域 | 液化化危険度   |
|  都県界      |  液化化危険度が高い： $15 < PL$         |
|  市界       |  液化化する可能性がある： $5 < PL \le 15$ |
|  区界       |  液化化危険度は低い： $0 < PL \le 5$    |
|  |  液化化危険度はかなり低い： $PL = 0$       |



資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 液化化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」（平成 24 年 10 月作成）  
 （横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）  
 「e-かなマップ 液化化想定図 南海トラフ巨大地震」（神奈川県ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）  
 「東京の液化化予測図 平成 24 年度改訂版」（東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

図 3.2-21 (3) 液化化マップ（南海トラフ巨大地震）

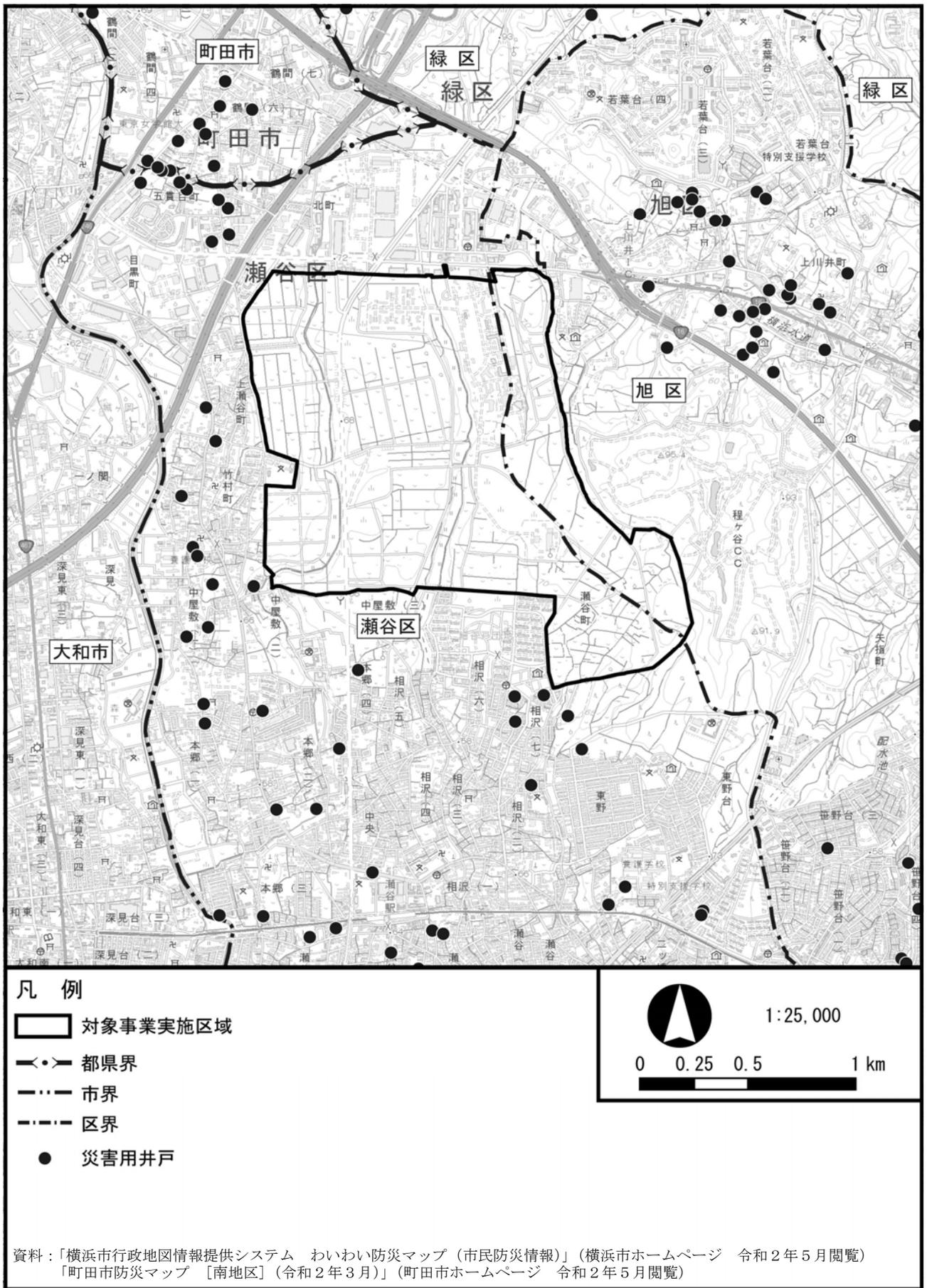


図 3.2-22 災害用井戸

### 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### (1) 動物の生息の状況

動物の生息状況は、調査区域を対象に、文献その他の資料により整理しました。

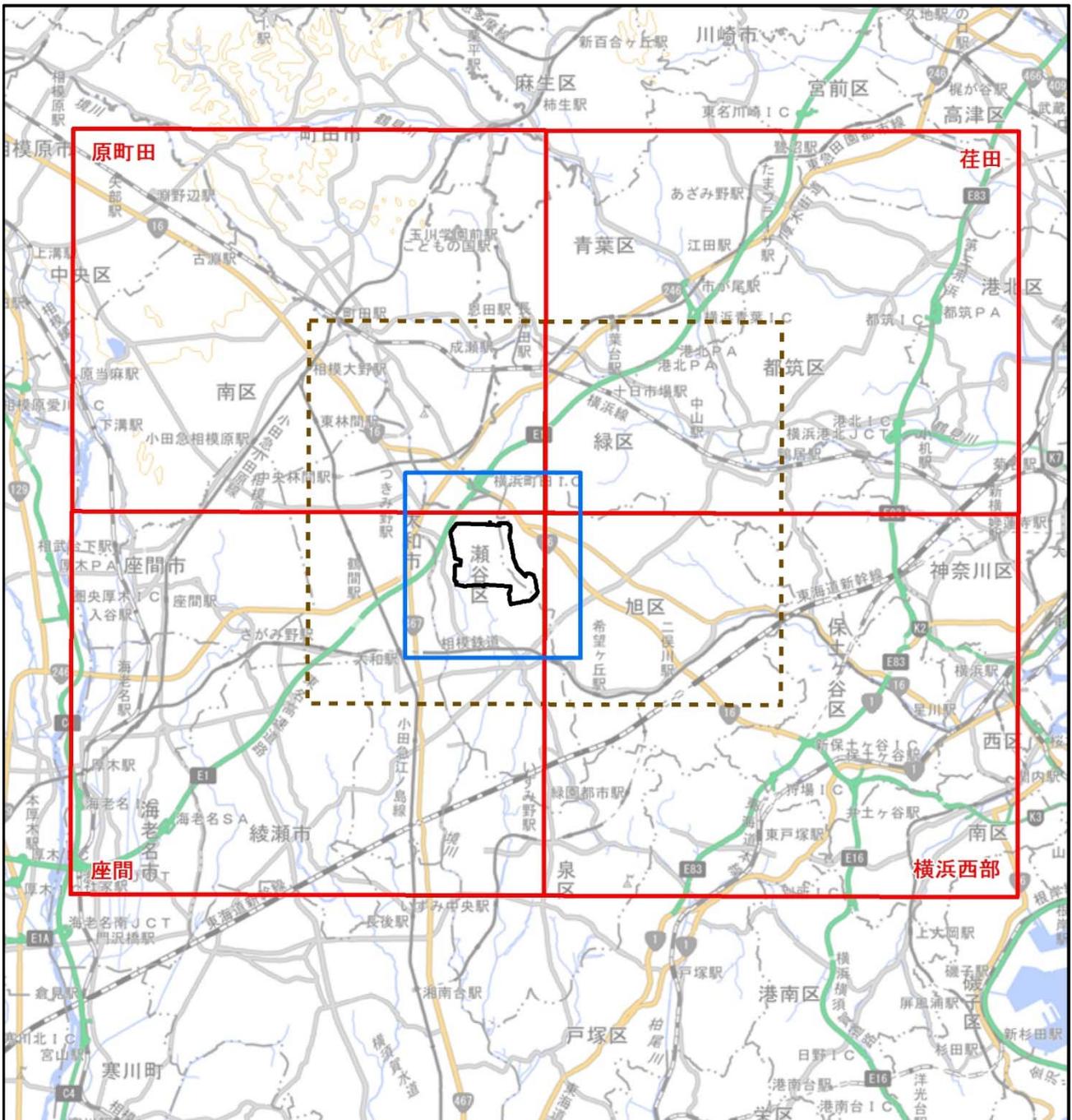
文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-16 及び図 3.2-23 のとおりです。

表 3.2-16 文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「かながわの鳥と獣」（神奈川県 平成 4 年 3 月）	調査区域が含まれる 5 km メッシュで確認された種を対象としました。
「かながわの鳥図鑑」（神奈川県 平成 4 年 3 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の魚類」（神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」（神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所 平成 28 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の脊椎動物」（大和市教育委員会 平成 2 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市の昆虫」（大和市教育委員会 平成 3 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市史 8（上）別編自然」（大和市 平成 8 年 9 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1993 年（平成 5 年）町田の野鳥」（町田野鳥の会 平成 6 年 10 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1998 年度（平成 10 年度）町田の野鳥」（町田野鳥の会 平成 12 年 2 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「2003 年度（平成 15 年度）町田の野鳥 3」（町田野鳥の会 平成 17 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜のホタル生息地（1983 年度版）」（横浜市公害研究所 昭和 59 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書）」（環境省ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）	調査区域が含まれる 2 次メッシュとして、「座間」、「横浜西部」、「荏田」、「原町田」の 4 メッシュで確認された種を対象としました。

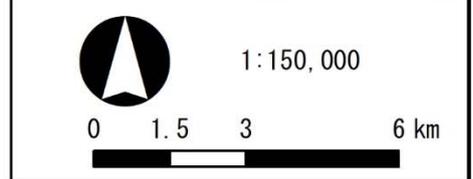
なお、上記以外に「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省 令和 2 年 5 月閲覧）により、調査区域における以下の情報を収集しました。

コウモリ洞分布、コウモリ生息情報、イヌワシ・クマタカ生息分布、オオワシ・オジロワシ生息分布、渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地、鳥類の渡りのルート、重要種（イヌワシ、チュウヒ、サンカノゴイ、オオヨシゴイ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリ）の分布状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 調査区域
- 調査対象2次メッシュ
- 調査対象5kmメッシュ



資料：「自然環境調査 Web-GIS」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-23 文献その他の資料による調査範囲

① 動物相の概要

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周辺の動物相の概要を表 3.2-17 のとおり整理しました。哺乳類 14 種、鳥類 149 種、爬虫類 11 種、両生類 10 種、昆虫類等 823 種、魚類 47 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 99 種が確認されています。

表 3.2-17(1) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	2	アズマモグラ、アブラコウモリ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ、アナグマ、ハクビシン、タイワンリス、アカネズミ、ドブネズミ、ノウサギ (14種)
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	4	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	1	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	11	
鳥類	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	2	キジ、カルガモ、キジバト、コサギ、コチドリ、キアシシギ、トビ、アオバズク、カワセミ、コゲラ、モズ、オナガ、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 (149種)
	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	55	
	「かながわの鳥図鑑」(神奈川県 平成4年3月)	88	
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	55	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	23	
	「1993年(平成5年)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成6年10月)	85	
	「1998年度(平成10年度)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成12年2月)	77	
	「2003年度(平成15年度)町田の野鳥3」(町田野鳥の会 平成17年3月)	38	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	127	

表 3.2-17(2) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
爬虫類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	8	クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (11種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	8	
両生類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	7	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、アカガエル属、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル (10種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	9	
昆虫類等	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	7	ジグモ、オナガグモ、ジョロウグモ、アシナガグモ、クロケシグモ、コクサグモ、ウヅキコモリグモ、ハナグモ、アリグモ、アキアカネ、オオカマキリ、エンマコオロギ、オンブバッタ、アブラゼミ、マルカメムシ、マイマイカブリ、コクワガタ、カナブン、ウバタマムシ、ナミテントウ、シロスジカミキリ、ヒメクロオトシブミ、オオスズメバチ、アカイラガ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ヒメアカタテハ、コシロシタバ等 (823種)
	「大和市の昆虫」(大和市教育委員会 平成3年3月)	659	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	80	
	「横浜のホタル生息地(1983年度版)」(横浜市公害研究所 昭和59年3月)	2	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	160	
魚類	「神奈川県内河川の魚類」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	13	コイ、ギンブナ、オイカワ、アブラハヤ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、ミナメダカ、オオヨシノボリ、クロダハゼ、旧トウヨシノボリ類等 (47種)
	「横浜の川と海の生物(第14報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 平成28年3月)	14	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	43	
陸産貝類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	32	サドヤマトガイ、ケシガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、ナメクジ、チャコウラナメクジ、ニッポンマイマイ、オナジマイマイ等 (32種)
底生動物	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	65	アメリカツノウズムシ、マルタニシ、イトミミズ属、シマイシビル、ミズムシ、ヒラテテナガエビ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、ハグロトンボ、コオニヤンマ、アメンボ、コガタシマトビケラ、セスジユスリカ等 (99種)
	「横浜の川と海の生物(第14報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 平成28年3月)	73	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	9	

## ② 動物の重要な種

動物の重要な種は、「① 動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表 3.2-18 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は表 3.2-19 のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 7 種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧) によれば、図 3.2-24 に示すとおり、調査区域にはコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報はありませんでした。図 3.2-25 に示すとおり、調査区域の北端(対象事業実施区域外)を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。図 3.2-26 及び図 3.2-27 に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サシバ、ノスリ、ハチクマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

表 3.2-18(1) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料
①	<p>「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号)、「東京都文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月東京都条例第 25 号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号)、「大和市文化財保護条例」(昭和 38 年 10 月大和市条例第 25 号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和 52 年 4 月町田市条例第 30 号)に基づく天然記念物</p> <p>国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)ほか各自治体ホームページ</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物等</p> <p>国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年 2 月政令第 17 号)</p>

表 3.2-18(2) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和元年 3月)の掲載種</p>	<p>EX: 絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種  EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種  CR+EN: 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの  CR: 絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの  EN: 絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの  VU: 絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種  NT: 準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種  DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種  LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)</p>
④	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)</p>	<p>EX: 絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種  EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種  CR+EN: 絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種  CR: 絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種  EN: 絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種  VU: 絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種  NT: 準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種  減少: 減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種  希少: 希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種  要注: 要注意種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種  注目: 注目種・・・生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種  DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種  不明: 不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種  LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)</p>

表 3.2-19(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	ネコ	イヌ	キツネ				NT
2		イタチ	イタチ				NT
計	1目	2科	2種	0種	0種	0種	2種

注1：種名及び配列は原則として、「種の多様性調査（動物分布調査）対象種一覧」（環境省 平成14年）に準拠しました。

注2：選定基準は表 3.2-18（p. 3-59～60）参照。

表 3.2-19(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類1）

No.	目和名	科和名	種和名	選定基準					
				①	②	③	④		
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	VU <sup>b</sup>		
2			ヤマドリ				VU <sup>a,b</sup>		
3	カモ	カモ	アカツクシガモ			DD			
4			オシドリ			DD	希少 <sup>a</sup> 、減少 <sup>b</sup>		
5			トモエガモ			VU	希少 <sup>b</sup>		
6	ハト	ハト	アオバト				注目 <sup>a,b</sup>		
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	VU <sup>a</sup>		
8			ミゾゴイ			VU	CR+EN <sup>a</sup>		
9			ササゴイ				VU <sup>a</sup>		
10			チュウサギ			NT			
11	ツル	クイナ	ヒクイナ			NT	CR+EN <sup>a</sup>		
12	カッコウ	カッコウ	カッコウ				VU <sup>a</sup>		
13	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU <sup>a</sup>		
14	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				減少 <sup>a</sup>		
15	チドリ	チドリ	タゲリ				VU <sup>b</sup>		
16			ダイゼン				減少 <sup>b</sup>		
17			イカルチドリ				NT <sup>a</sup> 、注目 <sup>b</sup>		
18			コチドリ				注目 <sup>a</sup>		
19		シギ	シギ	ヤマシギ				希少 <sup>b</sup>	
20				タシギ				注目 <sup>b</sup>	
21				クサシギ				NT <sup>b</sup>	
22				キアシシギ				VU <sup>b</sup>	
23				イソシギ				希少 <sup>a</sup> 、注目 <sup>b</sup>	
24				ハマシギ			NT	VU <sup>b</sup>	
25				タマシギ	タマシギ			VU	CR+EN <sup>a</sup> 、希少 <sup>b</sup>
26				カモメ	コアジサシ			VU	CR+EN <sup>a</sup>
27		タカ	タカ	ツミ				VU <sup>a</sup> 、希少 <sup>b</sup>	
28				ハイタカ			NT	DD <sup>a</sup> 、希少 <sup>b</sup>	
29	オオタカ					NT	VU <sup>a</sup> 、希少 <sup>b</sup>		
30	サシバ					VU	CR+EN <sup>a</sup>		
31	ノスリ						VU <sup>a</sup> 、希少 <sup>b</sup>		
32	フクロウ	フクロウ	フクロウ				NT <sup>a</sup>		
33			アオバズク				VU <sup>a</sup>		
34	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				VU <sup>a</sup>		
35		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN <sup>a</sup>		
36	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	CR+EN <sup>a</sup> 、希少 <sup>b</sup>		
37	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU <sup>a</sup>		
38		カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU <sup>a</sup>		
39		モズ	モズ	チゴモズ			CR	CR+EN <sup>a</sup>	
40				モズ				減少 <sup>a</sup>	

表 3.2-19(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類2）

No.	目和名	科和名	種和名	選定基準				
				①	②	③	④	
41	スズメ	キクイタダキ	キクイタダキ				希少 <sup>a</sup>	
42		シジュウカラ	コガラ				VU <sup>a</sup> 、NT <sup>b</sup>	
43		ヒバリ	ヒバリ				減少 <sup>a</sup>	
44		ツバメ	ツバメ				減少 <sup>a</sup>	
45			コシアカツバメ				減少 <sup>a</sup>	
46		ウグイス	ヤブサメ				NT <sup>a</sup>	
47		ムシクイ	メボソムシクイ				VU <sup>a</sup>	
48			エゾムシクイ				NT <sup>a</sup>	
49			センダイムシクイ				NT <sup>a</sup>	
50		センニュウ	オオセッカ		国内	EN		
51		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU <sup>a</sup>	
52		セッカ	セッカ				減少 <sup>a, b</sup>	
53		カワガラス	カワガラス				減少 <sup>a, b</sup>	
54		ヒタキ	トラツグミ				減少 <sup>a</sup>	
55			クロツグミ				VU <sup>a</sup>	
56			アカハラ				減少 <sup>a</sup>	
57			ルリビタキ				VU <sup>a</sup>	
58			コサメビタキ				CR+EN <sup>a</sup>	
59			キビタキ				減少 <sup>a</sup>	
60			オオルリ				NT <sup>a</sup>	
61			セキレイ	キセキレイ				減少 <sup>a</sup>
62				セグロセキレイ				減少 <sup>a</sup>
63				ピンズイ				VU <sup>a</sup>
64		アトリ	カワラヒワ				減少 <sup>a</sup>	
65		ホオジロ	ホオアカ				CR+EN <sup>a</sup>	
66			アオジ				VU <sup>a</sup>	
67			クロジ				CR+EN <sup>a</sup> 、減少 <sup>b</sup>	
68			オオジュリン				VU <sup>b</sup>	
計	14 目	34 科	68 種	0 種	2 種	20 種	65 種	

注1：種名及び配列は原則として、「日本鳥類目録改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

注2：選定基準は表3.2-18（p.3-59～60）参照。

注3：④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）において、鳥類は、繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。

a：繁殖期、b：非繁殖期

表 3.2-19(4) 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				要注
2		ナミヘビ	アオダイショウ				要注
3			シマヘビ				要注
4			ヤマカガシ				要注
5		クサリヘビ	ニホンマムシ				要注
計	1 目	3 科	5 種	0 種	0 種	0 種	5 種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和2年3月）に準拠しました。

注2：選定基準は表3.2-18（p.3-59～60）参照。

表 3.2-19(5) 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	CR+EN
2	無尾	アカガエル	ヒキガエル	アズマヒキガエル			要注
3			ナガレタゴガエル			希少	
4			ニホンアカガエル			VU	
5			ツチガエル			要注	
6			トウキョウダルマガエル		NT	VU	
7		アオガエル	シュレーゲルアオガエル			要注	
8			モリアオガエル			要注	
計		2目	4科	8種	0種	0種	2種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和2年3月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 3.2-18 (p. 3-59~60) 参照。

表 3.2-19(6) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫类等1）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	トンボ	イトトンボ	クロイトトンボ				要注
2			セスジイトトンボ				要注
3			キイトトンボ				EN
4			ベニイトトンボ			NT	CR
5			モートンイトトンボ			NT	EN
6		モノサシトンボ	モノサシトンボ				NT
7		アオイトトンボ	オツネントンボ				VU
8		カワトンボ	ハグロトンボ				要注
9		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
10			キイロサナエ			NT	CR
11			コサナエ				EN
12		ヤンマ	カトリヤンマ				NT
13			サラサヤンマ				EN
14		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT
15			タカネトンボ				要注
16	トンボ	トンボ	コフキトンボ				要注
17			シオヤトンボ				要注
18			チョウトンボ				EN
19			ナツアカネ				要注
20			マユタテアカネ				要注
21			マイコアカネ				DD
22			ヒメアカネ				要注
23			ミヤマアカネ				NT
24			リスアカネ				要注
25	バッタ	クツワムシ	クツワムシ				要注
26		キリギリス	ヒガシキリギリス				要注
27	カメムシ	セミ	ハルゼミ				要注
28		アメンボ	オオアメンボ				NT
29		コオイムシ	コオイムシ			NT	EN
30			タガメ		国内	VU	EX
31	コウチュウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ			VU	CR+EN
32		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ			VU	EX
33		ガムシ	コガムシ			DD	NT
34			ガムシ			NT	CR

表 3.2-19(7) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等 2）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
35	コウチュウ	クワガタムシ	ミヤマクワガタ				要注
36		タマムシ	ウバタマムシ				NT
37		コメツキムシ	ウバタマコメツキ				NT
38		ホタル	ヘイケボタル				NT
39		カミキリムシ	ムネアカクロハナカミキリ				NT
40			マルクビケマダラカミキリ				NT
41			トラフカミキリ				要注
42			シロスジカミキリ				要注
43			ネジロカミキリ				NT
44		チョウ	ミノガ	オオミノガ			
45	セセリチョウ		ホソバセセリ				VU
46			ギンイチモンジセセリ			NT	NT
47			ミヤマチャバネセセリ				要注
48			オオチャバネセセリ				VU
49	シロチョウ		ヒメシロチョウ			EN	EN
50	シジミチョウ		ミドリシジミ				NT
51			クロシジミ			EN	EX
52			シルビアシジミ			EN	CR
53	タテハチョウ		スミナガシ本土亜種				要注
54			オオムラサキ			NT	NT
55	ヤガ	コシロシタバ			NT		
計	5 目	27 科	55 種	0 種	1 種	15 種	54 種

注 1：種名及び配列は原則として、「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（環境庁 平成 7 年 4 月）に準拠しましたが、その後、和名や学名等が変更された種については、最新の文献や図鑑等に基づいて修正しました。

注 2：選定基準は表 3.2-18（p. 3-59～60）参照。

表 3.2-19(8) 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU	EN		
2	コイ	コイ	コイ				DD		
-			ゲンゴロウブナ			(EN) <sup>注3</sup>			
3			キンブナ			VU	EN		
4			ハス			VU			
5			アブラハヤ					NT	
6			ウグイ					NT	
7			ゼゼラ			VU			
8			カマツカ					NT	
9			ニゴイ					VU	
-			スゴモロコ				(VU) <sup>注4</sup>		
10			ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ			NT	
11					シマドジョウ				NT
12	ホトケドジョウ					EN	EN		
13	ナマズ	ナマズ	ナマズ				注目		
14	サケ	サケ	サクラマス（ヤマメ）			NT	CR		
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	CR		
16	カサゴ	カジカ	カジカ			NT	VU		
17	スズキ	ハゼ	ボウズハゼ				NT		
18			オオヨシノボリ					NT	
計	7目	8科	18種	0種	0種	9種	15種		

注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成30年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 平成30年11月）に準拠しました。

注2：選定基準は表3.2-18（p.3-59～60）参照。

注3：ゲンゴロウブナは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

注4：スゴモロコは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

表 3.2-19(9) 文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	ヤマタニシ	サドヤマトガイ			NT	
2		エゾマメタニシ	イナバマメタニシ			VU	
3	汎有肺	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	
4			ヒラマキガイモドキ			NT	
5			オカモノアラガイ	コウフオカモノアラガイ			VU
計	2目	4科	5種	0種	0種	5種	0種

注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成30年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 平成30年11月）に準拠しました。

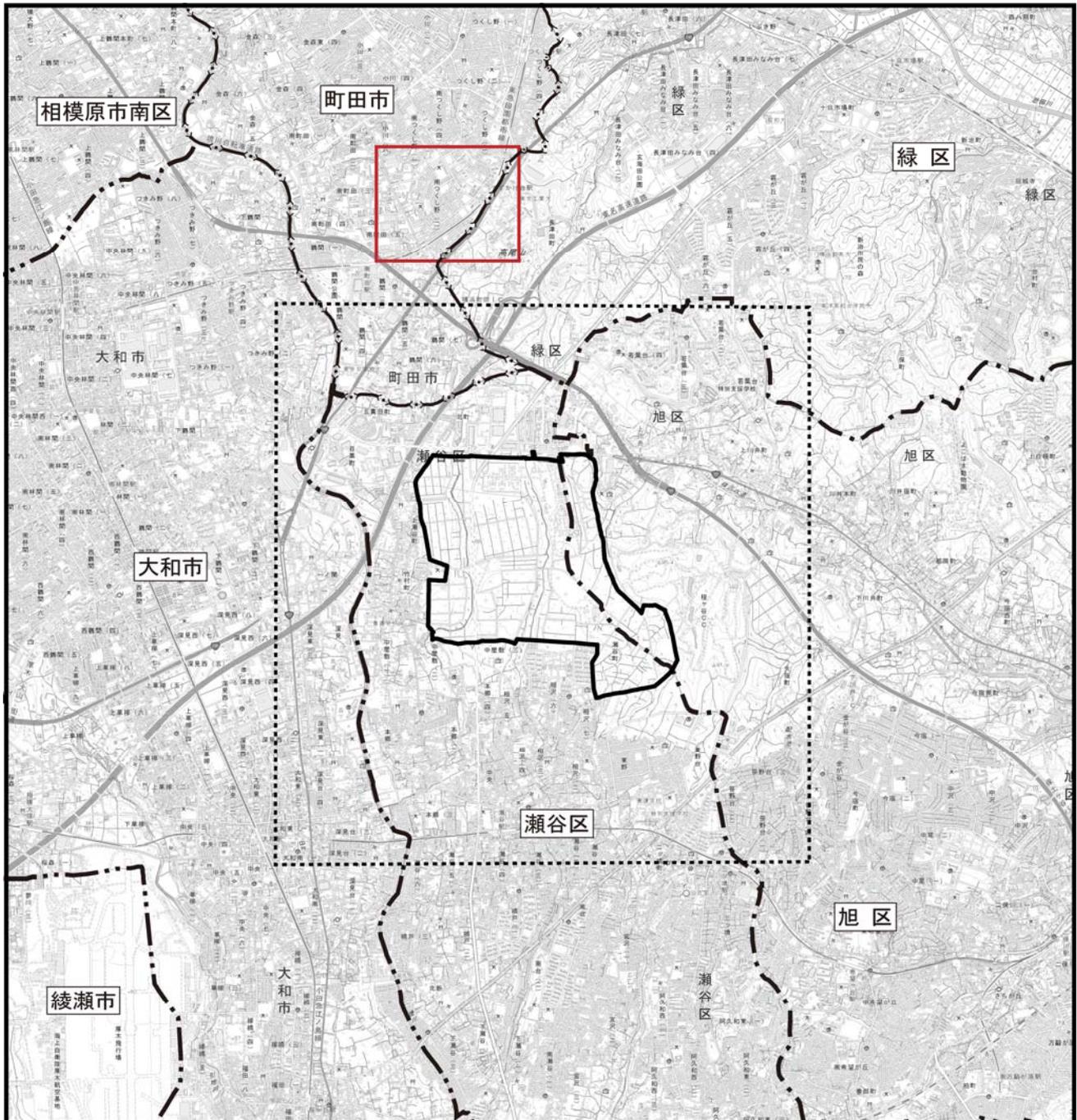
注2：選定基準は表3.2-18（p.3-59～60）参照。

表 3.2-19(10) 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	
2			オオタニシ			NT	
3		モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD	
4	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	
5	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ				要注
6		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
7	コウチュウ	ゲンゴロウ	ツブゲンゴロウ				EX
計	4目	6科	7種	0種	0種	4種	3種

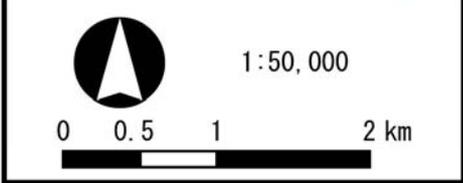
注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成30年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 平成30年11月）に準拠しました。

注2：選定基準は表3.2-18（p.3-59～60）参照。



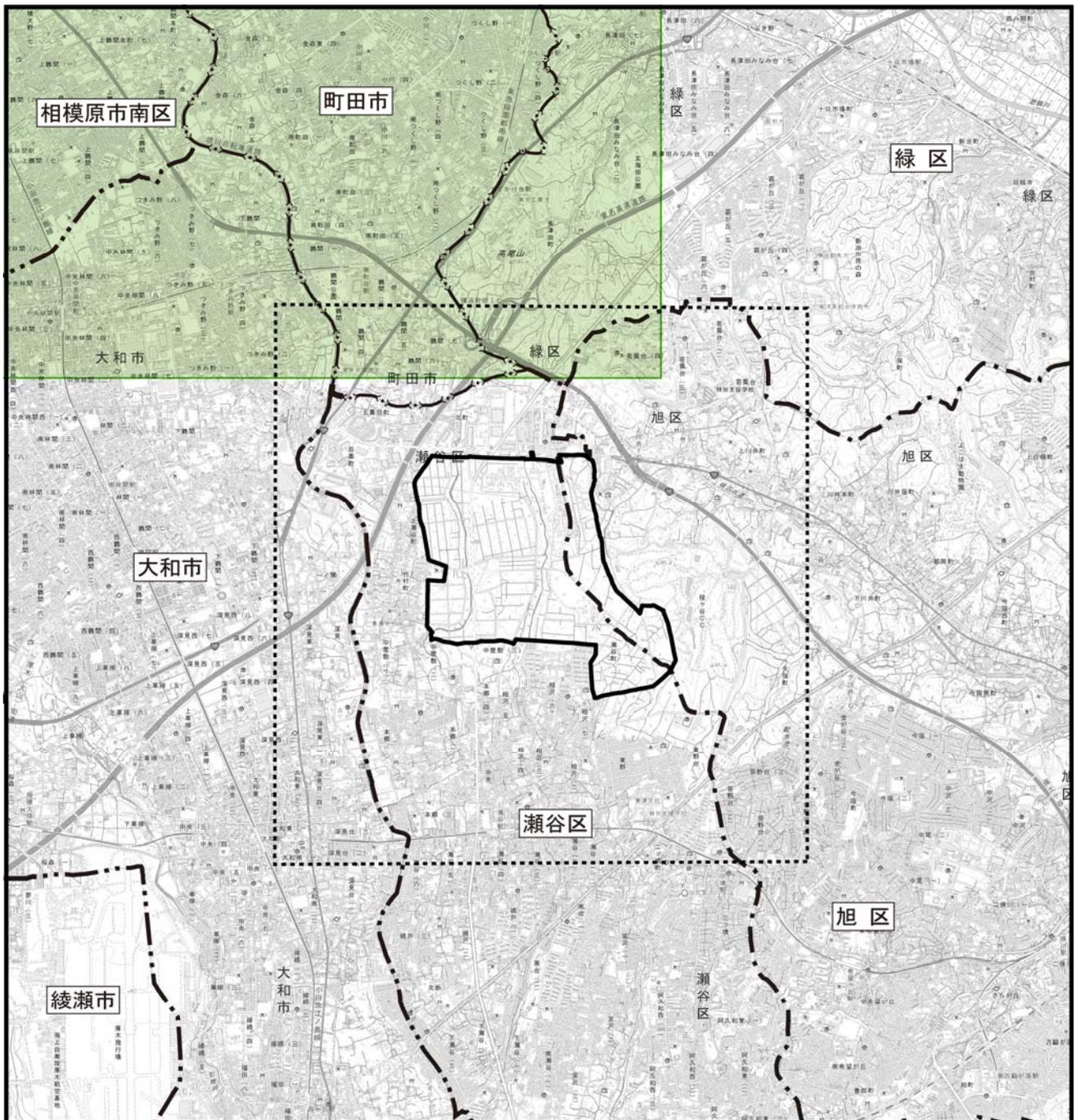
凡 例

- 対象事業実施区域
- 都県界  市界  区界
- 調査区域
- コウモリ生息情報



資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-24 コウモリ洞の分布やコウモリ生息情報



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界  市界  区界
- 調査区域

イヌワシ生息分布

- (一時滞在)

注1：クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地は、図に示す範囲では確認されませんでした。

資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)

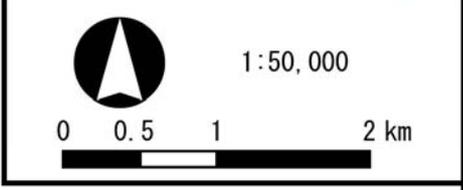
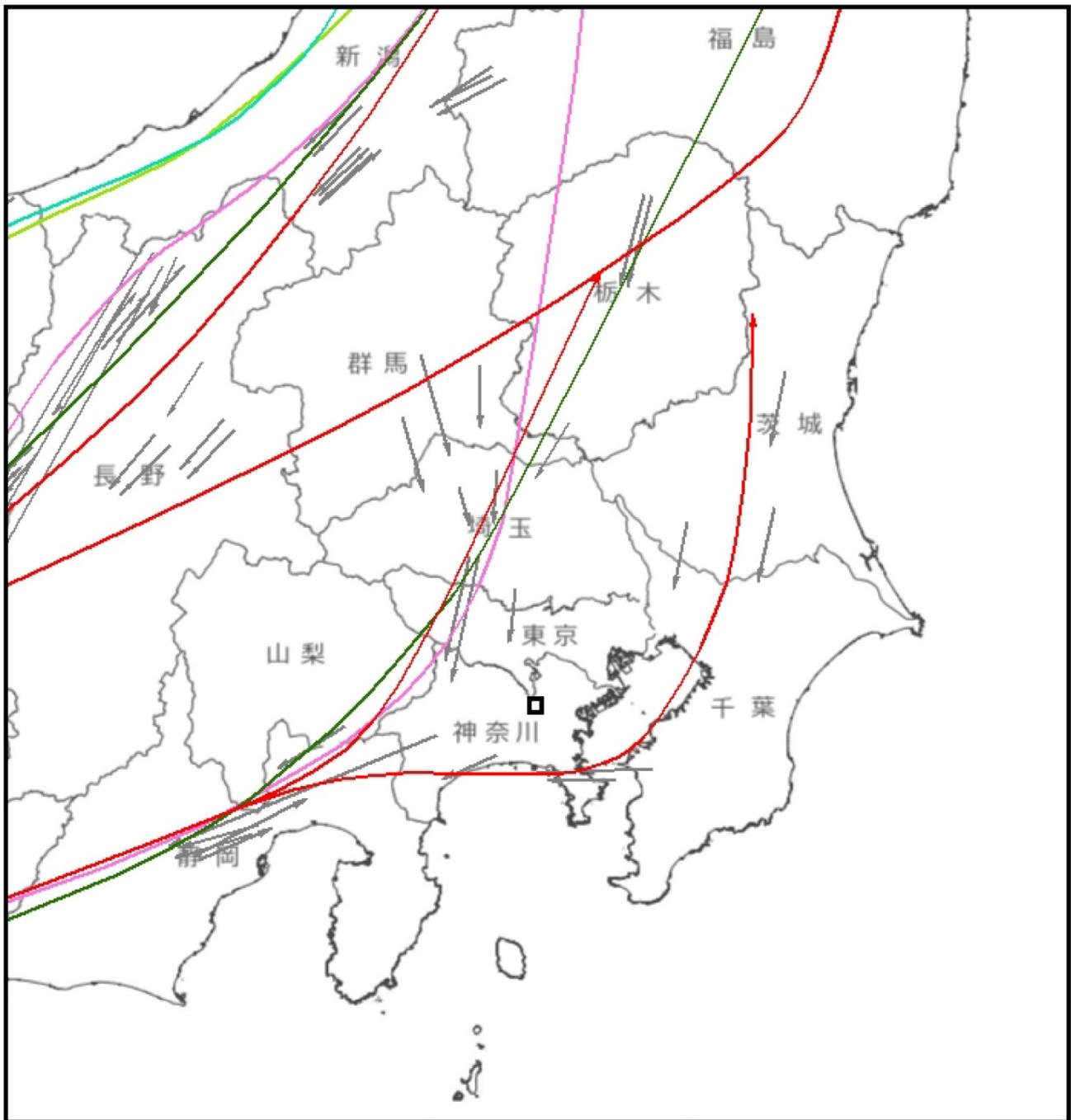


図 3.2-25 イヌワシ生息分布

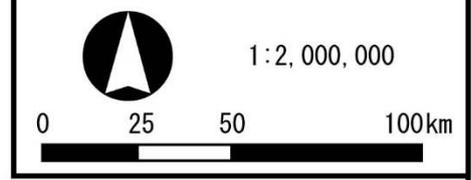


凡 例

◻ 調査区域

日中の渡りルート

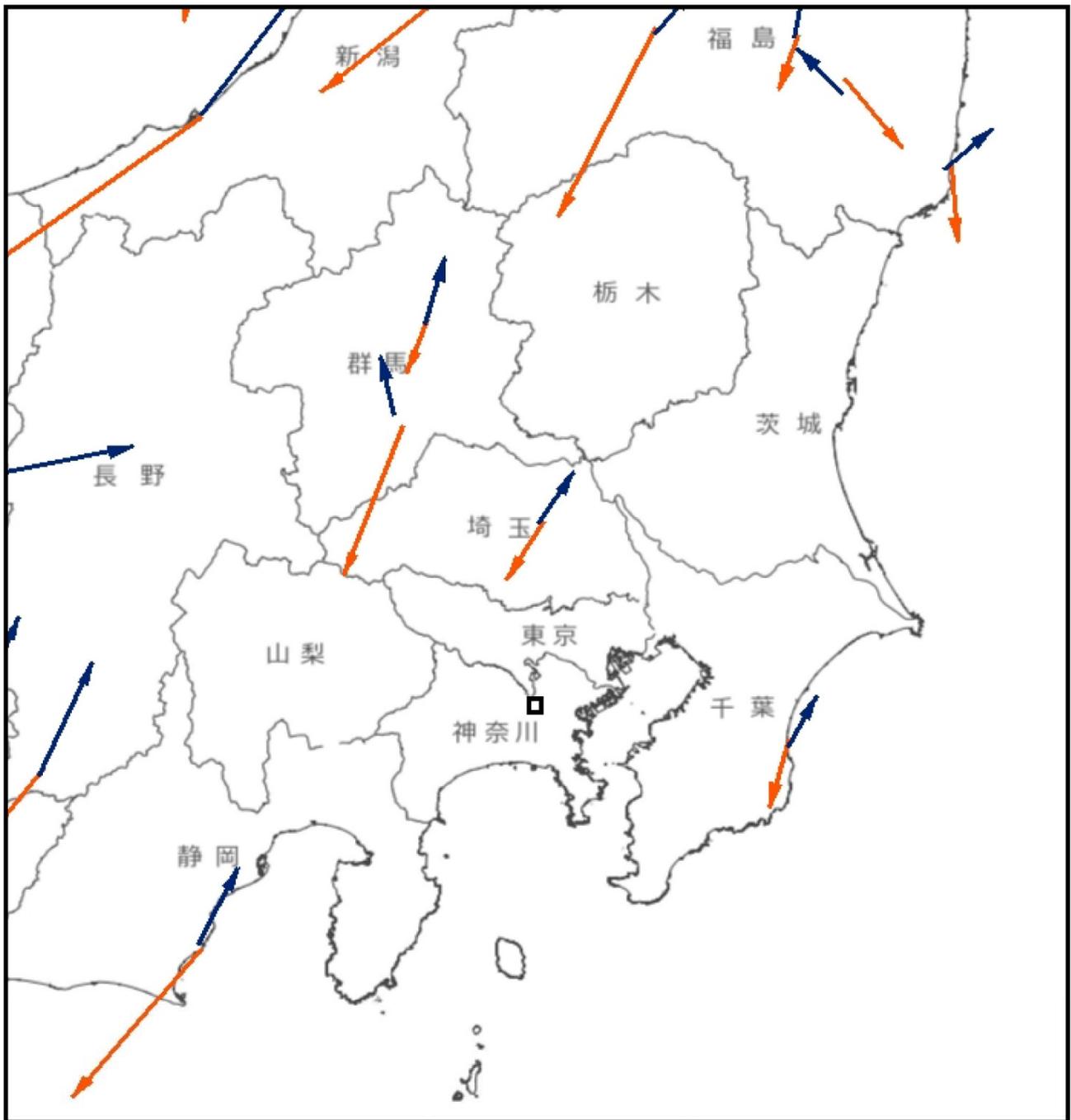
- |          |          |
|----------|----------|
| → ハクチョウ類 | → ノスリ    |
| → ガン類    | → ハクマ    |
| → サシバ    | → その他猛禽類 |



注1：オオハクチョウ、コハクチョウ、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカの日中の渡りのルートは、図に示す範囲では確認されませんでした。

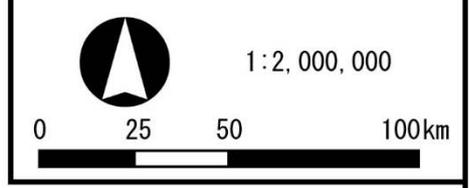
資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)

図 3.2-26 センシティビティマップにおける日中の渡りルート



凡 例

- 調査区域
- ➔ 夜間の渡りルート（春季）
- ➔ 夜間の渡りルート（秋季）



資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-27 センシティブティマップにおける夜間の渡りルート

### ③ 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 3.2-20 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。調査区域における動物の注目すべき生息地を表 3.2-21 及び図 3.2-28 に示します。調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、対象事業実施区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。

なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、対象事業実施区域全域が含まれています。これについては、「(3)生態系の状況 ③重要な自然環境のまとまりの場」(p.3-93~94)にて記述します。

表 3.2-20(1) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
①	「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和30年4月神奈川県条例第13号）、「東京都文化財保護条例」（昭和51年3月東京都条例第25号）、「横浜市文化財保護条例」（昭和62年12月横浜市条例53号）、「大和市文化財保護条例」（昭和38年10月大和市条例第25号）及び「町田市文化財保護条例」（昭和52年4月町田市条例第30号）に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ 令和2年5月閲覧）ほか各自治体ホームページ
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月法律第75号）及び「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）に基づく生息地等保護区	生息：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）
③	「自然環境保全法」（昭和47年6月法律第85号）	原生：原生自然環境保全地域 自然：自然環境保全地域	「自然環境保全地域」（環境省ホームページ 令和2年5月閲覧）
④	「神奈川県自然環境等保全条例」（昭和47年10月神奈川県条例第52号）	県自然：神奈川県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）
⑤	「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年12月東京都条例216号）	都自然：東京都自然環境保全地域	「保全地域の指定状況一覧」（東京都環境局ホームページ 令和2年5月閲覧）
⑥	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月条約第7号）	自遺：自然遺産	「日本の世界自然遺産」（環境省ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-20(2) 注目すべき生息地の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	
⑦	<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和55年9月条約第28号)</p>	<p>基準1: 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地            基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地            基準3: 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地            基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地            基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地            基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地            基準7: 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地            基準8: 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地            基準9: 湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている湿地</p>	<p>「日本のラムサール条約湿地—豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用—」(環境省 平成25年)</p>
⑧	<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月法律第88号)</p>	<p>都道府県指定鳥獣保護区            国指定鳥獣保護区            特: 特別保護地区            特指: 特別保護指定区域</p>	<p>「令和元年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」(神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧)及び「令和元年度東京都鳥獣保護区等位置図」(東京都ホームページ 令和2年5月閲覧)</p>
⑨	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 平成28年4月)</p>	<p>基準1: 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合            基準2: 希少種、固有種等が生育・生息している場合            基準3: 多様な生物相を有している場合            基準4: 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合            基準5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合</p>	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)</p>

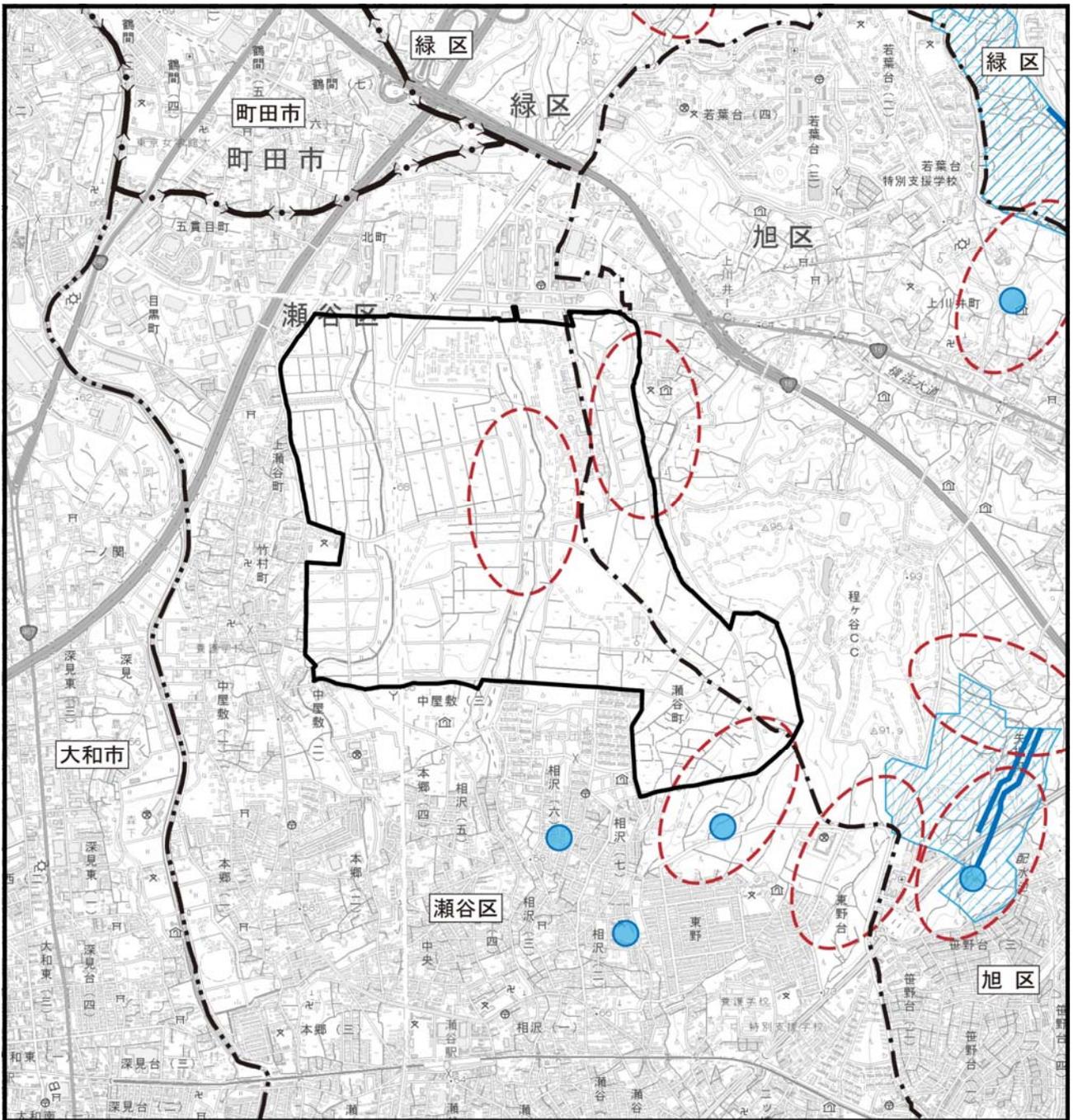
表 3.2-20(3) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑩	「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会ホームページ 令和2年5月閲覧)	<p>A1:世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2:生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3:ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム*に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>*バイオーム:それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i:群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii:群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii:1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>
⑪	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和2年5月閲覧)	<p>危機性: IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する</p> <p>非代替性: a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) が生息/生育する、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息/生育する、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群が生息/生育する</p>
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)	<p>ホタル生息確認地域: 1983年に横浜市公害研究所(環境科学研究所)で行ったホタル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域</p> <p>トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ): 横浜市で把握している主なエコアップスポット(トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ)</p>

表 3.2-21 動物の注目すべき生息地

選定基準		区分
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」	ホタル生息確認地域
		トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)

資料:「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)

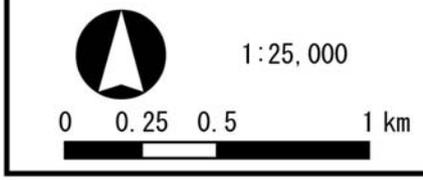


凡例

対象事業実施区域 
  都県界 
  市界 
  区界

ホタル生息確認地域

● トンボ池等主要エコアップスポット  
 (点のビオトープ)



資料：「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）

図 3.2-28 動物の注目すべき生息地

(2) 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生状況は、調査区域を対象に、文献その他の資料により整理しました。

調査区域における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表 3. 2-22 のとおりです。

表 3. 2-22 文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「大和市史 8 (上) 別編自然」(大和市 平成 8 年 9 月)	調査区域内で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物 (第 14 報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 平成 28 年 3 月)	調査区域内の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の植物」(大和市教育委員会 平成 3 年 3 月)	調査区域内で確認された種を対象としました。

① 植物相の概要

調査区域の植物相の概要を、表 3. 2-23 のとおり整理しました。維管束植物（シダ植物及び種子植物）953 種が確認されています。

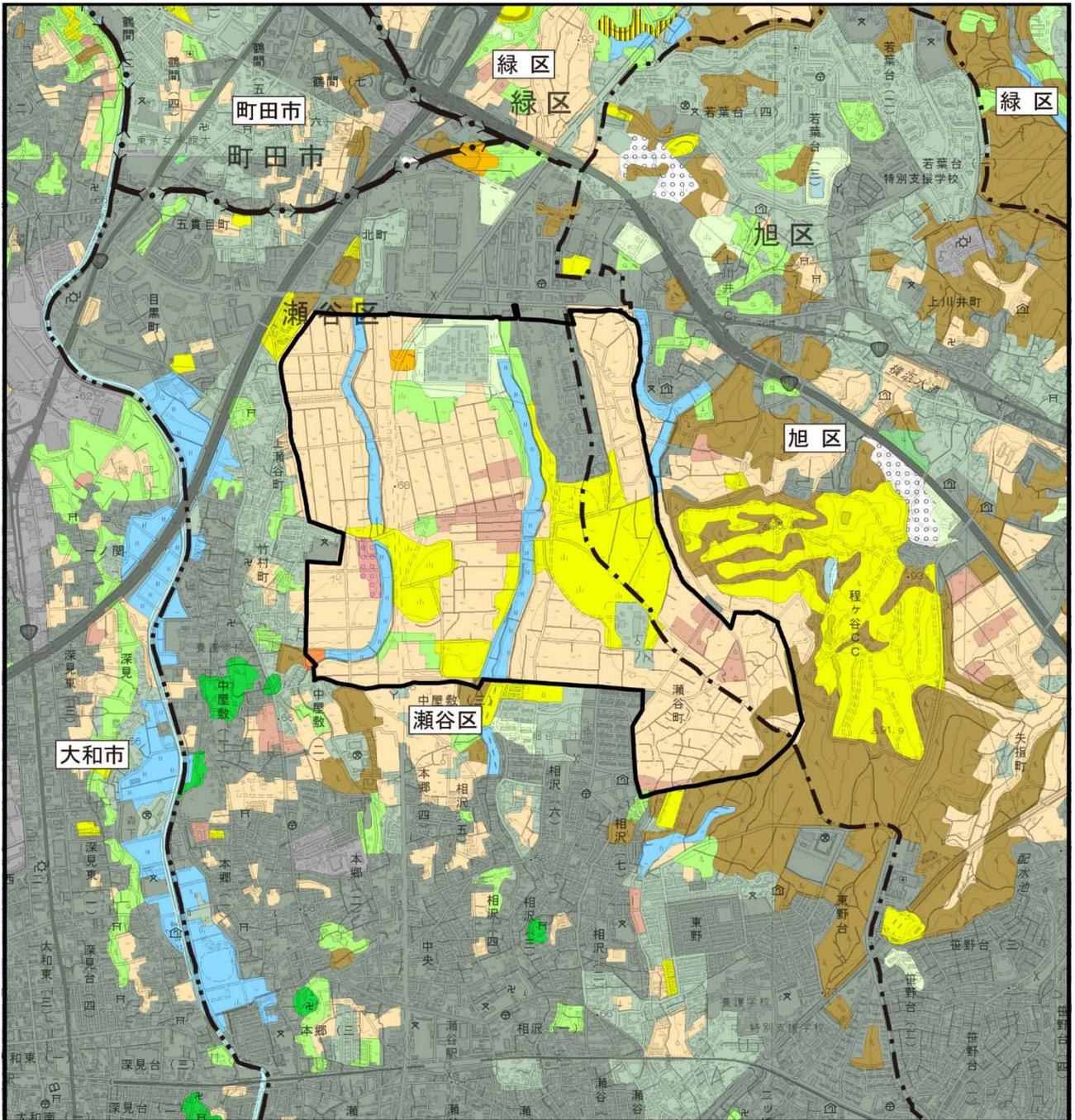
表 3. 2-23 文献により確認された植物

分類	主な確認種		
シダ植物	クラマゴケ、ミズニラ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、キジノオシダ、ウラジロ、カニクサ、イヌシダ、ワラビ、ミズワラビ、イノモトソウ、トラノオシダ、コモチシダ、リョウメンシダ、ヤブソテツ、ベニシダ、イノデ、ハリガネワラビ、ヒメシダ、イヌワラビ、ノキシノブ、サンショウモ等 (80 種)		
種子植物	裸子植物		
	イチヨウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、コウヨウザン、ヒノキ、サワラ、イヌガヤ、カヤ (10 種)		
	被子植物	双子葉植物	オニグルミ、シダレヤナギ、ケヤマハンノキ、イヌシデ、スダジイ、クヌギ、シラカシ、コナラ、ケヤキ、カナムグラ、ウワバミソウ、カナビキソウ、ヤドリギ、ミズヒキ、ギシギシ、オシロイバナ、スベリヒユ、コハコベ、アカザ、ヒカゲイノコズチ、ホオノキ、サネカズラ、クスノキ、フサザクラ、カツラ、ニリンソウ、メギ、アケビ、ドクダミ、ヒトリシズカ、ウマノスズクサ、ヤブツバキ、オトギリソウ、ナズナ、ツルマンネングサ、ヤマアジサイ、ヤマザクラ、ネムノキ、ヤブマメ、ホドイモ、サイカチ、クズ、ハリエンジュ、シロツメクサ、カタバミ、ゲンノショウコ、エノキグサ、トウダイグサ、ユズリハ、ニガキ、センダン、ヒメハギ、ヌルデ、イタヤカエデ、ムクロジ、アワブキ、ホウセンカ、モチノキ、ツルウメモドキ、ミツバウツギ、ナツメ、ヤブガラシ、カラスノゴマ、ゼニバアオイ、アオギリ、アキグミ、イイギリ、タチツボスミレ、アレチウリ、ミソハギ、オオマツヨイグサ、アオキ、ヤマウコギ、セリモドキ等 (410 種)
		合弁花類	ギンリョウソウ、ナツハゼ、ヤブコウジ、コナスビ、カキノキ、エゴノキ、トウネズミモチ、フデリンドウ、ガガイモ、ヤエムグラ、ヒルガオ、ホタルカズラ、クサギ、アキノタムラソウ、ホオズキ、ワルナスビ、シソクサ、オオイヌノフグリ、キリ、ハグロソウ、ナンバンギセル、ハエドクソウ、ヘラオオパコ、スイカズラ、レンプクソウ、オミナエシ、ツリガネニンジン、ヨモギ、アレチノギク、アキノキリンソウ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カントウタンポポ、オオオナモミ、オニタバコ等 (225 種)
単子葉植物	ヘラオモダカ、オオカナダモ、リュウノヒゲモ、オオバギボウシ、ヒガンバナ、オニドコロ、コナギ、ヒオウギ、イ、ツユクサ、ヌカボ、スズメノテッポウ、メリケンカルカヤ、メヒシバ、チガヤ、ススキ、ツルヨシ、モウソウチク、シュロ、ウラシマソウ、アオウキクサ、ヒメガマ、カサスゲ、ビロードスゲ、ヒメクグ、タマガヤツリ、メリケンガヤツリ、ミョウガ、エビネ、ギンラン等 (228 種)		
合計	953 種		

## ② 植生の概要

調査区域における現存植生図は図 3. 2-29 に、潜在自然植生図は図 3. 2-30 に示すとおりです。「潜在自然植生」とは、現存植生に加えられている人間の影響を一切停止した場合に、理論的にその立地に成立すると判定される自然植生を図化したものです。

対象事業実施区域の現存植生は、主に畑雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、他にクヌギ・コナラ群集、低木群落、水田雑草群落、果樹園等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。

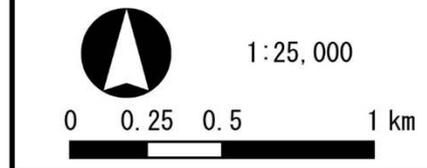


凡例

対象事業実施区域 
  都県界 
  市界 
  区界

- シラカシ群集
- シラカシ屋敷林
- コナラ群落 (VII)
- クヌギ・コナラ群集
- 低木群落
- チガヤーススキ群落
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 竹林

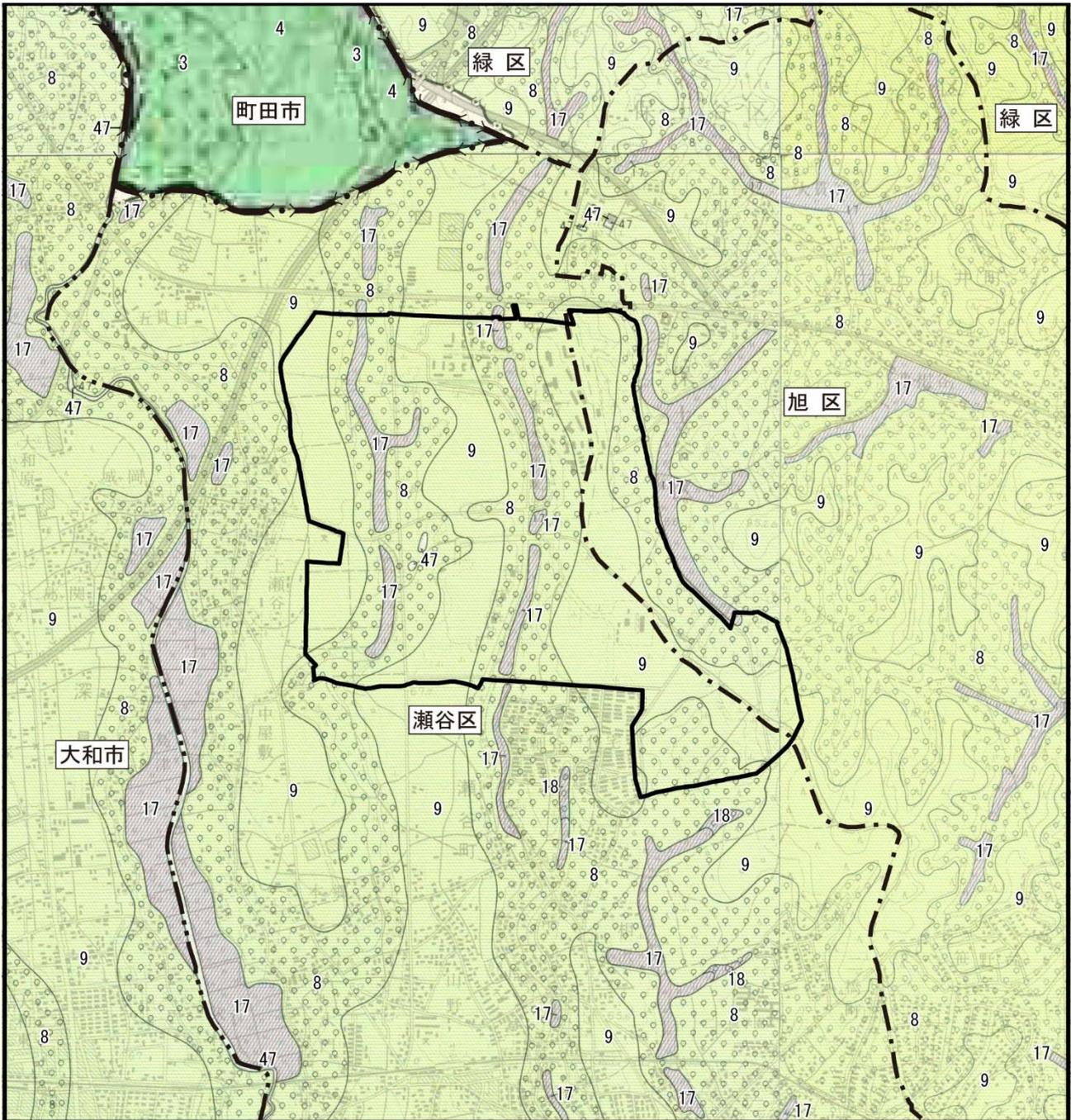
- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 果樹園
- 常緑果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 市街地



- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域

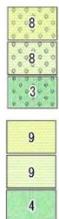
資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」  
 (環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧)

図 3.2-29 現存植生図



凡例

対象事業実施区域 
  都県界 
  市界 
  区界



シラカシ群集・ケヤキ亜群集

シラカシ群集・典型亜群集



ハンノキ群落

クヌギ-ハンノキ群落

開放水域



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



資料：「神奈川県潜在自然植生図」（神奈川県教育委員会 昭和50年3月）  
 「東京都潜在自然植生図」（東京都環境局ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-30 潜在自然植生図

③ 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 3.2-24 のとおりです。

表 3.2-24(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	<p>「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)、「東京都文化財保護条例」(昭和51年3月東京都条例第25号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例53号)、「大和市文化財保護条例」(昭和38年10月大和市条例第25号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和52年4月町田市条例第30号)に基づく天然記念物</p>	<p>国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ令和2年5月閲覧) ほか各自治体ホームページ</p>	○	○
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)に基づく国内希少野生動植物等</p>	<p>国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)</p>	○	
③	<p>「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和2年年3月)の掲載種</p>	<p>EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧IA類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧IB類・・・IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧II類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)</p>	○	

表 3.2-24(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
④	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館平成 18 年 7 月)</p> <p>EX: 絶滅…すでに絶滅したと考えられる種  EW: 野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種  CR+EN: 絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種  CR: 絶滅危惧 I A 類…ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種  EN: 絶滅危惧 I B 類… I A 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種  VU: 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種  NT: 準絶滅危惧…現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種  減少: 減少種…かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種  希少: 希少種…生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種  要注: 要注意種…前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種  注目: 注目種…生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種  DD: 情報不足…評価するだけの情報が不足している種  不明: 不明種…過去に不確実な記録だけが残されている種  LP: 絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館平成 18 年 7 月)</p>	○	
⑤	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館平成 18 年 7 月)に記載された植物群落(群落複合)</p> <p>群落複合: モザイク状に成立していたり、成帯構造をもつなど、隣接した植物群落をまとめてとらえることが相応しいと考えられる群落</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館平成 18 年 7 月)</p>		○
⑥	<p>「横浜の植物」(横浜植物会平成 15 年 7 月)</p> <p>Ex-A: 絶滅種 (Ex) のうち、分布域・分布量が限られた種  Ex-B: 絶滅種 (Ex) のうち、横浜市全域にみられた種  En-A: 絶滅寸前 (En) のうち、分布域・分布量が限られた種  En-B: 絶滅寸前 (En) のうち、横浜市全域にみられた種  V-A: 危急種 (V) のうち、分布域・分布量が限られた種  V-B: 危急種 (V) のうち、横浜市全域にみられた種  R: 準絶滅危惧種</p>	<p>「横浜の植物」(横浜植物会平成 15 年 7 月)</p>	○	

表 3. 2-24 (3) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
⑦	<p>「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成12年3月)に掲載された特定植物群落</p>	<p>A: 原生林もしくはそれに近い自然林                      B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群                      C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群                      D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの                      E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの                      F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であつても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの                      G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群                      H: その他、学術上重要な植物群落または個体群</p>	<p>「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和56年度)、第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成12年3月)</p>		○
⑧	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)に掲載の植物群落</p>	<p>4: 緊急に対策必要                      3: 対策必要                      2: 破壊の危惧                      1: 要注意</p>	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)</p>		○
⑨	<p>「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 平成28年)の1/50,000植生図に示される自然度10及び9の群落</p>	<p>植生自然度10: 自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区)                      植生自然度9: 自然林(エゾマツトドマツ群集、プナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)</p>	<p>「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 平成28年3月)</p>		○

ア. 重要な種

植物の重要な種は、「① 植物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、選定基準に基づき学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は表 3.2-25 のとおり 56 科 127 種が確認されています。

表 3.2-25(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑥
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	EN	V-B
2		ハナヤスリ	ナツノハナワラビ					V-B
3			コヒロハハナヤスリ				NT	V-B
4		キジノオシダ	オオキジノオ				VU	En-A
5			キジノオシダ				NT	En-A
6		ミズワラビ	ミズワラビ				NT	En-A
7		オシダ	メヤブソテツ					En-A
8			ナチクジャク				CR	Ex-A
9			サクライカグマ					En-A
10			エンシュウベニシダ					V-A
11			イヌイワイタチシダ				EN	
12		メシダ	ムクゲシケンシダ				VU	En-A
13		ウラボシ	マメヅタ					V-B
14		サンショウモ	サンショウモ			VU	CR	En-B
15	裸子植物	マツ	モミ					V-A
16	被子植物	ヤナギ	ヤマナラシ					V-B
17	双子葉植物	イラクサ	ナガバヤブマオ					En-A
18			離弁花植物	ムカゴイラクサ				
19	カテンソウ							V-B
20	イラクサ							V-B
21	ヤドリギ	マツグミ				EN		
22	タデ	サクラタデ					V-B	
23	ナデシコ	ワダソウ				EN	En-A	
24	ヒユ	ヤナギイノコズチ				NT	Ex-A	
25	フサザクラ	フサザクラ					R	
26	キンポウゲ	イチリンソウ						En-B
27		アズマイチゲ				NT	En-A	
28		オキナグサ			VU	CR	Ex-A	
29		ウマノアシガタ					V-B	
30	メギ	イカリソウ					En-B	
31	ツツラフジ	ツツラフジ					R	
32	ドクダミ	ハンゲショウ					V-B	
33	ケシ	ヤマエンゴサク					En-A	
34		ヤマブキソウ				VU		
35	アブラナ	マルバコンロンソウ					En-A	
36	ユキノシタ	ノリウツギ					Ex-A	
37		タコノアシ			NT		V-B	
38	バラ	ヒロハノカワラサイコ			VU	EN	En-A	
39		マメザクラ					En-A	
40		ヤブザクラ			EN	VU	En-A	
41	マメ	ホドイモ					V-B	
42		レンリソウ				EN	Ex-A	
43		イヌハギ			VU	EN	Ex-A	
44		マキエハギ					V-B	

表 3. 2-25 (2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
45	被子植物	フウロソウ	タチフウロ				EN	En-A	
46	双子葉植物	アワブキ	アワブキ					V-B	
47	離弁花植物	ツリフネソウ	キツリフネ					V-B	
48		クロウメモドキ	クロツバラ				CR	En-A	
49		ブドウ	サンカクヅル					En-B	
50		スマレ	ヒカゲスマレ					En-A	
51		ミソハギ	ミズマツバ			VU	VU	En-B	
52		アカバナ	ウスゲチヨウジタデ			NT			
53		アリノトウグサ	アリノトウグサ					En-A	
54		セリ	アシタバ						En-A
55			ホタルサイコ					CR	Ex-A
56			セントウソウ						V-B
57	セリモドキ						CR	En-A	
58	被子植物	イチヤクソウ	シヤクジョウソウ				CR	En-A	
59	双子葉植物	合弁花植物	ギンリョウソウ					V-B	
60	イチヤクソウ							V-B	
61	ツツジ	ヤマツツジ					V-B		
62		ナツハゼ				VU	En-A		
63	サクラソウ	ノジトラノオ			VU	CR	En-A		
64	リンドウ	リンドウ					V-B		
65	ガガイモ	スズサイコ			NT	EN	En-A		
66	アカネ	キヌタソウ					V-A		
67		ヤブムグラ			VU	VU	V-B		
68		ホソバノヨツバムグラ				VU	Ex-A		
69	ムラサキ	ヤマルリソウ					En-B		
70		ルリソウ				CR	En-B		
71	シソ	カイジンドウ			VU	EX	Ex-A		
72		ジュウニヒトエ					V-B		
73		ツルカコソウ			VU	CR	Ex-A		
74		キセワタ			VU	EN	Ex-A		
75		ミゾコウジュ			NT		V-B		
76		ヒメナミキ				VU	Ex-A		
77	ナス	イガホオズキ					En-A		
78	ゴマノハグサ	シソクサ				EN	En-A		
79		ヒメトラノオ				VU	Ex-A		
80		ゴマノハグサ			VU	CR	Ex-A		
81	レンブクソウ	レンブクソウ					Ex-A		
82	オミナエシ	オミナエシ					En-B		
83	キキョウ	ソバナ					En-A		
84		キキョウ			VU	CR	Ex-A		
85	キク	ノブキ					Ex-A		
86		ヒメシオン				CR	Ex-A		
87		サワシロギク				VU	Ex-A		
88		タウコギ					En-B		
89		モミジガサ					V-B		
90		コヤブタバコ					V-B		
91		タカアザミ					En-A		
92		サワヒヨドリ					V-B		
93		アキノハハコグサ			EN	CR	En-A		
94		カセンソウ					En-A		
95		ノニガナ					EX	En-A	
96	センボンヤリ						V-B		

表 3. 2-25 (3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
97	被子植物	オモダカ	トウゴクヘラオモダカ			VU	CR	En-B
98	単子葉植物	ヒルムシロ	ササバモ				VU	En-A
99			アイノコイトモ					En-B
100			ヤナギモ					En-B
101			リュウノヒゲモ			NT	EN	En-A
102			カワツルモ			NT	EX	Ex-A
103			ユリ	コバギボウシ				
104		ユキザサ						Ex-A
105		アマナ					VU	En-B
106		アヤメ	ノハナショウブ				EN	Ex-A
107			アヤメ				EX	
108	イネ	ハネガヤ					En-A	
109		ミズタカモジグサ					En-B	
110		ヤマアワ					V-B	
111		ミノボロ				EN	En-A	
112		キダチノネズミガヤ				EN	En-A	
113		ヤマミヅイチゴツナギ					V-A	
114		イヌアワ					V-B	
115		カヤツリグサ	エナシヒゴクサ					En-A
116	マツバスゲ					EN	En-B	
117	ピロードスゲ						En-A	
118	ヌカスゲ						V-A	
119	センダイスゲ					VU	En-A	
120	タガネソウ						V-B	
121	クログワイ						V-B	
122	クロテンツキ						V-B	
123	コマツカサススキ					CR	En-A	
124	ラン		エビネ			NT	VU	V-B
125		キンラン			VU	VU		
126		サガミラン				VU		
127		クマガイソウ			VU	EN	En-B	
計		—	56 科	127 種	0 種	0 種	25 種	59 種

注 1 : 種名及び配列は原則として、「植物目録」(環境庁 昭和 63 年 1 月) に準拠しました。

注 2 : 選定基準は表 3. 2-24 (p. 3-79~81) 参照。

#### イ. 重要な群落等

植物の重要な群落等としては、表 3.2-24 (p. 3-79~81 参照) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から、天然記念物に指定されている樹木並びに重要な植物群落を選定し、それぞれ、表 3.2-26、表 3.2-27 及び図 3.2-31 に示しました。

なお、表 3.2-24 (p. 3-79~81 参照) に示す「⑤「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月) に記載された植物群落(群落複合)」、「⑦「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和 56 年度)、「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和 63 年度)、「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成 12 年 3 月) に掲載された特定植物群落」及び「⑧「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成 8 年 4 月) に掲載の植物群落」については、調査区域内では確認されませんでした。

調査区域には、表 3.2-26 のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ(なんじゃもんじゃの木)があります。

重要な群落として、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は表 3.2-27 のとおりです。

調査区域には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度 9 に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

対象事業実施区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

表 3.2-26 天然記念物

選定基準	名称	区分
①天然記念物	日枝社のケヤキ	横浜天
	ハルニレ(なんじゃもんじゃの木)	大和天

注 1 : 選定基準は表 3.2-24 (p. 3-79~81) 参照。

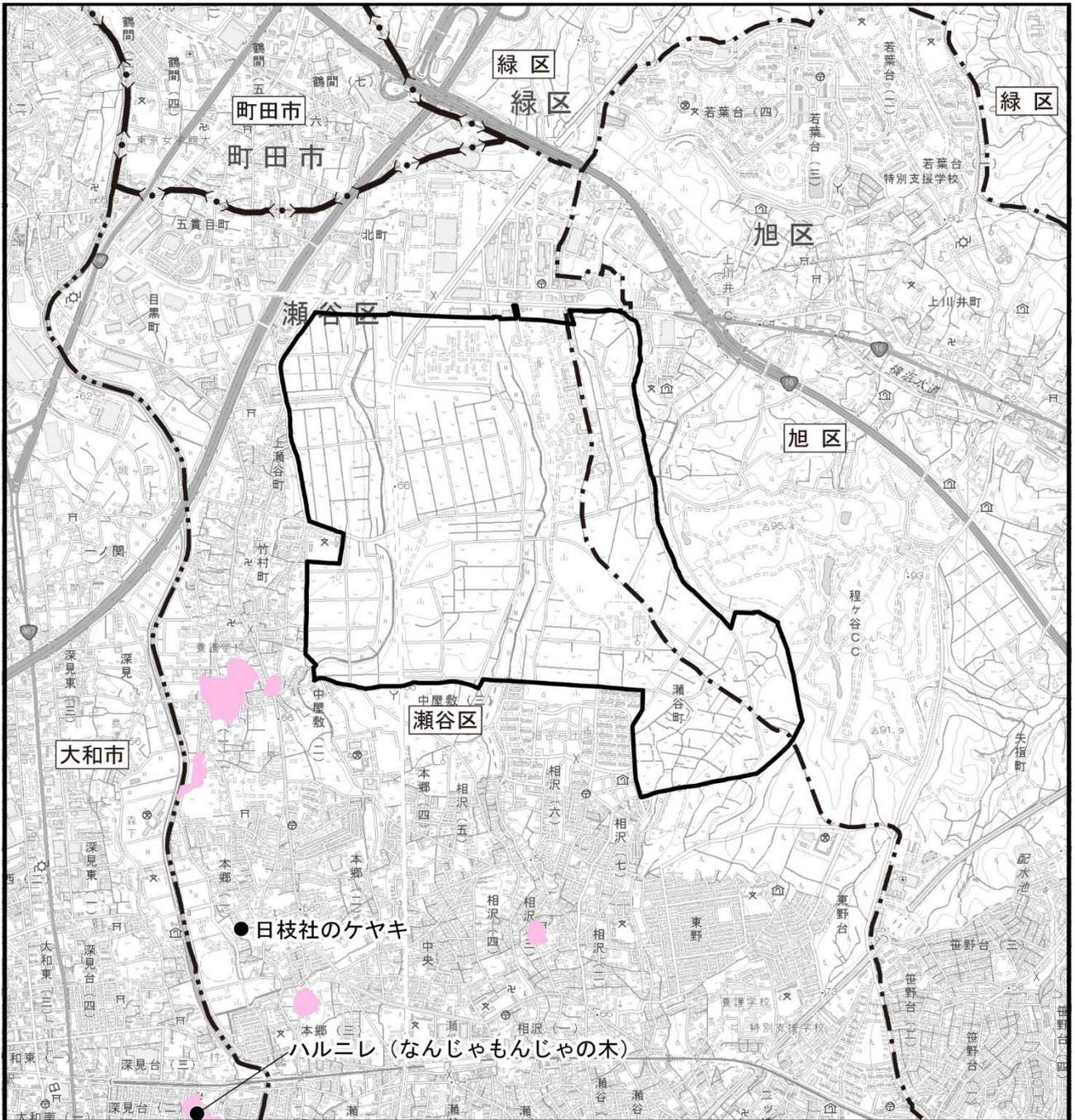
資料 : 「横浜市行政地図情報提供システム(文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)  
「大和市の指定文化財一覧」(大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

表 3.2-27 重要な植物群落

選定基準	植生区分	1/2.5 万植生図 統一凡例
⑨植生自然度 9 の自然林	ヤブツバキクラス域自然植生	シラカシ群集

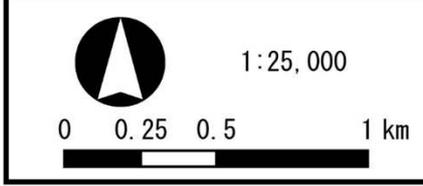
注 1 : 選定基準は表 3.2-24 (p. 3-79~81) 参照。

資料 : 「第 6 回~第 7 回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 天然記念物
- 自然植生  
植生自然度9



資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-31 重要な植物群落の分布位置図

ウ. 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木の状況は表 3.2-28 に、分布図は図 3.2-32 に示すとおりです。

調査区域には、「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧）により選定された「巨樹・巨木林」が1本、一般社団法人 日本樹木医学会 神奈川県支部により選定された「名木」が2本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」（情報公開されている樹木に限る。）が13本指定されています。

表 3.2-28 巨樹・巨木林及び名木古木等

【巨樹・巨木（環境省実施 第6回巨樹・巨木林調査）】

行政区分	No.	樹種	推定年齢 (年)	樹幹 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	株立 (本)
瀬谷区	1	ケヤキ	—	540	35	—	—

【名木（かながわの名木100選）】

行政区分	No.	名称	推定年齢 (年)	幹周 (cm)	樹高 (m)	枝下高 (m)
瀬谷区	2	日枝神社のケヤキ	320	628	37.7	11.5
大和市	3	深見神社のハルニレ	420	431	33.0	13.5

【名木古木（横浜市指定）】

行政区分	No.	所在地	樹種	樹齢 (年)	樹高 (m)	目通周 (m)
瀬谷区	4	本郷三丁目 36-6	カヤ	460	19.5	3.5
	5	本郷三丁目 36-6	タラヨウ	360	15	1.6
	6	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	290	20	3.1
	7	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	290	20	4.2
	8	中屋敷一丁目 6-2	ケヤキ	224	17	3.7
	9	中屋敷一丁目 3-2	ケヤキ	220	18	3.9
	10	竹村町 1-14	イチョウ	140	12	3.4
	11	竹村町 1-14	タブノキ	300	20	4.3
	12	竹村町 1-14	シダレザクラ	70	10	1.66
旭区	13	上川井町 112	イヌシデ	290	18	1.9
	14	上川井町 112	イヌシデ	340	18	1.5, 1.7
	15	上川井町 112	ヤブツバキ	240	8~9	1.0~1.2
	16	上川井 147-1	カヤ	300	13	3.47

注1：表中のNo. は図3.2-32に対応しています。

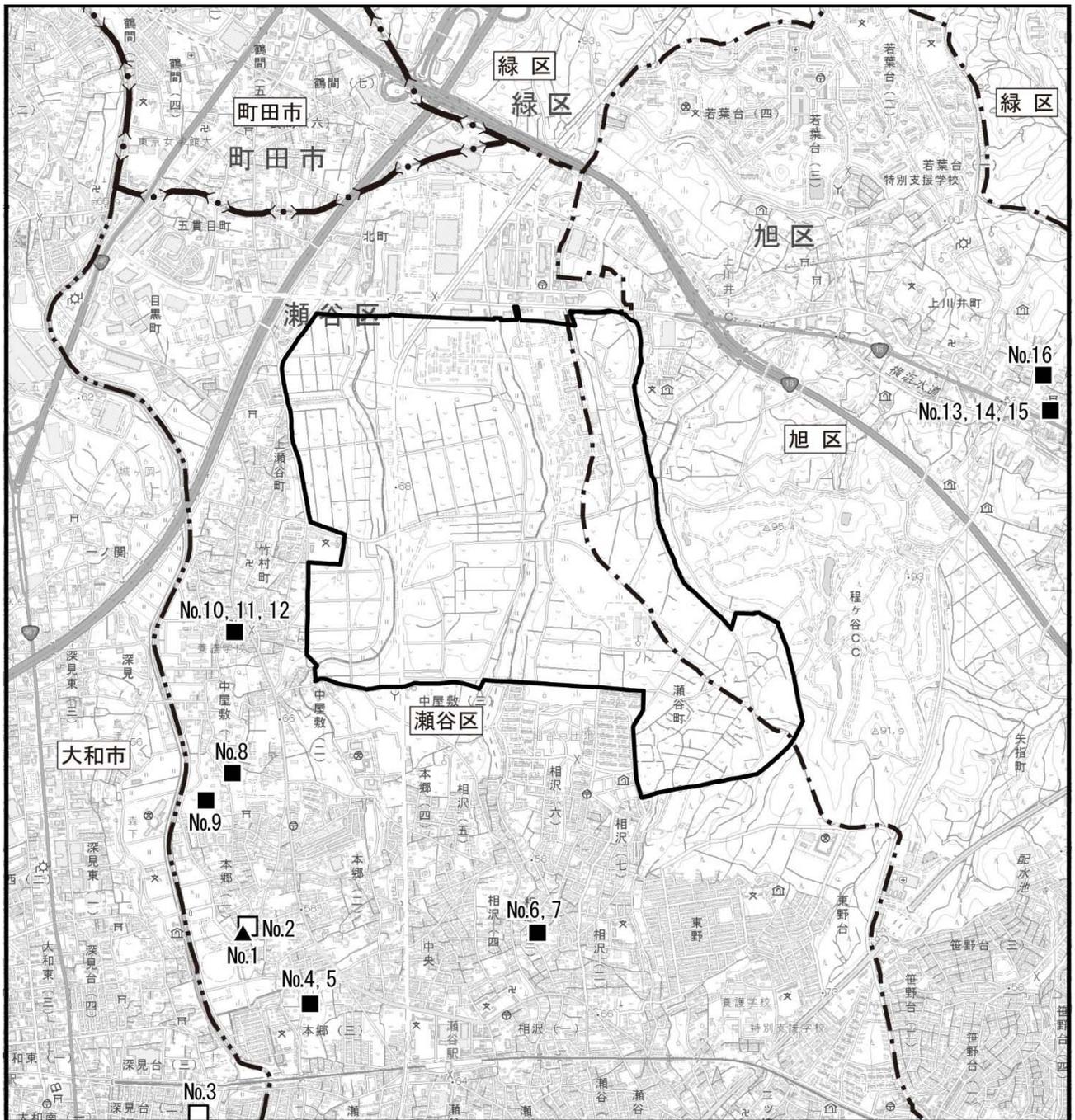
注2：巨樹・巨木林については、「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧）に記録のあるものとししました。

注3：町田市では、「町田市保護樹木」が指定されていますが、調査区域内には存在していません。

資料：「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧）  
「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」（一般社団法人 日本樹木医学会 神奈川県支部ホームページ 令和2年5月閲覧）

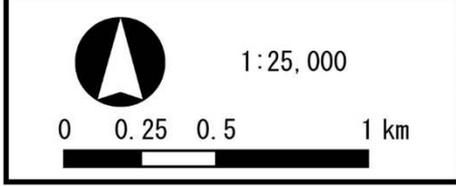
「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 平成31年3月13日現在）

町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和2年5月実施）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界 市界 区界
- 巨樹・巨木林（環境省実施 第6回巨樹・巨木林調査）
- 名木（かながわの名木100選）
- 名木古木（横浜市指定）



注1：図中の番号は表3.2-28に示すNo.と対応しています。  
 資料：「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」  
 （一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 平成31年3月13日現在）  
 町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和2年5月実施）

図3.2-32 巨樹・巨木林及び名木古木等分布図

### (3) 生態系の状況

#### ① 環境類型区分

調査区域における環境類型区分の概要は表 3.2-29、その分布状況は図 3.2-33 に示すとおりです。

調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の6つの環境類型区分に分類されます。

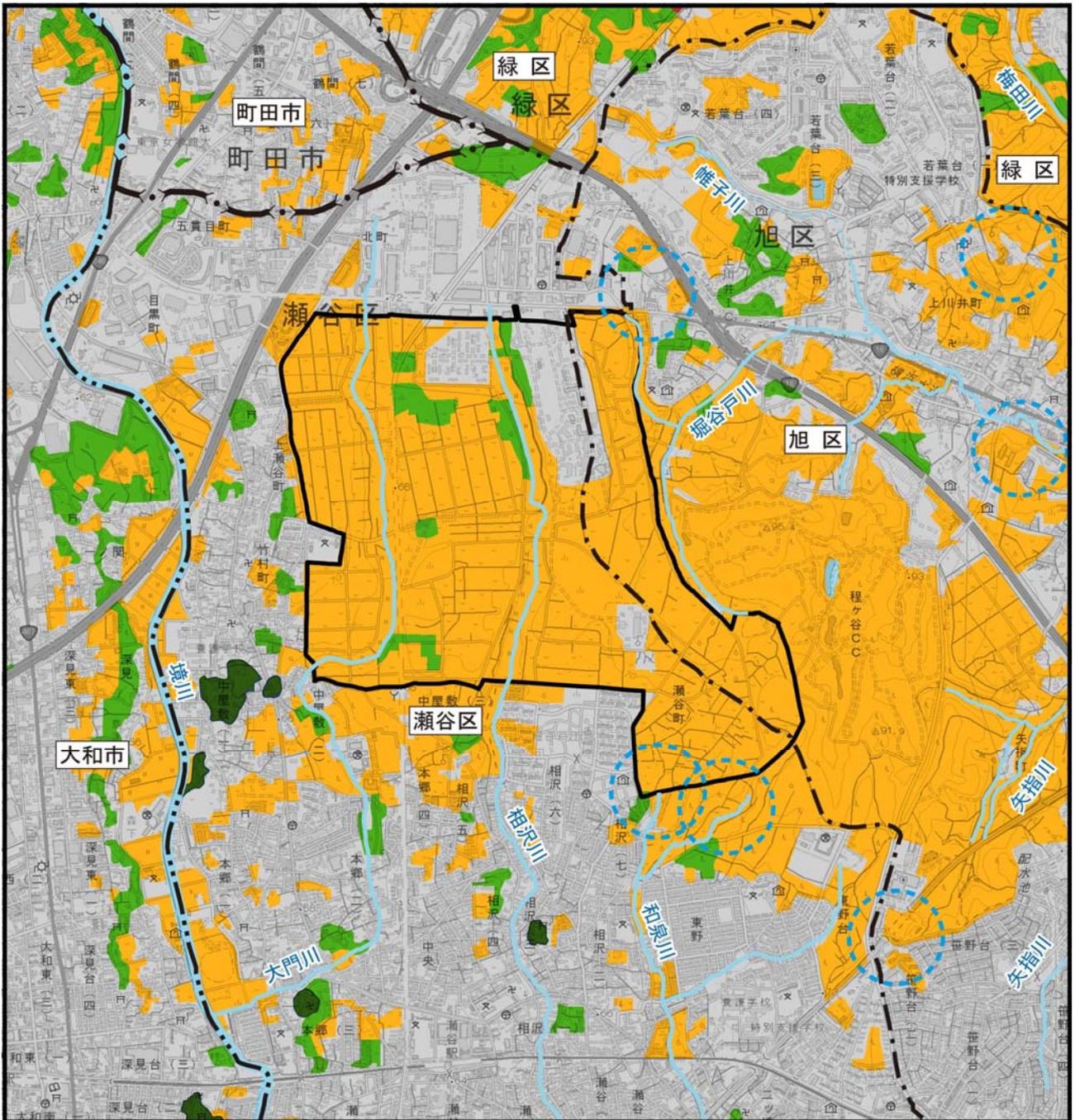
対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。

また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。

表 3.2-29 環境類型区分の概要

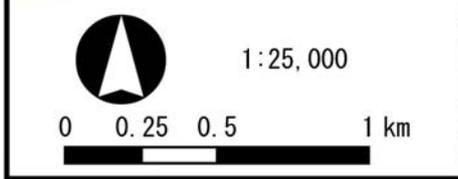
類型区分	主な地形	植生区分等
樹林（自然植生）	段丘	シラカシ群集
樹林（代償植生）	山地、段丘、低地	クヌギーコナラ群集、低木群落、コナラ群落（VII）、シラカシ屋敷林
草地（代償植生）	山地	チガヤーススキ群落
植林地・耕作地植生	山地、段丘、低地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落、畑雑草群落、果樹園、牧草地、ゴルフ場・芝地、竹林、常緑果樹園、水田雑草群落
市街地等	段丘、低地	市街地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
水域	水系	開放水域、河川、湧水

注1：植生区分は現存植生図凡例（図 3.2-29（p.3-77 参照））によります。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 樹林（自然植生）
- 樹林（代償植生）
- 草地（代償植生）
- 植林地・耕作地植生
- 市街地等
- 水域
- 湧水



資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）

図 3.2-33 環境類型区分

## ② 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周辺の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖図として図 3.2-34 に概要を整理しました。

対象事業実施区域及びその周辺において、対象事業実施区域の東側にある山地には主に樹林が分布し、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギーコナラ群落、コナラ群落（Ⅶ）が広がっています。対象事業実施区域及びその周辺の段丘・低地の地形では、主に市街地等や畑雑草群落、ゴルフ場・芝地等が広がり、シラカシ群集、シラカシ屋敷林、低木群落等の樹林が点在しており、河川等の開放水域もあります。

これらのことから、調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます（図 3.2-33（p. 3-90）参照）。

陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、コナラ群落、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類やチョウ類、コオロギ類の草食性の昆虫類や、タイワンリス、ネズミ類、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、クモ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類が、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてはタヌキ、テン、イタチ等の雑食性又は肉食性の哺乳類が生息すると考えられます。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等の猛禽類が生息すると考えられます。

水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはハグロトンボやテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ、メダカ、ヨシノボリ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とするミサゴ等の猛禽類やアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。

また、水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはカワニナやユスリカ類等の草食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物が、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類が、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息します。さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。

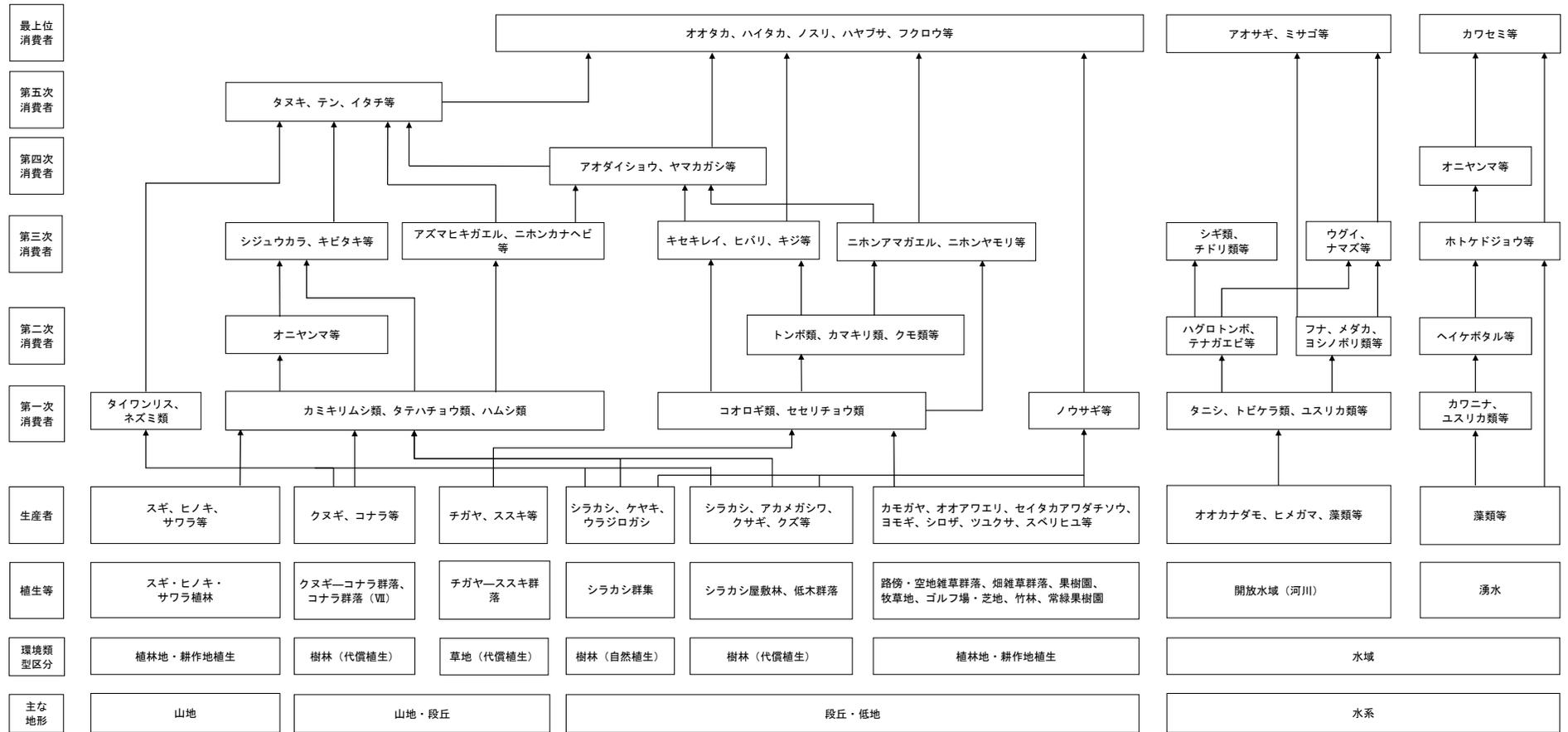


図 3.2-34 食物連鎖模式図

### ③ 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周辺の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場を抽出しました。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表3.2-30及び図3.2-35のとおりです。

表3.2-30 重要な自然環境のまとまりの場

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	自然植生	植生自然度9（シラカシ群集）	環境省植生図におけるシラカシ群集に該当する植生です。
2	特別緑地 保全地区	追分特別緑地保全地区	「都市緑地法」(昭和48年9月法律第72号)第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域です。
3		上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
4		上川井町堀谷特別緑地保全地区	
5		上川井町中田谷特別緑地保全地区	
6		上川井町堂谷特別緑地保全地区	
7		上川井町露木谷特別緑地保全地区	
8		川井本町特別緑地保全地区	
9		三保特別緑地保全地区	
10		本郷三丁目特別緑地保全地区	
11		生物多様性 保全上重要な 里地里山	
12	ホテル生息確認地域		1983年に横浜市公害研究所（現環境科学研究所）で行ったホテル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域です。
13	トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)		「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)において示されている横浜市で把握している主なエコアップスポット(トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ)です。
14	湧水	瀬谷市民の森1(和泉川周辺の窪地)(瀬谷区瀬谷町)	「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)及び「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月)において示されている調査区域内の湧水の分布状況です。
15		瀬谷市民の森2(和泉川周辺の窪地)(瀬谷区瀬谷町)	
16		ー(旭区上川井町2053付近)	
17		ー(旭区上川井町)	
18		ー(旭区川井本町)	
19		ー(旭区笹野台)	
20	緑の 10大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	「横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)において「緑の10大拠点」として位置づけられている、横浜市内を流れる河川の源・上流域、中流域の、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観が残されている、生き物の生育・生息環境としても重要である地域です。
21		三保・新治地区	

注1：表中のNo. は図3.2-35に対応しています。

資料：「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ 令和2年5月閲覧)

「特別緑地保全地区」指定一覧(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)

「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」

(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧)

「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)

「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」

(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)

「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)

「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月)

「横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)

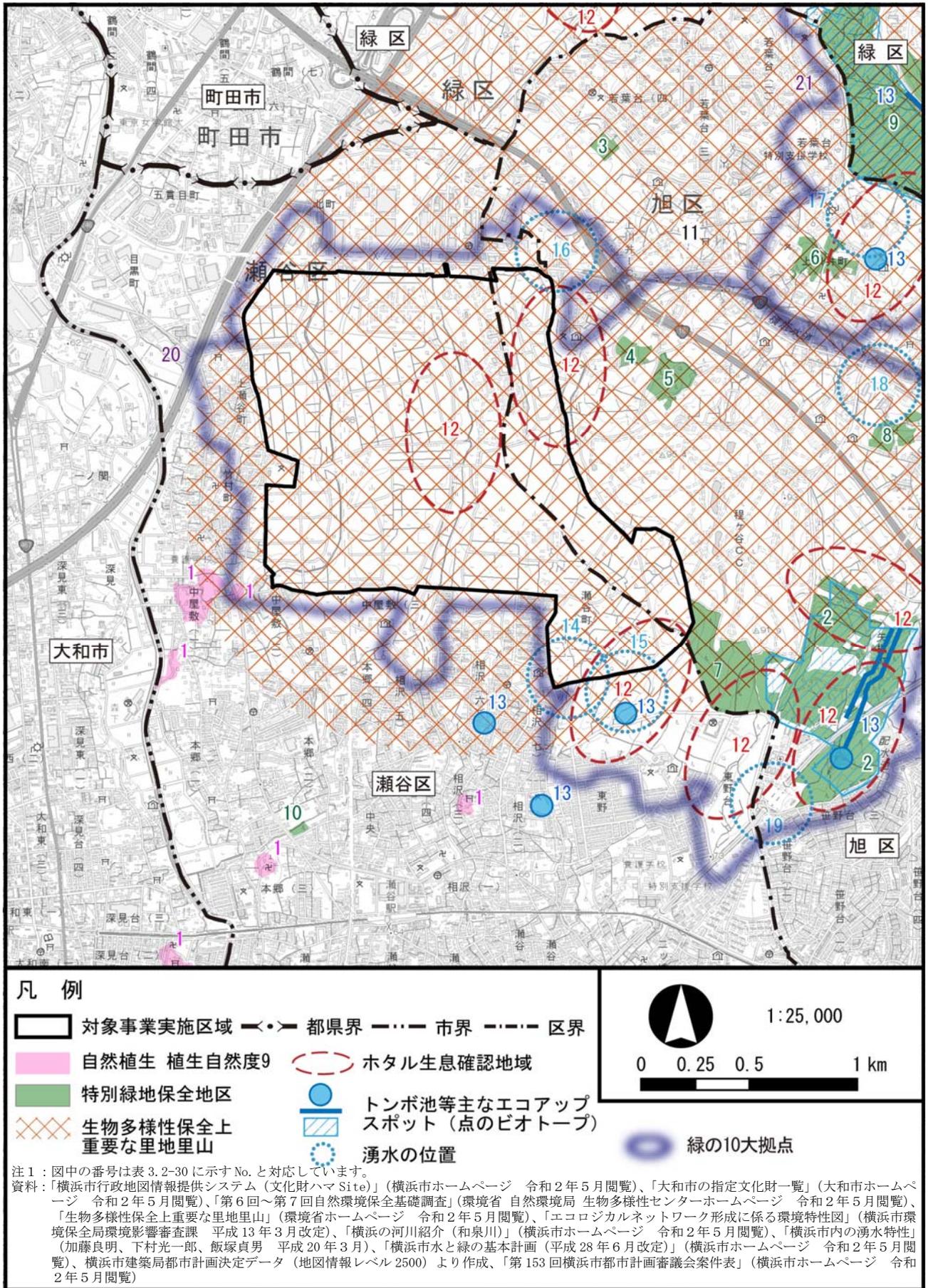


図3.2-35 重要な自然環境のまとまりの場

### 3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

#### (1) 景観

##### ① 対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況

対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況は図 3.2-36 に示すとおりです。

対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり（前掲図 3.2-13 (p. 3-35) 参照）、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています（図 3.2-38 (p. 3-101) 参照）。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などの横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、東側に近接する地区には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています（図 3.2-37 (p. 3-99) 参照）。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、対象事業実施区域の北側に近接する地区は、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路などによる人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や市街化調整区域となっています（図 3.3-5 (p. 3-113) 参照）。

##### ② 主要な眺望点の分布及び概況

対象事業実施区域からおおむね 3 km の範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、図 3.2-36 及び表 3.2-31 に示すような不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。

##### ③ 景観資源の分布及び概況

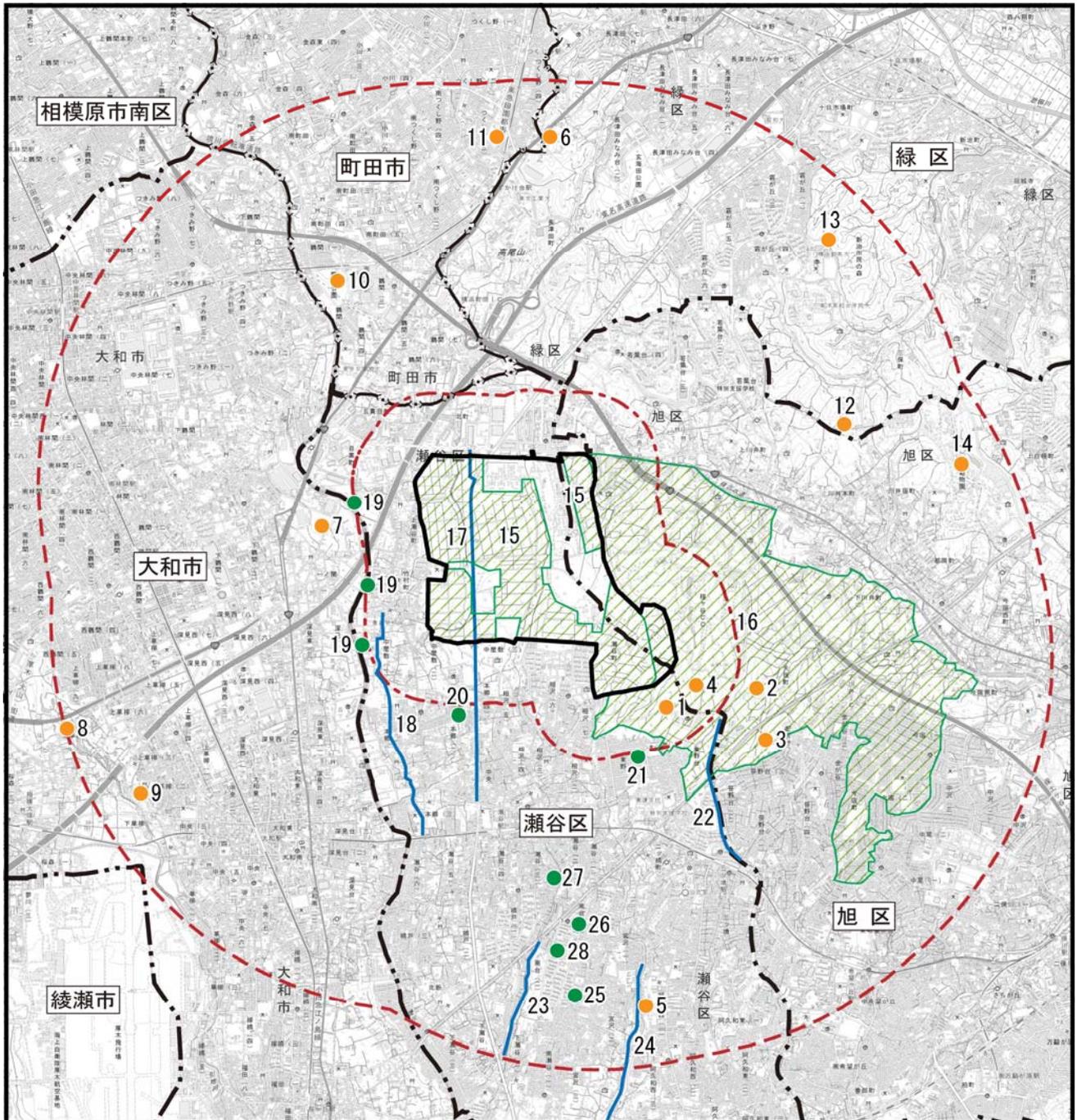
対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。また、周辺（調査区域内）では、東側に隣接する川井・矢指風致地区の緑地などがあり、図 3.2-36 及び表 3.2-31 に示すとおりです。

一方、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。

##### ④ 主要な眺望景観の概況

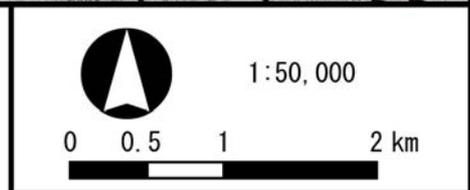
前述のように、対象事業実施区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が中心となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的な景観も見られます。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。

丹沢の山並みは対象事業実施区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 調査範囲 (対象事業実施区域から概ね3km圏)
- 近景域 (対象事業実施区域から概ね500m圏)
- 主要な眺望点
- 主要な景観資源
- 主要な景観資源



注1：図中の番号は表3.2-31に示すNo.と対応しています。  
 注2：図に示す情報の出典は表3.2-31と同様です。

図3.2-36 主要な眺望点及び景観資源の状況

表 3. 2-31 主要な眺望点及び景観資源（対象事業実施区域からおおむね3 km 圏）

区分	No.	名称	資料 <sup>注1</sup>
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	①、②
	2	追分市民の森	②
	3	矢指市民の森	②
	4	上川井市民の森	②
	5	東山ふれあいの森	①
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	③
	7	深見歴史の森（城山史跡公園）	④
	8	泉の森	⑤
	9	ふれあいの森	⑤
	10	鶴間公園	⑥
	11	つくし野セントラルパーク	⑥
	12	三保市民の森	⑦
	13	新治市民の森	⑦
	14	よこはま動物園ズーラシア	⑧
主要な景観資源	15	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑨
	16	川井・矢指風致地区の緑地	⑩
	17	海軍道路沿いの桜並木	①
	18	鎌倉古道沿いの桜並木	①
	19	境川沿いの桜並木	①
	20	瀬谷中央公園	①
	21	東野第一公園	①
	22	野境道路	①
	23	相沢川ウォーク	①
	24	東山・関ヶ原の水辺	①
	25	瀬谷第一公園	①
	26	瀬谷第二公園	①
	27	瀬谷第三公園	①
	28	南台公園	①
—	丹沢の山並み（遠景）	—	
—	富士山（遠景）	—	

注1：資料の番号は、下記の番号に対応しています。

注2：表中のNo. は図3. 2-36に示す番号と対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」（フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ④「大和市内の保全緑地」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ⑤「大和市 観光・まつり」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ⑥「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ⑦「緑区 観光」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ⑧「旭区 区の紹介」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ⑨「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ⑩「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

⑤ 法令等による指定状況

「景観法」(平成16年6月 法律第110号)に基づく「横浜市景観計画」(横浜市 令和元年7月)、「大和市景観計画」(大和市 平成20年3月)及び「町田市景観計画」(町田市 平成21年12月)によれば、横浜市、大和市及び町田市の全域を景観計画区域と定めており、調査区域は、景観計画区域となっています。

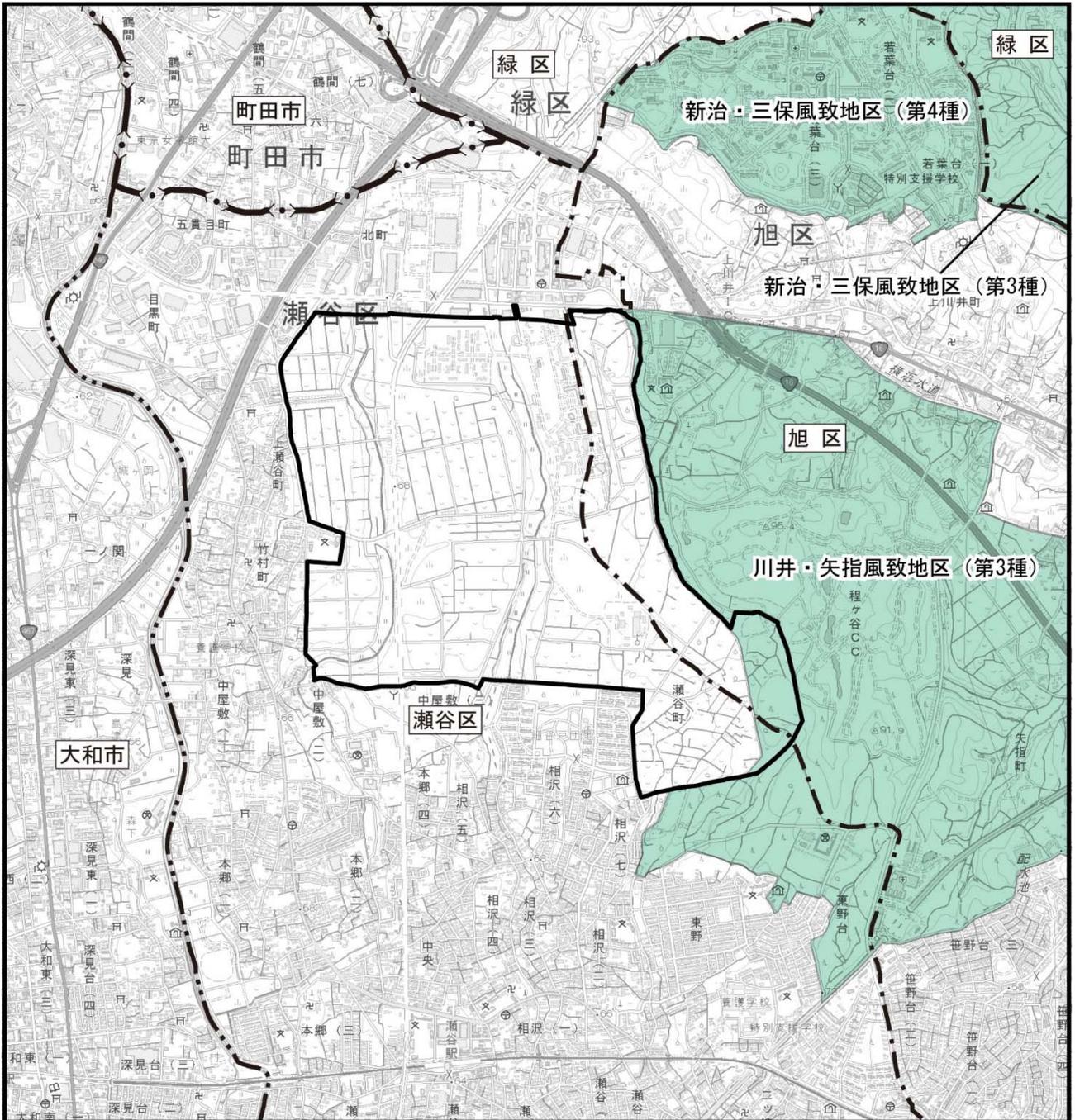
なお、対象事業実施区域から3kmの範囲には、「景観法」(平成16年6月法律第110号)に基づく景観計画(景観推進地区)と、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(平成18年2月横浜市条例第2号)に基づく都市景観協議地区の指定はありません。

また、調査区域には、「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区があり、その指定の状況は、表3.2-32及び図3.2-37のとおりです。対象事業実施区域の南東の一部が、川井・矢指風致地区に指定されています。

表 3.2-32 風致地区指定状況

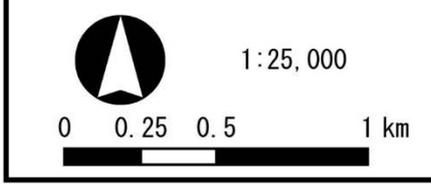
名称	面積 (ha)	地区の概要
川井・矢指風致地区 (第3種)	503	ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。
新治・三保風致地区 (第3種)	590	市民の森を中心に市内有数の良好な自然環境が残されており、外周には若葉台、霧が丘等の良好な住宅地が形成される区域です。
新治・三保風致地区 (第4種)		

資料：「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 風致地区



資料：横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）より作成

図 3.2-37 風致地区指定状況

## (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

### ① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合い活動の場は、表 3.2-33 及び図 3.2-38 に示すとおりです。

ハイキングコースとしては、対象事業実施区域南西方向の鎌倉古道・上道（かみつみち）の瀬谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、対象事業実施区域南東方向の瀬谷駅から瀬谷市民の森をとおり、三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。また、森林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる森林公園である瀬谷市民の森（19.1ha）が対象事業実施区域の南東側に存在します。

対象事業実施区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道沿い、東野第一公園は、桜の見どころスポットとなっています。

なお、市民の森については、「横浜市みどりアップ計画（2019～2023）」（横浜市環境創造局政策調整部政策課 平成 30 年 11 月）に基づき、横浜市の緑化政策の一環として整備されているものです。

表 3.2-33 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

施設等名称		法令等による指定状況	資料 <sup>注1</sup>
瀬谷区	瀬谷市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森	①、②
	海軍道路の桜並木	—	③
	東野第一公園	都市公園（街区公園）	①
	瀬谷中央公園	都市公園（近隣公園）	①
	境川沿い	—	①
	鎌倉古道 北コース	—	①
	鎌倉古道 南コース	—	①
	野境道路	—	①
	武相国境・緑の森コース	—	①
旭区	追分市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森／一部が都市緑地保全法に基づく特別緑地保全地区	②
	矢指市民の森		②
	上川井市民の森		②
大和市	深見歴史の森（城山史跡公園）	大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例に基づく保全緑地	④
町田市	鶴間公園	都市公園（運動公園）	⑤

注1：資料の番号は、下記の番号に対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」（瀬谷区ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ④「伝えたい残したいやまとの景観」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ⑤「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

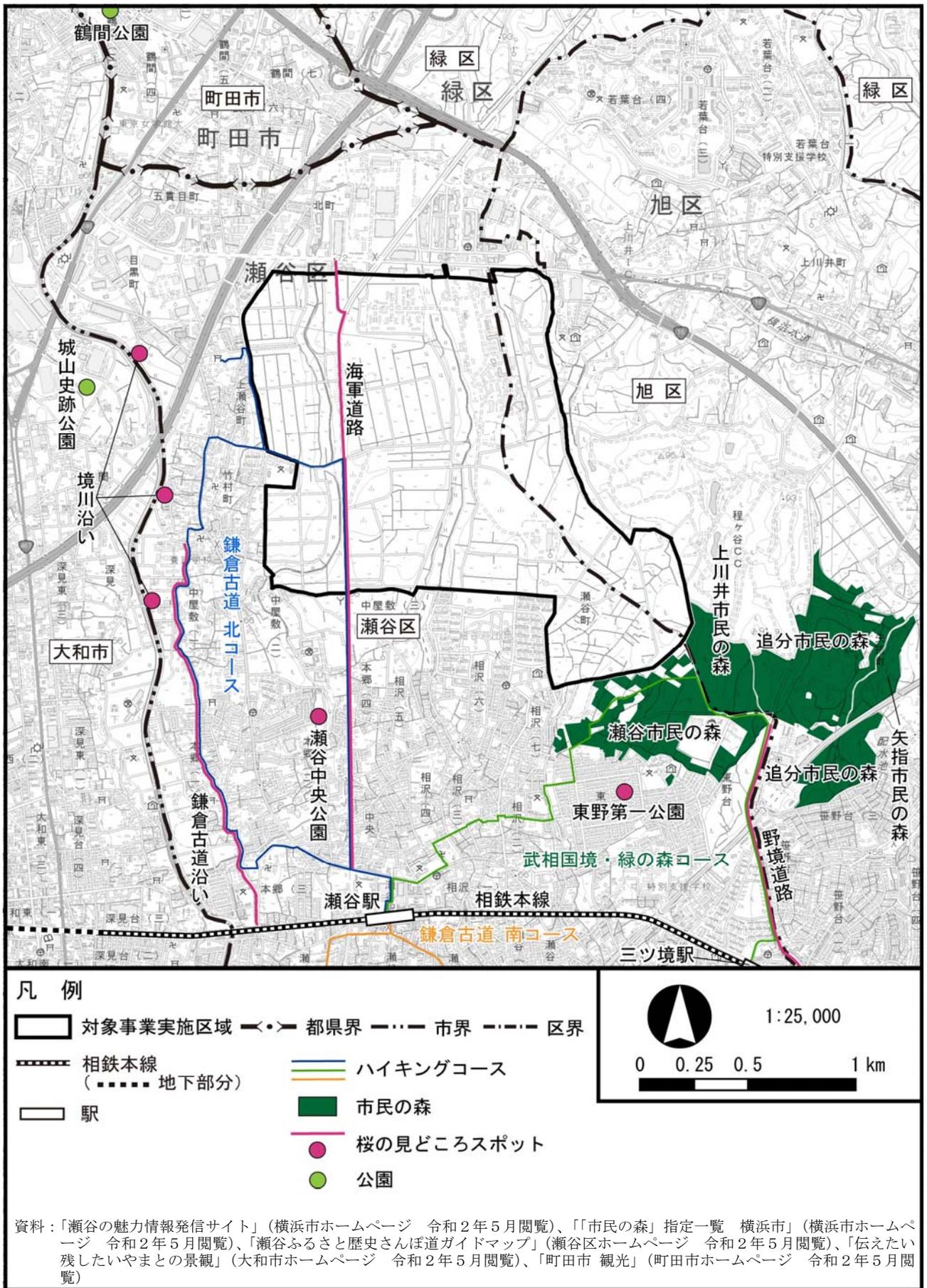


図 3.2-38 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

## ② 法令等による指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月法律第 161 号）に基づく自然公園の指定区域や、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月条約第 7 号）に基づく世界遺産、文化庁により日本遺産に認定された地区はありませんが、特別緑地保全地区（前掲図 3.2-35（p. 3-94）参照）や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森や保全緑地などがあります（前掲図 3.2-38（p. 3-101）参照）。

## ③ 野外レクリエーション等に係る計画等

「神奈川県観光振興計画」（神奈川県 平成 31 年 3 月）には、対象事業実施区域及びその周辺に係る計画は明記されていません。

なお、横浜市では、観光振興計画を策定していませんが、本事業に関連する計画としては、旧上瀬谷通信施設地区を会場とし、令和 9 年（2027 年）3 月～9 月に国際園芸博覧会の開催を目指しています。

### 3.3 社会的状況

#### 3.3.1 人口及び産業の状況

##### (1) 人口の状況

調査対象地域における人口の状況は、表 3.3-1 及び表 3.3-2 に示すとおりです。

令和元年 10 月 1 日現在の横浜市の人口は 3,748,781 人、1 世帯あたりの人員は 2.19 人、人口密度は 8,609 人/km<sup>2</sup> となっています。

対象事業実施区域は瀬谷区及び旭区にあり、瀬谷区の人口は 122,166 人、1 世帯あたりの人員は 2.38 人、人口密度は 7,140 人/km<sup>2</sup>、旭区の人口は 245,169 人、1 世帯あたりの人員は 2.31 人、人口密度は 7,479 人/km<sup>2</sup> となっています。

平成 27 年から令和元年の人口等の推移を見ると、横浜市では、人口、世帯数ともに増加傾向がみられます。対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では、人口は減少傾向がみられ、世帯数は増加傾向がみられます。

表 3.3-1 人口等の現況（令和元年）

行政区分	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1 世帯あたり 人員 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
横浜市全域	435.43	1,710,900	3,748,781	2.19	8,609
瀬谷区	17.11	51,396	122,166	2.38	7,140
旭 区	32.78	106,092	245,169	2.31	7,479
緑 区	25.42	77,858	182,115	2.34	7,164
大 和 市	27.09	108,465	237,445	2.19	8,765
町 田 市	71.55	195,643	428,685	2.19	5,991

注 1：横浜市及び大和市は令和元年 10 月 1 日現在、町田市は平成 31 年 1 月 1 日現在の値

注 2：■ は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

表 3.3-2 人口等の推移

行政区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
横浜市全域	人口 (人)	3,724,844	3,731,293	3,733,234	3,740,172	3,748,781
	世帯数 (世帯)	1,645,618	1,660,256	1,673,662	1,690,932	1,710,900
瀬谷区	人口 (人)	124,560	124,196	123,479	122,828	122,166
	世帯数 (世帯)	50,435	50,713	50,894	51,126	51,396
旭 区	人口 (人)	247,144	246,868	245,765	245,747	245,169
	世帯数 (世帯)	102,728	103,580	104,139	105,219	106,092
緑 区	人口 (人)	180,366	181,141	181,142	181,523	182,115
	世帯数 (世帯)	74,498	75,505	76,010	76,855	77,858
大 和 市	人口 (人)	232,922	233,942	235,190	235,846	237,445
	世帯数 (世帯)	102,020	103,288	104,794	106,294	108,465
町 田 市	人口 (人)	426,648	426,937	428,572	428,742	428,685
	世帯数 (世帯)	188,406	190,100	192,320	194,121	195,643

注 1：横浜市及び大和市は各年 10 月 1 日現在、町田市は各年 1 月 1 日現在の値

注 2：■ は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

## (2) 産 業

調査対象地域の産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 3.3-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では、平成 28 年 6 月 1 日現在の事業所数が最も多いのは卸売業、小売業となっています。また、従業者数が最も多いのは、瀬谷区では卸売業、小売業、旭区では医療、福祉となっています。

また、農業、工業、商業の状況は、表 3.3-4～表 3.3-6 に示すとおりです。

表 3.3-3 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類		横浜市	瀬谷区	旭区	緑区	大和市	町田市
全産業	事業所数(事業所)	114,930	3,305	5,341	3,729	7,479	12,106
	従業者数(人)	1,475,974	32,219	57,788	45,064	76,799	134,323
農業, 林業	事業所数(事業所)	163	5	9	9	7	28
	従業者数(人)	1,403	27	38	381	40	198
漁業	事業所数(事業所)	—	—	—	—	—	—
	従業者数(人)	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	事業所数(事業所)	—	—	—	—	—	—
	従業者数(人)	—	—	—	—	—	—
建設業	事業所数(事業所)	10,713	485	750	383	731	1,114
	従業者数(人)	89,498	2,955	5,189	2,857	5,286	6,429
製造業	事業所数(事業所)	6,271	145	233	180	456	452
	従業者数(人)	131,338	2,366	3,037	4,237	11,324	7,866
電気・ガス・熱供給・ 水道業	事業所数(事業所)	49	0	3	1	2	3
	従業者数(人)	3,234	0	48	98	123	214
情報通信業	事業所数(事業所)	1,979	23	47	45	74	205
	従業者数(人)	65,952	124	145	414	818	2,204
運輸業, 郵便業	事業所数(事業所)	3,212	99	127	76	125	155
	従業者数(人)	90,846	3,100	3,264	2,526	3,561	5,296
卸売業, 小売業	事業所数(事業所)	26,784	767	1,162	874	1,699	2,990
	従業者数(人)	294,029	7,622	11,561	9,447	17,550	29,826
金融業, 保険業	事業所数(事業所)	1,694	30	52	54	94	204
	従業者数(人)	33,663	362	919	866	1,433	3,626
不動産業, 物品賃貸業	事業所数(事業所)	10,285	287	381	266	849	928
	従業者数(人)	51,368	1,151	1,800	1,210	2,601	5,303
学術研究, 専門・技術 サービス業	事業所数(事業所)	6,116	109	227	157	290	692
	従業者数(人)	67,125	601	963	1,568	1,376	3,561
宿泊業, 飲食サービス 業	事業所数(事業所)	14,426	348	580	458	1,098	1,546
	従業者数(人)	147,486	3,033	5,554	4,706	9,815	17,936
生活関連サービス業, 娯楽業	事業所数(事業所)	9,481	291	508	321	695	1,167
	従業者数(人)	62,414	1,515	3,105	1,694	3,833	7,665
教育, 学習支援業	事業所数(事業所)	4,549	130	254	185	298	646
	従業者数(人)	61,771	922	2,517	2,729	2,304	9,970
医療, 福祉	事業所数(事業所)	12,151	409	714	532	708	1,333
	従業者数(人)	220,968	6,518	16,065	10,806	11,068	25,022
複合サービス事業	事業所数(事業所)	379	14	24	10	18	43
	従業者数(人)	5,097	135	618	98	176	858
サービス業(他に 分類されないもの。)	事業所数(事業所)	6,678	163	270	178	335	600
	従業者数(人)	149,782	1,788	2,965	1,427	5,491	8,349

注 1 : 平成 28 年 6 月 1 日現在。

注 2 : ■ は、対象事業実施区域のある行政区分

資料 : 「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「令和元年度版 統計概要」(大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

表 3.3-4 農業の状況（平成 27 年）

行政区分	農家数（戸）			経営耕地面積（a）
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,451	2,029	1,422	187,754
瀬谷区	202	155	47	16,983
旭区	312	146	166	14,029
緑区	365	229	136	21,191
大和市	349	178	171	13,600
町田市	849	374	475	25,200

注 1：平成 27 年 2 月 1 日現在。

注 2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

表 3.3-5 工業の状況（平成 30 年）

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	製造品出荷額 （万円）	付加価値額 （万円）
横浜市	2,331	90,938	399,752,163	96,368,104
瀬谷区	66	2,020	4,232,449	1,880,639
旭区	72	1,751	5,854,188	2,358,824
緑区	82	3,016	6,140,745	2,852,912
大和市	199	8,901	30,815,900	8,248,400
町田市	130	4,603	9,515,907	3,968,335

注 1：平成 30 年 6 月 1 日現在。

注 2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

表 3.3-6 商業の状況（平成 26 年）

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	年間商品販売額 （万円）	売場面積 （m <sup>2</sup> ）
横浜市	18,925	203,816	857,963,002	2,585,562
瀬谷区	596	5,756	17,395,467	71,431
旭区	863	8,709	22,240,165	118,029
緑区	630	7,171	18,576,690	108,383
大和市	1,245	13,261	36,482,900	241,734
町田市	2,124	21,194	57,389,300	377,643

注 1：平成 26 年 7 月 1 日現在。

注 2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

### 3.3.2 土地利用の状況

#### (1) 土地利用の状況

調査対象地域における地目別土地利用の現況は表 3.3-7 に、調査区域の土地利用現況図は図 3.3-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では宅地が最も多く、面積は瀬谷区で 7.36km<sup>2</sup>、旭区で 13.67km<sup>2</sup>となっています。

対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて主に低層建物、北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

表 3.3-7 地目別土地利用の現況

単位：km<sup>2</sup>

地目	横浜市				大和市	町田市
	瀬谷区	旭区	緑区			
総面積	273.40	11.10	22.03	15.62	27.09	64.09
宅地	203.51	7.36	13.67	9.19	14.25	30.52
田	2.09	0.09	0.02	0.52	0.09	0.78
畑	26.91	2.18	2.74	2.59	1.91	5.65
山林	18.41	0.70	2.09	2.18	1.14	8.39
原野	0.06	—	0.00	0.01	—	—
池沼	0.02	0.00	0.00	0.01	—	—
雑種地	22.40	0.77	3.51	1.12	2.32	3.81
その他	—	—	—	—	7.38	14.94

注1：平成31年1月1日現在。

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「令和元年版 統計概要」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

#### (2) 土地利用規制の状況

##### ① 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和49年6月法律第92号）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりです。

##### ア. 都市地域

調査区域の都市地域は、図 3.3-2 に示すとおりであり、調査区域全体が都市地域となっています。

##### イ. 農業地域

調査区域の農業地域は、図 3.3-3 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺に農業地域が指定されています。

#### ウ. 森林地域

調査区域の森林地域は図 3.3-4 に示すとおりであり、対象事業実施区域内の一部が森林地域に指定されています。

#### エ. 自然公園地域

調査区域には自然公園地域はありません。

#### オ. 自然保全地域

調査区域には自然保全地域はありません。

### ② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域等

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)に基づき定められた農業振興地域整備計画における農業振興地域及び農用地区域は、図 3.3-3 のとおりであり、対象事業実施区域内の一部が農業振興地域又は農用地区域に指定されています。

また、横浜市は、表 3.3-8 に示すとおり、農用地区域を中心としたまとまりのある農地がある地区(おおむね 10ha)を対象に、農業専用地区として指定しています。横浜市ホームページによると、調査区域には、上川井農業専用地区(35.3ha)、上瀬谷農業専用地区(92.0ha)及び長津田農業専用地区(25.7ha)が存在しています(令和 2 年 5 月閲覧)。対象事業実施区域の一部が、上川井農業専用地区及び上瀬谷農業専用地区に指定されています。

表 3.3-8 農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区

項目	内容
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)に基づき、県知事が農業振興を図るべき地域として指定。
農用地区域	「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画のなかで、土地利用区分として、農用地として用いる区域として指定(横浜市では、約 1,000ha が農用地区域として指定)。
農業専用地区	農業振興地域における農用地区域(農用地利用計画により農地としての利用が定められた区域)を中心とした、まとまりのある農地がある地区(おおむね 10ha)を対象として横浜市が指定。

資料:「横浜市都市農業推進プラン 2019-2023」(横浜市環境創造局農政推進課 平成 30 年 11 月)

### ③ 森林法に基づく地域森林計画対象民有林

調査区域における「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づき定められた地域森林計画対象民有林は、図 3.3-4 のとおりであり、対象事業実施区域内の一部が地域森林計画対象民有林に指定されています。

#### ④ 都市計画に基づく用途地域

調査対象地域における「都市計画法」（昭和 43 年 6 月法律第 100 号）に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況は表 3.3-9、調査区域における用途地域は図 3.3-5 に示すとおりであり、対象事業実施区域の大部分が市街化調整区域、一部が第 1 種中高層住居専用地域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、準工業地域、近隣商業地域に指定されています。

表 3.3-9 都市計画区域及び用途地域の状況

単位：km<sup>2</sup>

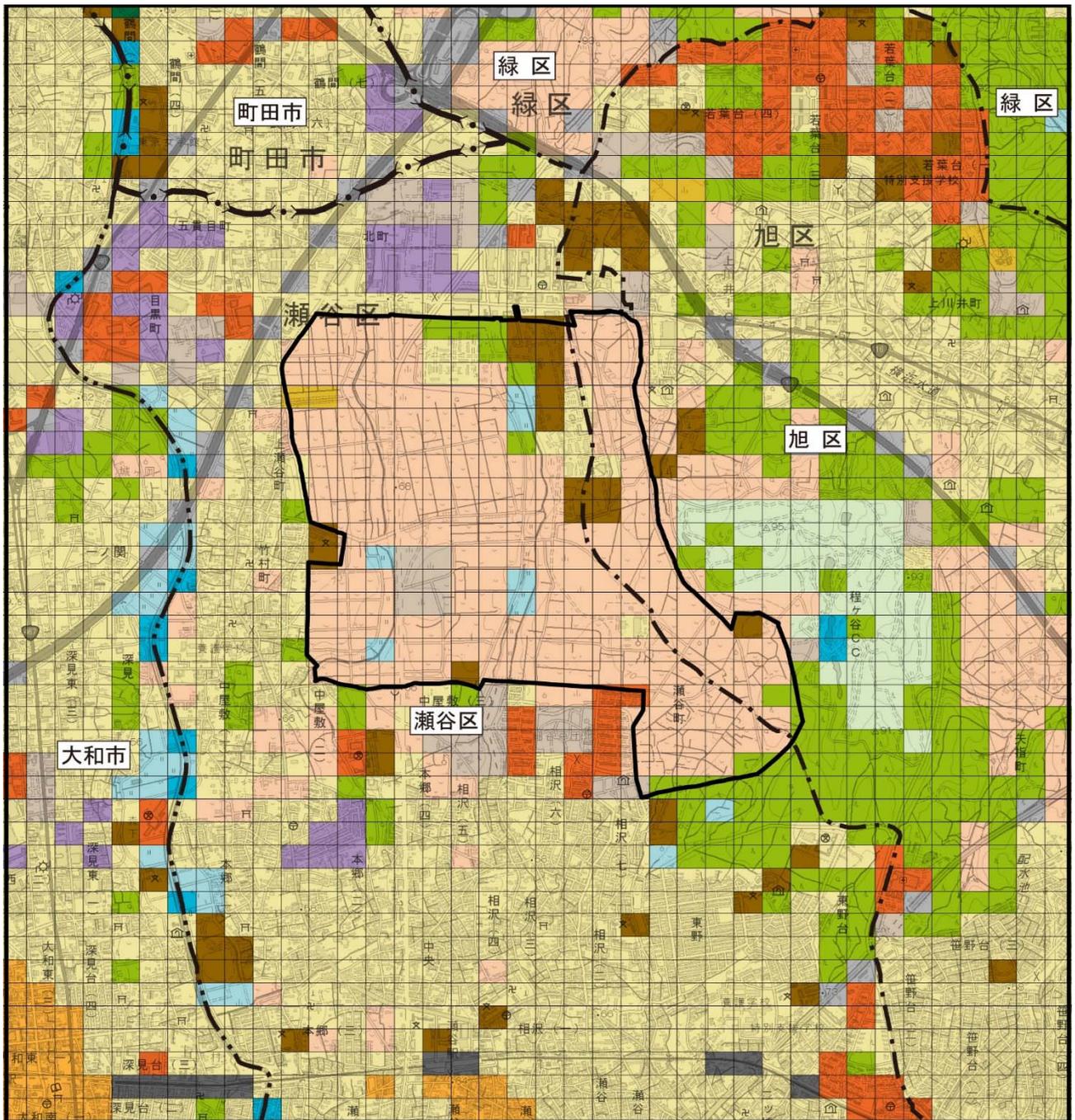
行政区分	横浜市全域				大和市	町田市		
	瀬谷区	旭区	緑区					
総面積	436.5	17.1	32.8	25.4	27.1	71.7		
市街化区域	337.4	11.9	20.6	15.2	20.1	54.8		
用途地域	住居系	第 1 種低層住居専用地域	137.1	6.7	11.1	7.5	7.1	36.1
		第 2 種低層住居専用地域	1.7	0.1	0.1	0.1	—	0.1
		第 1 種中高層住居専用地域	26.8	1.1	2.6	2.3	1.6	5.9
		第 2 種中高層住居専用地域	17.7	0.1	0.4	0.6	—	5.1
		第 1 種住居地域	46.1	1.2	3.5	2.0	5.4	0.3
		第 1 種住居地域	5.3	0.2	0.5	0.1	0.3	1.2
		準住居地域	14.9	0.8	0.8	1.4	0.4	2.0
	小計	249.6	10.2	19.0	14.0	14.8	50.7	
	商業系	近隣商業地域	14.2	0.5	0.4	0.4	1.0	1.3
商業地域		19.3	0.1	0.1	0.2	0.5	0.7	
小計		33.5	0.6	0.5	0.6	1.5	2.0	
	工業系	準工業地域	18.4	0.2	1.2	0.3	3.2	3.7
工業地域		17.0	1.1	—	0.5	0.6	0.2	
工業専用地域		18.5	—	—	—	—	—	
小計		53.9	1.3	1.2	0.8	3.8	3.9	
市街化調整区域	99.1	5.3	12.2	10.2	7.0	16.8		

注 1：横浜市：平成 30 年度末、町田市：平成 30 年度末現在、大和市：平成 31 年 4 月 1 日現在。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）



**凡 例**

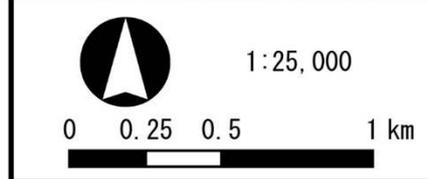
対象事業実施区域

都県界

市界

区界

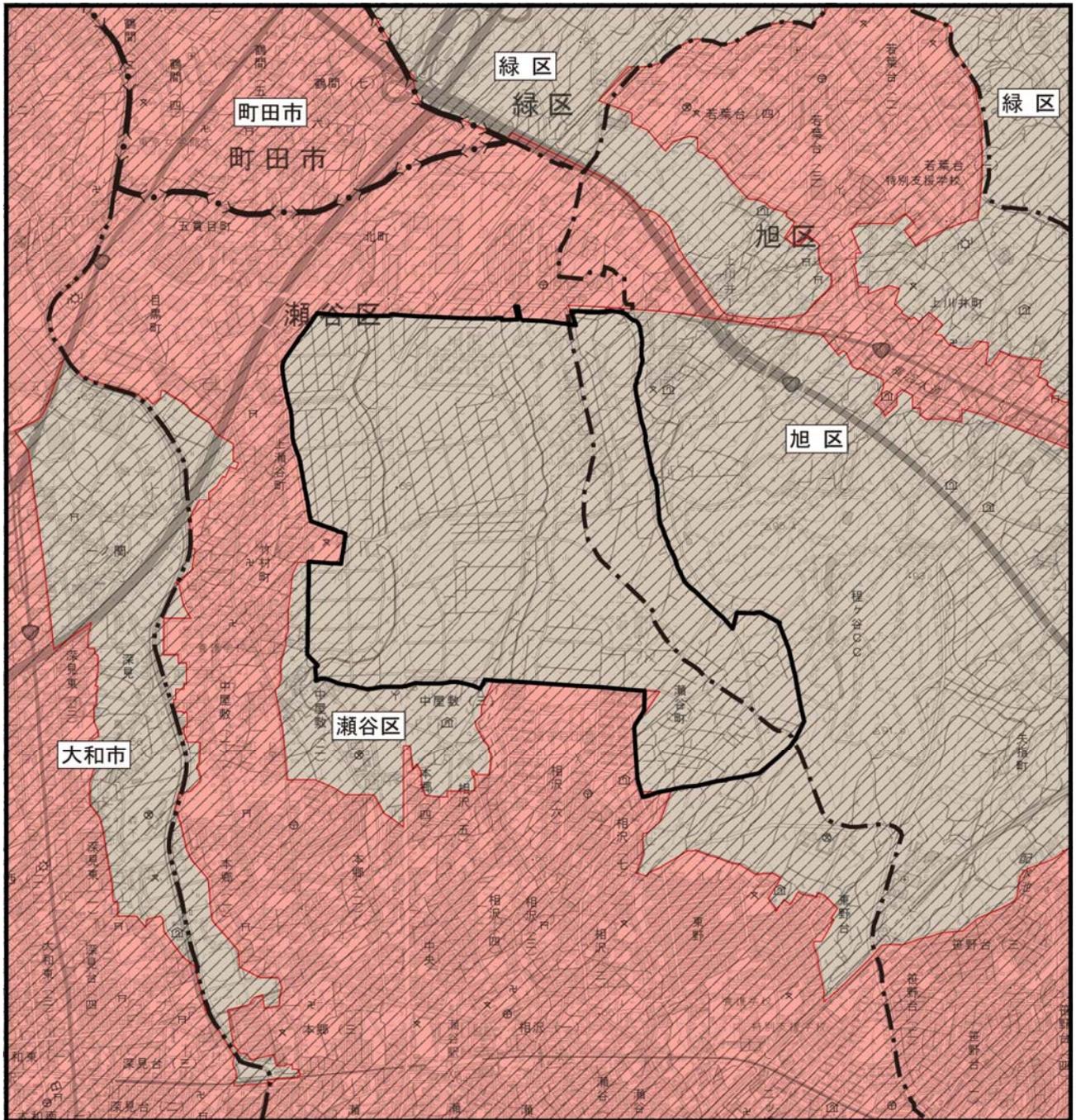
- |  |               |  |         |
|--|---------------|--|---------|
|  | 田             |  | 道路      |
|  | その他の農用地       |  | 鉄道      |
|  | 森林            |  | 公共施設等用地 |
|  | 荒地            |  | 空地      |
|  | 高層建物          |  | 公園・緑地   |
|  | 工場            |  | 河川地及び湖沼 |
|  | 低層建物          |  | ゴルフ場    |
|  | 低層建物<br>(密集地) |  |         |



資料：「国土数値情報（都市地域土地利用細分メッシュ・平成28年度）」

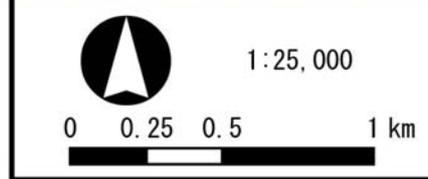
（国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.3-1 土地利用現況図



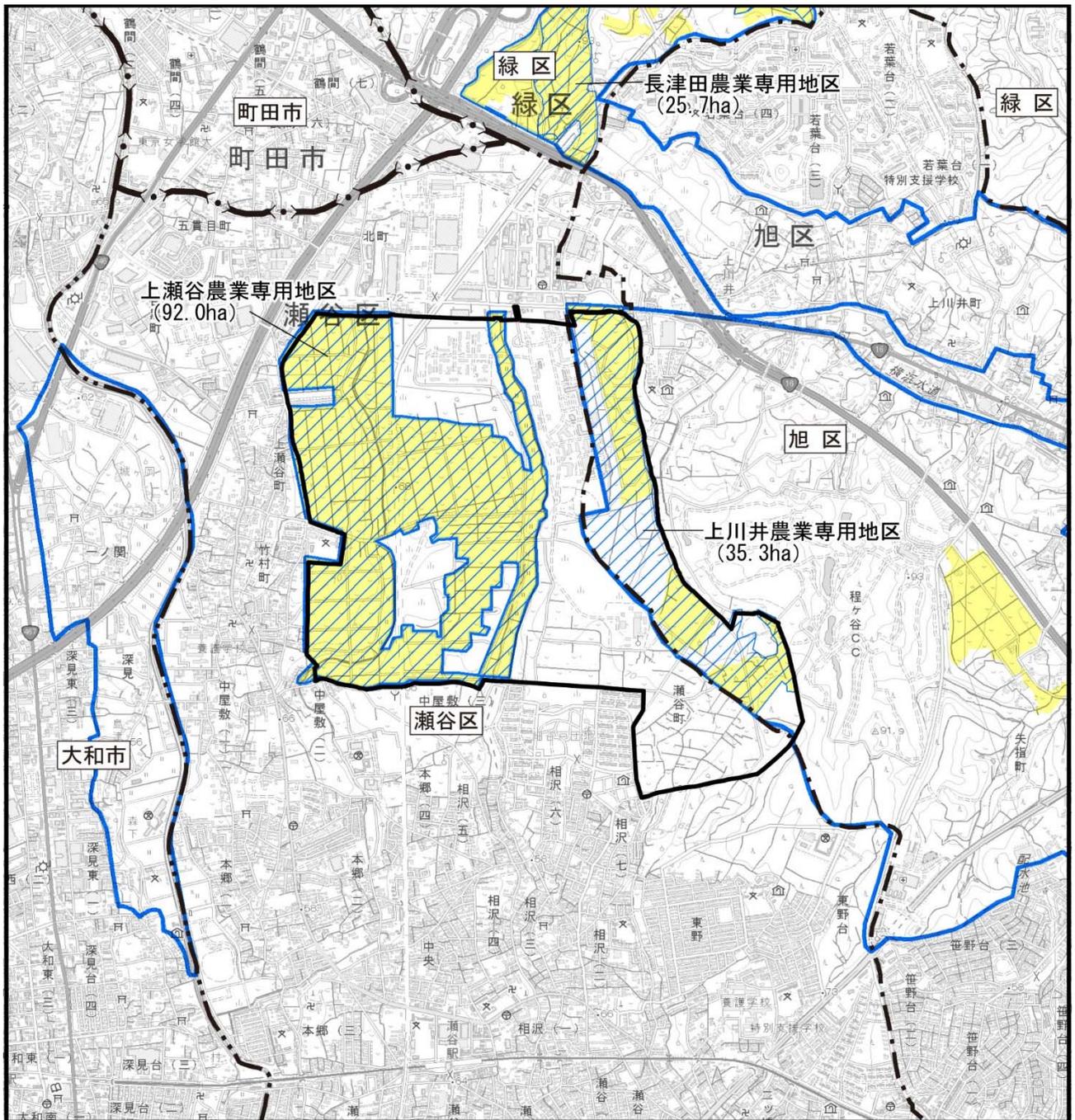
凡例

- |          |         |
|----------|---------|
| 対象事業実施区域 | 都市地域    |
| 都県界      | 市街化区域   |
| 市界       | 市街化調整区域 |
| 区界       |         |



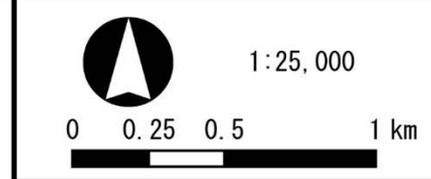
資料：横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）より作成  
 「大和市公開型地図情報サービス（都市計画）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「地図情報まちだ（用途地域）」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.3-2 土地利用基本計画図（都市地域）



凡例

- |          |              |
|----------|--------------|
| 対象事業実施区域 | 農業地域及び農業振興地域 |
| 都県界      | 農用地区域        |
| 市界       | 農業専用地区       |
| 区界       |              |



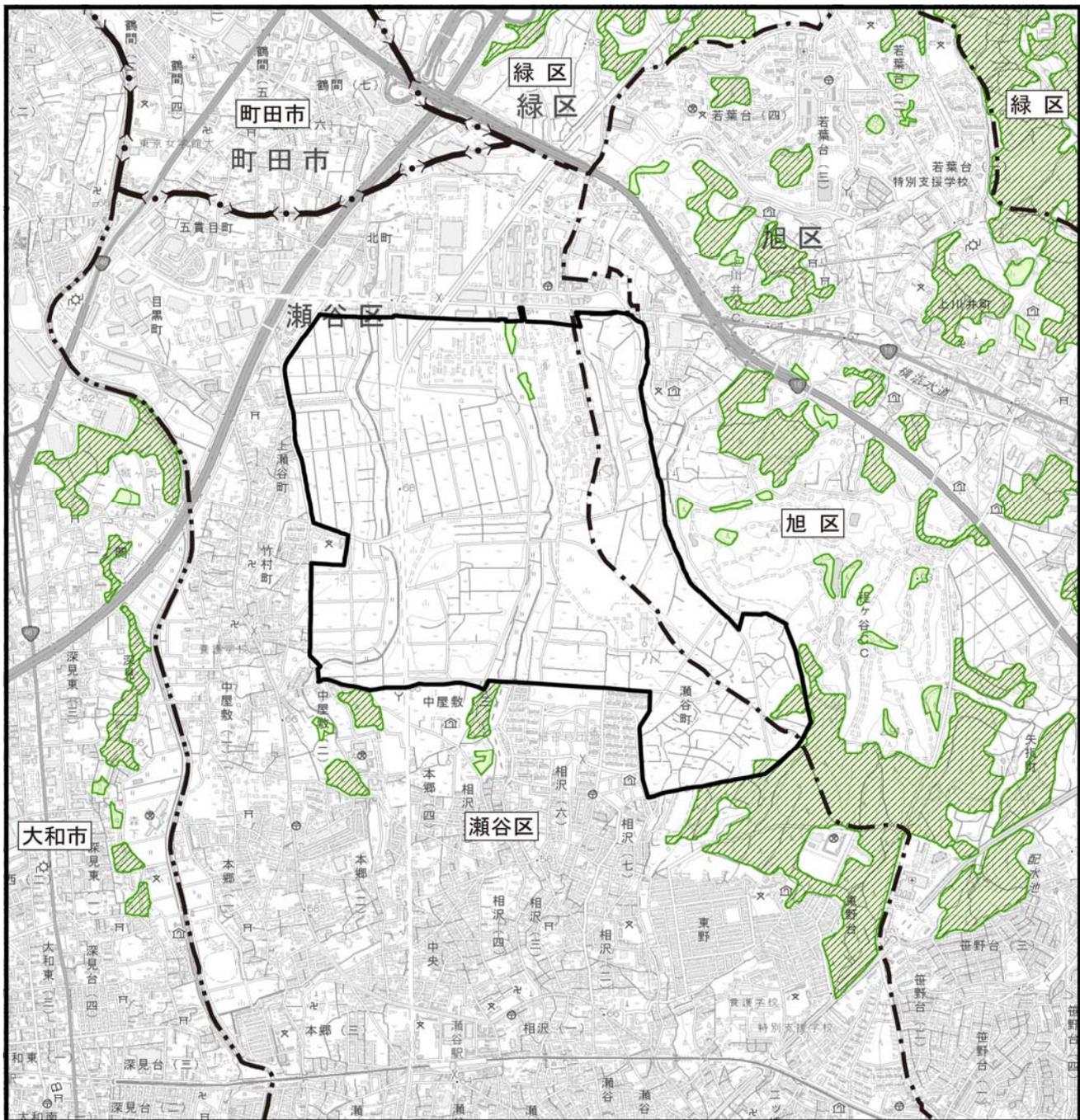
資料：「国土数値情報（農業地域データ・平成 27 年度）」

（国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「農業専用地区 横浜市」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

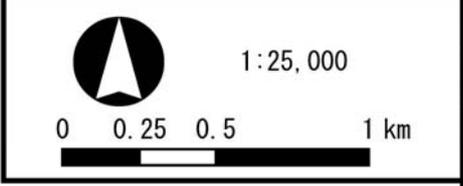
「大和市都市農業振興基本計画」（大和市 平成 31 年 3 月）

図 3.3-3 土地利用基本計画図（農業地域、農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区）



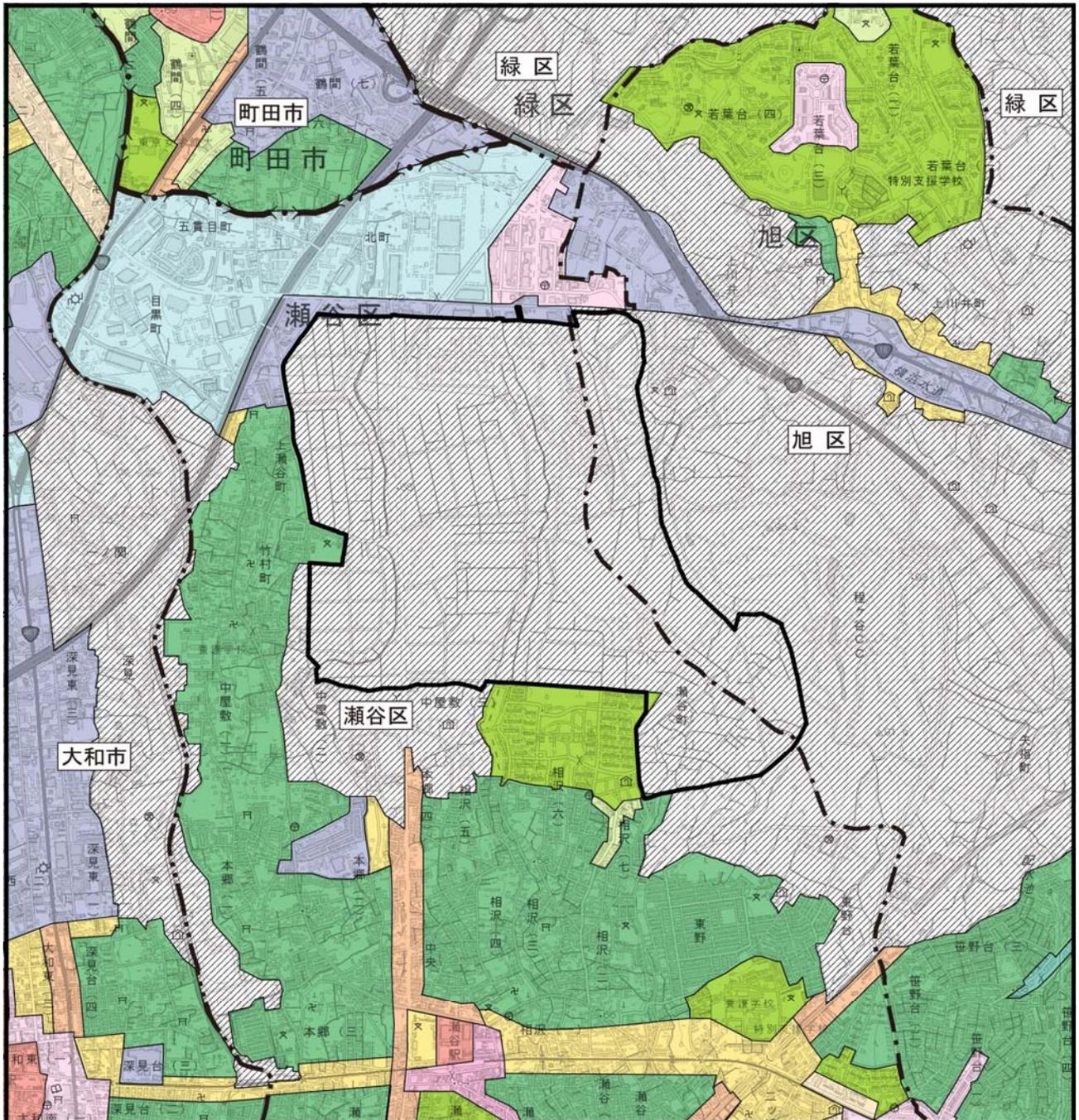
凡例

- 対象事業実施区域
- 森林地域
- 都県界
- 地域森林計画対象民有林
- 市界
- 区界



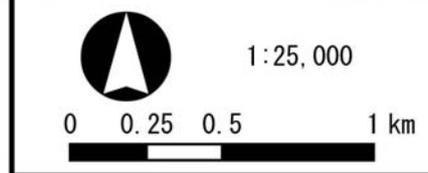
注1：森林地域は平成27年度時点、地域森林計画対象民有林は令和2年5月時点のデータのため、森林地域に指定されていない場所が地域森林計画対象民有林となっている場合があります。  
 資料：「国土数値情報（森林地域データ・平成27年度）」  
 （国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.3-4 土地利用基本計画図（森林地域及び地域森林計画対象民有林）



凡例

- |  |              |  |       |  |        |  |         |
|--|--------------|--|-------|--|--------|--|---------|
|  | 対象事業実施区域     |  | 都県界   |  | 市界     |  | 区界      |
|  | 第1種低層住居専用地域  |  | 準住居地域 |  | 近隣商業地域 |  | 商業地域    |
|  | 第2種低層住居専用地域  |  | 準工業地域 |  | 工業地域   |  | 市街化調整区域 |
|  | 第1種中高層住居専用地域 |  |       |  |        |  |         |
|  | 第2種中高層住居専用地域 |  |       |  |        |  |         |
|  | 第1種住居地域      |  |       |  |        |  |         |
|  | 第2種住居地域      |  |       |  |        |  |         |



資料：「大和市公開型地図情報サービス（都市計画）」  
 （大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）、  
 「地図情報まちだ（用途地域）」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）、横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）より作成

図 3.3-5 土地利用基本計画図（用途地域）

⑤ 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」(昭和48年9月法律第72号)第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域があり、令和2年5月現在の指定の状況は、表3.3-10及び図3.3-6のとおりです。なお、調査区域には、同法第5条の規定により指定された緑地保全地域はありません。

また、対象事業実施区域内には、特別緑地保全地区に指定された地域はありません。

表 3.3-10 特別緑地保全地区指定状況

名称	面積 (ha)	指定年月日
追分特別緑地保全地区	33.3	平成20年3月14日 (変更:平成26年2月5日、平成31年2月5日、令和2年2月5日)
上川井町大貫谷特別緑地保全地区	1.0	平成25年2月5日
上川井町堀谷特別緑地保全地区	1.5	平成25年2月5日
上川井町中田谷特別緑地保全地区	3.1	平成25年12月5日
上川井町堂谷特別緑地保全地区	3.5	平成26年7月15日
上川井町露木谷特別緑地保全地区	10.3	平成27年9月4日
川井本町特別緑地保全地区	2.3	平成27年12月4日 (変更:平成28年12月5日)
三保特別緑地保全地区	56.5	平成16年1月5日(変更:平成20年3月14日、平成23年3月25日、平成28年2月5日、平成29年12月5日)
本郷三丁目特別緑地保全地区	0.3	平成27年9月4日

資料:「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ 令和2年5月閲覧)  
「特別緑地保全地区」指定一覧(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)

⑥ 宅地造成等規制法に基づき指定された宅地造成工事規制区域

調査区域には、「宅地造成等規制法」(昭和36年11月法律第191号)第3条の規定により指定された宅地造成工事規制区域があり、令和2年5月現在の指定の状況は、図3.3-7のとおりです。対象事業実施区域内の一部が宅地造成工事規制区域に指定されています。

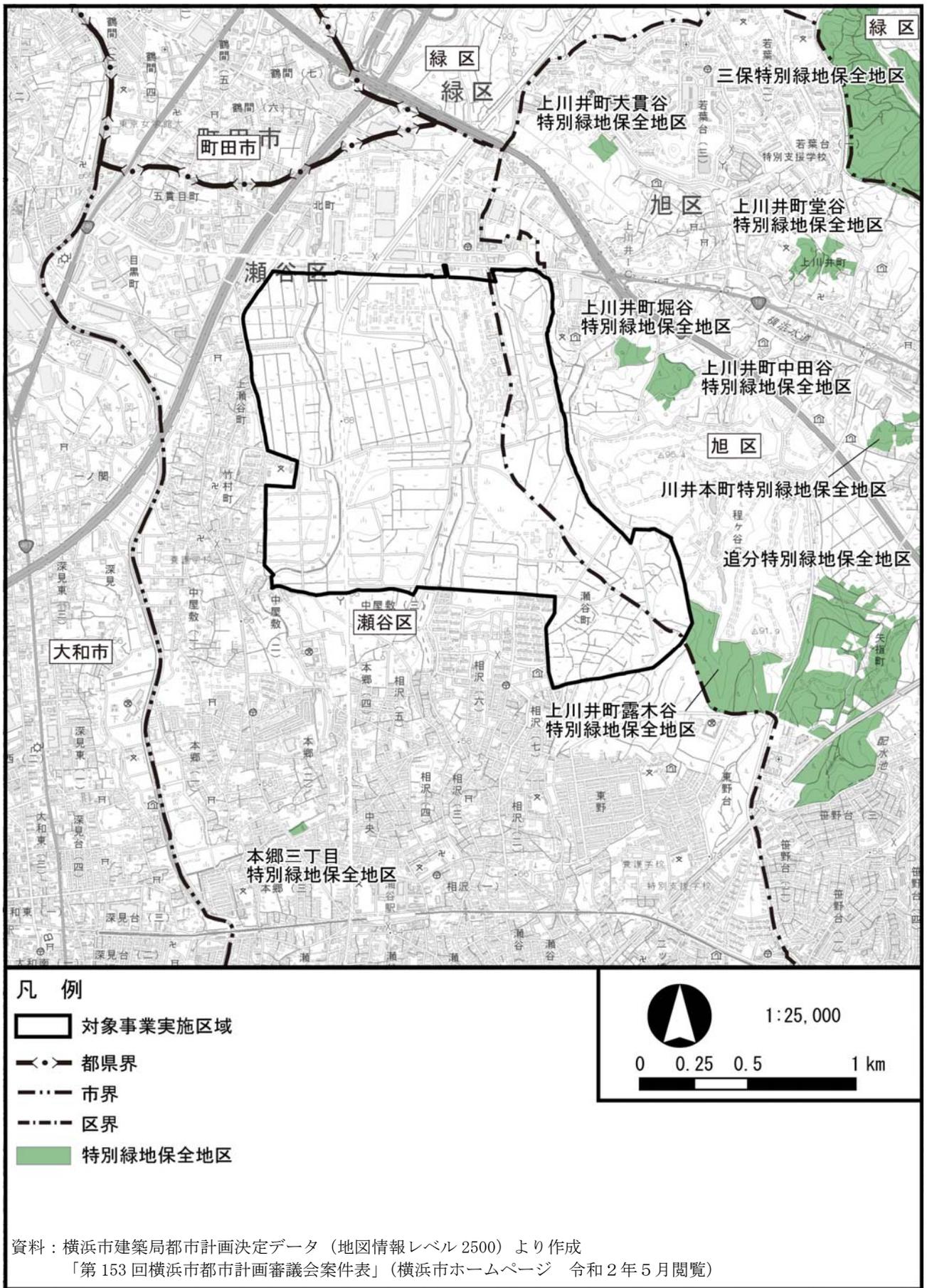


図 3.3-6 特別緑地保全地区指定状況

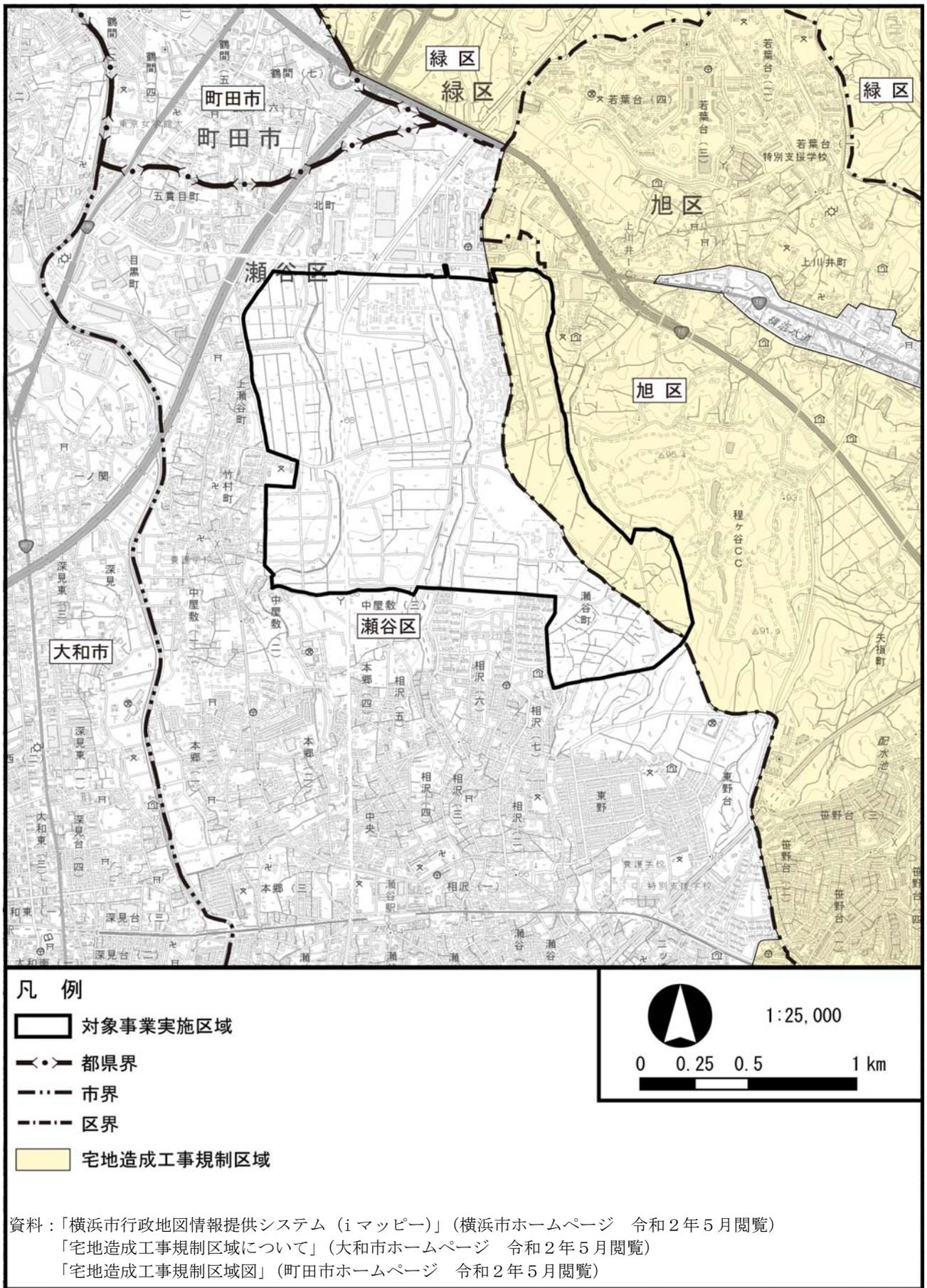


図 3.3-7 宅地造成工事規制区域指定状況

### (3) 自然的土地利用の状況

調査対象地域における自然的土地利用状況は、表 3.3-11 及び図 3.3-8 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区ではそれぞれ 278ha、269ha の農地が存在し、対象事業実施区域内には、比較的大規模な農地が分布しています。大和市の農地は 230.3ha、町田市の農地は 493.7ha 存在しています。

表 3.3-11(1) 自然的土地利用状況（横浜市）

項目	面積 (ha)			
	横浜市			
	全域	瀬谷区	旭区	緑区
農地	3,065	278	269	329
山林	3,386	100	312	365
河川・水路・水面	543	11	28	27
荒地・海浜・法面等	927	49	83	80

資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成 26・27 年度」  
 （横浜市建築局企画部都市計画課 平成 30 年 4 月）

表 3.3-11(2) 自然的土地利用状況（大和市）

項目	面積 (ha)
田	10.6
畑	217.4
耕作放棄地	2.3
農地小計	230.3
平地地山林	63.6
傾斜地山林	48.5
河川、水面、水路	16.1
荒地、海浜、河川敷	26.3

資料：「神奈川県都市整備統計年報 2018（平成 30 年度）」  
 （神奈川県県土整備局都市部都市計画課 平成 31 年 3 月）

表 3.3-11(3) 自然的土地利用状況（町田市）

項目	面積 (ha)
農用地	493.7
水面・河川・水路	73.4
森林	1,277.5
原野	208.4

資料：「東京の土地利用（平成 29 年多摩・島しょ地）」（東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課 平成 31 年 5 月）

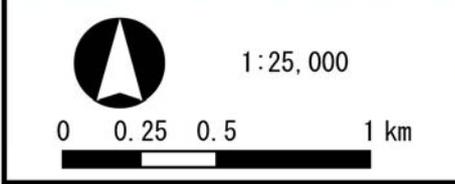
### (4) その他

対象事業実施区域における地下埋設管等の状況は、環状 4 号線の地下に水道管、下水道管、通信ケーブルが埋設されています。



凡例

- |   |          |   |             |
|---|----------|---|-------------|
|  | 対象事業実施区域 |  | : 農地        |
|  | 都県界      |  | : 山林        |
|  | 市界       |  | : 河川・水路・水面  |
|  | 区界       |  | : 荒地・海浜・法面等 |
|   |          |  | : 道路用地      |
|   |          |  | : その他       |



注1：大和市、町田市において、自然的土地利用状況の図面は公表されていません。  
 資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成26・27年度」（横浜市建築局企画部都市計画課 平成31年3月）

図 3.3-8 自然的土地利用状況

### 3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 水利用の状況

##### ① 水道用水としての利用

調査対象地域における水道使用件数及び使用量は、表 3.3-12 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺に水道水源として取水されている河川水はなく、対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区は、主に道志川系統の水の給水区域となっています。また、大和市は酒匂川系統の水の給水区域であり、町田市は三郷・朝霞・三園・東村山系の水の給水区域となっています。

表 3.3-12 水道使用件数及び使用量

行政区域	給水戸数 (戸)	使用水量 (千 m <sup>3</sup> )
横浜市	1,873,610	379,879
瀬谷区	56,517	11,655
旭区	115,572	23,771
緑区	84,206	16,829
大和市	119,231	22,973
町田市	204,786	—

注 1：平成 30 年度末現在。

注 2：           は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「令和元年度版 統計概要」(大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

##### ② 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所、厚木土木事務所東部センター及び横浜市道路局河川管理課へのヒアリングを行った結果、横浜川崎治水事務所で把握されている農業用水の取水状況として、和泉川の鍋屋堰（横浜市泉区和泉町 67）での取水が確認されました。

##### ③ 工業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所、厚木土木事務所東部センター及び横浜市道路局河川管理課へのヒアリングを行った結果、工業用水としての取水状況は確認できませんでした。

##### ④ 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周辺における「漁業法」(昭和 24 年 12 月法律第 267 号)に基づく内水面漁業の漁業権は設定されていません。

## (2) 地下水等の利用の状況

対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区の地下水利用施設数は表 3.3-13 に、位置は図 3.3-9 に示すとおりです。

「許可対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成 31 年 4 月）及び「届出対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成 31 年 4 月）によると、対象事業実施区域内の地下水利用施設として、「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業）」及び「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」の 2 施設があります。

「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業）」は、旧上瀬谷通信施設の土地利用基本計画に基づく本格的な基盤整備までの間、営農を継続するために必要となる井戸施設を暫定的に整備したもので、令和元年 7 月から供用を開始しています。

また、対象事業実施区域内において、同様の目的で、令和元年度に 2 箇所目の井戸施設の設置工事を行い、令和 2 年 4 月から供用を開始しています。

「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会\*1）」では、作物の水やりなどに使う水の確保のためにさく井したものです。

なお、調査区域における湧水の利用の実態については把握されていません。

表 3.3-13 地下水利用施設数

行政区域	地下水利用施設数（施設）		
	許可対象揚水施設	届出対象揚水施設	合計
瀬谷区	13	10	23
旭区	10	21	31

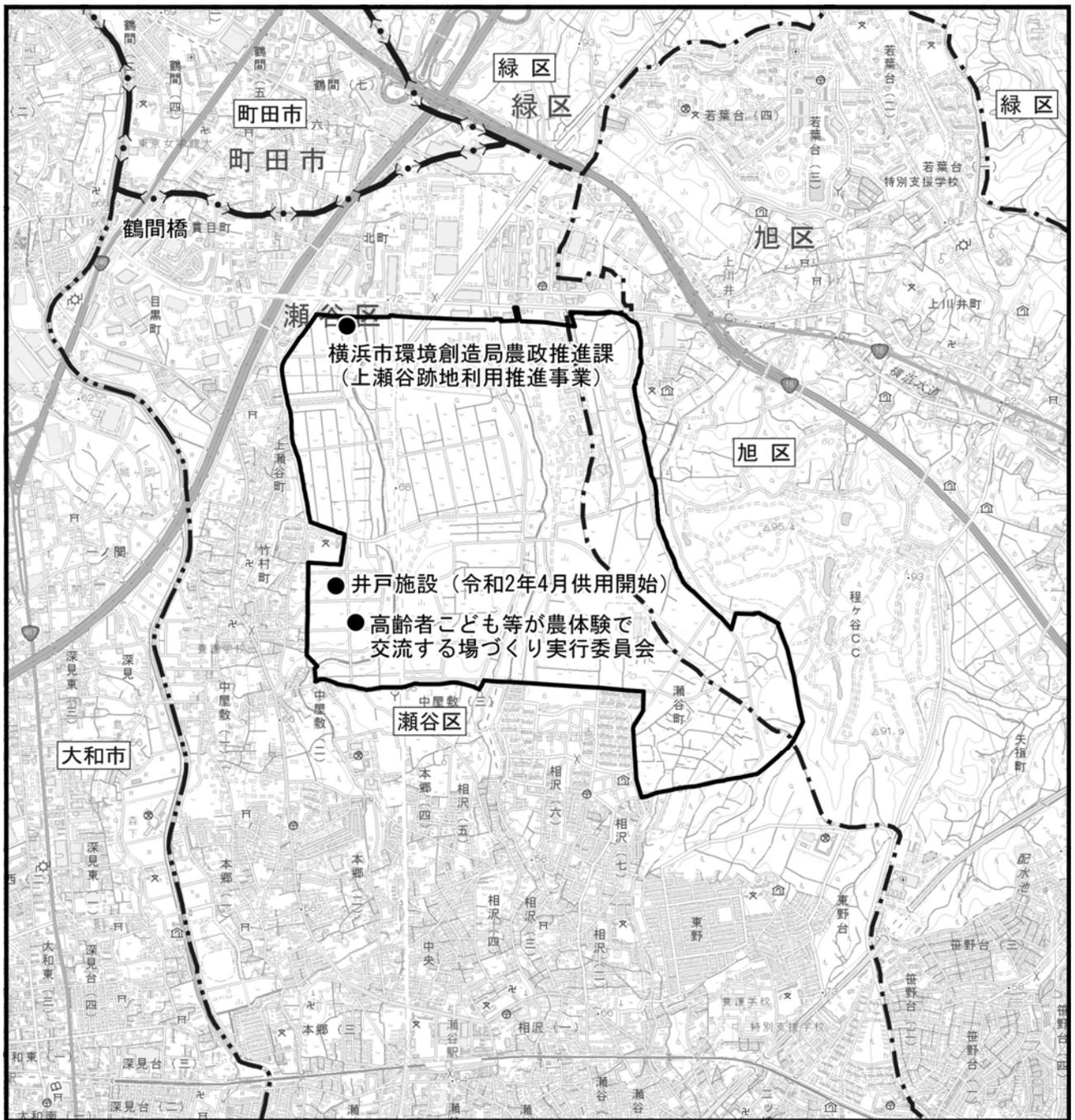
資料：「許可対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」

（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成 31 年 4 月）

「届出対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」

（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成 31 年 4 月）

\*1) 「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」：市民が主体となっていく、地域の課題解決や魅力向上のための施設整備を伴うまちづくりに対して、市が支援、助成を行う「ヨコハマ市民まち普請事業」において、平成 20 年度に上瀬谷農業専用地区内に整備された農業体験を通して、高齢者と地域社会が交流する場づくりを提案した団体名



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 地下水利用施設



資料：「許可対象揚水施設一覧 平成31年4月1日現在」(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成31年4月)、「届出対象揚水施設一覧 平成31年4月1日現在」(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成31年4月)、「ヨコハマ市民まち普請事業 整備事例集 vol.4 [平成20年度先行整備提案 整備事例集]」(横浜市都市整備局都市づくり部地域まちづくり課 平成22年10月)、横浜市環境創造局農政推進課へのヒアリング (令和2年6月実施)

図 3.3-9 地下水利用施設位置図

### 3.3.4 交通の状況

#### (1) 道路交通の状況

調査区域の主要道路における交通量の状況は表 3.3-14 に、位置及び交通量調査地点は図 3.3-10 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には環状 4 号線が南北に通っており、対象事業実施区域の周辺では、北側に五貫目第 33 号線、南側に県道瀬谷柏尾が通っています。

「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）において、環状 4 号線の昼間 12 時間の交通量は、瀬谷区本郷三丁目 16 の観測地点（観測地点番号：13）で 10,160 台、瀬谷中学校前の観測地点（観測地点番号：14）で 14,121 台となっています。また、五貫目第 33 号線の昼間 12 時間の交通量は 16,875 台（旭区上川井町 1966、観測地点番号：22）、県道瀬谷柏尾の昼間 12 時間の交通量は 7,061 台（二ツ上橋、観測地点番号：21）となっています。

調査区域におけるバス路線は図 3.3-11 に示すとおりです。

調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行していますが、対象事業実施区域内への乗り入れはありません。

対象事業実施区域の周辺では、北側に神奈川中央交通バスの停留所「北町入口」、「笹原」、「卸センター前」等が、対象事業実施区域の西側に神奈川中央交通バスの停留所「上瀬谷住宅前」、「上瀬谷小学校入口」、「中屋敷」等が、南側に神奈川中央交通バスの停留所「細谷戸第 4」、「細谷戸第 3」等があります。

表 3.3-14 交通量の状況（平日 12 時間）

路線名	観測地点番号	観測地点名 <sup>注3</sup>	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
東名高速道路	1	横浜町田～海老名 JCT	—	—	84,110	29.7	—	—
	2	横浜町田 IC～海老名 JCT	—	—	—	—	87,610	28.8
一般国道 16 号	3	旭区上川井町 2455	41,790	27.2	—	—	—	—
	4	旭区上川井町 917	30,588	30.5	—	—	—	—
	5	旭区今宿西町 161-1 (今宿)	—	—	—	—	10,502	10.3
	6	旭区上川井町 2454	—	—	38,423	24.9	36,421	24.3
	7	緑区鶴間 1581	—	—	36,729	27.6	—	—
	8	旭区上川井町 1039(上川井 IC)	—	—	—	—	38,431	25.7
一般国道 16 号 (保土ヶ谷バイパス)	9	旭区今宿一丁目 67 (下川井 IC)	86,526	28.2	—	—	74,693	26.9
一般国道 246 号	10	瀬谷区目黒町 11	—	—	38,080	30.0	39,401	29.1
一般国道 467 号	11	大和市大和東一丁目 10-2	14,923	14.3	14,635	16.9	—	—
	12	大和市大和東一丁目 10-18	—	—	—	—	14,903	12.5
環状 4 号線	13	瀬谷区本郷三丁目 16	10,214	11.0	—	—	10,160	9.7
	14	瀬谷中学校前	—	—	—	—	14,121	8.3
	15	瀬谷区北町 25-1	6,766	19.5	—	—	—	—
主要地方道 丸子中山茅ヶ崎	16	瀬谷区二ツ橋町 545	29,663	17.6	—	—	—	—
	17	旭区笹野台二丁目 3	—	—	25,846	17.1	—	—
	18	二ツ上橋	—	—	—	—	23,555	11.7
主要地方道 目黒町町田	19	大和市下鶴間 100	—	—	13,864	8.6	—	—
県道瀬谷柏尾	20	瀬谷区中央七丁目 3	10,853	7.5	—	—	—	—
	21	二ツ上橋	—	—	9,308	6.5	7,061	6.6
五貫目第 33 号線	22	旭区上川井町 1966	—	—	13,136	39.0	16,875	39.0
	23	瀬谷区北町 40	21,299	30.9	—	—	—	—

注 1：表中の観測地点番号は図 3.3-10 に示す番号と対応しています。

注 2：交通量は、昼間（午前 7 時～午後 7 時）の 12 時間交通量を示しています。

注 3：「観測地点名」は実際の住所表記とは異なる場合があります。

資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）

「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 23 年 9 月）

「平成 17 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 18 年 6 月）

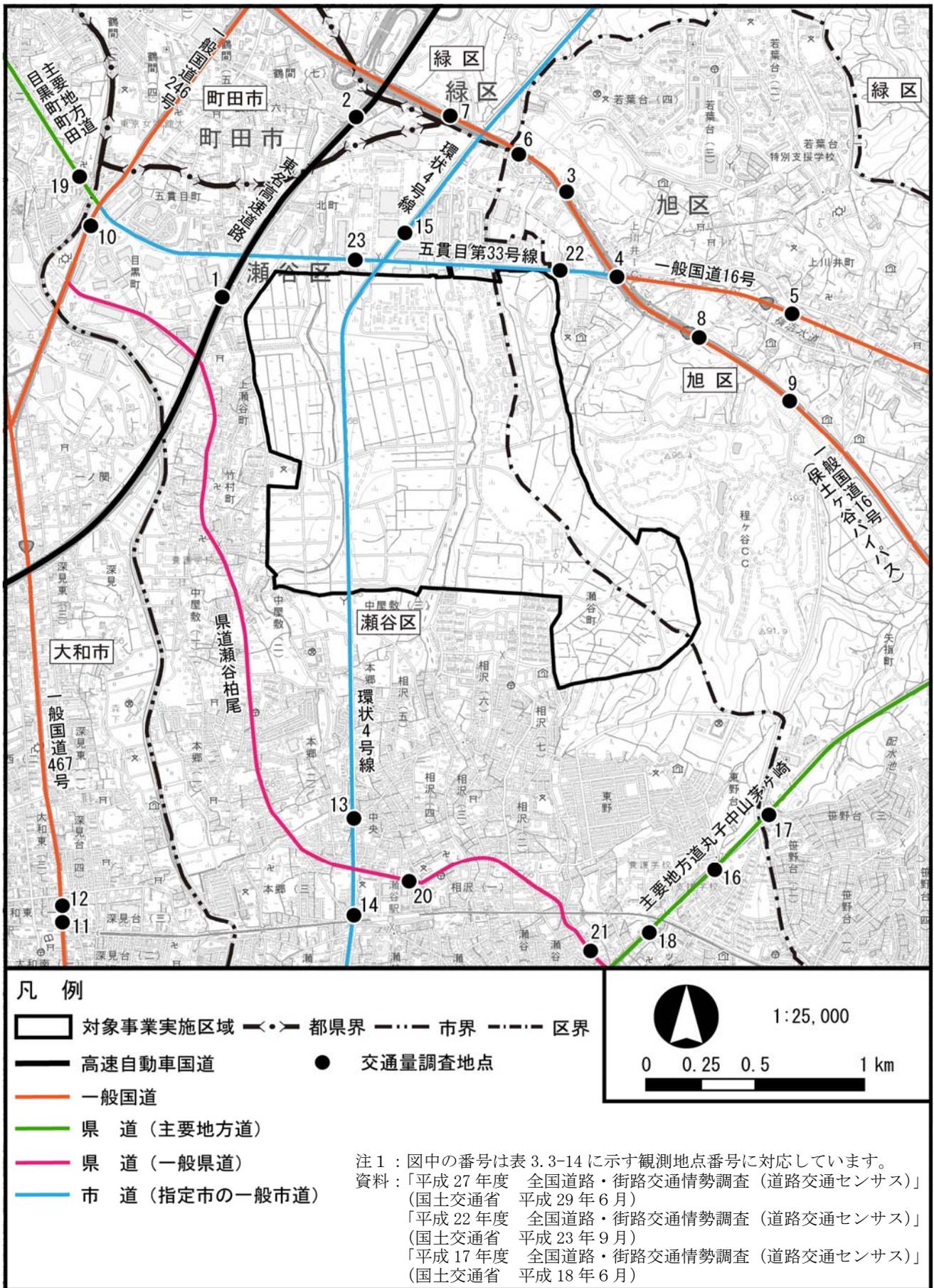
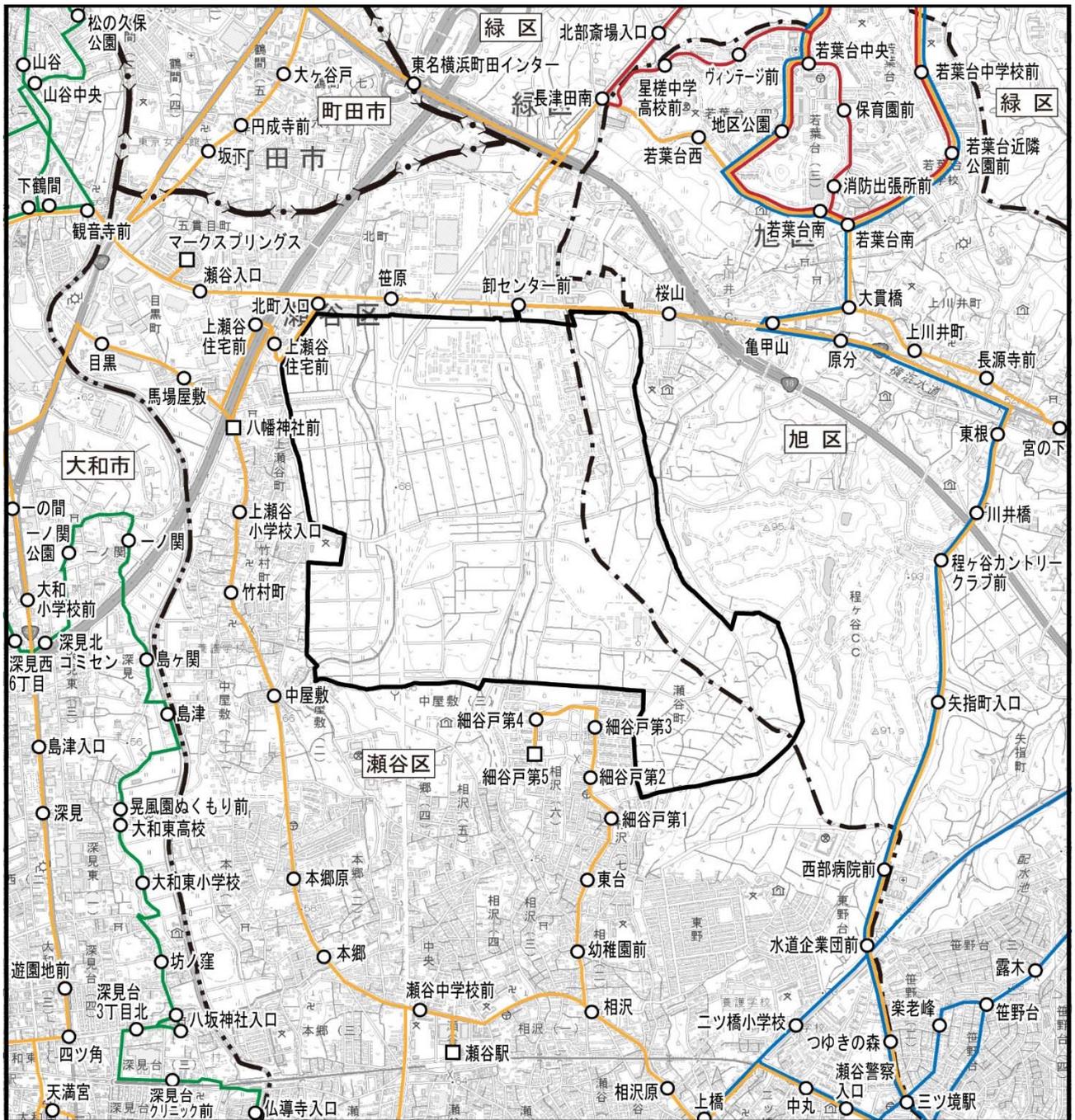
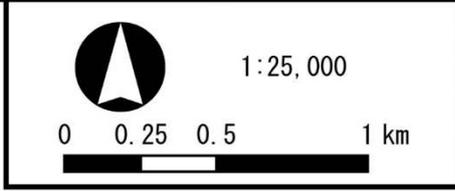


図3.3-10 主要道路及び交通量調査地点図



- 凡例**
- 対象事業実施区域
  - 都県界
  - 市界
  - 区界
  - 横浜市営バス
  - 神奈川中央交通バス
  - 相鉄バス
  - 大和市コミュニティバス
  - バス停 (起点・終点)
  - バス停



資料：「横浜市営バス路線マップ（2019年11月版）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「相鉄バス路線図」（相鉄グループホームページ 令和2年5月閲覧）  
「神奈川中央交通(株)大和営業所路線図（2019年10月）」（神奈川中央交通(株)ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「神奈川中央交通(株)戸塚営業所路線図（2019年4月）」（神奈川中央交通(株)ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「神奈川中央交通(株)中山営業所路線図（2020年5月）」（神奈川中央交通(株)ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「大和市コミュニティバス路線図深見地域（平成29年10月）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「大和市コミュニティバス路線図北部ルート（平成30年2月）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.3-11 バス路線図

## (2) 鉄道の状況

調査区域の鉄道駅の乗車人員は表 3.3-15 に、鉄道路線図は図 3.3-12 に示すとおりです。

対象事業実施区域の最寄りの駅は、相鉄本線の瀬谷駅です。瀬谷駅の乗車人員は、平成 27 年度以降おおむね横ばいで推移しています。

表 3.3-15 鉄道駅の乗車人員（1日平均）

単位：人

路線	駅名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相鉄本線	希望ヶ丘駅	17,235	17,728	17,806	17,781	17,732
	三ツ境駅	28,847	29,173	29,169	29,285	29,043
	瀬谷駅	22,027	22,491	22,348	22,406	22,474
	大和駅	55,129	55,644	55,911	56,468	56,810
小田急江ノ島線	大和駅	57,568	57,782	57,969	58,684	58,964
	鶴間駅	14,633	14,766	14,998	15,211	15,298
東急田園都市線	つきみ野駅	5,241	5,327	5,330	5,400	5,376
	南町田 グランベリー パーク駅 <sup>注3</sup>	16,795	17,030	17,110	14,721	15,121
	すずかけ台駅	5,748	5,770	5,756	5,841	5,863

注1：相鉄本線の大和駅、小田急江ノ島線の大和駅、鶴間駅、東急田園都市線のつきみ野駅以外の乗車人員1日平均は、年間の乗車人員を365日で除した人数を示しています。

注2：大和駅は乗換人員を含みます。

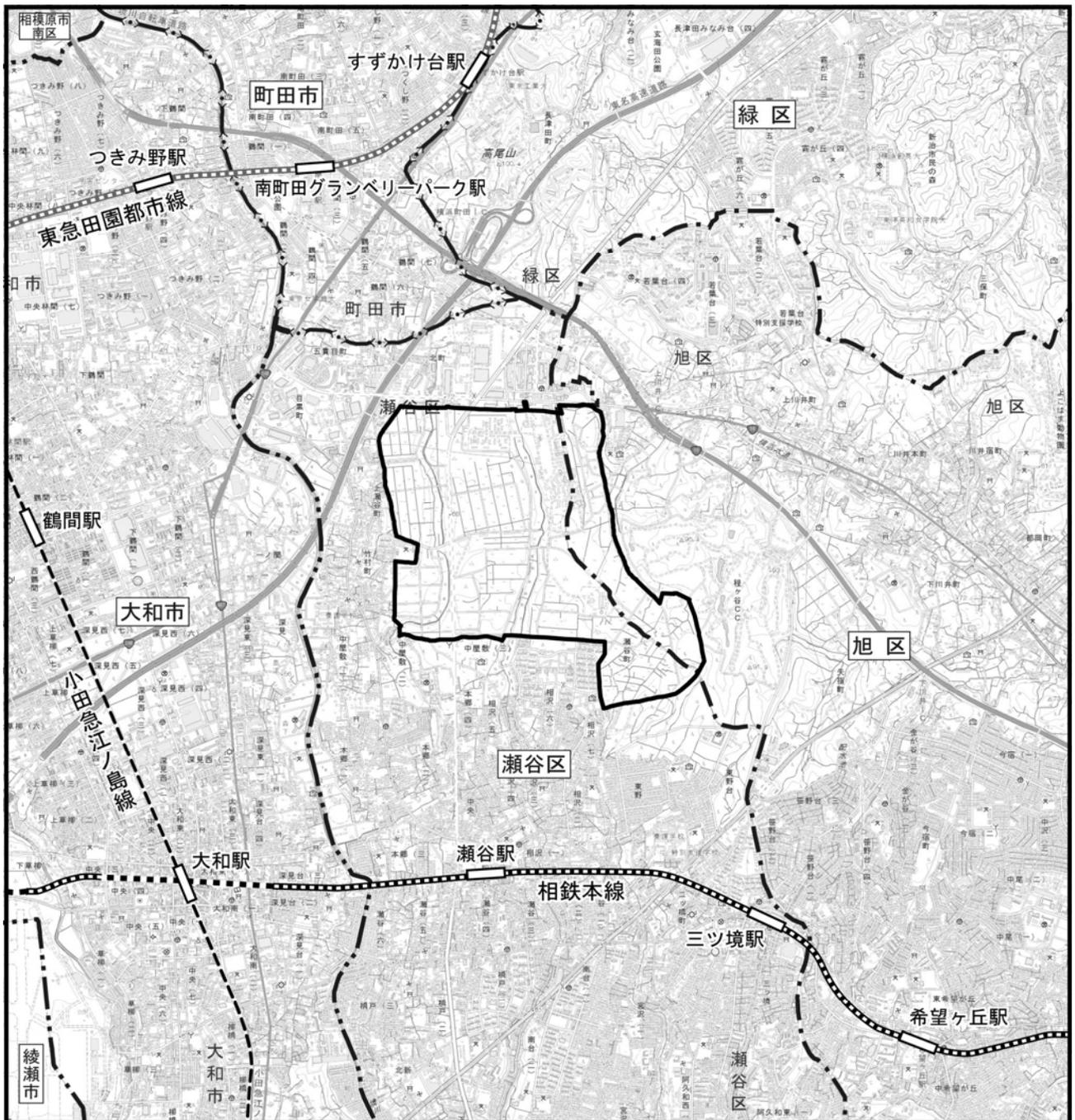
注3：南町田駅は、令和元年10月1日より、南町田グランベリーパーク駅に改称されました。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成30年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 相鉄本線 (..... 地下部分)
- 小田急江ノ島線
- 東急田園都市線
- 駅

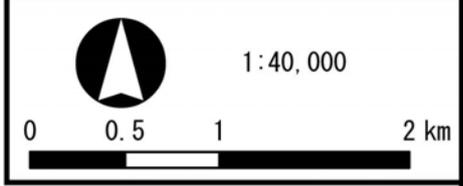


図 3.3-12 鉄道路線図

### 3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「配慮が特に必要な施設」といいます。）として、教育機関等、医療機関等、官公庁等、福祉施設等、その他の市民利用施設等及び公園・緑地等があげられます。調査区域における配慮が特に必要な施設は、表 3.3-16 及び図 3.3-13 に示すとおりです。

住宅地については、主に対象事業実施区域の南側に隣接する地域に細谷戸団地が、西から南西側に隣接する地域には瀬谷町、竹村町、中屋敷の集落が立地しています（土地利用現況図は前掲図 3.3-1（p.3-109）、用途地域は前掲図 3.3-5（p.3-113）参照）。

#### (1) 主な教育機関等

調査区域内においては、保育所・幼稚園が 35 施設、小学校が 10 校、中学校が 3 校、高等学校が 4 校、特別支援学校が 6 校、専修学校が 2 校存在しています。対象事業実施区域周辺の主な教育機関等は、北東側に「横浜三育小学校」（A09）、南側に「横浜市細谷戸保育園」（S02）、西側に「横浜国立上瀬谷小学校」（S20）があります。

#### (2) 主な医療機関等

調査区域内においては、主な医療機関が 7 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な医療機関等は、南東側に「聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院」（A02）があります。

#### (3) 主な官公庁等

調査区域内においては、市役所の連絡所が 1 施設、消防署が 2 施設、郵便局が 7 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な官公庁等は、北側に「横浜卸本町簡易郵便局」（S02）、南側に「中瀬谷消防出張所」（S01）があります。

#### (4) 主な福祉施設等

調査区域内においては福祉施設が 57 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な福祉施設等は、北東側に「シャローム横浜」（A02）、「シャローム桜山」（A07）、南側に「ファミリーイン瀬谷」（S02）、「愛成苑」（S03）、南西側に「横浜市中屋敷地域ケアプラザ」（S24）があります。

#### (5) その他の市民利用施設等

調査区域内においては、各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が 19 施設存在しています。対象事業実施区域周辺のその他の主な市民利用施設等は、南西側に「中屋敷地区センター」（S03）があります。

(6) 主な公園・緑地等

調査区域内においては、主な公園・緑地等が 96 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な公園・緑地等は、北東側に「上川井市坂公園」(A07)、西側に「上瀬谷公園」(S02)、「上瀬谷町東公園」(S15)、「竹村町公園」(S21) があります。

表 3.3-16(1) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）

行政区分	種類	No.	名称	住所
瀬谷区	保育所 ・ 幼稚園	S01	横浜市中屋敷保育園	中屋敷二丁目 29-2
		S02	横浜市立細谷戸保育園 <sup>注1</sup>	瀬谷町 5945
		S03	横浜市二ツ橋保育園	二ツ橋町 527-2
		S04	瀬谷愛児園	相沢七丁目 23-1
		S05	第二瀬谷愛児園	中央二丁目 2 第五白鳳ビル
		S06	GENKIDS 瀬谷保育園	中央一丁目 4 スマイルストリート 瀬谷 3 階
		S07	シャローム三育保育園	二ツ橋町 469
		S08	ゆたか保育園	瀬谷一丁目 1-3
		S09	ティンクル瀬谷保育園	瀬谷四丁目 25-2
		S10	ココファン・ナーサリー二ツ橋	二ツ橋町 351-3
		S11	ネスト瀬谷	中央六丁目 15
		S12	はぐ@ねすと	三ツ境五丁目 14 ラフィネエスペース 303
		S13	ていんく 2 @ねすと	瀬谷四丁目 5-32
		S14	認定こども園 あづまの幼稚園・ あづまのナーサリー	東野台 38
		S15	保育室「ネスト」	三ツ境五丁目 5 グレートヒル三ツ境
		S16	フルまるからむ	瀬谷 1-13-9
		S17	相沢幼稚園	相沢二丁目 42-2
		S18	ゆたか幼稚園	瀬谷一丁目 1-1
	小学校	S19	横浜市立瀬谷小学校	相沢四丁目 1-1
		S20	横浜市立上瀬谷小学校	瀬谷町 7140
		S21	横浜市立二ツ橋小学校	二ツ橋町 507
		S22	横浜市立相沢小学校	相沢二丁目 56-1
		S23	横浜市立大門小学校	本郷三丁目 47-5
	中学校	S24	横浜市立瀬谷中学校	中央五丁目 41
		S25	横浜市立東野中学校	東野 130
	高等学校	S26	神奈川県立瀬谷高等学校	東野台 29-1
		S27	神奈川県立瀬谷西高等学校	中屋敷二丁目 2-5
	特別支援 学校	S28	神奈川県立瀬谷養護学校	竹村町 28-1
		S29	神奈川県立三ツ境養護学校	二ツ橋町 468
		S30	横浜市立二ツ橋高等特別支援学校	二ツ橋町 470
		S31	三ツ境養護学校瀬谷西分教室	中屋敷二丁目 2-5
旭区	保育所 ・ 幼稚園	A01	若葉台保育園	若葉台二丁目 20-1
		A02	三ツ境たんぼぼ保育園	笹野台二丁目 9-28
		A03	とこちゃん☆みつつ保育園	笹野台一丁目 1-43 第二廣島ビル 601
		A04	プレスクール若葉幼稚園	若葉台二丁目 9-2
		A05	上川井幼稚園	上川井町 1212-6
		A06	認定こども園 オーセルわかば幼稚園	若葉台一丁目 7-1
		A07	わかばの森保育園（森の台保育園の分園）	若葉台二丁目 14-1
	小学校	A08	横浜市立上川井小学校	上川井町 2913
		A09	横浜三育小学校	上川井町 1985
		A10	横浜市立若葉台小学校	若葉台二丁目 14-1
	中学校	A11	横浜市立若葉台中学校	若葉台一丁目 13-1
	高等学校	A12	星槎高等学校	若葉台四丁目 35-1

表 3.3-16(2) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）

行政区分	種類	No.	名称	住所
旭区	特別支援学校	A13	横浜市立若葉台特別支援学校	若葉台二丁目1-1
大和市	保育所・幼稚園	Y01	保育園おひさまのほっぺ	下鶴間 2748-2
		Y02	深見台保育園	深見台四丁目 10-23
		Y03	さなぎっこ保育園	大和東三丁目 7-2
		Y04	大和オハナ保育園	大和東一丁目 6-7 2F
		Y05	パレット保育園・大和	大和東一丁目 7-22 1F~3F
		Y06	とこちゃん保育園	大和南一丁目 16-25
		Y07	大和YMCA 保育園	大和東三丁目 3-16
		Y08	ふかみ幼稚園	深見東三丁目 5-16
		Y09	大和幼稚園	大和東一丁目 7-16
		Y10	大和市屋内こども広場 保育室	大和南一丁目 8-1
	小学校	Y11	大和市立大和東小学校	深見 1805
	高等学校	Y12	神奈川県立大和東高等学校	深見 1760
	特別支援学校	Y13	瀬谷養護学校大和東分教室	深見 1760
	専修学校	Y14	大和商业高等専修学校	深見東一丁目 1-9
		Y15	柏木実業専門学校	深見東一丁目 1-9
町田市	小学校	MC01	鶴間小学校	鶴間四丁目 17-1

注1：表中のNo. は図 3.3-13(1)に示す番号と対応しています。

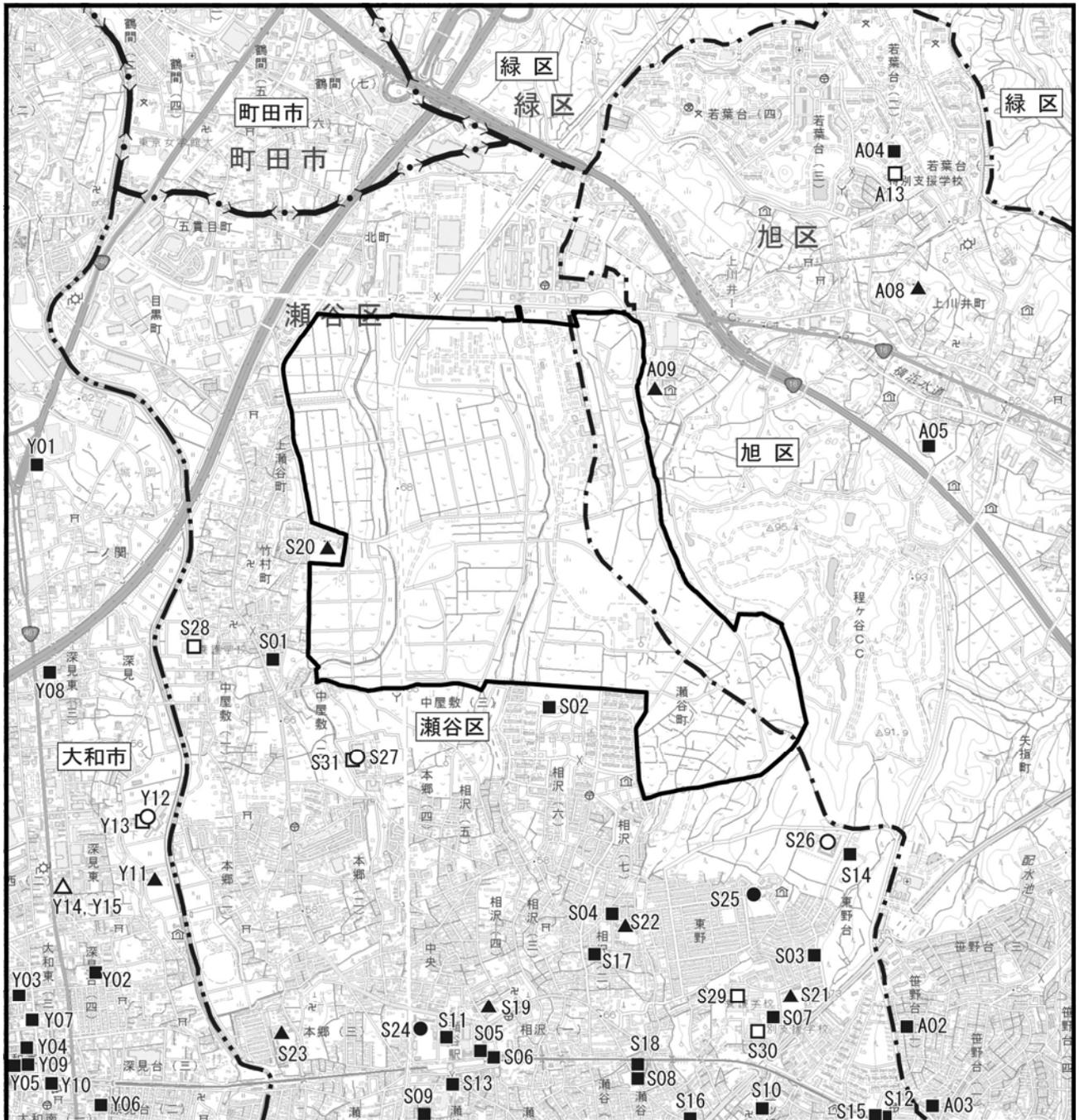
資料：「保育所・保育施設検索」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「病児保育・病後児保育のご案内（令和2年4月版）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「乳幼児一時預かり事業」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「幼稚園・認定こども園一覧」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「横浜市立学校名簿（平成31年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「大和市内の私設保育施設（認可外保育施設）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「大和市保育所等一覧（受入可能児童数）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「大和市内の幼稚園・認定こども園一覧」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「町田市2020年度入園のしおり」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「町田市立幼稚園等一覧表（2019年5月1日現在）」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「認可外保育施設名簿」（令和2年4月1日現在届出済施設）  
（東京都福祉保健局ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「東京都公立学校一覧（令和元年5月1日現在）」（東京都教育委員会ホームページ 令和2年5月閲覧）  
「東京都私立学校一覧」（東京都ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.3-16(3) 配慮が特に必要な施設（主な医療機関等）

行政区分	No.	施設名	所在地
瀬谷区	S01	医療法人産育会堀病院	二ツ橋町 292
旭区	A01	赤枝病院	上川井町 578-2
	A02	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	矢指町 1197-1
	A03	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	若葉台四丁目 20-1
	A04	神奈川病院	川井本町 122-1
	A05	あさひの丘病院	川井本町 128-1
町田市	MC01	南町田病院	鶴間四丁目 4-1

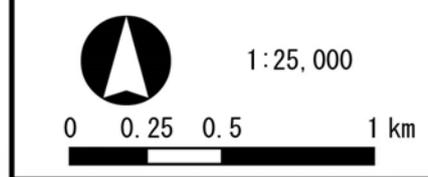
注1：表中のNo. は図 3.3-13(2)に示す番号と対応しています。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」  
（神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 平成31年4月）  
「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」  
（横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課 令和2年3月26日）  
「市内の病院一覧」「市内の有床診療所一覧」（町田市医師会ホームページ 平成31年4月18日）



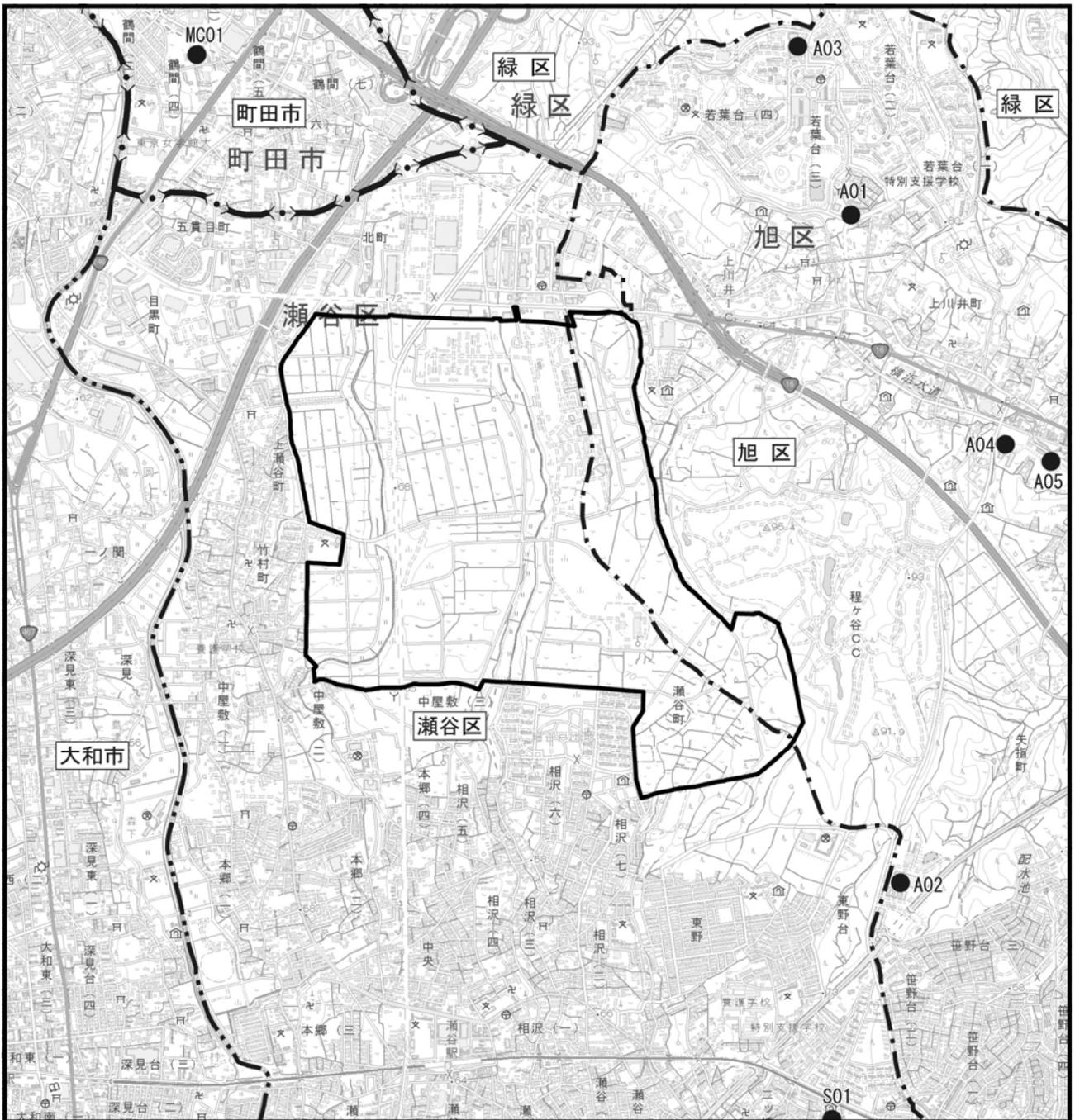
凡例

- |          |         |
|----------|---------|
| 対象事業実施区域 | 保育所・幼稚園 |
| 都県界      | 小学校     |
| 市界       | 中学校     |
| 区界       | 高等学校    |
|          | 特別支援学校  |
|          | 専修学校    |



注1：図中の番号は表 3.3-16(1)～(2)に示すNo.と対応しています。  
 注2：図に示す情報の出典は表 3.3-16(1)～(2)と同様です。

図 3.3-13(1) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な教育機関等）



凡例

- 対象事業実施区域
- 主な医療機関
- ◁▷— 都県界
- · · · — 市界
- · · · · — 区界



注1：図中の番号は表 3.3-16(3)に示す番号と対応しています。  
 資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」  
 （神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 平成31年4月）  
 「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課 令和2年3月26日）  
 「市内の病院一覧」「市内の有床診療所一覧」（町田市医師会ホームページ 平成31年4月18日）

図 3.3-13(2) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な医療機関等）

表 3.3-16(4) 配慮が特に必要な施設（主な官公庁等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	消防署	S01	中瀬谷消防出張所	中屋敷二丁目 16-15
	郵便局	S02	横浜卸本町簡易郵便局	卸本町 9308-19
		S03	三ツ境駅北口郵便局	三ツ境 5-35
		S04	横浜瀬谷北郵便局	相沢一丁目 5-6
		S05	横浜細谷戸郵便局	相沢六丁目 18-10
		S06	横浜本郷原郵便局	本郷二丁目 41-5
旭区	消防署	A01	若葉台消防出張所	若葉台三丁目 1-1
	郵便局	A02	横浜若葉台郵便局	若葉台三丁目 5-1
大和市	市役所	Y01	大和市役所大和連絡所	大和南一丁目 8-1
	郵便局	Y02	南大和郵便局	大和南一丁目 8-1

注1：表中のNo. は図 3.3-13(3)に示す番号と対応しています。

資料：「2020年度版 横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大和市市民便利帳 2020・2021年度版」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「町田市わたしの便利帳（2020年1月発行版）」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「郵便局・ATMをさがす」（日本郵政グループホームページ 令和2年5月閲覧）

「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大和市消防本部」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「各消防署・方面本部一覧」（東京消防庁ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.3-16(5) 配慮が特に必要な施設（主な福祉施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	特別養護老人ホーム	S01	ひだまり館	二ツ橋町 283-1
		S02	ファミリーイン瀬谷	中屋敷三丁目 11-1
		S03	愛成苑	瀬谷町 4131-16
		S04	ラベ瀬谷	目黒町 21-10
	軽費老人ホーム	S05	東野園	東野台 26
	介護老人保健施設	S06	ハートフル瀬谷	中屋敷二丁目 2-1
	認知症高齢者 グループホーム	S07	グループホーム 泉の郷本郷	本郷一丁目 55-1
		S08	サロン・ド・せや	中屋敷一丁目 37-8
		S09	グループホーム こころ	本郷三丁目 25-1
		S10	グループホーム ソラスト 瀬谷	本郷三丁目 49-1
		S11	特定非営利活動法人 ふるさとホーム瀬谷	相沢四丁目 10-36
		S12	サンライズ・ホーム瀬谷市民の森	瀬谷町 5631-1
		S13	グループホーム みんなの家 横浜瀬谷	中屋敷二丁目 6-15
		S14	グループホーム みんなの家 横浜上瀬谷	上瀬谷町 56-4
		S15	グループホーム きずな	東野台 40
		S16	ニチイケアセンター横浜瀬谷	本郷三丁目 63-5
	介護付有料老人ホーム等	S17	サンライズ・ヴィラ瀬谷	相沢七丁目 9-2
	住宅型有料老人ホーム	S18	アシステッド・ナーシング輝の杜	五貫目町 10-38
		S19	住宅型有料老人ホーム フォンテーン横浜町田壱番館	五貫目町 18-19
		S20	住宅型有料老人ホーム フォンテーン横浜町田貳番館	五貫目町 18-1
	小規模多機能型居宅介護	S21	小規模多機能ホーム あんのん	本郷三丁目 1-17
		S22	小規模多機能型居宅介護事業所 アカシア	本郷一丁目 14-13
		S23	咲くや愛成	相沢七丁目 13
	地域ケアプラザ	S24	横浜市中屋敷地域ケアプラザ	中屋敷二丁目 18-6
		S25	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	二ツ橋町 469
	社会福祉協議会	S26	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	二ツ橋町 469
	地域子育て支援拠点	S27	にこてらす	二ツ橋町 469

表 3.3-16(6) 配慮が特に必要な施設（主な福祉施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
旭区	特別養護老人ホーム	A01	あだちホーム	上川井町 2287
		A02	シャローム横浜	上川井町 1988
		A03	サニーヒル横浜	上川井町 426
		A04	水の郷	上川井町 3059
		A05	弥生苑	上川井町 1241- 1
		A06	旭ホーム	川井本町 154- 6
	ケアハウス	A07	シャローム桜山	上川井町 1988
	介護老人保健施設	A08	グリーンリーフズ赤枝	上川井町 2694- 7
		A09	希望の森	上川井町 2968- 2
	認知症高齢者グループホーム	A10	グループホーム あかね	上川井町 2269
		A11	青い空と緑の大地	上川井町 2911- 5
		A12	グループホーム つどい	下川井町 2218-25
	介護付有料老人ホーム等	A13	トレクオーレ横浜 若葉台	若葉台四丁目 36- 1
		A14	ヴィンテージ・ヴィラ横浜	若葉台四丁目 26
	住宅型有料老人ホーム	A15	ミニハウス オレンジヒルズ	上川井町 2694-15
		A16	アモーレ 水の郷	上川井町 169
	地域ケアプラザ	A17	横浜市若葉台地域ケアプラザ	若葉台四丁目 16- 1
		A18	横浜市笹野台地域ケアプラザ	笹野台二丁目 32- 1
大和市	特別養護老人ホーム (介護付有料老人ホーム)	Y01	ベルビルガーデンやまと	深見 713- 2
		Y02	ホームステーションらいふ大和	深見東一丁目 4-10
	介護老人福祉施設	Y03	ル・リアンふかみ	深見 2106- 1
	小規模多機能型居宅介護	Y04	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	Y05	特別養護老人ホーム 晃風園ぬくもり	深見 1736- 2
		Y06	グループホーム晃風園	深見東三丁目 2- 5
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	Y04	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17
		Y07	大和YMCA グループホーム	大和東三丁目 3-16
地域包括支援センター	Y08	深見大和地域包括支援センター(大和YMCA)	大和東三丁目 3-16	
町田市	介護老人保健施設	MC01	オネスティ南町田	鶴間七丁目 3- 3
	認知症高齢者グループホーム	MC02	花物語まちだ南	鶴間六丁目 18-40
	有料老人ホーム	MC03	ひだまりガーデン南町田	鶴間四丁目 14- 1
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	MC04	ペンギンスティ南町田	鶴間四丁目 5- 8

注1：表中のNo. は図3.3-13(4)に示す番号と対応しています。

資料：「高齢者福祉保健施設（令和2年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

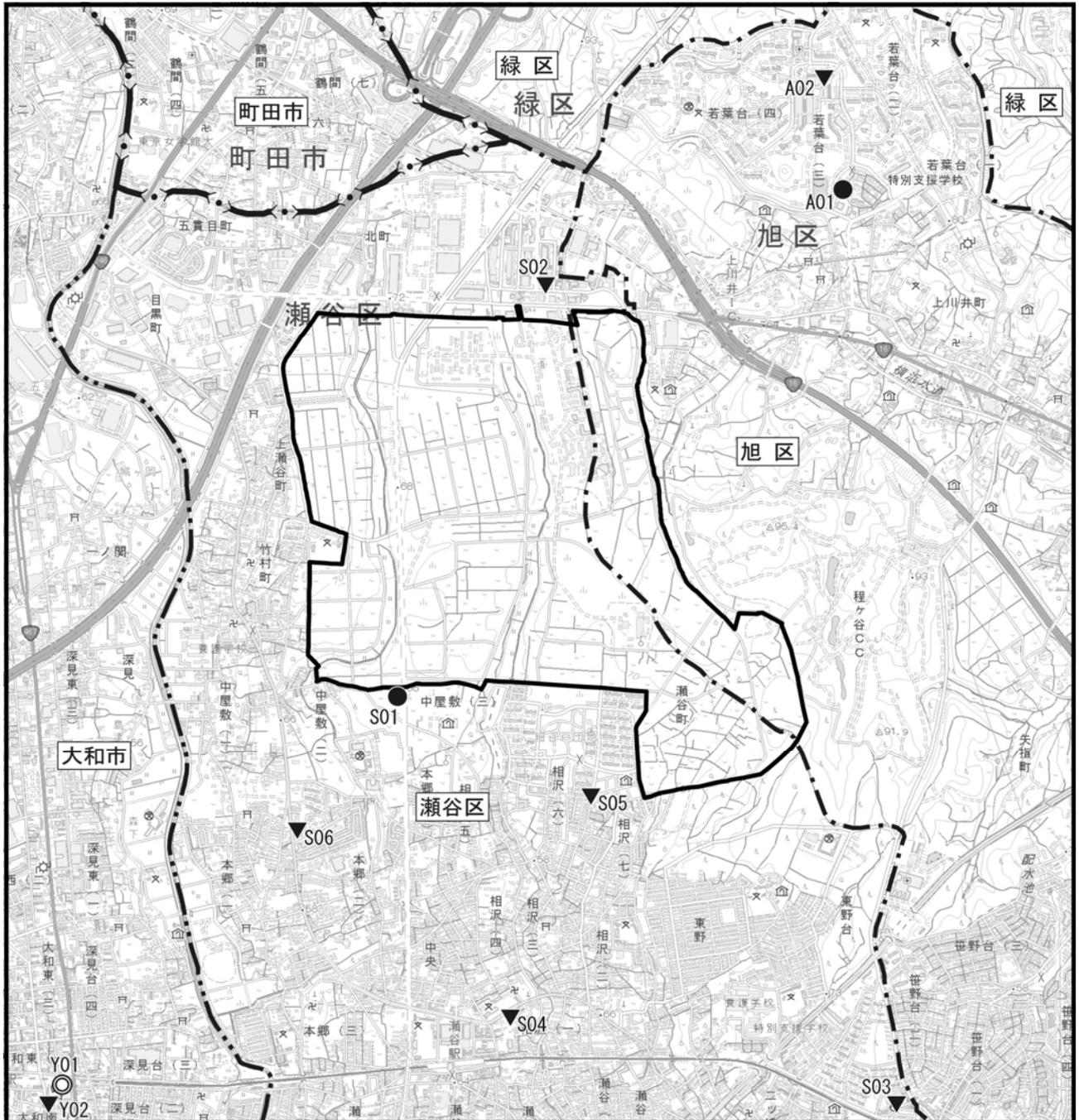
「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大和市\_介護サービス事業所一覧、介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所一覧

（令和元年6月1日現在）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ 令和2年5月閲覧）

「地域子育て支援拠点」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）



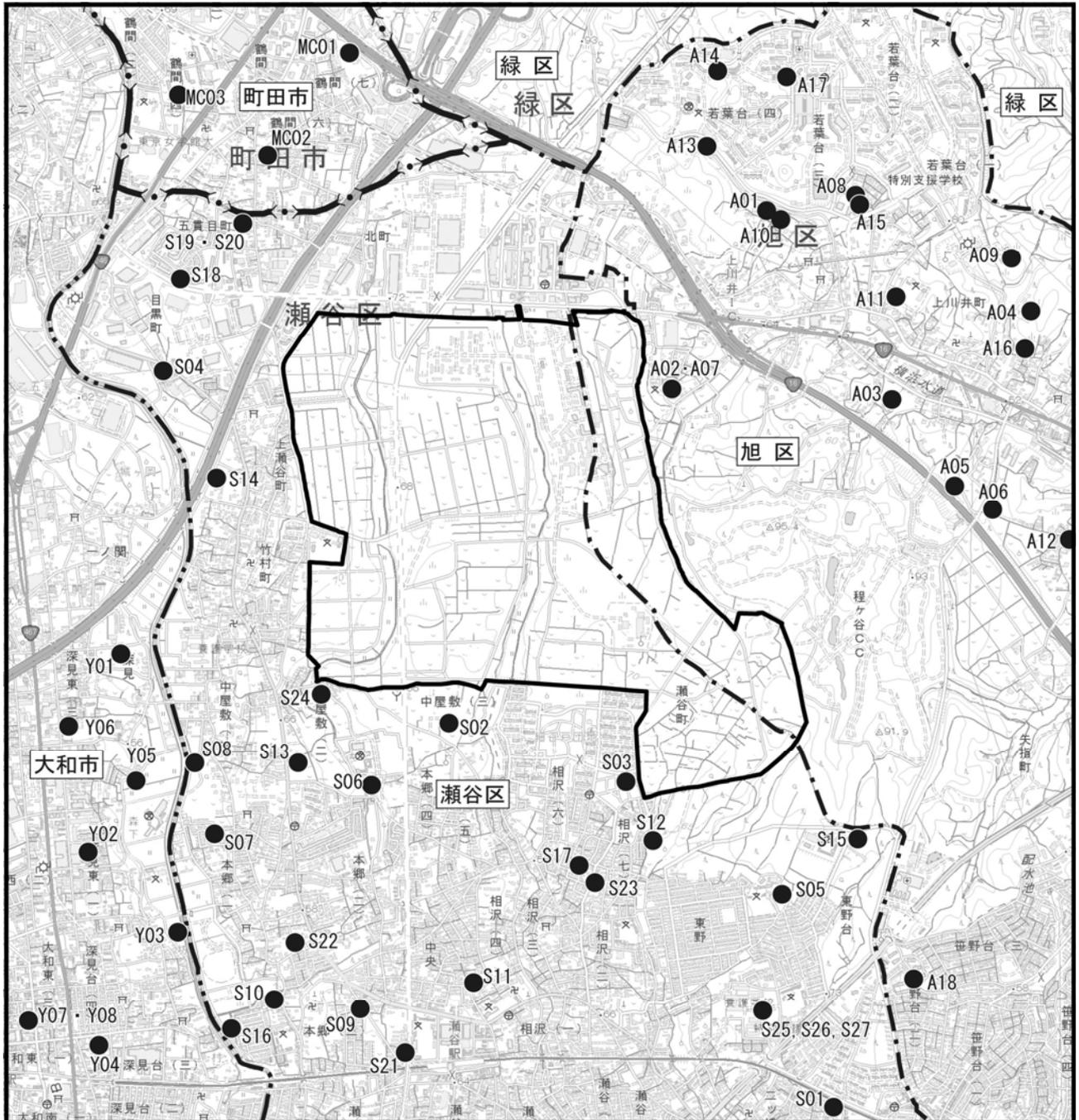
凡例

- |          |     |
|----------|-----|
| 対象事業実施区域 | 市役所 |
| 都県界      | 警察署 |
| 市界       | 消防署 |
| 区界       | 郵便局 |



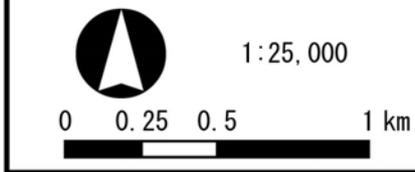
注1：図中の番号は表 3.3-16(4)に示すNo. と対応しています。  
 資料：「2020年度版 横浜市暮らしのガイド」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)  
 「大和市民便利帳 2020・2021年度版」(大和市ホームページ 令和2年5月閲覧)  
 「町田市わたしの便利帳 (2020年1月発行版)」(町田市ホームページ 令和2年5月閲覧)  
 「郵便局・ATMをさがす」(日本郵政グループホームページ 令和2年5月閲覧)  
 「横浜市内の消防署」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)  
 「大和市消防本部」(大和市ホームページ 令和2年5月閲覧)  
 「各消防署・方面本部一覧」(東京消防庁ホームページ 令和2年5月閲覧)

図 3.3-13(3) 配慮が特に必要な施設の分布状況 (主な官公庁等)



凡例

- 対象事業実施区域
- 福祉施設
- 都県界
- 市界
- 区界



注1：図中の番号は表 3.3-16(5)～(6)に示すNo.と対応しています。  
 資料：「高齢者福祉保健施設（令和2年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「大和市介護サービス事業所一覧、介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所一覧（令和元年6月1日現在）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「地域子育て支援拠点」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.3-13(4) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な福祉施設等）

表 3.3-16(7) 配慮が特に必要な施設（その他の主な市民利用施設等）

行政区分	施設	No.	名称	所在地
瀬谷区	図書館	S01	瀬谷図書館	本郷三丁目 22-1
	地区センター	S02	瀬谷地区センター	瀬谷 3-18-1
		S03	中屋敷地区センター	中屋敷二丁目 18-6
	コミュニティハウス	S04	東野コミュニティハウス	東野 13
	市民活動支援センター	S05	瀬谷区民活動センター	二ツ橋町 469
	その他	S06	まるたのしろ瀬谷（中央公園内）	本郷二丁目 28-4
旭区	地区センター	A01	若葉台地区センター	若葉台三丁目 4-2
	スポーツ施設	A02	大貫谷公園プール	若葉台四丁目 35
	コミュニティハウス	A03	横浜わかば学園コミュニティハウス	若葉台二丁目 1-1
大和市	図書館	Y01	大和市立図書館	大和南一丁目 8-1
	コミュニティセンター	Y02	コミュニティセンター深見北会館	深見 498-5
		Y03	コミュニティセンター深見中会館	深見台四丁目 10-29
	スポーツ施設	Y04	深見歴史の森スポーツ広場	下鶴間 2747-1
	学習センター	Y05	大和市生涯学習センター(シリウス内)	大和南一丁目 8-1
	その他	Y06	大和市下鶴間ふるさと館	下鶴間 2359-5
		Y07	文化創造拠点シリウス	大和南一丁目 8-1
		Y08	やまと芸術文化ホール(シリウス内)	大和南一丁目 8-1
		Y09	ぷらっと大和	大和南一丁目 8-1
町田市	その他	MC01	南町田会館	鶴間三丁目 1-3

注1：表中のNo. は図 3.3-13(5)に示す番号と対応しています。

資料：「2020年度版 横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

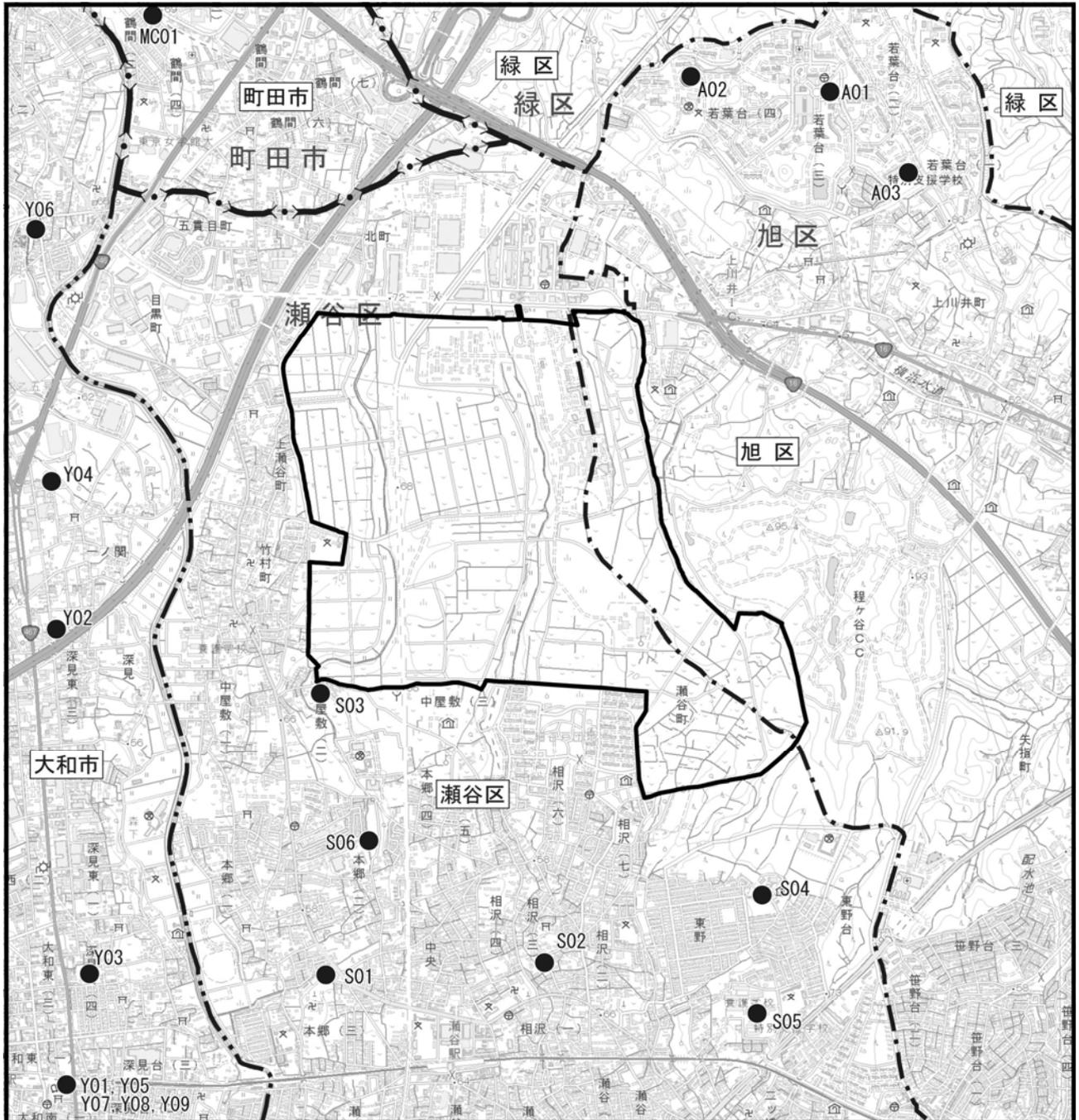
「大和市コミュニティセンター一覧」（大和市役所生活あんしん課ホームページ 令和2年5月閲覧）

「フロア案内」（大和市文化創造拠点シリウス ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大和市スポーツ関連施設一覧」（大和市文化スポーツ部 スポーツ課ホームページ 令和2年5月閲覧）

「生涯学習・文化」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「町田市わたしの便利帳（2020年1月発行版）」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- その他の市民利用施設
- 都県界
- 市界
- 区界



注1：図中の番号は表 3.3-16(7) に示す No. と対応しています。

資料：「2020 年度版 横浜市暮らしのガイド」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「大和市コミュニティセンター一覧」(大和市役所生活あんしん課ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「フロア案内」(大和市文化創造拠点シリウス ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「大和市スポーツ関連施設一覧」(大和市文化スポーツ部 スポーツ課ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「生涯学習・文化」(大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「町田市わたしの便利帳 (2020 年 1 月発行版)」(町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

図 3.3-13(5) 配慮が特に必要な施設の分布状況 (その他の主な市民利用施設等)

表 3.3-16(8) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No.	名称	面積 (㎡)
瀬谷区	地区	S01	瀬谷本郷公園	36,000
	近隣	S02	上瀬谷公園	10,245
		S03	瀬谷中央公園	12,630
		S04	瀬谷みはらし公園	13,584
		S05	相沢公園	2,917
	街区	S06	相沢六丁目公園	1,156
		S07	相沢六丁目第二公園	979
		S08	相沢南公園	150
		S09	相沢四丁目公園	2,739
		S10	東野第一公園	3,553
		S11	東野第二公園	1,277
		S12	東野第三公園	1,016
		S13	東野第四公園	150
		S14	東野第五公園	1,774
		S15	上瀬谷町東公園	683
		S16	五貫目町公園	1,749
		S17	瀬谷四丁目公園	1,723
		S18	瀬谷駅北口公園	3,000
		S19	瀬谷土橋公園	4,472
		S20	大門第一公園	930
		S21	竹村町公園	1,756
		S22	中屋敷三丁目公園	1,463
		S23	中屋敷中央公園	4,136
		S24	橋戸北第二公園	1,498
		S25	細谷戸公園	7,787
		S26	本郷三丁目公園	5,305
		S27	本郷四丁目公園	533
		S28	本郷四丁目第二公園	4,120
		S29	本郷二丁目公園	783
		S30	目黒町公園	676
		S31	楽老北公園	1,557
		S32	楽老中公園	1,199
		S33	楽老南公園	3,770
	市民の森	S34	瀬谷市民の森	5,305
	特別緑地保全地区	S35	本郷三丁目特別緑地保全地区	3,000
旭区	地区	A01	若葉台公園	46,441
	近隣	A02	大貫谷公園	32,323
		A03	桧山公園	26,394
		A04	日向根公園	16,215
		A05	笹野台北公園	9,879
		A06	えびね公園	5,445
	街区	A07	上川井市坂公園	589
		A08	上川井堂谷公園	6,910
		A09	笹野台大野公園	931
		A10	笹野台二丁目公園	1,065
		A11	つくし公園	2,574
		A12	なのはな公園	3,695

表 3.3-16(9) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No.	名称	面積（㎡）
旭区	街区	A13	やまゆり公園	5,187
		A14	たんぼぼ公園	2,224
		A15	金が谷第五公園	621
		A16	笹野台第二公園	1,166
		A17	笹野台第四公園	435
	緑地	A18	若葉台四丁目緑地	—
		A19	若葉台一丁目緑地	—
		A20	笹野台三丁目緑地	—
	市民の森	A21	矢指市民の森	51,000
		A22	追分市民の森	332,000
		A23	上川井市民の森	101,000
	特別緑地保全地区	A24	追分特別緑地保全地区	333,000
		A25	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	10,000
A26		上川井町堀谷特別緑地保全地区	15,000	
A27		上川井町中田谷特別緑地保全地区	31,000	
A28		上川井町堂谷特別緑地保全地区	35,000	
A29		上川井町露木谷特別緑地保全地区	103,000	
旭区	特別緑地保全地区	A30	川井本町特別緑地保全地区	23,000
緑区	市民の森	M01	三保市民の森	397,000
	特別緑地保全地区	M02	三保特別緑地保全地区	565,000
大和市	街区	Y01	目黒公園	1,141
		Y02	深見台1号公園	2,257
		Y03	宿公園	1,562
		Y04	一ノ関公園	1,755
		Y05	大上公園(おおがさ公園)	852
		Y06	目黒台公園	2,055
		Y07	きらめき公園	484
		Y08	名和公園	1,336
		Y09	山王原東公園	1,241
		Y10	松の久保公園	2,077
		Y11	深見台第5児童遊園	848
		Y12	大和東児童遊園	788
		Y13	こもれび公園	430
		Y14	菊園児童遊園	607
		Y15	山谷南公園	1,227.22
	緑地	Y16	深見台緑地	914
		Y17	緑の広場33号	1,357
	大規模緑地	Y18	深見歴史の森	65,958
		Y19	城山史跡公園（深見歴史の森内）	—
町田市	街区	MC01	鶴間前谷戸児童公園	215
		MC02	鶴間ひだまり公園	264
		MC03	鶴間つくしんぼ公園	278
		MC04	鶴間三角公園	779
		MC05	鶴間風の子公園	472
		MC06	鶴間ポケット公園	63
	市立公園	MC07	鶴間大ヶ谷戸広場	495
		MC08	横浜水道緑道	7,254

表 3.3-16(10) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No.	名称	面積（㎡）
町田市	運動公園	MC09	鶴間公園	52,189
	ふるさとの森	MC10	鶴間前谷戸ふるさとの森	3,778

注1：表中のNo. は図 3.3-13(6)に示す番号と対応しています。

資料：「公園一覧表（平成 31 年 3 月 31 日現在）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「市民の森指定一覧（令和 2 年 2 月 5 日現在）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「横浜市公園緑地配置図（平成 29 年 7 月 1 日現在）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区（令和 2 年 2 月 5 日現在）」

（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「横浜市建築局都市計画基礎調査データ（地図情報レベル 2500）」

「大和市の公園データ」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（くらしの情報 公園）」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「公園・緑地一覧」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「地図情報まちだ（公園の位置）」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

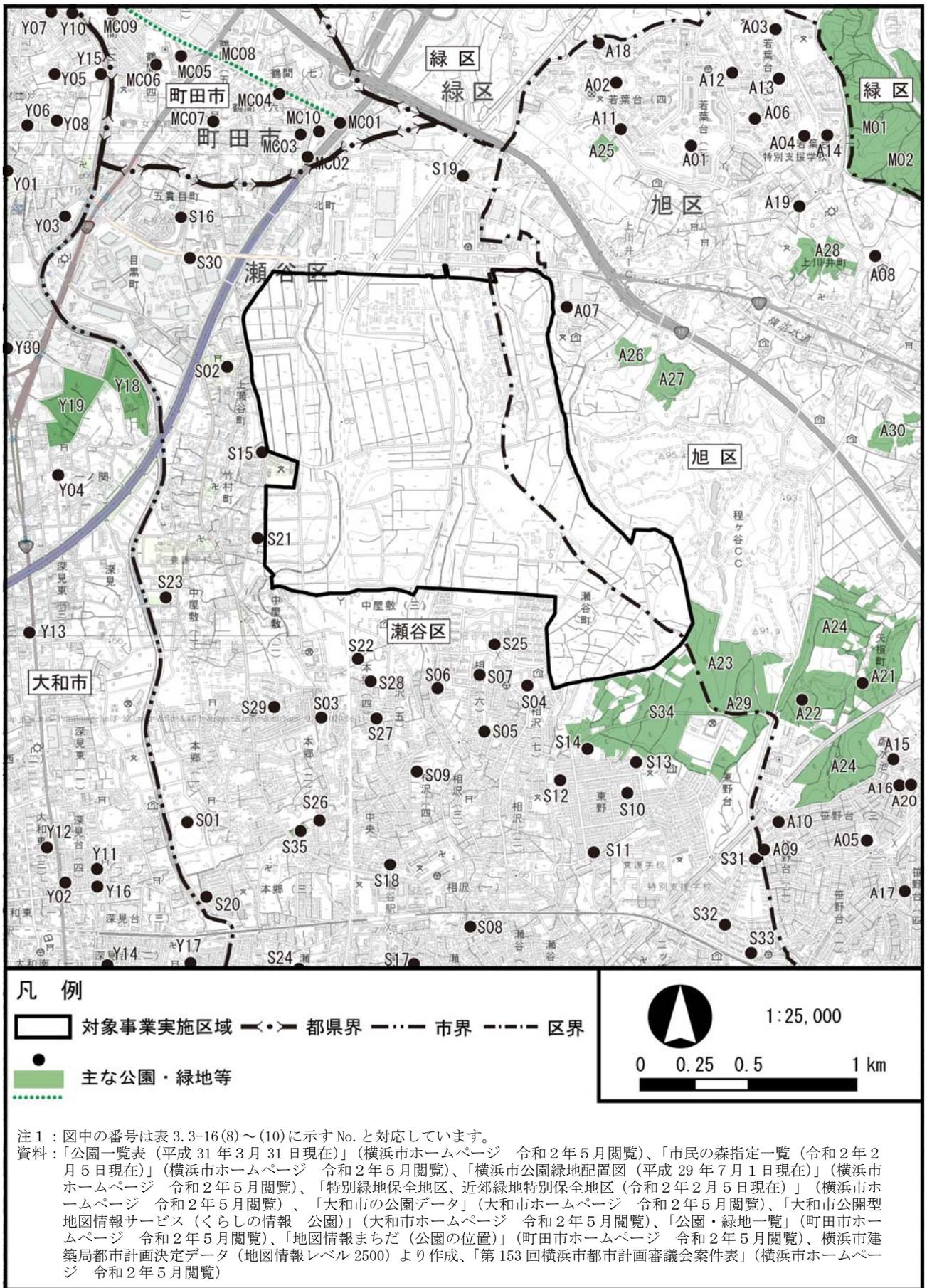


図3.3-13(6) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な公園・緑地等）

### 3.3.6 下水道の整備状況

調査区域における平成 30 年度末の下水道の整備の状況は、表 3.3-17 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 66.1%、旭区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 69.1%となっています。

また、対象事業実施区域においては、下水道は整備されていません。

表 3.3-17 下水道の整備の状況

項目 処理区	下水道区域		処理区域		普及率	
	面積 A (ha)	人口 B (人)	面積 C (ha)	人口 D (人)	面積 C/A (%)	人口 D/B (%)
横浜市	43,543	3,741,317	31,361	3,739,327	72.0	99.9
瀬谷区	1,711	122,348	1,130	122,198	66.1	99
旭区	3,278	245,509	2,266	245,295	69.1	99
緑区	2,542	181,497	1,502	181,438	59.1	99
大和市	2,709	237,374	1,941	226,659	71.6	95.1
町田市	7,155	428,706	5,000	423,564	69.9	98.8

注 1：平成 30 年度末現在。

注 2：         は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

### 3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

本事業及び対象事業実施区域に係る主な環境関係法令等は、表 3.3-18 に示すとおりです。

表 3.3-18(1) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目	関係法令	本事業との関係	
公害防止	環境一般	環境基本法	○
		神奈川県環境基本条例	○
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	○
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		環境影響評価法	○
		神奈川県環境影響評価条例	○
		横浜市環境影響評価条例	○
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	○
		環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○
大気汚染	大気汚染防止法	○	
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○	
水質汚濁	水質汚濁防止法	○	
	下水道法	○	
	横浜市下水道条例	○	
土壌汚染	土壌汚染対策法	○	
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—	
騒音	騒音規制法	○	
振動	振動規制法	○	
地盤沈下	工業用水法	—	
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—	
悪臭	悪臭防止法	—	
日照障害	建築基準法	—	
	横浜市建築基準条例	—	
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	—	
	横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	—	
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○	
	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	
	横浜市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	○	
神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○		
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—	
有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—	
グリーン調達	グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	○	

表 3.3-18(2) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目	関係法令	本事業との関係	
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	—
		神奈川県自然環境保全条例	○
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		横浜自然観察の森条例	—
		緑の環境をつくり育てる条例	○
	国立公園等	自然公園法	—
		都市公園法	○
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	○
		横浜市公園条例	○
	自然環境保全地域	自然環境保全法	—
		神奈川県自然環境保全条例	—
	世界遺産(自然遺産)	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	—
	風致地区	都市計画法	○
		神奈川県風致地区条例	○
		横浜市風致地区条例	○
	特別緑地保全地区	都市緑地法	○
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—
	敷地内緑化等	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	○
	生産緑地地区	生産緑地法	—
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	○
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律		—	
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	—	
自然再生	自然再生推進法	—	
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
		神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	—
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	○
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	—
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	—
		横浜市火災予防条例	—
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	—
	毒物及び劇物取締法	—	

表 3.3-18(3) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目		関係法令	本事業との関係
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		エネルギー政策基本法	—
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律	—
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	—
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	—
		バイオマス活用推進基本法	—
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	—
その他	景観	景観法	○
		神奈川県景観条例	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	○
	まちづくり方針	土地区画整理法	○
		駐車場法	—
		横浜市駐車場条例	—
		横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	—
	文化財	文化財保護法	○
		神奈川県文化財保護条例	—
		横浜市文化財保護条例	○
	その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	—

### 3.3.8 文化財等の状況

#### (1) 指定・登録文化財

調査区域の指定・登録文化財の分布状況は、表 3.3-19 及び図 3.3-14 に示すとおりです。

調査区域の史跡、名勝、天然記念物としては、日枝社のケヤキ (S03:横浜市指定天然記念物)、旧小倉家住宅宅地 (Y14:大和市指定史跡) があります。なお、調査区域には名勝として指定された文化財はありません。

調査区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号) 第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観、同法第 144 条第 1 項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区はありません。

表 3.3-19(1) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S01	県	工芸品	銅鐘	上瀬谷町 8-3	昭和 44 年 12 月 2 日	妙光寺
	S02	市	史跡	義民建功の碑	本郷三丁目 36-6	平成 14 年 11 月 1 日	徳善寺
	S03	市	天然 記念物	日枝社のケヤキ	本郷一丁目 18-9	平成 4 年 11 月 1 日	日枝社
	S04	市	石造物	道祖神塔	本郷一丁目 18-2	—	—
	S05	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S06	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S07	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S08	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S09	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S10	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S11	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S12	市	石造物	護蚕祠	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S13	市	石造物	地蔵像	本郷一丁目 47-2	—	—
	S14	市	石造物	万霊塔	本郷三丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S15	市	石造物	忠魂碑	本郷三丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S16	市	石造物	山野神塔	本郷三丁目 38-3	—	—
	S17	市	石造物	石祠	本郷三丁目 38-3	—	—
	S18	市	石造物	庚申塔	本郷三丁目 38-3	—	—
	S19	市	石造物	地神塔	中屋敷一丁目 36-6 付近	—	—
	S20	市	石造物	道祖神塔	中屋敷一丁目 36-3 付近	—	—
	S21	市	石造物	地蔵像	中屋敷一丁目 36-3 付近	—	—
	S22	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S23	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S24	市	石造物	馬頭観音像	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S25	市	石造物	馬頭観音像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S26	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S27	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S28	市	石造物	供養塔	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S29	市	石造物	地蔵像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S30	市	石造物	地神塔	上瀬谷町 3-9	—	—
	S31	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S32	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S33	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S34	市	石造物	鳥居	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S35	市	石造物	手水鉢	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—

表 3.3-19(2) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S36	市	石造物	燈籠	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S37	市	石造物	筆小塚	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S38	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S39	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S40	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S41	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S42	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S43	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S44	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S45	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S46	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S47	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S48	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S49	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S50	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S51	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S52	市	石造物	地神塔	五貫目町 3-12	—	—
	S53	市	石造物	馬頭観音塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S54	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S55	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S56	市	石造物	地神塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S57	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S58	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S59	市	石造物	手洗鉢	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S60	市	石造物	燈籠	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S61	市	石造物	石祠	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S62	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35-1	—	—
	S63	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35-1	—	—
	S64	市	石造物	忠魂碑	相沢四丁目 4-1 長天寺	—	—
	S65	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6-1	—	—
	S66	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 6-1	—	—
	S67	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6-1	—	—
	S68	市	石造物	石祠	相沢六丁目 6-1	—	—
	S69	市	石造物	観音塔	相沢六丁目 12-5	—	—
S70	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 36-3	—	—	
S71	市	石造物	中丸先生碑	相沢四丁目 1-1 瀬谷小学校	—	—	
S72	市	石造物	庚申塔	相沢五丁目 35-1	—	—	
S73	市	石造物	庚申塔	瀬谷五丁目 2-6	—	—	
S74	市	石造物	義民建功碑	中央七丁目 3	—	—	
旭区	A01	市	彫刻	木造大日如来坐像	上川井町 214	平成 7 年 11 月 1 日	長源寺
大和市	Y01	県	考古資料	大和市 上野遺跡出土品	大和南一丁目 8-1 文化創造拠点シリウス つきみ野七丁目 3-2 つる舞の里歴史資料館	昭和 62 年 2 月 20 日	大和市
	Y02	市	建造物	観音寺厨子	下鶴間 2240 観音寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人 観音寺代表役員
	Y03	市	建造物	深見神社社号標	深見 3367 深見神社	昭和 47 年 2 月 25 日	深見神社奉賛会会長
	Y04	市	建造物	慶長年間の墓	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年 2 月 25 日	個人

表 3.3-19(3) 調査区域の指定・登録文化財の概要

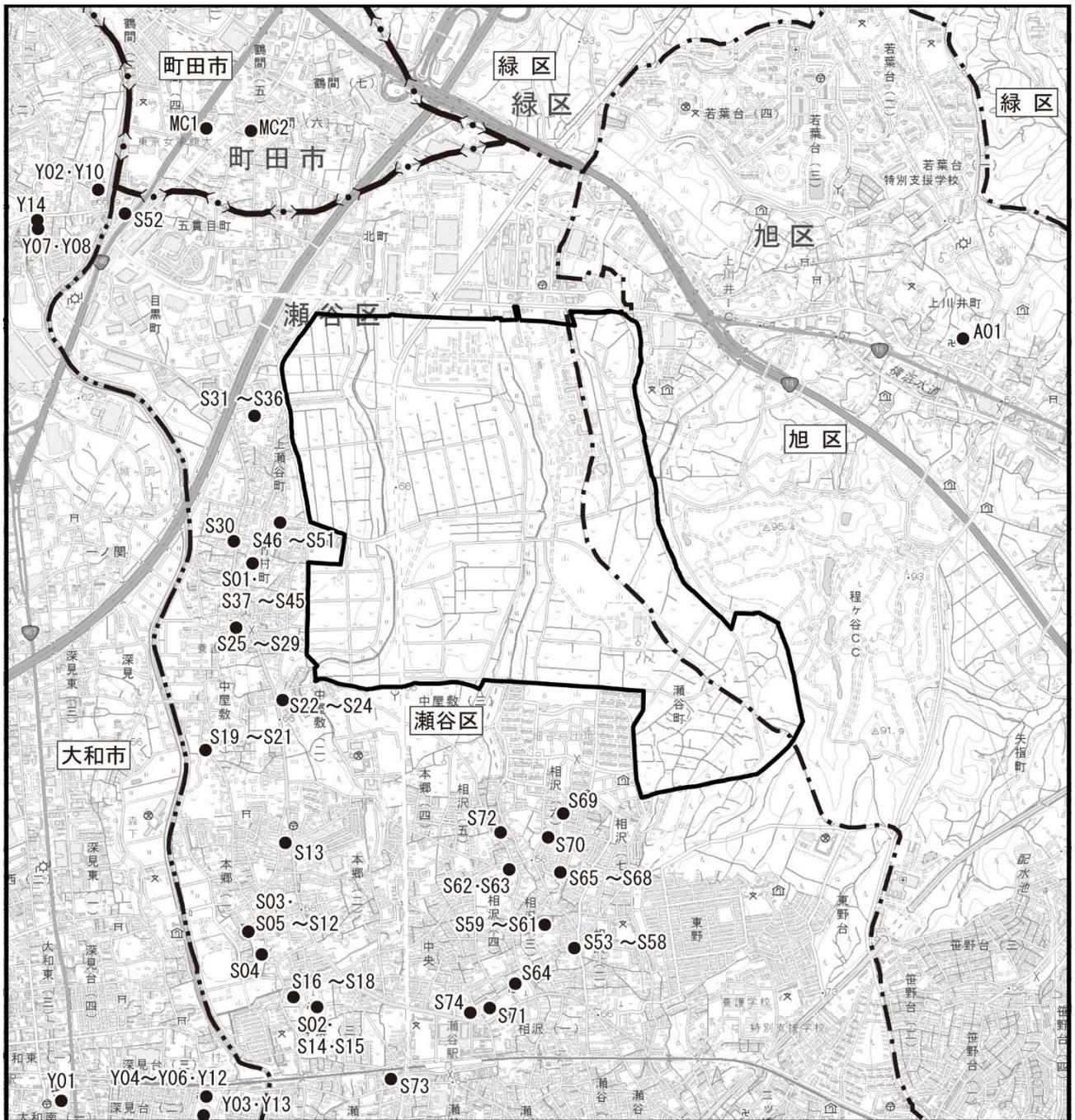
行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等	
大和市	Y05	市	建造物	徳本念仏塔	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人 仏導寺代表役員	
	Y06	市	建造物	坂本家の墓	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人 仏導寺代表役員	
	Y07	市	建造物	旧小倉可光家住宅	下鶴間 2359-5 下鶴間ふるさと館	平成 7 年 4 月 27 日	大和市	
	Y08	市	建造物	旧小倉可光家住宅 土蔵	下鶴間 2359-5 下鶴間ふるさと館	平成 9 年 4 月 24 日	大和市	
	Y09	市	彫刻	坂本小左エ門重安の 位牌	深見 <sup>注3</sup>	昭和 47 年 2 月 25 日	個人	
	Y10	市	彫刻	木造地藏菩薩半跏像	下鶴間 2240 観音寺	昭和 56 年 8 月 1 日	宗教法人 観音寺代表役員	
	Y11	市	工芸品	旧子ノ社鱧口	深見 <sup>注3</sup>	昭和 56 年 8 月 1 日	個人	
	Y12	市	工芸品	仏導寺梵鐘	深見 3361 仏導寺	昭和 56 年 8 月 1 日	宗教法人 仏導寺代表役員	
	Y13	市	天然 記念物	ハルニレ (なんじゃ もんじゃの木)	深見 3367 深見神社	昭和 47 年 2 月 25 日	深見神社奉賛会会長	
	Y14	市	史跡	旧小倉家住宅宅地	下鶴間 2359-5 ほか	平成 15 年 6 月 25 日	大和市	
	町田市	MC1	市	—	聖徳太子立像	鶴間五丁目 17-1 円成寺	昭和 62 年 11 月 13 日	—
		MC2	市	建造物	日枝神社本殿	鶴間六丁目 21-24 日枝神社	平成 30 年 1 月 24 日	—

注 1 : 「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

注 2 : 表中の地点は図 3.3-14 に示す番号と対応しています。

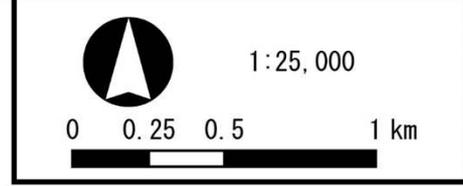
注 3 : Y09、Y11 の所在地の詳細情報が公表されていなかったため、図 3.3-14 に表記していません。

資料 : 「神奈川県文化財目録 (市町村別)」(神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和元年 5 月)  
「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」(横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年 11 月)  
「横浜市文化財調査報告書 第二十九輯 瀬谷区石造物調査報告書」(横浜市教育委員会 平成 9 年 3 月)  
「横浜市行政地図情報提供システム (文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)  
「大和市の指定文化財一覧」(大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成 29 年 9 月)  
「町田市の文化財一覧」(町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 指定・登録文化財



注1：図中の番号は表3.3-19に示す地点と対応しています。

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和元年5月）、「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年11月）、「横浜市文化財調査報告書 第二十九輯 瀬谷区石造物調査報告書」（横浜市教育委員会 平成9年3月）、「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマSite）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「大和市の指定文化財一覧」（大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成29年9月）、「町田市の文化財一覧」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.3-14 指定・登録文化財の分布状況

## (2) 埋蔵文化財の状況

調査区域の周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.3-20 及び図 3.3-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、S03、S04、S05、S06、S07、S08、A12、A17、A18 の埋蔵文化財包蔵地があります。

表 3.3-20(1) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
瀬谷区	S01	五貫目町 1・16 付近	古墳・包含地・城跡	畑地・墓地・宅地・雑木林	台地上	縄文(中期)・古墳(前期)・奈良・平安	削平面に住居跡断面、一部破壊
	S02	上瀬谷町 45 付近	古墳	畑地	台地縁辺部	古墳	八幡上古墳(円墳)、直刀・玉類出土、整地化のため破壊
	S03	瀬谷町 54 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S04	瀬谷町 7659 付近	古墳	畑地	台地上	古墳	別太羅塚古墳(円墳)、米軍瀬谷通信隊基地敷地内、破壊
	S05	竹村町 8・中屋敷二丁目 31・瀬谷町 698 付近	散布地	畑地・公園・宅地・雑木林	台地上	縄文(前・後期)・弥生(後期)・古墳	宅地化により破壊
	S06	瀬谷町 7431 付近	散布地	畑地・荒地	台地縁辺部	歴史	—
	S07	瀬谷町 976 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S08	瀬谷町 768 付近	散布地	畑地	低位段丘上	歴史	—
	S09	中屋敷二丁目 20 付近	散布地	畑地	低位段丘上	縄文(前期)・古墳以降	中屋敷遺跡、昭和 53 年調査、一部破壊
	S10	中屋敷二丁目 7 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	—
	S11	本郷一丁目 33・65 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・奈良・平安	—
	S12	本郷二丁目 15・26 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	—
	S13	本郷二丁目 15・本郷四丁目 8・中央 35 付近	散布地・包含地	畑地・宅地・駐車場・雑木林	台地上・縁辺部	先土器・縄文(前・後期)・古墳	本郷遺跡、尖頭器・石核他
	S14	東野 139 付近	集落跡	宅地	低台地上	縄文(中・後期)	乳の出神遺跡、破壊
	S15	二ツ橋町 462 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(前・中期)	県立三ツ境養護学校他により大部分破壊
	S16	相沢二丁目 24 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(中期)・古墳	宅地化により大部分破壊
	S17	中央 13 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文(前・中期)・古墳	市立瀬谷中学校付近
	S18	瀬谷四丁目 24 付近	塚	宅地	台地上	(不明)	鷹見塚
	S19	瀬谷五丁目 26 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文・弥生・古墳・歴史	—
旭区	A01	若葉台四丁目 35 付近	散布地	宅地・学校	台地上・斜面	弥生(後期)	破壊
	A02	若葉台二丁目 8 付近	散布地	公園	台地上	縄文(早・前・中・後期)・弥生	宅地化により破壊、やまゆり公園付近
	A03	上川井町 2508 付近	散布地	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	大部分破壊

表 3.3-20(2) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A04	上川井町2195付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文(中期)	宅地化進行
	A05	若葉台三丁目3付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳	—
	A06	若葉台二丁目29付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(早・中・後期)	西野谷戸遺跡、宅地化により破壊
	A07	上川井町2908付近	散布地	畑地・宅地・学校	台地上・斜面	時代時期：縄文(早・前期)	北側は宅地化、南側は上川井小学校で破壊
	A08	上川井町729付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生	—
	A09	上川井町2164付近	散布地	宅地	斜面	古墳	掘谷遺跡、平成3年調査、住居跡(縄文早期)、大部分破壊
	A10	上川井町2106-3付近	散布地	台地上	縄文(早・前・中期)	縄文(早・前・中期)	—
	A11	上川井町919・991・1039・1735・1779付近	散布地・猟場	果樹園・畑地・宅地・道路	台地上・斜面	縄文(前・中期)	板下谷遺跡A・B地点、平成5年調査、炉穴・落とし穴(縄文)
	A12	上川井町1895付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	—
	A13	上川井町1216付近	散布地	畑地・幼稚園	台地上	弥生(後期)	東根谷遺跡
	A14	上川井町1322・1378・1403付近	散布地	ゴミ処理場・雑木林・ゴルフ場	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)	上川井産業廃棄物埋立処理場により破壊、程ヶ谷カントリークラブゴルフ場内は大部分破壊
	A15	上川井町1110付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文(早期)	頂部は削平、破壊
	A16	上川井町1623付近	散布地	ゴルフ場	台地上・斜面	縄文(早期)	程ヶ谷カントリークラブ・ゴルフ場敷地内
	A17	上川井町136付近	散布地	畑地	台地上	(不明)	—
	A18	上川井町1614付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	—
	A19	矢指町1197付近	集落跡	地目：病院	台地上・斜面	時代時期：先土器・縄文(早・前・中期)	備考1：矢指谷遺跡、昭和59・60年調査、住居跡(縄文早期)他、大部分破壊
	A20	若葉台二丁目17付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)・弥生・古墳	宅地化により破壊
	A21	若葉台二丁目18付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前・中期)	宅地化により破壊
	A22	若葉台一丁目13付近	散布地	学校	台地上	縄文(前?・中期)	学校建設により破壊(若葉台東中学校敷地内)
	A23	若葉台一丁目6付近	散布地	宅地	台地上	(不明)	宅地化により破壊
	A24	上川井町2872付近	包含地	変電所	台地斜面	縄文(早・前・後期)	西横浜(変)遺跡、昭和57年調査
	A25	上川井町2988付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(後期)・弥生・古墳	—
	A26	上川井町3066付近	散布地	雑木林・畑地	台地上	縄文(早・前・中期)・弥生	—

表 3.3-20(3) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A27	上川井町 32・3122・3154・3162 付近	散布地・集落跡	雑木林・畑地・荒地・宅地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・古墳	笹峰遺跡、昭和 59 年調査、住居跡(縄文中期)他
	A28	上川本町 143・上川井町 1304・下川井町 1531 付近	散布地	荒地・畑地・宅地	台地上	縄文(早・前・中期)・弥生(中期)	宅地化により一部破壊
	A29	下川井町 1576 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳	—
	A30	下川井町 2256・2260 付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文(早・前・中・後期)	—
	A31	矢指町 1697・1716・1729 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・古墳	—
	A32	矢指町 1825・1840 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳	矢指遺跡
	A33	金が谷 657 付近	集落跡	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(早期)	金が谷台遺跡、昭和 57 年調査、炉穴群(縄文早期)、一部破壊
	A34	笹野台三丁目 51 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(前・後期)	宅地化により破壊
	A35	笹野台四丁目 52 付近	散布地	畑地・荒地	台地斜面	縄文(早・前・中期)	宅地化により一部破壊
	A36	笹野台四丁目 55 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(中期)・古墳	三ツ境遺跡、宅地化により破壊
	A37	笹野台一丁目 24 付近	散布地	畑地・宅地	台地斜面	縄文(早・前・中期)	宅地化により一部破壊
緑区	M01	長津田町 5460 付近	散布地	畑地	低位段丘上	古墳	—
	M02	長津田町 5361 付近	散布地	畑地	台地上	縄文・古墳・歴史	—
	M03	長津田町 5687 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳・歴史	長津田辻西ノ原遺跡、昭和 60・61 年調査、土壌群(縄文)
	M04	長津田町 5225 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上・斜面	縄文(早期)	—
	M05	長津田町 5025 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上	縄文(早・前・中期)	—
	M06	長津田町 4870・4911・4966 付近	散布地	畑地・果樹園・雑木林	台地上・斜面	縄文(早・中期)・古墳	—
	M07	三保町 115 付近	集落跡	学校	台地上・斜面	縄文(中・後期)	西之谷大谷遺跡、昭和 57・62 年調査、集落跡(縄文中・後期)
大和市	Y01	下鶴間 2172 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y02	下鶴間 2180 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y03	下鶴間 2152 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y04	つきみ野二・四丁目 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安・近世	—
	Y05	下鶴間 2083 付近	集落跡・散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—

表 3.3-20(4) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
大和市	Y06	下鶴間 798 付近	散布地	—	—	平安	—
	Y07	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y08	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y09	深見 37 付近	集落跡・塚	—	—	旧石器・縄文・平安・中世	—
	Y10	深見 450 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y11	深見 717 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安	—
	Y12	深見東三丁目 2 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y13	深見 1035 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安	—
	Y14	深見 2025 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文	—
	Y15	深見東一丁目 2 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安	—
	Y16	深見 2275 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安	—
	Y17	深見台三丁目 3 付近	集落跡	—	—	奈良・平安	—
	Y18	深見台二丁目 15 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
町田市	MC1	鶴間十二号 <sup>注2</sup>	包蔵地	—	低地	縄文中期/縄文後期/奈良時代/平安時代	—
	MC2	鶴間十三号・十四号 <sup>注2</sup>	包蔵地	—	丘陵	中世	—
	MC3	鶴間三丁目 (鶴間公園内)	包蔵地	—	台地	古墳/奈良時代/平安時代	—

注1：「—」は、資料中に項目として記載されていないことを示します。

注2：「鶴間十二号」、「鶴間十三号・十四号」は住所として存在していません。現在の住所表記は以下となります。

「鶴間十二号」：町田市鶴間六丁目 「鶴間十三号・十四号」：町田市鶴間四丁目

注3：表中の地点は図 3.3-15 に示す番号と対応しています。

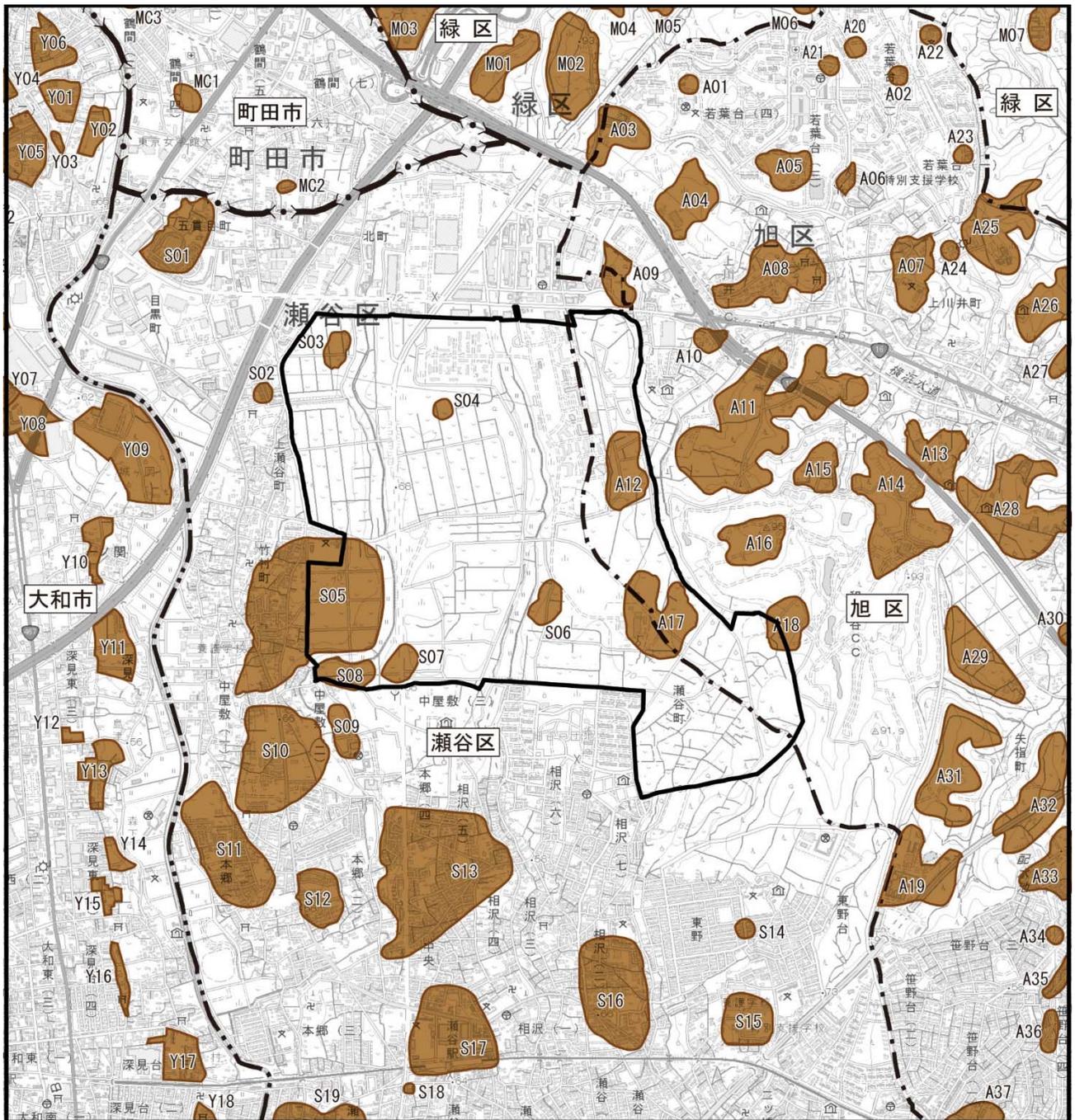
資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「横浜市文化財地図」（横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「地図情報まちだ」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都ホームページ 令和2年5月閲覧）



**凡例**

対象事業実施区域

都県界

市界

区界

埋蔵文化財包蔵地

注1：図中の番号は表 3.3-20 に示す地点と対応しています。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「横浜市文化財地図」（横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「地図情報まちだ」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都ホームページ 令和2年5月閲覧）

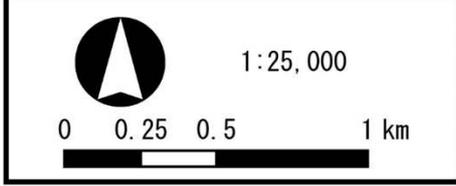


図 3.3-15 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

### 3.3.9 その他の事項

#### (1) 公害苦情処理件数

調査対象地域における公害苦情の発生件数は、表 3.3-21 に示すとおりです。

平成 30 年度の横浜市における公害苦情総数は 1,421 件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の 463 件、大気汚染の 369 件、悪臭の 335 件となっています。対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区において、公害苦情総数はそれぞれ 46 件及び 77 件です。公害苦情の多い項目を行政区分ごとにみると、瀬谷区では騒音 15 件、旭区では大気汚染及び騒音が各 24 件、緑区では大気汚染 38 件、大和市では騒音 42 件、町田市では大気汚染（ばい煙・粉じん）71 件となっています。

表 3.3-21 公害苦情の発生件数（平成 30 年度）

単位：件

項目	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,421	369	84	2	463	161	2	335	5
瀬谷区	46	12	4	0	15	4	0	11	0
旭区	77	24	7	0	24	6	0	16	0
緑区	99	38	1	0	18	8	0	34	0
大和市	88	22	0	—	42	12	—	11	1
町田市	179	71 <sup>注3</sup>	0	1	56	14	—	31	6

注 1： は、対象事業実施区域のある行政区分

注 2：「—」は調査項目がないことを示しています。

注 3：原典では、「ばい煙・粉じん」と表記しています。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

#### (2) 廃棄物処理施設の状況

##### ① 一般廃棄物の状況

調査対象地域における一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 3.3-22～表 3.3-24 に示すとおりです。対象事業実施区域のある横浜市では、平成 30 年度のごみと資源の総量は約 119.5 万トンで、前年度に比べ、約 1.3 万トン減少（約-1.1%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量<sup>\*1)</sup>は約 83.5 万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約 1.6 万トン減少（約-1.8%）、事業系に区分されるごみと資源の総量<sup>\*2)</sup>は約 35.9 万トンで前年度に比べ約 0.3 万トン増加（約 0.7%）となっています。

\* 1) 家庭系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-22 に示す「家庭系ごみ量」、「家庭系資源化量」及び「資源集団回収」の総量。

\* 2) 事業系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-22 に示す「事業系ごみ量」及び「事業系資源化量」の総量。

表 3.3-22 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
ごみと資源の総量		1,237,516	1,235,203	1,220,905	1,207,537	1,194,725	
処理内訳	ごみ量	家庭系	587,386	584,356	580,945	577,071	569,112
		埋立	2,510	2,364	2,113	1,867	182
		小計	589,895	586,719	583,058	578,938	569,295
		事業系	301,203	302,268	301,192	300,635	298,140
		埋立	5,064	3,212	3,248	3,188	2,914
		小計	306,267	305,481	304,440	303,822	301,053
	計	896,162	892,200	887,498	882,761	870,348	
	資源化量	家庭系	9,280	8,973	8,762	8,648	8,547
		びん	22,107	22,208	21,811	21,323	20,376
		ペットボトル	11,354	11,410	11,541	11,772	12,858
		ガラス残さ	5,049	5,098	4,727	4,317	4,213
		小さな金属類	4,970	4,960	4,632	4,497	4,446
		プラスチック製容器包装	47,864	48,217	47,736	47,800	47,979
		スプレー缶	676	642	630	619	593
古紙		1,588	1,463	1,314	1,266	1,190	
古布		614	607	542	533	519	
蛍光灯、電球		175	157	138	109	97	
乾電池		430	424	403	343	339	
粗大金属		6,115	5,798	5,599	5,578	5,592	
羽毛布団		—	4	21	8	12	
小型家電	10	10	26	35	56		
その他 <sup>注1</sup>	—	—	—	57	185		
小計	110,232	109,971	107,881	106,904	108,693		
資源集団回収	186,762	180,721	171,363	165,225	157,458		
事業系	36,215	43,251	44,605	43,260	46,381		
生ごみ	8,145	9,059	9,559	9,387	11,846		
小計 <sup>注2</sup>	44,360	52,310	54,164	52,647	58,227		
計	341,354	343,003	333,408	324,776	324,377		
処理内訳	ごみ	888,588	886,624	882,136	877,706	867,252	
	直接埋立	7,574	5,576	5,361	5,055	3,096	
	計	896,162	892,200	887,498	882,761	870,348	
焼却残さ	埋立	105,034	114,912	117,005	124,986	124,344	
	資源化	23,737	15,063	13,649	968	1,009	
	計	128,771	130,000	130,654	125,954	125,353	

注 1：せん定枝リサイクル実証実験における資源化量および水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

注 2：事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含まれています。

事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

注 3：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和元年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和元年 9 月）

表 3.3-23 大和市におけるごみと資源の総量

単位：トン

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
総排出量	71,016	70,318	69,348	67,787	67,035	
ごみ総量	56,101	55,675	55,362	54,233	53,901	
燃やせるごみ	53,507	53,046	52,918	51,906	51,642	
燃やせないごみ	2,594	2,629	2,444	2,327	2,259	
資源回収量	14,914	14,643	13,986	13,554	13,134	
総資源化量	15,762	16,465	18,495	18,817	18,602	
資源回収量のうちのリサイクル量	12,272	11,967	11,793	11,577	11,461	
不燃物資源化	996	983	965	976	983	
不燃物リサイクル	926	912	897	907	913	
処理困難物資源化	70	71	68	69	69	
焼却灰資源化(熔融化等)	2,494	3,516	5,737	6,264	6,158	
資源分別回収実績 (自治会回収・資源選別 所持込み・拠点回収の合 計)	新聞	2,504	2,291	1,947	1,736	1,435
	雑誌	2,767	2,653	2,366	2,237	2,163
	段ボール	1,916	1,915	1,897	1,884	1,890
	紙パック	134	131	132	130	131
	古布	812	855	861	881	887
	びん	1,422	1,427	1,381	1,363	1,320
	アルミ	358	364	366	364	356
	鉄類	343	338	323	322	318
	ペットボトル	531	535	542	552	585
	白色トレイ	43	43	46	47	44
	紙製容器包装	966	940	931	902	886
	容器包装プラ	3,115	3,143	3,186	3,127	3,110
	廃食用油・たい肥	3	4	5	5	5
	合計	14,913	14,640	13,983	13,551	13,130

注 1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和元年度版 清掃事業の概要」（大和市環境農政部 令和元年 11 月）

表 3.3-24 町田市におけるごみと資源の総量

単位：トン

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
収集・持込量	ごみ	可燃	収集分	64,035	64,236	63,553	63,282	62,692
			持込分	579	555	489	429	469
			事業系持込分	22,962	21,937	20,995	19,645	18,831
		計	87,576	86,728	85,037	83,356	81,992	
		不燃	収集分	6,303	6,220	6,009	6,478	6,771
			持込分	55	57	41	50	46
			計	6,358	6,277	6,050	6,528	6,817
		粗大	収集分	1,290	1,277	1,337	1,374	1,475
			持込分	3,295	3,110	2,315	1,492	1,356
			計	4,585	4,387	3,652	2,866	2,831
	有害	152	161	141	144	149		
	土砂・瓦礫	0	0	0	0	0		
	ごみ量小計	98,671	97,553	94,880	92,894	91,789		
	資源	収集分	ビン	3,033	3,043	2,959	2,900	2,764
			カン	1,121	1,013	1,008	951	921
			古紙	9,240	8,754	8,449	8,149	7,800
			古着・古布	1,019	1,049	1,021	1,031	1,034
			拠点回収発泡トレー	7	9	8	9	8
			拠点回収牛乳パック	14	14	15	13	15
			拠点回収ペットボトル	319	316	314	314	309
拠点回収小型家電			3	4	5	5	7	
集積所ペットボトル			634	644	668	698	749	
剪定枝			668	676	635	601	594	
容器包装プラスチック	-	51	433	415	438			
計	16,058	15,573	15,515	15,086	14,639			
持込分	リサイクル広場まちだ	108	112	115	100	99		
	剪定枝	1,158	1,078	1,039	1,076	1,073		
	計	1,266	1,190	1,154	1,176	1,172		
資源量小計	17,324	16,763	16,669	16,262	15,811			
合計(総ごみ量)	115,995	114,316	111,549	109,156	107,600			
集団回収量 (町内会・子ども会 等の回収)	ビン	236	236	231	227	214		
	カン	251	251	255	258	257		
	古紙	10,544	10,578	10,463	10,263	9,817		
	古着・古布	561	607	623	636	654		
	合計	11,592	11,672	11,572	11,384	10,942		
総合計(総ごみ量+集団回収量)	127,587	125,988	123,121	120,540	118,542			

注 1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「ごみ・資源の量」(町田市環境資源部 環境政策課 令和 2 年 5 月閲覧)

## ② 産業廃棄物

調査対象地域における産業廃棄物の状況は、表 3.3-25 に示すとおりです。

平成 29 年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 10,635 千トン（前年度比約 6.4% 増加）であり、減量化量は約 6,580 千トン、再生利用量は約 3,835 千トン、最終処分量は約 219 千トンとなっています。また、平成 29 年度の神奈川県内における産業廃棄物発生量は約 18,370 千トン（前年度比約 5.3% 増加）であり、減量化量は約 10,460 千トン、再生利用量は約 7,170 千トン、最終処分量は約 740 千トンとなっています。

なお、大和市、町田市は市ごとの産業廃棄物の発生量と処理状況が公表されていません。

また、調査区域における産業廃棄物処理施設の状況は表 3.3-26 に、分布状況は図 3.3-16 に示すとおりです。調査区域には中間処理施設が 14 箇所、最終処分場が 1 箇所存在しています。

表 3.3-25(1) 産業廃棄物の状況（横浜市）

単位：千トン

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
発生量	11,105	10,330	10,012	10,000	10,635
減量化量	7,170	6,813	6,218	6,495	6,580
再生利用量	2,884	2,910	3,350	2,942	3,835
最終処分量	1,041	610	456	563	219

資料：「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」

(横浜市資源循環局産業廃棄物対策課ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

表 3.3-25(2) 産業廃棄物の状況（神奈川県）

単位：千トン

項目	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
発生量	18,170	17,160	17,940	17,440	18,370
減量化量	9,890	8,910	9,950	10,000	10,460
再生利用量	6,820	7,110	6,950	6,310	7,170
最終処分量	1,460	1,140	1,050	1,130	740

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」

(神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

表 3.3-26 産業廃棄物処理施設の状況

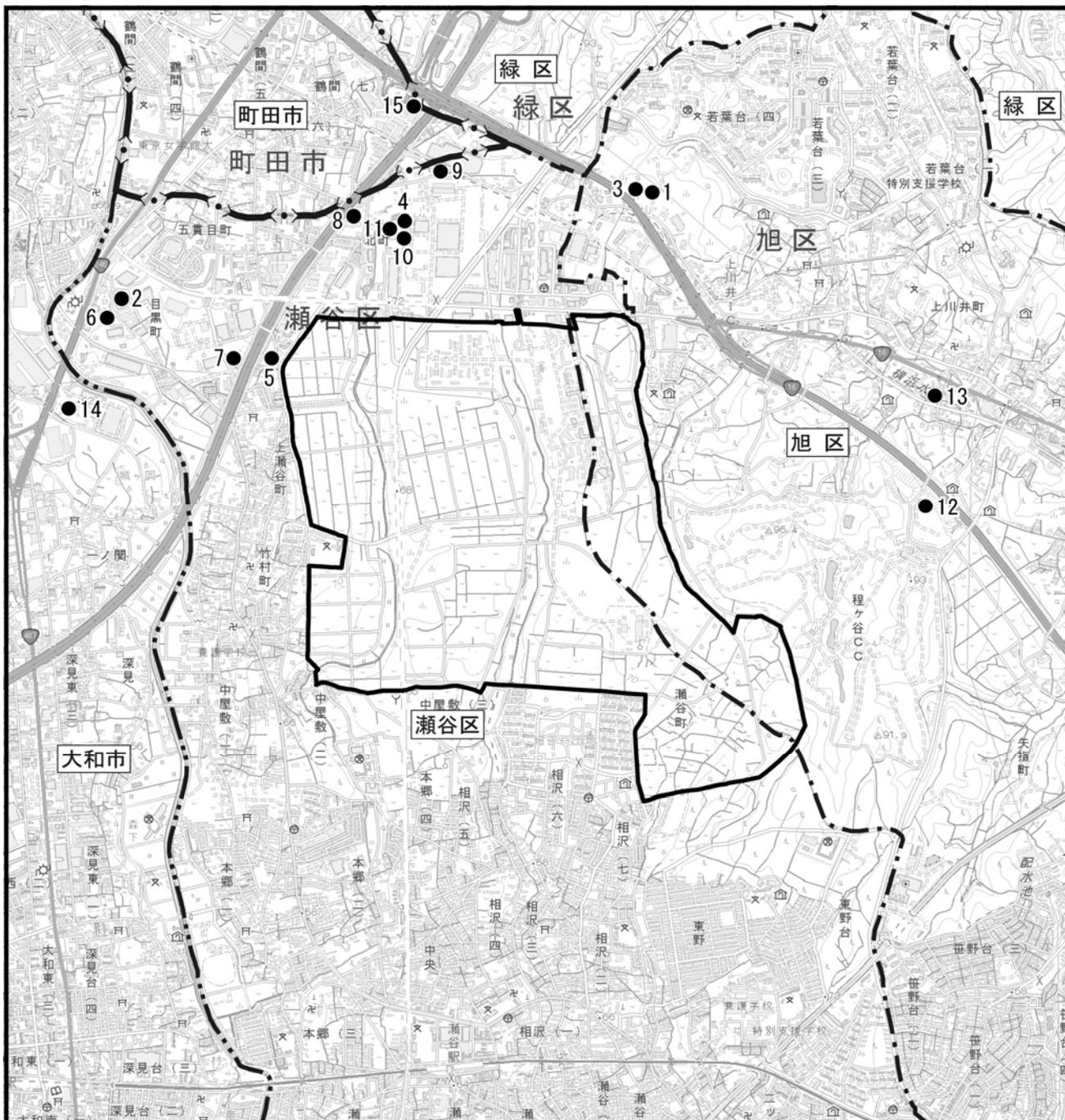
No.	事業者	所在地	処理形態
1	(株) 池田商店	横浜市旭区上川井町 2446 外 6 筆及び移動式	中間処理 (破砕)
2	(株) ヴィンテージ	横浜市瀬谷区目黒町 16 番 12	中間処理 (破砕)
3	(株) カンキョーワークス	横浜市旭区上川井町字大貫谷 2444 番 7 外 7 筆	中間処理 (破砕、圧縮)
4	木村管工 (株)	横浜市瀬谷区北町 20-20	中間処理 (破砕、圧縮、選別)
5		横浜市瀬谷区上瀬谷町 46-1	中間処理 (圧縮)
6		横浜市瀬谷区目黒町 9-7 外 1 筆	中間処理 (分級、造粒固化、破砕)
7	(株) 佐藤渡辺	横浜市瀬谷区目黒町 36 番 2	中間処理 (破砕)
8	ダイシン産業 (株)	横浜市瀬谷区北町 28 番 1 外 6 筆	中間処理 (破砕、圧縮)
9		横浜市瀬谷区北町 12 番 1 外 19 筆	中間処理 (破砕、焼却)
10	(株) 早船	横浜市瀬谷区北町 20-3	中間処理 (破砕、切断)
11	前田道路 (株)	横浜市瀬谷区北町 20-13	中間処理 (破砕)
12	和英堂興産 (株)	横浜市旭区上川井町 1245	最終処分 (埋立、埋立管理型)
13	(株) トキワ薬品化工	横浜市旭区上川井町 393	中間処理 (中和)
14	大和アスコン (株)	大和市下鶴間 2594	中間処理 (破砕)
15	(有) 町田環境リサイクル	町田市鶴間 7 丁目 22 番 30 号	中間処理 (破砕)

注 1 : 表中の No. は図 3.3-16 に示す番号と対応しています。

資料 : 「産業廃棄物処理業者名簿」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

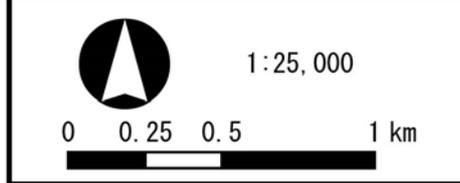
「産業廃棄物処理業者名簿」(神奈川県ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「東京都産業廃棄物処理業者検索」(東京都ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 産業廃棄物処理施設



注1：図中の番号は表3.3-26に示すNo.と対応しています。  
 資料：「産業廃棄物処理業者名簿」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「産業廃棄物処理業者名簿」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「東京都産業廃棄物処理業者検索」（東京都ホームページ 令和2年5月閲覧）

図3.3-16 産業廃棄物処理施設の状況

(3) その他の環境の保全を目的とした計画等

本事業や対象事業実施区域に係る主な計画等は、表 3.3-27 に示すとおりです。

表 3.3-27 本事業及び対象事業実施区域に係る計画等

項目	関係法令	本事業との関係	
公害防止	環境一般	生活環境保全推進ガイドライン	○
	大気汚染	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
	廃棄物	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—
		アスベスト除去工事に関する指導指針	○
		横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢プラン～	○
		第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○
		神奈川県循環型社会づくり計画	○
	環境計画等	神奈川地域公害防止計画	○
		横浜市環境管理計画	○
		横浜市水と緑の基本計画	○
横浜市自動車公害防止計画		○	
自然環境保全	自然環境一般	かながわ生物多様性計画	○
		横浜市水と緑の基本計画	○
		横浜みどりアップ計画 [2019-2023]	○
		緑化地域制度	—
		横浜つながりの森構想	—
		横浜市森づくりガイドライン	—
		これからの緑の取り組み [2019-2023]	—
		生物多様性保全上重要な里地里山	○
	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	○
		横浜市都市農業推進プラン (2019-2023)	○
自然再生	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—	
災害防止	防災	神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～	○
		横浜市防災計画 震災対策編	○
	防火・危険物等の取り扱い	化学物質の適正な管理に関する指針 (神奈川県)	—
地球環境保全	温暖化対策	化学物質の適正な管理に関する指針 (横浜市)	—
		神奈川県内消防広域応援実施計画	—
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針	○
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○
		神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	—
その他	景観	神奈川県循環型社会づくり計画	○
		横浜市景観計画	○
		神奈川県景観づくり基本方針	○
		横浜市景観ビジョン	○
	まちづくり方針	横浜市公共事業景観ガイドライン	○
		横浜市基本構想 (長期ビジョン)	○
		横浜市中期4か年計画 2018～2021	○
		横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○
		地区計画・建築協定	—
		都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	○
		首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査	○
		街づくり協議地区制度	—
		横浜都市交通計画	—
		横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画	○
		旧上瀬谷通信施設における 国際園芸博覧会 基本構想案	○
		旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画	○
		横浜市 SDGs 未来都市計画	○
		その他	横浜市環境教育基本方針
光害対策ガイドライン	○		
横浜市環境と地域経済の融合推進方針	—		

## 第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法

### 4.1 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項については、「都市計画主務省令\*<sup>1)</sup> 第2条の規定により読み替えて適用される改正主務省令\*<sup>2)</sup> 第5条第1項」に基づき、都市計画第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「影響要因」といいます。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下、「環境要素」といいます。）に及ぼす影響の重大性を踏まえて選定しました。なお、「都市計画主務省令\*<sup>1)</sup> 第2条の規定により読み替えて適用される改正主務省令\*<sup>2)</sup> 第5条第2項」に基づき、対象とする影響要因は、工事が完了した後の土地または工作物の存在及び供用としました。

計画段階配慮事項の選定結果は表 4.1-1 に示すとおりであり、改正主務省令第5条第3項に掲げられている環境要素の中から「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」を選定しました。

計画段階配慮事項として選定した理由は表 4.1-2 に、選定しなかった理由は表 4.1-3 に示すとおりです。

- 
- \*1) 都市計画主務省令；土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第22号、令和元年6月28日改正）
  - \*2) 改正主務省令；土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第13号、平成25年4月1日改正）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものであります。

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定結果

環境要素の区分			影響要因の区分	土地または工作物の存在及び供用	
				敷地の存在 (土地の改変)	建造物の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	×	—
		地盤	地盤の安定性	○	—
			地盤沈下	×	—
	土壌	土壌汚染	○	—	
		重要な土壌	×	—	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	—	
	植物	重要な種及び群落	○	—	
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	—	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	

注1：○：参考項目の中から選定した事項

×：参考項目であるが影響が想定されないため選定しなかった事項

—：参考項目になく、かつ、影響が想定されないため選定しなかった事項

表 4.1-2 計画段階配慮事項として選定した理由

環境要素	影響要因	選定した理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地盤（地盤の安定性）	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域に土砂災害警戒区域が存在します。土地の改変により、地盤の安定性に影響が及ぶおそれがあることから選定しました。
	土壌（土壌汚染）	敷地の存在（土地の改変）	土地利用履歴から事業実施想定区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があります。土地の改変により、汚染された土壌の拡散が懸念されることから選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域では、動物の重要な種が生息している可能性があります。土地の改変により、動物の重要な種の生息環境に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	植物	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域では、植物の重要な種が生育している可能性があります。土地の改変により、植物の重要な種の生育環境に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	生態系	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域では、地域を特徴づける生態系の場が確認されています。土地の改変により、地域を特徴づける生態系の場に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在	事業実施想定区域では、主要な眺望点及び景観資源が存在しています。土地の改変、構造物の存在により、主要な眺望点からの眺望景観及び景観資源に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在	事業実施想定区域では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。土地の改変、構造物の存在により、人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

表 4.1-3 計画段階配慮事項として選定しなかった理由

環境要素		影響要因	選定しなかった理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地形及び地質	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域及びその周辺には、日本の地形レッドデータブック等に記載されているような重要な地形及び地質は存在せず、土地の改変、構造物の存在による重要な地形及び地質への影響は想定されないことから選定していません。
	地盤（地盤沈下）	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域及びその周辺には、事業の実施による地下水の汲上等の影響要因が想定されないことから選定していません。
	土壌（重要な土壌）	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域及びその周辺には、重要な土壌は存在せず、土地の改変、構造物の存在による重要な土壌への影響は想定されないことから選定していません。

## 4.2 調査、予測及び評価の手法

選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法は、計画熟度の低い段階において、適切かつ簡易的に把握できる手法とし、表 4.2-1 に示すとおりとしました。

表 4.2-1(1) 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法

環境要素		影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地盤 (地盤の安定性)	施設の存在 (土地の改変)	<b>【調査項目】</b> ・地盤の安定性 <b>【調査方法】</b> ・既存資料の整理	土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることで、立地を回避できているかどうかを定性的に把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。
	土壌 (土壌汚染)		<b>【調査項目】</b> ・土壌汚染の状況 <b>【調査方法】</b> ・既存資料の整理 ・ヒアリング	土壌汚染の可能性がある土地利用履歴を有する地域の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることで、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できているかどうかを把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、土壌汚染の拡散が懸念される地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	敷地の存在 (土地の改変)	<b>【調査項目】</b> ・重要な種及び注目すべき生息地の状況 <b>【調査方法】</b> ・既存資料の整理	事業実施想定区域と動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生息環境への影響を把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響が回避、又は低減されているかを評価します。
	植物		<b>【調査項目】</b> ・重要な種及び植物群落の状況 ・植生の状況 <b>【調査方法】</b> ・既存資料の整理	事業実施想定区域と重要な種の生育環境、重要な植物群落及び巨樹・巨木林の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生育環境への影響について把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、植物の重要な種への影響が回避、又は低減されているかを評価します。
	生態系		<b>【調査項目】</b> ・重要な自然環境のまとまりの場の分布状況 <b>【調査方法】</b> ・既存資料の整理	事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、直接的改変の有無及び程度を把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う重要な自然環境のまとまりの場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものであります。

表 4.2-1(2) 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法

環境要素		影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	敷地の存在 (土地の改変)、構造物の存在	<b>【調査項目】</b> ・景観資源の状況 ・主要な眺望点及び眺望景観の状況 <b>【調査方法】</b> ・既存資料の整理 ・現地踏査	直接的改変については、主要な眺望点及び景観資源の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることで、改変による消失の有無及び分布が縮小する面積等を把握します。  眺望景観への支障の可能性については、眺望点及び眺望対象となる景観資源との位置関係から予測します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う眺望点及び景観資源の消失、主要な眺望景観の阻害などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。
	人と自然との触れ合いの活動の場		<b>【調査項目】</b> ・人と自然との触れ合いの活動の場の状況 <b>【調査方法】</b> ・既存資料の整理 ・現地踏査	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることで、改変による消失の有無、分布が縮小する面積等を把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものであります。

## 第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果

### 5.1 地盤

#### 5.1.1 現況調査

##### (1) 調査項目

地盤の安定性への影響を予測・評価する際に必要な情報として、急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布情報、法令等による規制の状況、傾斜度、起伏量等の地形条件について調査しました。

##### (2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

##### (3) 調査結果

事業実施想定区域は、概して平坦地または起伏のなだらかな土地が大部分を占めています(前掲図 3.2-13 (p. 3-35) 参照) が、事業実施想定区域の北東部分の五貫目第 33 号線斜面(旭区上川井町)の一部において、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があります(前掲図 3.2-17 (p. 3-41) 参照)。なお、事業実施想定区域においては、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の指定はありません。

#### 5.1.2 予測

##### (1) 予測事項

地盤の安定性について、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できているかどうかを予測します。

##### (2) 予測対象地域

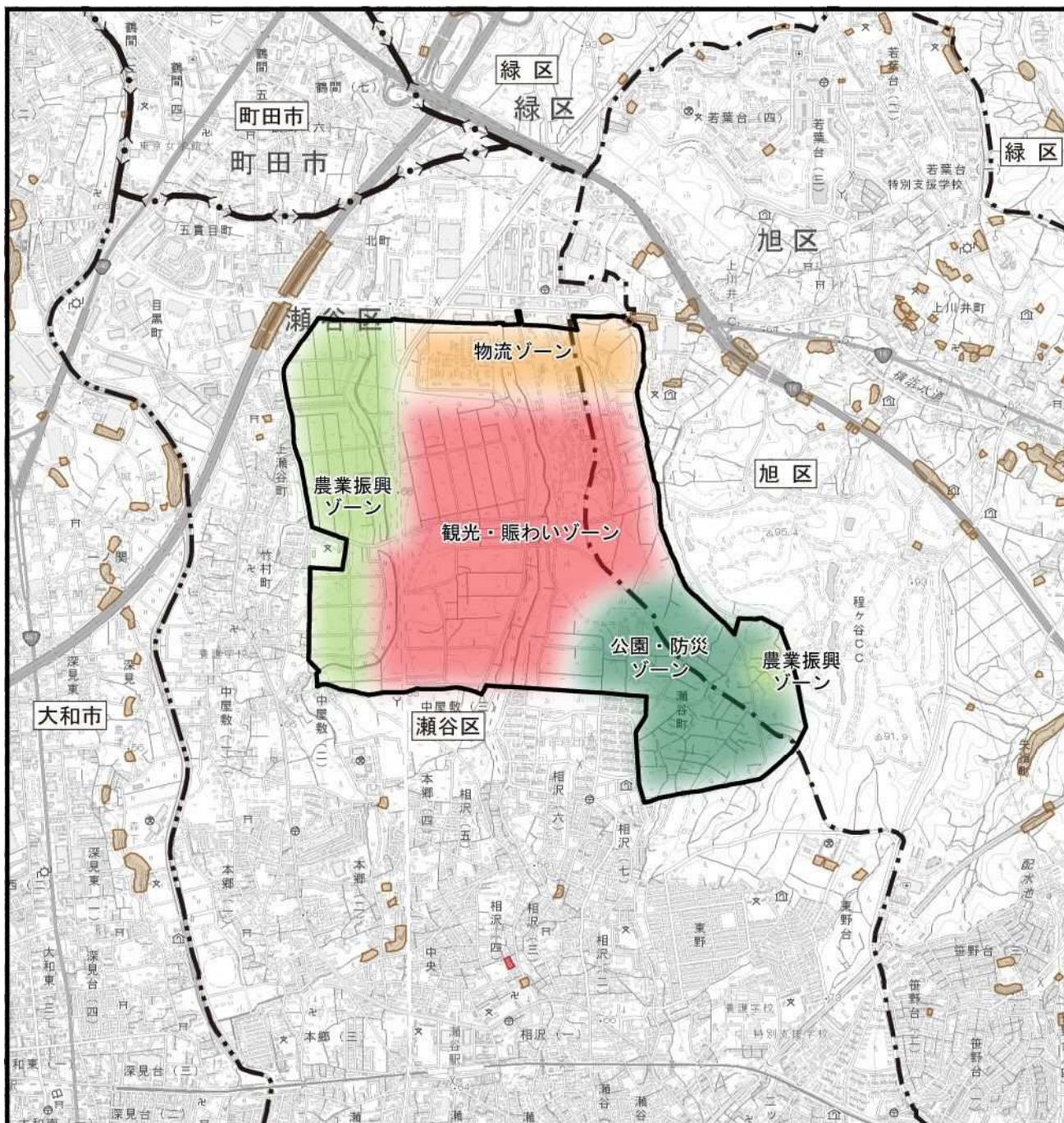
前掲図 3.2-17 (p. 3-41) に示した地域(調査区域)とします。

##### (3) 予測手法

土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、立地を回避できているかどうかを定性的に把握します。

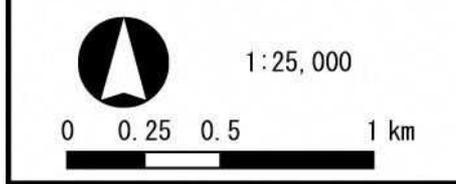
##### (4) 予測結果

前掲図 3.2-17 (p. 3-41) によれば、事業実施想定区域の北東部分に土砂災害警戒区域があり、また、図 5.1-1 によれば、当該箇所は物流ゾーンに接する地域に該当します。したがって、土砂災害警戒区域が事業実施想定区域と重複しているため、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地が回避できていません。



凡例

- |            |           |
|------------|-----------|
| 事業実施想定区域   | 農業振興ゾーン   |
| 都県界        | 公園・防災ゾーン  |
| 市界         | 観光・賑わいゾーン |
| 区界         | 物流ゾーン     |
| 急傾斜地崩壊危険区域 |           |
| 土砂災害警戒区域   |           |



資料：「瀬谷区・旭区・緑区土砂災害ハザードマップ（平成26年12月）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）  
 「大和市防災マップ（2019年2月発行）」（大和市ホームページ 令和元年9月閲覧）  
 「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和元年9月閲覧）

図 5.1-1 事業計画及び土砂災害警戒区域の配置図

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

### 5.1.3 評価

#### (1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

#### (2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、事業実施想定区域に土砂災害警戒区域があるため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

##### 【環境保全措置】

- ・土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案

#### (3) 評価結果

土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあっては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

## 5.2 土壌

### 5.2.1 現況調査

#### (1) 調査項目

土壌汚染に係る自然的要因として、重金属等の鉱物に関する鉱区の設定状況を調査するとともに、人工的要因として、過去の土地利用の状況及び汚染の有無を調査しました。

#### (2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料(戦時中・戦後の空中写真を含む。)の収集・整理及び関係機関へのヒアリングを行う手法によりました。

#### (3) 調査結果

調査区域においては、特に自然由来の土壌汚染に関する情報はなく、重金属等の鉱物に関する鉱業権の設定もありません。<sup>\*1)</sup>

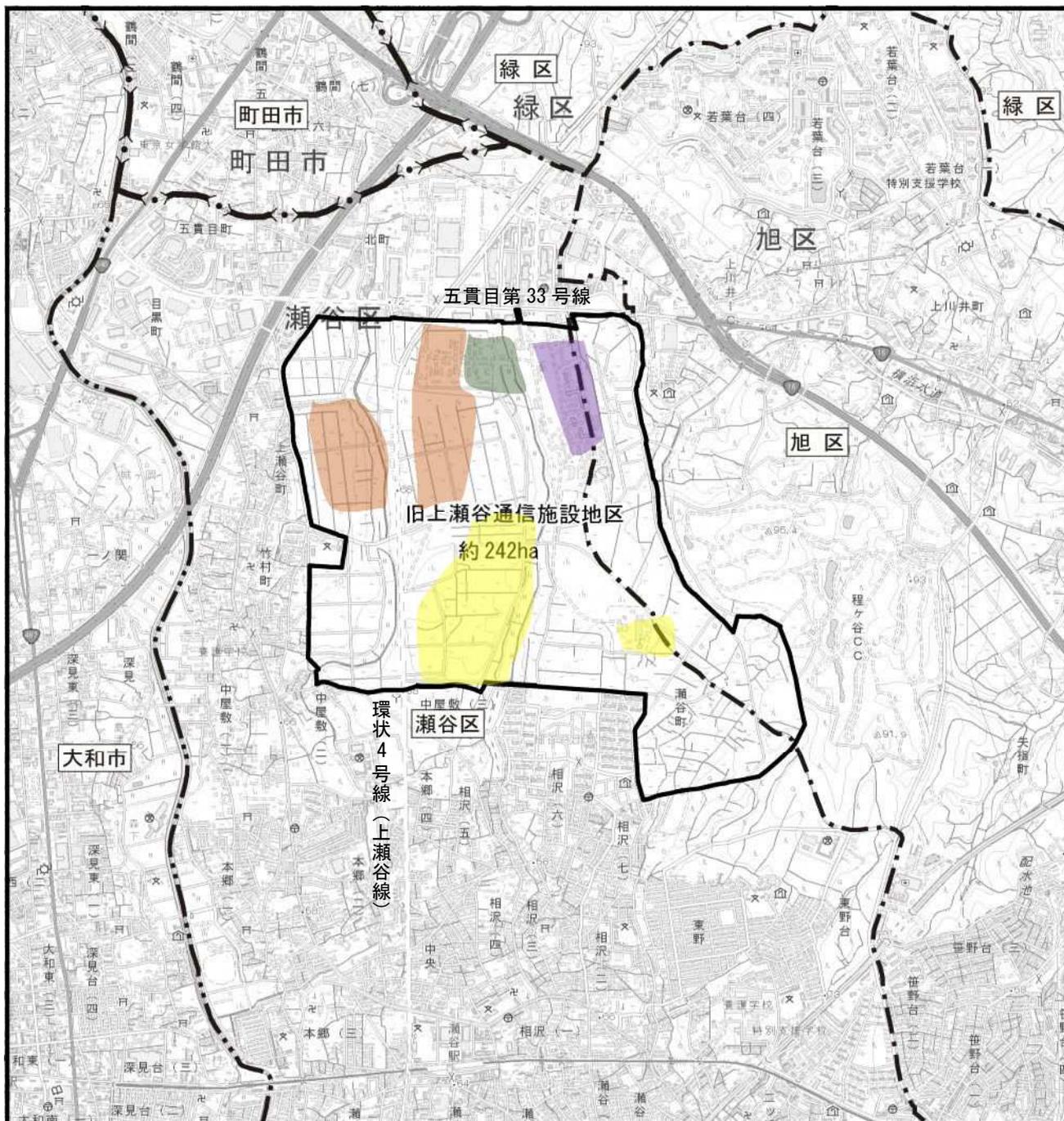
一方、第二次世界大戦戦時中及びそれ以前においては、旧日本海軍の資材集結所等の施設として利用されていた時期があり、戦後米軍に接收された後には通信施設として利用されていた土地利用履歴があります。したがって、当時特定有害物質が扱われていた可能性は否定できないため、過去の土地利用の状況を調査しました。

事業実施想定区域内において戦時中及び戦後において建造物が配置されていた箇所について、過去の空中写真により調査した結果を図 5.2-1 に示します。これによると、旧日本海軍の建造物があった場所(図中の黄色と橙色の部分)は環状4号線(上瀬谷線)沿道付近にあり、米軍通信施設関連の建造物があった場所(図中の紫色と緑色の部分)は五貫目第33号線沿道付近にあります。

なお、「都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン」(横浜市瀬谷区・横浜市都市整備局 平成29年3月改訂版)によれば、事業実施想定区域の土地利用について、以下のように記述されています。

区の北部に位置する旧上瀬谷通信施設については、もとは農地や山林でしたが、戦前に旧日本海軍が買収し、資材集結所等に使用していました。戦後は、進駐軍に接收され、1947(昭和22)年に一度は接收解除されましたが、1951(昭和26)年に再び接收され通信施設として利用されてきました。

\*1) 鉱業権の設定有無については、経済産業省関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課への聞き取りにより確認しました。



凡例

事業実施想定区域

都県界 市界 区界



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

- 1941年7月24日時点で建造物があった範囲（旧日本海軍関係施設）
- 1941年7月24日～1946年2月15日の間に新たに建造物が建設された範囲（旧日本海軍関係施設）
- 1949年2月21日～1956年3月10日の間に新たに建造物が建設された範囲（米軍関係施設）
- 1956年3月10日～1961年10月17日の間に新たに建造物が建設された範囲（米軍関係施設）

資料：「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院ホームページ 令和元年9月閲覧）より事業実施想定区域に係る空中写真（撮影年月日1941年7月24日、1946年2月15日、1949年2月21日、1956年3月10日、1961年10月17日）を閲覧し作成

図 5.2-1 旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていたおおむねの範囲

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

## 5.2.2 予測

### (1) 予測事項

土壤汚染の可能性がある土地利用履歴があることから、土地の改変により汚染された土壤の拡散が懸念される地域への立地を回避できるかについて予測します。

### (2) 予測対象地域

図 5.2-1 に示した事業実施想定区域（調査区域）とします。

### (3) 予測手法

土壤汚染の可能性がある土地利用履歴を有する地域の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせる等により、土壤汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できているかどうかを把握します。

### (4) 予測結果

「土壤汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）に基づく形質変更時要届出区域は事業実施想定区域にはありません。（前掲図 3.2-8（p.3-28）参照）

一方、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲は、図 5.2-1 に示すとおりです。

したがって、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲が事業実施想定区域と重複しているため、土壤汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できない可能性があります。

### 5.2.3 評価

#### (1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、土壌汚染の拡散が懸念される地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

#### (2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、事業実施想定区域に旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲があるため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

##### 【環境保全措置】

- ・土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく適切な対応（土壌汚染状況の把握を含みます。）

#### (3) 評価結果

旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあっては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。

これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく手続において、前述の環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

## 5.3 動物

### 5.3.1 現況調査

#### (1) 調査項目

動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域及びその周辺において確認された動物の重要な種及び注目すべき生息地について調査しました。

#### (2) 調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

#### (3) 調査結果

##### ① 動物の重要な種

動物の重要な種は、文献その他の資料により確認された種について、前掲表 3.2-18 (p. 3-59～60 参照) の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は、前掲表 3.2-19 (p. 3-61～66 参照) のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 7 種が確認されています。

##### ② 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、前掲表 3.2-20 (p. 3-71～73 参照) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、前掲表 3.2-21 (p. 3-73 参照) 及び前掲図 3.2-28 (p. 3-74 参照) に示すとおり、調査区域には、「ホテル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)」が存在しており、事業実施想定区域には「ホテル生息確認地域」が含まれています。

なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、事業実施想定区域全域が含まれていますが、これについては、「5.5 生態系」(p. 5-18～21 参照) にて記述します。

### 5.3.2 予測

#### (1) 予測事項

動物の重要な種が確認されていることから、動物の重要な種の生息環境や注目すべき生息地の直接的改変の有無・程度を把握し、動物の重要な種の生息環境への影響を予測します。

#### (2) 予測対象地域

土地の改変による影響が生じる範囲として、事業実施想定区域及びその周辺とします。

### (3) 予測手法

事業実施想定区域と動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生息環境への影響を把握します。具体的には、動物の重要な種の生息環境を大まかな植生区分に整理して、どの程度当該生息環境が改変されるかを把握し、改変により動物の重要な種がどのような反応をするかを考察しました。

### (4) 予測結果

重要な種の主な生息環境と関係の深い現存植生図と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は、前掲図 3.2-29 (p.3-77 参照) のとおりです。主な植生は畑雑草群落や市街地であり、一部はスギ・ヒノキ・サワラ植林、ゴルフ場・芝地が広がっています。事業実施想定区域の現存植生は、主に畑雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、事業実施想定区域南東側の一部がスギ・ヒノキ・サワラ植林になっています。

現存植生図をもとに、主な生息環境の分布図を区分した結果を、図 5.3-1 に示します。事業実施想定区域内は主に草地が広がっており、他に樹林、水辺・湿地、市街地等が広がっています。

#### ① 動物の重要な種

土地の改変による生息環境の変化に伴う動物の重要な種に対する影響を予測した結果は、表 5.3-1 及び図 5.3-1 のとおりです。

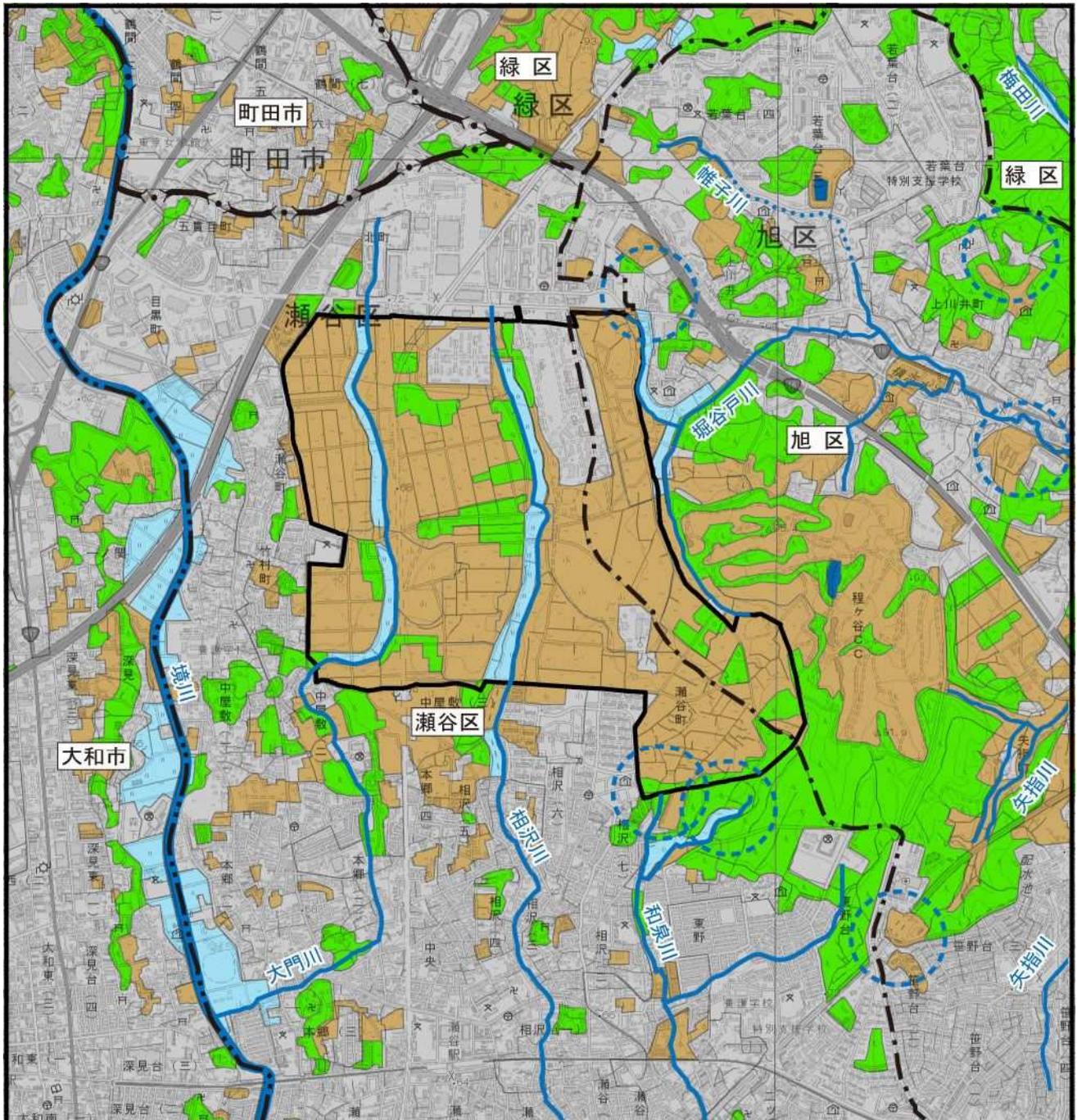
なお、主な生息環境については「神奈川県レッドデータブック 2006 WEB 版」(神奈川県ホームページ 令和元年9月閲覧)等を参照しました。

#### ② 動物の注目すべき生息地

土地の改変による動物の注目すべき生息地に対する影響を予測しました。

調査区域及び事業実施想定区域には、ホタル生息確認地域が存在します。土地の改変に伴う直接的改変により、ホタル生息確認地域の一部が改変される可能性があり、面積の減少により、影響が生じる可能性があるかと予測します(前掲図 3.2-28 (p.3-74) 参照)。

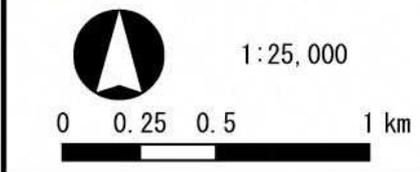
なお、トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)は、事業実施想定区域内に存在しないことから、土地の改変に伴う直接的改変は生じないと予測します(前掲図 3.2-28 (p.3-74) 参照)。



凡例

事業実施想定区域 
  都県界 
  市界 
  区界

- 樹林 (キツネ、アオバズク、モズ、センダイムシクイ、アズマヒキガエル、コシロシタバ、ルリソウ、キンラン等)
- 草地 (ヒバリ、オオヨシキリ、ヒガシニホントカゲ、クツワムシ、ヒロハノカワラサイコ、ヒメシオン等)
- 水辺・湿地 (イタチ、セグロセキレイ、ヤマカガシ、トウキョウダルマガエル、ヘイケボタル、トウゴクヘラオモダカ等)
- 水域 (アブラハヤ、ドジョウ、ミナミメダカ、ハグロトンボ、マルタニシ、リュウノヒゲモ等)



市街地等

資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和元年9月閲覧）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画（神奈川県 平成27年4月）」、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）

図 5.3-1 主な生息・生育環境の分布図

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のもので、下線部については内容を修正しています。

表 5.3-1(1) 動物の重要な種への影響の予測結果

主な生息環境	分類	種名	影響の予測結果
樹林	哺乳類	キツネ (1種)	直接改変により消失する樹林は、調査区域全体の1割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、重要な種は周辺の樹林に移動し、直接的改変による重要な種の生息環境の改変の程度は小さいと予測します。
	鳥類	ヤマドリ、アオバト、ミゾゴイ、カッコウ、アオバズク、フクロウ、アカショウビン、ブッポウソウ、サンショウクイ、サンコウチョウ、チゴモズ、ククイタダキ、コガラ、ヤブサメ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、トラツグミ、クロツグミ、アカハラ、ルリビタキ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ、クロジ (25種)	
	両生類	アズマヒキガエル (1種)	
	昆虫類等	ハルゼミ、ミヤマクワガタ、ウバタマムシ、ウバタマコメツキ、ムネアカクロハナカミキリ、マルクビケマダラカミキリ、トラフカミキリ、シロスジカミキリ、ネジロカミキリ、ホソバセセリ、ミドリシジミ、スミナガシ本土亜種、オオムラサキ、コシロシタバ (14種)	
	陸産貝類	サドヤマトガイ (1種)	
樹林・草地	鳥類	ヨタカ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、モズ、ビンズイ、カワラヒワ、アオジ (10種)	直接的改変により、調査区域内の樹林は1割未満、草地は約4割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生息環境の改変の程度は小さいと予測します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	昆虫類等	クツワムシ、オオミノガ、クロシジミ (3種)	
樹林・水域(溪流・池)	両生類	ナガレタゴガエル、モリアオガエル (2種)	事業実施想定区域内において、主な生息環境である水域(溪流・池)がみられないことから、直接的改変による生息環境の消失はないと予測します。
樹林・水辺・湿地(水田等)	両生類	ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル (2種)	直接的改変により、調査区域内の樹林は1割未満、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生息環境の改変の程度は小さいと予測します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において(p.5-13参照)、水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ニホンマムシ (1種)	
草地	鳥類	ウズラ、ヒメアマツバメ、ヒバリ、ツバメ、オオヨシキリ、ホオアカ (6種)	直接的改変により、調査区域内の草地の約4割が消失しますが、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、重要な種はこのような草地に移動し、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ (3種)	
	昆虫類等	ヒガシキリギリス、ホソハンミョウ、ギンイチモンジセセリ、ミヤマチャバネセセリ、オオチャバネセセリ、ヒメシロチョウ (6種)	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

表 5.3-1(2) 動物の重要な種への影響の予測結果

主な生息環境	分類	種名	影響の予測結果
水辺・湿地(水田、河川敷)	哺乳類	イタチ (1種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において (p.5-13 参照)、水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	昆虫類等	シルビアシジミ (1種)	
水辺・湿地(水田、湿地等)・水域(河川等)	鳥類	アカツクシガモ、チュウサギ、ヒクイナ、タゲリ、ヤマシギ、タシギ、クサシギ、キアシシギ、ハマシギ、タマシギ、セッカ、キセキレイ、セグロセキレイ、オオジュリン (14種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。水域については、用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川(約1.7km)及び相沢川(約1.5km)に直接的改変による影響が想定されます。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において (p.5-13 参照)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ヤマカガシ (1種)	
	両生類	アカハライモリ、トウキョウダルマガエル、ツチガエル (3種)	
	昆虫類等	キイトトンボ、モートンイトトンボ、ハグロトンボ、キイロサナエ、コサナエ、カトリヤンマ、サラサヤンマ、タカネトンボ、シオヤトンボ、チョウトンボ、ナツアカネ、マユタテアカネ、ヒメアカネ、ミヤマアカネ、オオアメンボ、コオイムシ、タガメ、ゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、ヘイケボタル (21種)	
水域(水田、用水路等)	魚類	ドジョウ、カマツカ、ナマズ、ミナミメダカ (4種)	
	底生動物	マルタニシ、オオタニシ、コシダカヒメモノアラガイ、マシジミ (4種)	
水辺・湿地(水田等)・止水域	陸産貝類	イナバママメタニシ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ (3種)	
水辺・湿地(河川敷、海岸等)・水域(池沼、干潟等)	鳥類	オシドリ、トモエガモ、ヨシゴイ、ササゴイ、ダイゼン、イカルチドリ、コチドリ、イソシギ、コアジサシ、ハヤブサ、コシアカツバメ、オオセッカ、カワガラス (13種)	事業実施想定区域内において、主な生息環境がみられないことから、直接的改変による生息環境の消失はないと予測します。
	河川敷	コウフオカモノアラガイ (1種)	
水域(源流域、池沼等)	昆虫類等	クロイトトンボ、セスジイトトンボ、ベニイトトンボ、モノサシトンボ、オツネイトトンボ、ヤマサナエ、コヤマトンボ、コフキトンボ、マイコアカネ、リスアカネ (10種)	
上流域等	魚類	サクラマス(ヤマメ)、カジカ、オオヨシノボリ (3種)	
	底生動物	ヤマサナエ (1種)	
河川・湖沼池沼	魚類	ハス (1種)	
	底生動物	ツブゲンゴロウ (1種)	
中下流域等	魚類	コイ、キンブナ、アブラハヤ、ウグイ、ゼゼラ、ニゴイ、シマドジョウ、ボウズハゼ (8種)	用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川(約1.7km)及び相沢川(約1.5km)に直接的改変による影響が想定されます。後述する環境保全措置において (p.5-13 参照)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	底生動物	ハグロトンボ (1種)	
谷戸、湧水等	魚類	スナヤツメ類、ホトケドジョウ (2種)	瀬谷市民の森に湧水が分布していることから、本種が生息している可能性は否定できません。しかし、周辺にも湧水が分布しており、後述する環境保全措置において (p.5-13 参照)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じることから、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

### 5.3.3 評価

#### (1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

#### (2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

##### 【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性を確保し、動物の生息域分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減
- ・水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり

#### (3) 評価結果

樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。

## 5.4 植物

### 5.4.1 現況調査

#### (1) 調査項目

植物の重要な種及び群落への影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域及びその周辺において確認された植物の重要な種、重要な群落及び巨樹・巨木林等について調査しました。

#### (2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

#### (3) 調査結果

##### ① 植物の重要な種

植物の重要な種は、文献その他の資料で確認された種について、前掲表 3.2-24 (p. 3-79～81 参照) の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は前掲表 3.2-25 (p. 3-82～84 参照) のとおり 56 科 127 種が確認されています。

##### ② 重要な群落

植物の重要な群落は、前掲表 3.2-24 (p. 3-79～81 参照) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、調査区域における植物の重要な群落は、前掲表 3.2-26 (p. 3-85 参照)、前掲表 3.2-27 (p. 3-85 参照) 及び前掲図 3.2-31 (p. 3-86 参照) のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）及び植生自然度 9 の群落（シラカシ群集）が存在します。

事業実施想定区域内には、植物に係る重要な群落は存在しません。

##### ③ 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木等は、前掲表 3.2-28 (p. 3-87 参照) 及び前掲図 3.2-32 (p. 3-88 参照) のとおり、16 件指定されていますが、事業実施想定区域内にはありません。

## 5.4.2 予測

### (1) 予測事項

植物の重要な種が確認されていることから、事業実施想定区域と重要な種の生育環境の直接的改変の有無・程度を予測します。

なお、事業実施想定区域内に植物の重要な群落及び巨樹・巨木林等が確認されていないことから、植物の重要な群落及び巨樹・巨木林等については予測しません。

### (2) 予測対象地域

土地の改変による影響が生じる範囲として、事業実施想定区域及びその周辺とします。

### (3) 予測手法

事業実施想定区域と植物の重要な種の生育環境の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生育環境への影響について把握します。

具体的には、植物の重要な種の生育環境を大まかな植生区分に整理して、どの程度生育環境が改変されるかを把握し、改変により植物の重要な種の存続が危ぶまれるかを考察しました。

### (4) 予測結果

現存植生図と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は、前掲図 3.2-29 (p. 3-77 参照) のとおりです。主な植生は畑雑草群落や市街地であり、一部はスギ・ヒノキ・サワラ植林、ゴルフ場・芝地が広がっています。事業実施想定区域の現存植生は、主に畑地雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、事業実施想定区域南東側の一部がスギ・ヒノキ・サワラ植林になっています。

現存植生図をもとに、主な生育環境の分布図を区分した結果を、前掲図 5.3-1 (p. 5-10 参照) に示します。事業実施区域内は主に草地が広がっており、他に樹林、水辺・湿地、市街地等が広がっています。

#### ① 植物の重要な種

重要な種に対する予測結果は、表 5.4-1 のとおりです。

なお、主な生育環境については「神奈川県レッドデータブック 2006 WEB 版」(神奈川県ホームページ 令和元年 9 月閲覧) 等を参照しました。

表 5.4-1 植物の重要な種への影響の予測結果

主な生育環境	種名	影響の予測結果
樹林	ナツノハナワラビ、オオキジノオ、キジノオシダ、ナチクジャク、サクライカグマ、エンシュウベニシダ、イヌイワイタチシダ、ムクゲシケシダ、マメヅタ、モミ、ヤマナラシ、ナガバヤブマオ、カテンソウ、イラクサ、マツグミ、ヤナギイノコズチ、フサザクラ、イチリンソウ、アズマイチゲ、ツヅラフジ、ヤマエンゴサク、ヤマブキノソウ、マルバコンロンソウ、ノリウツギ、マメザクラ、ヤブザクラ、アワブキ、キツリフネ、クロツバラ、サンカクヅル、ヒカゲスミレ、セントウソウ、セリモドキ、シヤクジョウソウ、ギンリョウソウ、イチヤクソウ、ナツハゼ、キヌタソウ、ヤブムグラ、ヤマルリソウ、ルリソウ、カイジンドウ、ジュウニヒトエ、イガホオズキ、レンブクソウ、ソバナ、キキョウ、ノブキ、モミジガサ、コヤブタバコ、ユキザサ、キダチノネズミガヤ、イヌアワ、エビネ、キンラン、サガミラン、クマガイソウ (57 種)	直接改変により消失する樹林は、調査区域全体の1割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、直接的改変による重要な種の生育環境の改変の程度は小さいと予測します。
樹林・草地	ワダソウ、ウマノアシガタ、イカリソウ、ホドイモ、アリノトウグサ、ホタルサイコ、ヤマツツジ、リンドウ、ヒメトラノオ、ゴマノハグサ、ヤマミゾイチゴツナギ、タガネソウ (12 種)	直接的改変により、調査区域内の樹林は1割未満、草地は約4割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生育環境の改変の程度は小さいと予測します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
草地	コヒロハハナヤスリ、オキナグサ、ヒロハノカラサイコ、イヌハギ、マキエハギ、タチフウロ、ノジトラノオ、スズサイコ、ツルカコソウ、キセワタ、オミナエシ、ヒメシオン、タカアザミ、アキノハハコグサ、ノニガナ、センボンヤリ、コバギボウシ、アマナ、ノハナショウブ、アヤメ、ハネガヤ、ミノボロ、エナシヒゴクサ、マツバサゲ、ビロードサゲ、ヌカサゲ、センダイスゲ (27 種)	直接的改変により、調査区域内の草地の約4割が消失しますが、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水辺・湿地 (水田等)	ミズワラビ、サンショウモ、サクラタデ、ハンゲショウ、タコノアシ、レンリソウ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、ホソバノヨツバムグラ、ミゾコウジュ、ヒメナミキ、シソクサ、サワシロギク、タウコギ、サワヒヨドリ、カセンソウ、トウゴクヘラオモダカ、ミズタカモジグサ、ヤマアワ、クログワイ、クロテンツキ、コマツカサススキ (22 種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において (p. 5-17 参照)、水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出を講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水域 (河川・水田・水路等)	ミズニラ、ササバモ、アイノコイトモ、ヤナギモ、リュウノヒゲモ (5 種)	用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川 (約 1.7km) 及び相沢川 (約 1.5km) に直接的改変による影響が想定されます。後述する環境保全措置において (p. 5-17 参照)、汚濁水の流出対策を講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水辺・湿地 (渓流域等)	メヤブソテツ、ムカゴイラクサ (2 種)	事業実施想定区域内において、主な生育環境である渓流域がみられないことから、直接的改変による生育環境の消失はないと予測します。
海岸	アシタバ (1 種)	
汽水域	カワツルモ (1 種)	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

### 5.4.3 評価

#### (1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、植物の重要な種への影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

#### (2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、植物の重要な種の生息環境が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

##### 【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性を確保し、植物の生育域分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減
- ・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等
- ・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出

#### (3) 評価結果

樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。

なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。

## 5.5 生態系

### 5.5.1 現況調査

#### (1) 調査項目

生態系保全上重要な自然環境のまとまりの場への影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域及びその周辺において確認された重要な自然環境のまとまりの場の分布状況について調査しました。

#### (2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

#### (3) 調査結果

重要な自然環境のまとまりの場の分布状況は、前掲表 3.2-30 (p. 3-93 参照) に示しました。

##### ① 環境影響を受けやすい種又は場等

調査区域には、自然植生として植生自然度 9 (シラカシ群集) が存在していますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。

##### ② 環境保全の観点から法令等により指定された種又は場等

調査区域には、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月法律第 72 号) に基づく特別緑地保全地区に指定された区域がありますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。

##### ③ 法令による指定はないが地域により重要な種又は場

調査区域には、生物多様性保全上重要な里地里山、ホタル生息確認地域及びトンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)、湧水及び緑の 10 大拠点が存在します。

環境省が生物多様性保全上重要な里地里山として選定した三保・新治、川井・矢指・上瀬谷地区及び横浜市が緑の 10 大拠点として位置付けている川井・矢指・上瀬谷地区は、事業実施想定区域全域が該当します。また、事業実施想定区域内には、ホタル生息確認地域及び湧水が存在します。

## 5.5.2 予測

### (1) 予測事項

重要な自然環境のまとまりの場が確認されていることから、重要な自然環境のまとまりの場の直接的改変の有無及び消失する面積について予測します。

### (2) 予測対象地域

土地の改変による影響が生じる範囲として、事業実施想定区域及びその周辺とします。

### (3) 予測手法

事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、直接的改変の有無及び程度を把握します。

### (4) 予測結果

重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域の位置関係は前掲図 3.2-35 (p.3-94 参照) に、影響の予測結果は表 5.5-1 に示します。

生物多様性保全上重要な里地里山の位置・範囲はおおよそを示したのですが、事業実施想定区域全域が生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

ホタル生息確認地域については、調査区域内に 8 か所存在し、そのうち 3 か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

湧水については、調査区域内に 6 か所存在し、そのうち 3 か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

緑の 10 大拠点のうち川井・矢指・上瀬谷地区については、事業実施想定区域全域が緑の 10 大拠点に位置付けられていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

表 5.5-1 重要な自然環境のまとまりの場への影響の予測結果

重要な自然環境のまとまりの場		影響の予測結果
自然植生	植生自然度9（シラカシ群集）	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
特別緑地 保全地区	追分特別緑地保全地区	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
	上川井町堀谷特別緑地保全地区	
	上川井町中田谷特別緑地保全地区	
	上川井町堂谷特別緑地保全地区	
	上川井町露木谷特別緑地保全地区	
	川井本町特別緑地保全地区	
	三保特別緑地保全地区	
本郷三丁目特別緑地保全地区		
生物多様性 保全上重要な 里地里山	三保・新治、川井・矢指・上瀬谷	事業実施想定区域全域（約242ha）は生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、直接的改変により「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が改変される可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
ホタル生息確認地域		調査区域内にある8か所のホタル生息確認地域のうち、事業実施想定区域内には3か所分布しています。直接的改変により1か所は消失、2か所はそれぞれ面積が約4～5割減少、調査区域全体でみると約2割減少する可能性があります。そのため、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）		事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
湧水	瀬谷市民の森1（瀬谷区瀬谷町）	事業実施想定区域内に存在することから、直接的改変により消失する可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
	瀬谷市民の森2（瀬谷区瀬谷町）	
	－（旭区上川井町2053付近）	
	－（旭区上川井町）	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
	－（旭区川井本町）	
	－（旭区笹野台）	
緑の 10大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	事業実施想定区域全域（約242ha）は緑の10大拠点に位置付けられていることから、直接的改変により「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が改変される可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
	三保・新治地区	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマSite）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）  
「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和元年9月閲覧）  
「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ 令和元年9月閲覧）  
「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和元年9月閲覧）  
「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ 令和元年9月閲覧）  
「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）  
「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものであります。

### 5.5.3 評価

#### (1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う重要な自然環境のまとまりの場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

#### (2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、重要な自然環境のまとまりの場が消失又は減少するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

##### 【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減
- ・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり

#### (3) 評価結果

事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホタル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。

なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。

## 5.6 景観

### 5.6.1 現況調査

#### (1) 調査項目

主要な眺望点及び眺望景観の状況並びに景観資源の状況とします。

#### (2) 調査手法

景観への影響を予測・評価するために必要な情報については、以下の手法により調査しました。

##### ① 主要な眺望点及び眺望景観の状況

事業実施想定区域からおおむね3 km 圏内にある不特定多数の人が集まる要素をもった場所を、既存資料やホームページの情報で整理するとともに、一部現地踏査を行うことによりました。

##### ② 景観資源の状況

景観資源の状況については、調査対象地域の市区が発行している既存資料やホームページの情報を整理することによりました。

#### (3) 調査結果

##### ① 主要な眺望点及び眺望景観の状況

主要な眺望点及び眺望景観の状況については、表 5.6-1 にまとめました。各眺望点の位置は、図 5.6-1 に示すとおりです。

表 5.6-1(1) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね3 km 圏）

区分	No.	名称	状況	資料 <sup>注2</sup>	視認性 <sup>注3</sup>	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	瀬谷区と旭区の境にある瀬谷区内で一番広い面積(19.1ha)を有する森林公園で、緑の景観に囲まれた市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	① ②	×	南東、約0.2km
	2	追分市民の森	帷子川の源流域のある自然豊かな森林です。谷戸の田園風景と樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができるため、市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約0.7km
	3	矢指市民の森	中原街道に面し追分市民の森の隣にあるこの森は、懐かしいふるさとの景観になっています。追分市民の森や瀬谷市民の森と一体的に市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約0.9km

表 5.6-1(2) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね3km圏）

区分	No.	名称	状況	資料 <sup>注2</sup>	視認性 <sup>注3</sup>	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	4	上川井市民の森	西は瀬谷市民の森、東は追分市民の森に接し、スギ・ヒノキ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約0.2km
	5	東山ふれあいの森	和泉川中流の住宅地の中に残された樹林で、やすらぎのみち・こもれび街道などの散策路が整備されていますが、瀬谷駅よりも南に位置し、事業実施想定区域は眺望できません。	①	×	南、約1.5km
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	一般国道246号沿いにあり、利用者も多いが、事業実施想定区域とは丘陵地で隔てられており、眺望できません。	③	×	北、約2.5km
	7	深見歴史の森 (城山史跡公園)	人が立ち入ることがないよう、遊歩道以外は柵で囲われています。なお、事業実施想定区域に近い境川沿いから事業実施想定区域方向は、東名高速道路や建物に遮られて眺望できません。	④	×	西、約0.8km
	8	泉の森	引地川の源流付近にあり、水辺の自然と触れ合うことができるような遊歩道やキャンプ場、バーベキュー場が整備されており、多くの人が訪れ、川沿いの低地が中心的に利用されています。ひなた山展望広場という施設は存在しますが、周囲は樹林に囲まれており、事業実施想定区域は眺望できません。また、亀甲山とされている場所も斜面の丘程度で、一帯は樹林となっており、同様に事業実施想定区域は眺望できません。	⑤	×	南西、約3.0km
	9	ふれあいの森	引地川沿いにあり、公園としての規模は泉の森に比較して小さくなっています。標高は事業実施想定区域よりも低く、かつ、市街地で隔てられているため事業実施想定区域は眺望できません。	⑤	×	南西、約2.7km
	10	鶴間公園	南町田グランベリーパーク駅から近く5.2haの広さを有する運動公園です。公園内は起伏に富み、市民の憩いの場となっており、運動目的や花見客で賑わいます。事業実施想定区域とは、市街地や高速道路で隔てられているため事業実施想定区域は眺望できません。なお、2016年より実施の町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業に伴い、2018年4月から全面閉鎖されていましたが、2019年11月13日に開園されました。	⑥ ⑨	×	北西、約1.6km
11	つくし野セントラルパーク	閑静な公園ですが、周囲が丘陵の樹林で囲まれているため、事業実施想定区域は眺望できません。	⑥	×	北、約2.6km	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものであります。

表 5.6-1 (3) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね3m圏）

区分	No.	名称	状況	資料 <sup>注2</sup>	視認性 <sup>注3</sup>	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	12	三保市民の森	緑区と旭区の境にある森林公園で、地形に合わせた散策路が設定されています。展望施設はなく、事業実施想定区域は眺望できません。	⑦	×	北東、約2.0km
	13	新治市民の森	梅田川の流れて沿った豊かな樹林地と田園風景が広がる新治地区にあり、初心者向きから中・上級者向きの散策コースが設けられています。なお、事業実施想定区域方向には、樹林や建物に遮られて眺望できません。	⑦	×	北東、約2.6km
	14	よこはま動物園ズーラシア	世界中の野生動物を展示、飼育、繁殖させている国内最大級の動物園です。なお、事業実施想定区域方向には、樹林や建物に遮られて眺望できません。	⑧	×	北東、約2.7km

注1：表中のNo.は図5.6-1に対応しています。

注2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

注3：○：事業実施想定区域を視認できる。

×

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

②「市民の森」指定一覧 横浜市(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」(フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和元年9月閲覧)

④「大和市内の保全緑地」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)

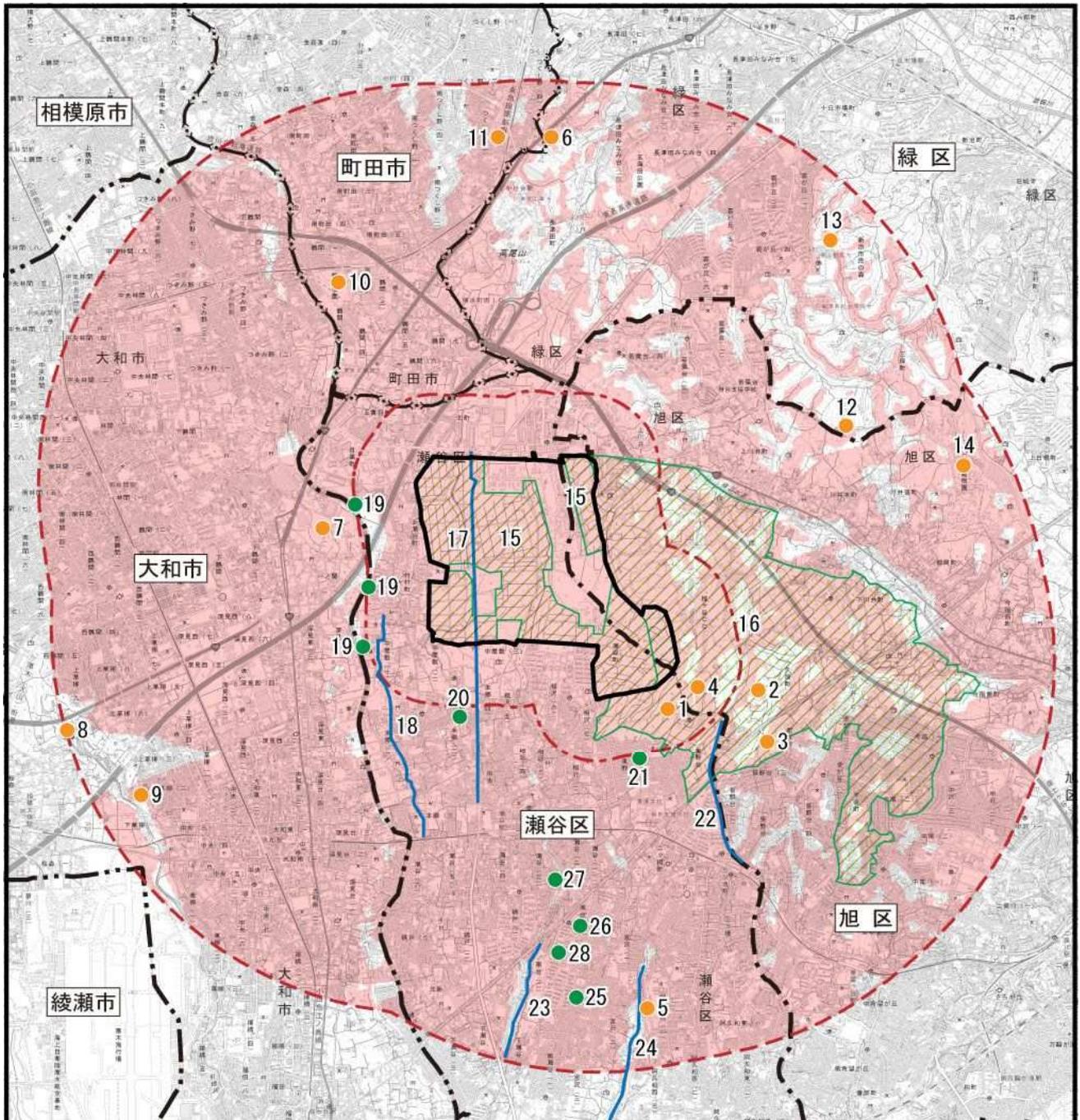
⑤「大和市 観光・まつり」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑥「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑦「緑区 観光」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

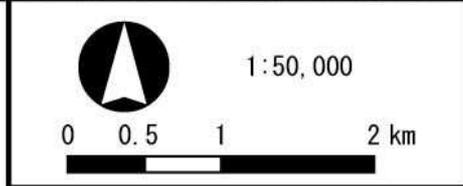
⑧「旭区 区の紹介」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑨「鶴間公園【公式】」(町田市ホームページ 令和元年11月閲覧)



凡例

- 事業実施想定区域
 
 都県界
  市界
  区界
- 調査範囲（事業実施想定区域から概ね3km圏）
- 近景域（事業実施想定区域から概ね500m圏）
- 主要な眺望点
 
 富士山を眺望できる範囲
- 主要な景観資源



注1：富士山が眺望できる範囲は、メッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析を行い、建造物や樹木などが無い状態において、地上1.5mから山頂部または外輪部が一部でも眺望できるエリアを算出しました。  
 注2：No.15のエリアについては、事業実施想定区域内の植生図を参考に設定しました。  
 注3：図中の番号は表5.6-1及び表5.6-2と対応しています。  
 注4：図に示す情報の出典は、表5.6-1及び表5.6-2と同様です。

図5.6-1 主要な眺望点、景観資源並びに富士山を眺望できる範囲

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

## ② 景観資源の状況

景観資源の状況については、表 5.6-2 にまとめました。また、前掲図 5.6-1 (p.5-25 参照) には、表 5.6-2 に示す主要な景観資源の位置とともに、事業実施想定区域からおおむね 3 km 圏内において、地上 1.5m から富士山を眺望できる範囲（山頂付近の一部のみ可視な場合を含む。）を示しました。

表 5.6-2 主要な景観資源の状況（事業実施想定区域からおおむね 3 km 圏）

区分	No.	名称	状況	資料 <sup>注2</sup>	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な景観資源	15	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	緑の 10 大拠点の一部であり、横浜市に残された貴重な財産となっています。	①	事業実施想定区域内
	16	川井・矢指風致地区の緑地	瀬谷・追分・矢指・上川井の各市民の森などの緑が、当地区の重要な景観資源になっています。一部は、特別緑地保全地区にも指定されています。	②	事業実施想定区域内東
	17	海軍道路沿いの桜並木	真っ直ぐ伸びた直線道路の長さは約 3 km で、両側には約 400 本の吉野桜があり、当地区の景観資源になっています。なお、事業実施想定区域北側の桜並木は一部伐採されています。	③	事業実施想定区域内
	18	鎌倉古道沿いの桜並木	桜の名所として、近隣住民の憩いの場となっています。	③	西、約 0.4km
	19	境川沿いの桜並木		③	西、約 0.5km
	20	瀬谷中央公園		③	南、約 0.6km
	21	東野第一公園		③	南東、約 0.5km
	22	野境道路		③	南東、約 0.6km
	23	相沢川ウォーク		③	南、約 2.4km
	24	東山・関ヶ原の水辺		③	南、約 2.2km
	25	瀬谷第一公園		③	南、約 2.4km
	26	瀬谷第二公園		③	南、約 1.8km
	27	瀬谷第三公園		③	南、約 1.5km
	28	南台公園		③	南、約 2.1km
	—	丹沢の山並み（遠景）		事業実施想定区域から西方向の眺望として、当地区の重要な景観資源になっています。なお、事業実施想定区域付近においては、富士山は山頂付近の一部が丹沢山地の奥に眺望できる状況です。	—
—	富士山（遠景）	同上		—	—

注 1：表中の No. は前掲図 5.6-1 (p.5-25 参照) に対応しています。

注 2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

資料：①「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

②「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

③「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。

## 5.6.2 予測

### (1) 予測事項

景観資源、主要な眺望点の直接的改変の有無・程度、眺望景観への支障の可能性について予測します。

### (2) 予測対象地域

前掲図 5.6-1 (p. 5-25) に示した事業実施想定区域からおおむね 3 km 圏内とします。

### (3) 予測手法

直接的改変については、主要な眺望点及び景観資源の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることで、改変による消失の有無及び分布が縮小する面積等を把握します。

眺望景観への支障の可能性については、主要な眺望点及び眺望対象となる景観資源との位置関係から予測します。なお、計画段階環境配慮書の時点では、建造物の配置やイメージなどが未確定であることから、予測は概略的、かつ、定性的に行うものとします。

### (4) 予測結果

#### ① 景観資源、主要な眺望点の直接的改変

景観資源の直接的改変があり、「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約 5 割が消失します。

旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域については、事業実施想定区域に農業振興ゾーンを配置することで、事業実施想定区域全体の 2 割程度を存置します。また、改変されるエリアについても、その一部が公園等として利用されるため、事業実施想定区域全体の約 4 割が緑農地域の景観として残ります。

海軍道路沿いの桜並木については、現存する桜並木の約 5 割が事業実施想定区域内にあるため消失します。

なお、主要な眺望点の直接的改変はありません。

#### ② 眺望景観への影響

前掲表 5.6-1 (p. 5-22～24 参照) によれば、各主要な眺望点とも展望施設などはなく、比較的標高の低い位置に視点があり、主要な眺望点から事業実施想定区域を視認できないこと、また、瀬谷市民の森等近傍の地点については、樹林に囲まれた立地であることから、眺望景観への影響は小さいと考えます。

また、前掲図 5.6-1 (p. 5-25 参照) によれば、事業実施想定区域及びその周辺からは、建造物や樹林等の支障がなければ、丹沢山地や富士山が眺望できるエリアが広がっています。事業実施想定区域より東側にある主要な眺望点 (No. 1～No. 4) については、事業実施想定区域が眺望方向に介在する可能性があります。また、主要な眺望点 (No. 1～No. 4) は、樹林に囲まれた立地であることから、眺望への支障は小さいと考えます。

### 5.6.3 評価

#### (1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う主要な眺望点及び景観資源の消失、眺望景観の阻害などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

#### (2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、景観資源の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

##### 【環境保全措置】

- ・ 農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全
- ・ 事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出
- ・ 景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化
- ・ 遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画

#### (3) 評価結果

景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。

主要な眺望点の直接的改変がないこと、前掲表 5.6-1 (p. 5-22~24 参照) に示した全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

## 5.7 人と自然との触れ合いの活動の場

### 5.7.1 現況調査

#### (1) 調査項目

人と自然との触れ合いの活動の場の状況とします。

#### (2) 調査手法

人と自然との触れ合いの活動の場への影響を予測・評価する際に必要な情報として、調査区域における人と自然との触れ合いの活動の場として、「都市計画法」（昭和43年6月法律第100号）に基づく風致地区や、「都市緑地法」（昭和48年9月法律第72号）に基づく特別緑地保全地区、「緑の環境をつくり育てる条例」（昭和48年6月横浜市条例第47号）に基づく市民の森等の他、地域にとって重要な対象として、都市に残存する樹林地及び緑地、桜の名所などの観点から抽出し、既存資料の収集整理による方法及び一部現地踏査を行う手法によりました。

#### (3) 調査結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況を表5.7-1及び図5.7-1に整理しました。

### 5.7.2 予測

#### (1) 予測事項

人と自然との触れ合いの活動の場の直接的改変の有無・程度について予測します。

#### (2) 予測対象地域

図5.7-1に示した範囲（調査区域）とします。

#### (3) 予測手法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、改変による消失の有無、分布が縮小する面積等を把握します。

#### (4) 予測結果

図5.7-1によると、人と自然との触れ合いの活動の場の直接的改変があり、「海軍道路の桜並木」の大部分及び「鎌倉古道北コース」上の桜並木の一部が消失します。

「海軍道路の桜並木」については、現存する桜並木の約5割が事業実施想定区域内にあるため消失します。また、「鎌倉古道北コース」上の桜並木については、その延長の3割弱が消失します。

表 5.7-1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

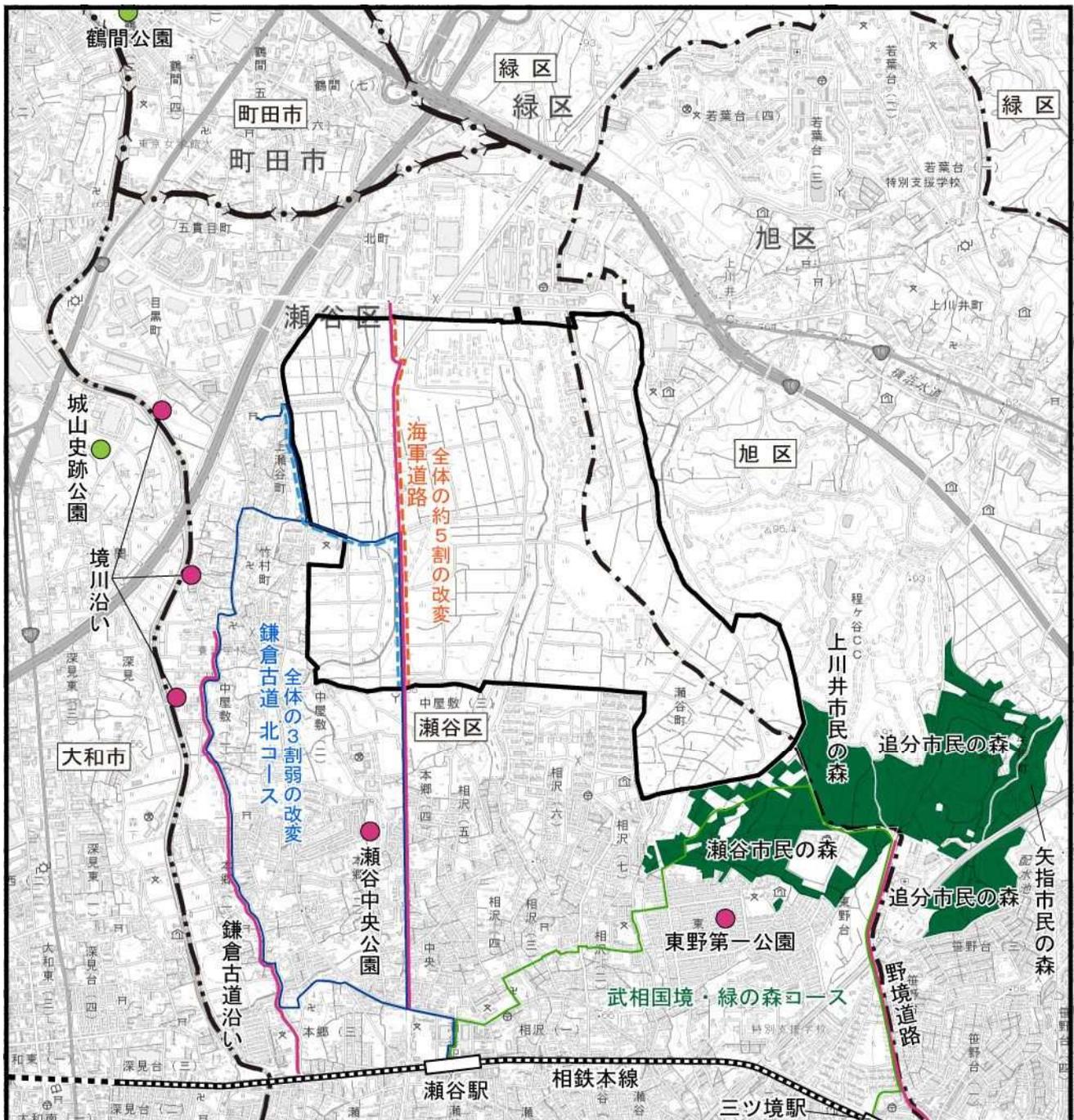
施設等名称	状況	資料 <sup>注2</sup>	
瀬谷区	瀬谷市民の森	瀬谷区と旭区の境にあり、瀬谷区内で一番広い面積(19.1ha)を有する森林公園です。森林浴や昆虫、植物、野帳観察などができ、子供も大人も楽しめることから、市民の憩いの場として利用されています。	① ②
	海軍道路の桜並木	真っ直ぐ伸びた直線道路の長さは約3kmで、両側には約400本の吉野桜があり、桜並木として有名なことから、桜の満開時期を中心に、付近の解放された広場などに多くの人が集まります。なお、事業実施想定区域北側の桜並木は一部伐採されています。	③
	東野第一公園	比較的小規模な都市公園ですが、「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として瀬谷区のホームページで紹介されており、近隣住民の憩いの場となっています。	①
	瀬谷中央公園		①
	境川沿い	大和市との境界部を流れる境川沿いの桜スポットで、「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として瀬谷区のホームページで紹介されており、桜の時期は近隣住民を中心に利用されています。なお、境川の対岸(大和市側)には、藤沢大和自転車道(通称、境川サイクリングロード)が整備されており、藤沢市鶴沼海岸から江ノ島方面まで行くことができます。	①
	鎌倉古道 北コース	鎌倉古道・上道(かみつみち)の瀬谷駅北側ルート沿いには神社仏閣と路傍の地蔵尊、庚申塔、道祖神や屋敷林と古民家があり、上瀬谷農業専用地区、環状4線(上瀬谷線)の桜並木など、貴重な歴史遺産や緑豊かな自然を感じることができます。	①
	野境道路	相模と武蔵の国境を通ることから野境道(のざかいみち)といわれ、宝永3年(1701年)頃から、江戸と鎌倉を結ぶ間道として利用されていました。四季を通じて美しい景観のプロムナードで、春には瀬谷高校入口まで続く桜並木が市民に親しまれています。	①
	武相国境・緑の森コース	四季を通じて美しい景観のプロムナードである武相国境(野境道路)と、瀬谷で一番広い樹林や和泉川の源流がある瀬谷市民の森があります。静かな自然の中で森林浴を楽しみ、瀬谷の原で中世の古戦場跡など深い歴史に触れることができます。	①
旭区	追分市民の森	帷子川の源流域のある自然豊かな森林です。谷戸の田園風景と樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができます。花畑では年間を通じ、菜の花、ひまわり、コスモスをはじめ、レンゲ、ショウブ、マリーゴールドなどが楽しめることから、市民の憩いの場として利用されています。	②
	矢指市民の森	中原街道に面し、追分市民の森の隣にあるこの森は、懐かしいふるさとの景色を感じさせてくれます。「太陽の広場」を中心に広がる森と小川のせせらぎが楽しめ、春には雑木林の下でドングリの芽吹きにも出会えます。また、「せせらぎの小道」をたどって行けば瀬谷市民の森も近くであり、これらは一体的に利用されています。	②
	上川井市民の森	西は瀬谷市民の森、東は追分市民の森に接し、スギ・ヒノキ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられ、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などと一体的に利用されています。	②
大和市	深見歴史の森(城山史跡公園)	一帯が大和市保全緑地要綱(平成21年3月大和市告示第125号)で保全緑地に指定されている樹林地です。自然や歴史を感じることができますが、遊歩道以外は柵で囲われており、利用者はあまり多くない状況です。境川沿いは、境川サイクリングロードに面しています。	④
町田市	鶴間公園	南町田グランベリーパーク駅から近く、5.2haの広さを有する運動公園で、公園内は起伏に富んでおり、芝生広場、多目的運動広場、人工芝テニスコート等が整備されています。桜の木も多数植えられており、春は花見客で賑わうほか、雑木林もあり、自然との触れ合いもできます。なお、町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業により再整備され、2019年11月13日に再開園されました。	⑤ ⑥

注1：法令等による指定状況は、前掲表3.2-33(p.3-100)参照。

注2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

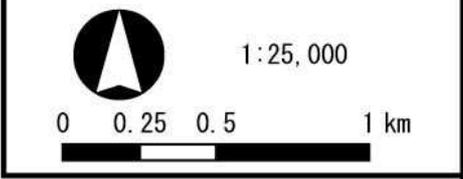
- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)  
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)  
 ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(瀬谷区ホームページ 令和元年9月閲覧)  
 ④「伝えたい残したいやまとの景観」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)  
 ⑤「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)  
 ⑥「鶴間公園【公式】」(町田市ホームページ 令和元年11月閲覧)

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のもので、下線部については内容を修正しています。



凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 相鉄本線 (.....地下部分)
- ハイキングコース
- 駅
- 市民の森
- 桜の見どころスポット
- 公園
- 鎌倉古道北コース改変区間
- 海軍道路の桜並木改変区間



資料：「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「市民の森」指定一覧 横浜市(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(瀬谷区ホームページ 令和元年9月閲覧)、「伝えたい残したいやまとの景観」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)

図 5.7-1 人と自然との触れ合いの活動の場への影響の程度

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のもので、下線部については内容を修正しています。

### 5.7.3 評価

#### (1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

#### (2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、人と自然との触れ合いの活動の場の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

##### 【環境保全措置】

- ・鎌倉古道北コースの可能な限りの保全
- ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出
- ・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出

#### (3) 評価結果

人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約5割及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。

## 第6章 配慮書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

### 6.1 主務大臣の意見と都市計画決定権者の見解

配慮書に対する国土交通大臣の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6. 1-1 に示すとおりです。

表 6. 1-1(1) 国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解

主務大臣の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 土地利用等の検討経緯について</p> <p>今後の詳細な各ゾーンの位置及び規模の検討に当たっては、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方に加え、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項も含めて、方法書以降の図書に記載すること。</p> <p>また、今後の本事業の具体化の過程において、環境の保全の配慮に係る検討を行った上で、その検討の経緯及び内容についても、方法書以降の図書に記載すること。</p>	<p>各ゾーンの詳細な位置及び規模の検討に当たって、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項も含めて、方法書に記載しました。(第2章 p. 2-13~23 に記載)</p> <p>また、今後の本事業の具体化の過程において、環境の保全の配慮に係る検討を行った上で、その検討の経緯及び内容について、準備書以降に記載します。</p>
<p>(2) 工事計画の検討について</p> <p>想定区域周辺には、多数の住居及び学校その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在することから、本事業の工事实施により、これら住居等に対して騒音等の影響を及ぼす可能性がある。このため、今後予定している、工事計画の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>本事業の工事实施により、住居等に対して騒音等の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、これらの環境要素を環境影響評価項目として選定しました。今後、これらの環境影響評価項目について、調査、予測及び評価を行い、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置を講じるものとします。</p>
<p>(3) 他事業の影響について</p> <p>想定区域及びその周辺においては、本事業と同様に横浜市において「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」及び「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」（以下「周辺事業」という。）が計画されており、本事業及び周辺事業による複合的な影響が懸念される。このため、方法書以降の環境影響評価の項目の選定に当たっては、周辺事業の影響を考慮し、環境影響評価の項目を適切に選定した上で、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>本事業と同時に施工が計画されている周辺事業による複合的な影響が懸念されることから、本事業及び周辺事業による複合的な影響についても検討し、その環境影響評価手法を方法書に記載しました。(第7章 p. 7-11 (表 7. 2-1(3)脚注2) 等)</p> <p>また、複合的な影響の結果については、準備書以降の図書において示します。</p>

表 6.1-1(2) 国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解

主務大臣の意見	都市計画決定権者の見解
<p>2. 各論</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場について            想定区域及びその周辺には、「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」及び「瀬谷市民の森」等が存在することから、本事業の実施により、これらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、里地里山の自然環境への影響について、地域住民の意見及び専門家等の助言を踏まえた、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、本事業による影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>里地里山の自然環境への影響について、地域住民の意見を参考にするとともに、専門家等の助言を踏まえたうえで、調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、本事業による影響の回避又は極力低減することに努めます。なお、環境保全措置を講じる場合は、その内容についても、専門家等の助言を得て判断するものとします。</p>
<p>(2) 廃棄物等について            本事業の実施に伴い、想定区域内に存在する建物や道路等の構造物の解体・撤去による廃棄物及び大規模な土地の改変による建設発生土が多く発生するおそれがある。            このため、詳細な整備計画の検討においては、廃棄物及び建設発生土の発生量の抑制に可能な限り努めること。</p>	<p>廃棄物等について環境影響評価を行う項目に選定し、廃棄物及び建設発生土の発生量の抑制のための環境保全措置を検討するとともに、詳細な整備計画に反映させます。</p>
<p>(3) 温室効果ガスについて            工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、効率的な施工及び建設機械等の省エネルギー化等の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>温室効果ガスについて環境影響評価を行う項目に選定し、効率的な施工及び建設機械等の省エネルギー化等の環境保全措置の検討を行うとともに、これを施工計画に反映させること等により、工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう努めます。</p>

## 6.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解

配慮書に対する横浜市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6.2-1 に示すとおりです。

表 6.2-1(1) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1. 全般的事項</p> <p>本事業の事業計画を具体化する際には、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減するよう配慮しつつ進めて下さい。</p> <p>今後の事業の進展においては、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討して下さい。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書の作成に当たっては、次の事項を十分に踏まえ、必要に応じて関係機関と事前協議を行って下さい。</p>	<p>本事業の事業計画の具体化に当たっては、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減するよう配慮しつつ進めます。</p> <p>今後の事業の熟度を高める過程においては、環境に関する国や横浜市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討します。また、方法書以降の図書の作成に当たっては、以下の(1)～(5)の事項を踏まえ、必要に応じて関係機関と事前協議を行います。</p>
<p>(1)「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性は踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めて下さい。</p>	<p>(1)「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」と連携し、本事業の特性を踏まえながらも、第3章の記述や第7章の調査位置を示す図面の統一を図るなど、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めました。</p>
<p>(2)農業振興ゾーン、公園・防災ゾーン、観光・賑わいゾーン及び物流ゾーンの選定、面積及び配置に関する考え方及びその決定の経緯について、内容が十分理解されるよう分かりやすく方法書に記載して下さい。</p>	<p>(2)方法書の作成に当たっては、土地利用に係る各ゾーンの選定や、その規模や配置などの考え方及びその決定の経緯について、分かりやすい記述に努めました。(第2章 p.2-11～21に記載)</p>
<p>(3)関連する「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討して下さい。</p>	<p>(3)関連する他事業の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討しました。その結果、複合的な影響検討を行う旨(第7章 p.7-11(表7.2-1(3)脚注2)等)を追記しました。</p>

表 6.2-1 (2) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>(4) 環境影響評価項目の選定に当たっては、参考項目及び横浜市環境影響評価技術指針を勘案しつつ、事業特性、地域特性及び事業計画の具体化を踏まえ適切に行って下さい。</p>	<p>(4) 環境影響評価項目の選定に当たっては、参考項目及び横浜市環境影響評価技術指針を勘案しつつ、事業特性、地域特性及び事業計画の具体化を踏まえ適切に行いました。また、神奈川県環境影響評価技術指針についても勘案しました。(その考え方は、第7章7.1に示しました。)</p> <p>なお、表7.1-2の脚注に、参考項目、参考項目にはないが基本的事項の別表に掲載されている項目、市条例に基づく項目のいずれに該当するかがわかるように記述しています。</p>
<p>(5) 今後事業計画を進めていく過程においては、広く意見を聴取するとともに、聴取した意見の事業計画への反映に努めて下さい。</p>	<p>(5) 今後事業計画を進めていく過程においては、広く意見を聴取するとともに、聴取した意見の事業計画への反映に努めます。</p>
<p>2. 個別の環境要素に関する事項</p> <p>(1) 土壌汚染</p> <p>事業実施想定区域に軍事施設があったことを考慮し、土壌汚染に係る調査を行うとともに、土壌汚染が周辺地下水に及ぼす影響の把握に努めて下さい。</p>	<p>(1) 土壌汚染</p> <p>土壌汚染対策法に基づき国が実施した調査結果の情報収集に努めるとともに、事業者としても土地利用履歴を踏まえ、土壌汚染が懸念される場所を中心とした調査を行う予定であり、その手法を方法書に記載しました。(第7章 p.7-46~47に記載)</p>
<p>(2) 動物、植物、生態系</p> <p>ア 事業実施想定区域に存在するまとまった草地が減少するなど、本事業の実施による生態系への影響が想定されることから、生態系に対するより具体的な配慮について方法書以降の図書に記載して下さい。</p> <p>イ 事業実施想定区域にホタルが生息する場合は、ホタルが地域の在来種であるか否かの把握に努めて下さい。</p>	<p>(2) 動物、植物、生態系</p> <p>ア 本事業の実施による生態系の影響について適切に予測することにより、影響の程度を明らかにした上で、その影響を回避・低減又は代償するための具体的な配慮について準備書に記載します。</p> <p>イ 対象事業実施区域にホタルが生息する場合は、DNA解析等の手法により、地域の在来種であるか否かの把握に努めます。</p>

### 6.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

配慮書を令和2年1月15日～令和2年2月14日まで縦覧に供し、配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を募集しました。その結果4件の意見があり、その概要と都市計画決定権者の見解は表6.3-1に示すとおりです。

表 6.3-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>1. 事業計画について</p> <p>(1) 横浜市内の緑を保全する立場で、開発はできるだけ避けて下さい。</p>	<p>(1) 旧上瀬谷通信施設のまちづくりのコンセプトにおいて都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくことを位置付けています。都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p>
<p>(2) 横浜市の「米軍施設返還跡地利用指針」(平成18年6月)は市民(区民)の要望に沿うものであり、同指針の立場に戻るべきです。</p>	<p>(2) 「米軍施設返還跡地利用指針」では、「水や緑」、「魅力ある景観」、「経済活動」、「レクリエーションやスポーツ」などの環境を、返還施設跡地を活用して幅広く再生していくという主旨となっています。</p> <p>「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」は、指針策定後の社会経済情勢の変化に対応するとともに、まちづくりのテーマを「豊かな自然環境をいかした郊外部の新たな活性化拠点の形成」としており、指針の考え方を継承するものです。</p>
<p>(3) 公有地は市民のために使うべきであり、テーマパークとして利用するのは、地権者の持ち分の範囲に限定して下さい。</p>	<p>(3) 旧上瀬谷通信施設では国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p> <p>国有地の配置(換地)については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンや将来の道路等の公共施設を中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p>

表 6.3-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>2. 生態系の評価、環境影響の代償等について</p> <p>(1) 生態系の評価については、当地の生態系を代表する種を評価対象種とした生物多様性定量評価手法を用い、誰でも理解できるように、影響の程度を数値で示して頂きたい。</p>	<p>(1) 生態系の予測・評価については、事業実施想定区域及びその周辺を代表する種として、上位性、典型性、特殊性の視点から対象種を選定することによりとともに、生物多様性の視点も含めた知見を踏まえ、可能な限り分かりやすくとりまとめるよう努めます。</p>
<p>(2) 評価により明らかになった環境影響については、開発区域外の緑地の保全活動を行うことで代償して頂きたい。域内の緑地を一部保存し、維持管理することにも積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>(2) 今後の環境影響評価の手続きにおいては、事業実施想定区域内において緑地を一部保存し、維持管理すること等による環境影響の回避・低減の考え方を重要視するとともに、必要に応じて、環境影響の代償措置についても検討し、生態系に係る影響を実行可能な範囲内で、できる限り低減できるようにします。</p>

## 第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法

### 7.1 環境影響評価項目の選定

対象事業実施区域に係る環境影響評価項目の選定に当たり、「第2章 対象事業の目的及び内容」を踏まえて環境影響要因を抽出した結果は、表7.1-1のとおりです。

環境影響評価項目については、配慮書での検討結果を踏まえ、「都市計画主務省令\*1) 第8条の規定により読み替えて適用される改正主務省令\*2) 第21条第1項」に基づき、都市計画対象事業に伴う影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性を踏まえて選定しました。

また、選定に当たっては、「神奈川県環境影響評価技術指針」（平成10年2月6日環審第73号）（以下、「県条例指針」といいます。）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成23年6月）（以下、「市条例指針」といいます。）に示された評価項目も踏まえることとしました。

環境影響評価項目の選定結果は表7.1-2に示すとおりであり、「大気質」、「騒音」、「振動」、「水質」、「底質」、「地下水」、「その他の水環境に係る環境要素（湧水の流量及び河川の形態、流量）」、「地形及び地質」、「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」、「温室効果ガス」、「地域社会」及び「文化財等」を選定しました。

環境影響評価項目として選定した理由は表7.1-3に、選定しなかった理由は表7.1-4に、それぞれ示すとおりです。

表 7.1-1 環境影響要因の抽出

影響要因の区分		抽出の理由
工事の実施	雨水の排水	・工事の実施に伴い、対象事業実施区域及びその周辺の河川へ雨水の排水を行います。
	造成工事の実施	・造成工事の実施に伴い、地表（河道を含む。）を改変します。
	建設機械の稼働	・工事の実施に伴い、建設機械が対象事業実施区域で稼働します。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・工事の実施に伴い、資材及び機械の運搬に用いる車両が、周辺道路を運行します。
土地又は工作物の存在及び供用 <sup>注1</sup>	敷地の存在（土地の改変）	・対象事業実施区域の造成や舗装等による地表面の被覆により、土地が改変されます。
	構造物の存在	・対象事業実施区域内に道路、公園・緑地、調整池、給・排水施設等の公共施設に係る構造物が出現します。
	関係車両の走行	・対象事業実施区域内の従業員や来客者などの車両が、周辺道路を走行します。

注1：対象事業に係る環境影響評価は、土地区画整理事業として実施される範囲内を扱うものであり、観光・賑わいゾーンや物流ゾーンに建設される上物の施設の規模が市条例の規模要件を満たす場合は、市条例に基づく環境影響評価が実施される予定です。

\*1) 都市計画主務省令；土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第22号、令和元年6月28日改正）

\*2) 改正主務省令；土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第13号、平成25年4月1日改正）

表 7.1-2(1) 環境影響評価項目の選定結果

環境要素の区分			影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素 <sup>注4</sup>			◎	◎			◎		
			浮遊粒子状物質 <sup>注4</sup>			◎	◎			◎		
			粉じん等			○	○					
		騒音	騒音			○	○			◎		
		振動	振動			○	○			◎		
	水環境	水質(地下水の水質を除く。)	水の濁り	○								
			水の汚れ	◎								
		底質 <sup>注2</sup>	公共用水域の底質		◎							
		地下水 <sup>注2</sup>	地下水の水質					◎				
		その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量 <sup>注4</sup>		◎				◎			
	河川の形態、流量 <sup>注4</sup>							◎				
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					×				
地盤 <sup>注3</sup>		地盤の安定性(土地の安定性)					◎					
土壌 <sup>注3</sup>		土壌汚染		◎								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物(水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地		◎			○					
		重要な種及び群落		◎			○					
	生態系	地域を特徴づける生態系		◎			○					

注1：○：改正主務省令別表第一で参考項目とされている環境要素(以下「参考項目」といいます。)の中から選定した項目

◎：参考項目ではないが選定した項目(県条例指針、市条例指針に基づく項目を含む。)

×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目

注2：■は、参考項目

注3：参考項目にはないが、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」(以下、「基本的事項」といいます。)の別表に掲載されている項目

注4：参考項目や基本的事項にない項目で、市条例指針に基づく項目

表 7.1-2(2) 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
			雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				◎	○	○	◎
環境への負荷の量の程度	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○					
	温室効果ガス <sup>注3</sup>	温室効果ガス			◎	◎			◎
その他の項目	地域社会 <sup>注4</sup>	交通混雑				◎			◎
		歩行者の安全				◎			◎
	文化財等 <sup>注4</sup>	文化財等		◎					

注1：○：参考項目の中から選定した項目

◎：参考項目ではないが選定した項目（県条例指針、市条例指針に基づく項目を含む。）

×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目（表7.1-2(2)には該当なし。）

注2：■は、参考項目

注3：参考項目にはないが、基本的事項の別表に掲載されている項目

注4：参考項目や基本的事項にない項目で、市条例指針に基づく項目

表 7.1-3(1) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、本事業の工事中における建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
	粉じん等	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、本事業の工事中における建設機械の稼働に伴い発生する粉じん等による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
	騒音	騒音	建設機械の稼働
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			資材及び機械の運搬に用いる車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する騒音による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
関係車両の走行			供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
振動	振動	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。

表 7.1-3(2) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
振動	振動	関係車両の走行	供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両等の走行に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
水質（地下水の水質を除く。）	水の濁り	雨水の排水	本事業の工事中において、公共用水域に雨水排水等を排出することから、評価項目として選定します。
	水の汚れ	雨水の排水	本事業の工事中において、過去の土地利用によって汚染されているおそれのある土壌と接触した雨水排水等を排出する可能性があることから、評価項目として選定します。
底質	公共用水域の底質	造成工事の実施	本事業の造成工事の実施に伴う河川改修等により、水底の底質に影響を及ぼす工事が行われる可能性があることから、評価項目として選定します。
地下水	地下水の水質	敷地の存在（土地の改変）	本事業では、過去の土地利用から対象事業実施区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があり、土地の改変により地下水の水質に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量	造成工事の実施	造成工事の実施に伴う掘削等により、湧水の流量の変化が懸念されることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在（土地の改変）	対象事業実施区域及びその周辺には湧水が存在し、土地の改変並びに舗装等による地表面の被覆化により、湧水の流量に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
	河川の形態、流量	敷地の存在（土地の改変）	対象事業実施区域には河川や水路が存在し、本事業によりこれらの改修等が行われる場合、河川等の形態、流量に影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
地盤	地盤の安定性（土地の安定性）	敷地の存在（土地の改変）	対象事業実施区域内に土砂災害警戒区域が存在することから、土地の改変により地盤の安定性に影響が及ぶおそれがあり、評価項目として選定します。
土壌	土壌汚染	造成工事の実施	対象事業実施区域内には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありませんが、過去の土地利用から対象事業実施区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があり、工事に伴い汚染された土壌が拡散する可能性があることから、評価項目として選定します。
動物（水生生物を含む。）	重要な種及び注目すべき生息地	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。造成工事の実施により動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 7.1-3(3) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
動物 (水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。本事業では、対象事業実施区域内における土地の改変により、動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。土地の改変により、動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
植物	重要な種及び群落	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、植物の重要な種及び群落が立地している可能性があります。本事業の造成工事の実施により、植物の重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、植物の重要な種及び群落が立地している可能性があります。土地の改変により、植物の重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
生態系	地域を特徴づける生態系	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、本事業の造成工事の実施により地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、本事業の土地の改変により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、主要な眺望点や景観資源が存在しています。土地の改変により、周辺地域の景観に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		構造物の存在	公共施設が出現し、周辺地域の景観に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在 (土地の改変)、 構造物の存在	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、敷地の存在による縮小・消滅、構造物の存在によるその機能及び利用への影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、関係車両の走行	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両の走行により、その利用への影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 7.1-3(4) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	造成工事の実施	造成工事の実施に伴い産業廃棄物等及び建設発生土が発生することから、評価項目として選定します。
温室効果ガス	温室効果ガス	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	関係車両の走行に伴い、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定します。
地域社会	交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い、交通混雑が懸念されること及び主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在することから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	本事業の供用時に立地する施設に交通が集中するのに伴い、交通混雑が懸念されること及び主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在することから、評価項目として選定します。
	歩行者の安全	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い、歩行者の安全性の低下が懸念されることから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	本事業の供用時における関係車両の走行に伴い、歩行者の安全性の低下が懸念されることから、評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	造成工事の実施	対象事業実施区域に埋蔵文化財が存在しており、造成工事の実施に伴い、文化財等に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 7.1-4 環境影響評価項目として選定しなかった理由

環境要素		影響要因	選定しなかった理由
地形及び地質	重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	対象事業実施区域には、特筆すべき重要な地形及び地質は存在しないことから、評価項目として選定しません。 なお、湧水については、「湧水の流量」にて検討します。

注1：本表の環境要素は、参考項目の中で選定しなかった項目について示します。

## 7.2 調査、予測及び評価の手法

選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法は、各参考項目ごとに改正主務省令別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下、「参考手法」といいます。）を参考に、事業特性、地域特性、必要に応じて専門家による意見を勘案しました。調査、予測及び評価の手法は、表7.2-1～表7.2-13に示すとおりとしました。

### 7.2.1 大気質

大気質に係る調査、予測及び評価の手法は、表7.2-1に示すとおりとしました。

表 7.2-1(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成25年3月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①気象の状況 ②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①気象の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局の最新1年間の観測データ（1時間値）により、風向・風速、日射量及び放射収支量を調査するとともに、横浜地方気象台における観測結果を用いて、現地調査を行った年が過去の10年間と比較し、異常でないかを統計手法を用いて確認（異常年検定）します。 【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁平成14年3月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。 ②二酸化窒素の状況及び浮遊粒子状物質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局における測定データを収集整理し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度を把握します。 【現地調査】 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定められた方法により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。	
	(3) 調査地域 建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	



表 7.2-1(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 <sup>注1</sup> とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づく大気拡散式（プルーム・パフ式）を用いた数値計算結果により、年平均値を予測します。
	(8) 予測地域	建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、最大着地濃度の出現する地点を含む範囲とします。
	(9) 予測地点	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、予測地域内の住宅地や学校等の保全対象の近傍とし、等濃度分布図の作成を行います。 予測位置の高さは 1.5m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期 <sup>注2</sup> とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p><b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b> 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることによります。</p> <p><b>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</b> 環境基準との整合が図られているかどうかを明らかにすることにより評価します。</p>

注 1：浮遊粒子状物質は、建設機械や資材及び機械の運搬に用いる車両の排気管から排出される粉じん（一次生成物質）のみを対象とし、光化学反応に伴う二次生成物質やタイヤの摩耗による粉じん、砂ぼこり等の巻き上げによる粉じんは対象としません。

注 2：排出量が最大となる時期：本事業の予測時期（本事業の建設機械の稼働による排出量が最大となる時期）において、関連他事業による影響も踏まえて予測します。

表 7.2-1(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①気象の状況</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>③交通量の状況</p> <p>④道路構造の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局の最新 1 年間の観測データ（1 時間値）により、風向・風速、日射量及び放射収支量を調査するとともに、当該年が異常気象でないかを確認します。</p> <p>【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局における測定データを収集整理し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度を把握します。</p> <p>【現地調査】 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定められた方法（公定法）により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。また、二酸化窒素については、簡易測定法（PTIO 法）により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。</p> <p>【現地調査】 調査地点における断面交通量（方向別車種別交通量）を調査します。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	

表 7.2-1(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 調査地域内における大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。(常時監視局及び気象官署の場所は図 7.2-1(1)参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局</li> <li>・ 日射量：中区本牧一般環境大気測定局</li> <li>・ 放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局</li> </ul> <p>【現地調査】 図 7.2-1(2)に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する1地点(一般大気・地上気象1)とします。</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 大気汚染常時監視局における測定結果の資料収集によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大和市役所一般環境大気測定局</li> <li>・ 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局</li> </ul> <p>【現地調査】 二酸化窒素は、図 7.2-1(2)に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の3地点(沿道大気1～沿道大気3)及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の7地点(沿道大気1～沿道大気7)とします。なお、そのうち、公定法による地点は沿道大気3で、その他の地点では簡易法によります。 浮遊粒子状物質は、図 7.2-1(2)に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の1地点(沿道大気3)とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】 「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」と同じ地点とします。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」と同じ地点とします。</p>	

表 7.2-1(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 「①気象の状況」と同じ期間とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>「①気象の状況」並びに「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」の現地調査期間中に1回行います。</p>	

表 7.2-1(7) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づく大気拡散式（ブルーム式・パフ式）を用いた数値計算結果に基づき、定量的に予測します。
	(8) 予測地域	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 7.2-1(2)に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の 3 地点（沿道大気 1～沿道大気 3）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（沿道大気 1～沿道大気 7）付近の断面とします。 予測位置の高さは、地上 1.5m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期 <sup>注1</sup> とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることによります。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 環境基準との整合が図られているかどうかを明らかにすることにより評価します。	

注 1：排出量が最大となる時期：本事業の予測時期（資材及び機械の運搬に用いる車両による排出量が最大となる時期）において、関連他事業による影響も踏まえて予測します。

表 7.2-1(8) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—粉じん等
	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①気象の状況</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p>【現地調査】 「衛生試験法・注解 2015」（日本薬学会 平成 27 年 3 月）に定められた方法により、粉じん等（降下ばいじん）を測定し、調査結果の整理を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 調査地域内における大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。（常時監視局及び気象官署の場所は図 7.2-1(1) 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局                   瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局</li> <li>・ 日射量      ：中区本牧一般環境大気測定局</li> <li>・ 放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局</li> </ul> <p>【現地調査】 図 7.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p>【現地調査】 図 7.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。</p>	

表 7.2-1(9) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—粉じん等
	影響要因の区分	建設機械の稼働
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。(7日間×24時間×4季)</p> <p>②粉じん等(降下ばいじん)の状況</p> <p>【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1か月の調査を行います。</p>	
予測の方法	(6) 予測項目 降下ばいじん量とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)」に基づき、建設機械の稼働による降下ばいじん量(季節別ばいじん量)を定量的に予測します。	
	(8) 予測地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上1.5mとします。	
評価の方法	(10) 予測対象時期等 建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響が最大となる時期 <sup>注1</sup> とします。	
	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることによります。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)において、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値(10t/km<sup>2</sup>・月)との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	

注1：排出量が最大となる時期：本事業の予測時期(本事業の建設機械の稼働による排出量が最大となる時期)において、関連他事業による影響も踏まえて予測します。

表 7.2-1(10) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－粉じん等
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の走行
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①気象の状況</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p>【現地調査】 「衛生試験法・注解 2015」（日本薬学会 平成 27 年 3 月）に定められた方法により、粉じん等（降下ばいじん）を測定し、調査結果の整理を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 調査地域内における大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。（常時監視局及び気象官署の場所は図 7.2-1(1)参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局</li> <li>・ 日射量：中区本牧一般環境大気測定局</li> <li>・ 放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局</li> </ul> <p>【現地調査】 図 7.2-1(2)に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p>【現地調査】 図 7.2-1(2)に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。</p>	

表 7.2-1(11) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—粉じん等
項目	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の走行
調査の方法	(5) 調査期間等	
	①気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。(7日間×24時間×4季) ②粉じん等(降下ばいじん)の状況 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1か月の調査を行います。	
予測の方法	(6) 予測項目	降下ばいじん量とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)」に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による降下ばいじん量(季節別ばいじん量)を定量的に予測します。
	(8) 予測地域	粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図7.2-1に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の7地点(沿道大気1～沿道大気7)付近の官民境界地上1.5mとします。
	(10) 予測対象時期等	資材及び機械の運搬に用いる車両の走行に伴う粉じん等の影響が最大となる時期 <sup>注1</sup> とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることによります。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)において、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値(10t/km<sup>2</sup>・月)との整合が図られているかどうかを評価します。</p>

注1：排出量が最大となる時期：本事業の予測時期(資材及び機械の運搬に用いる車両による排出量が最大となる時期)において、関連他事業による影響も踏まえて予測します。

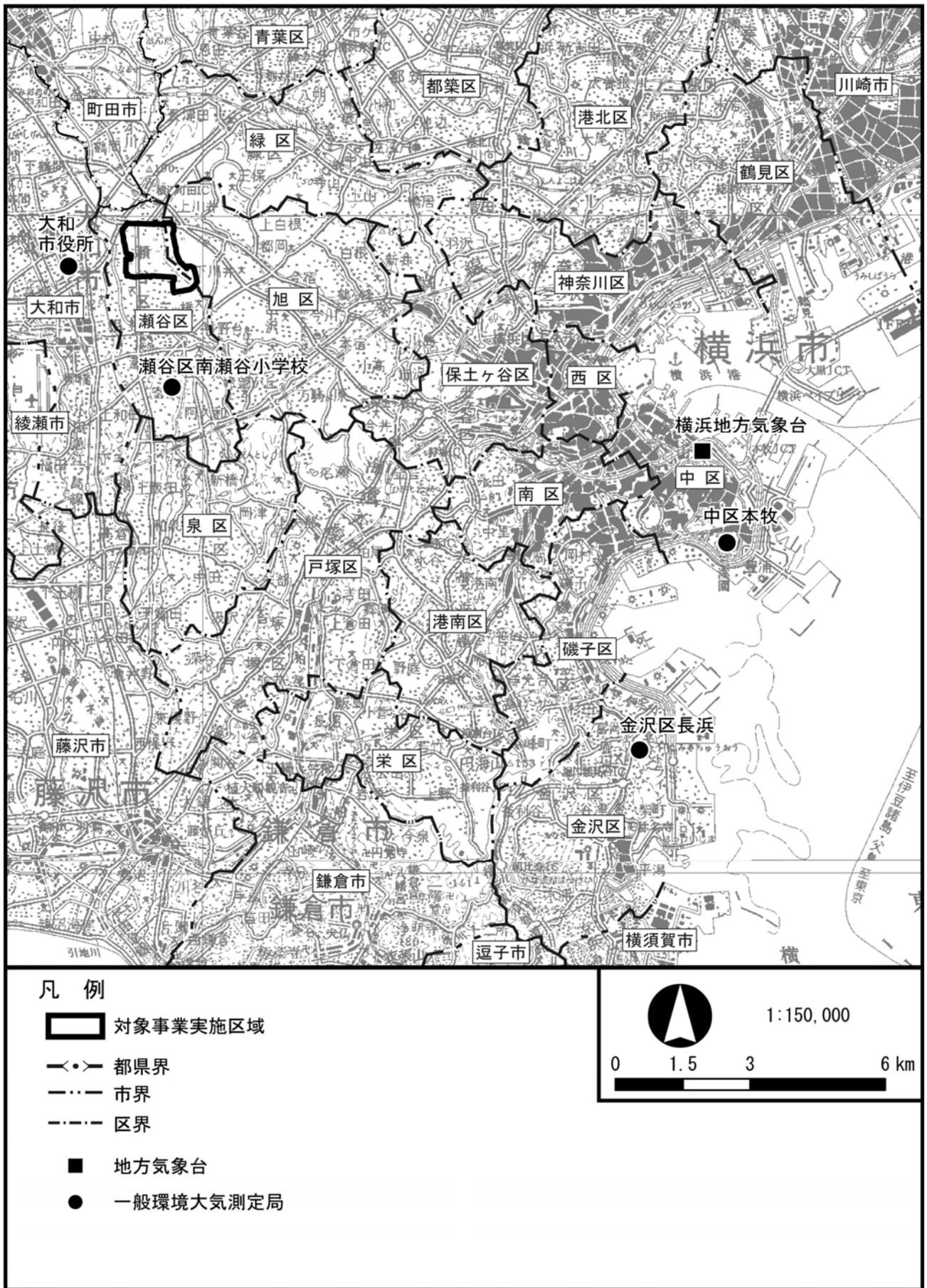
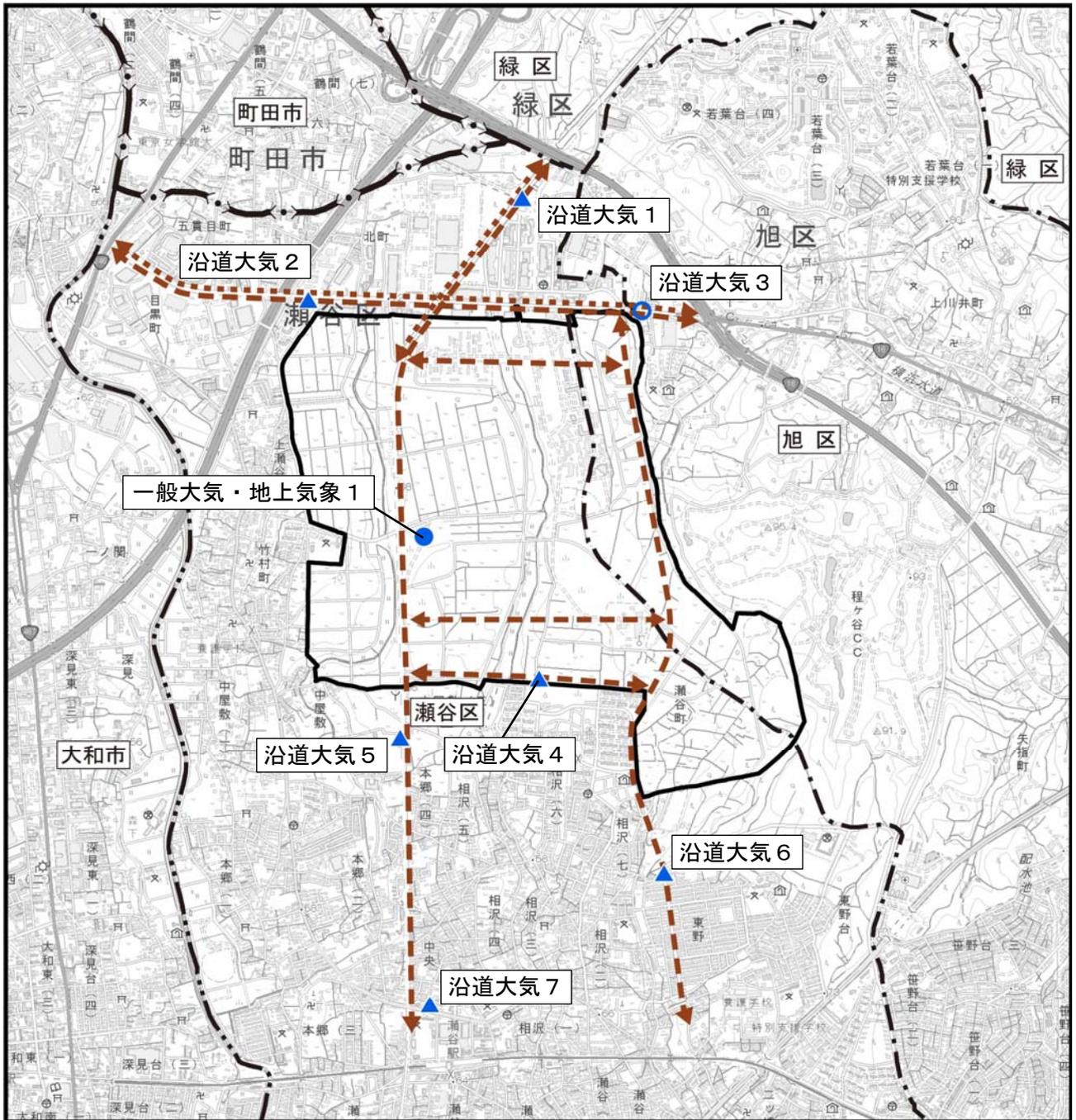
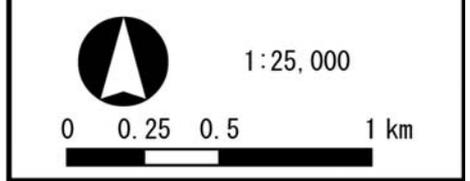


図 7.2-1(1) 大気環境の調査位置 (大気質—文献その他資料調査地点)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 公定法（一般大気）、地上気象
- 公定法（沿道大気）
- ▲ 簡易法（沿道大気）
- ↔ 資材及び機械の運搬に用いる車両の主な走行ルート（案）
- ↔ 関係車両の主な走行ルート（案）



注1：公定法：「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」に定められた方法  
 簡易法：窒素酸化物の簡易測定法である PT10 法

図 7.2-1(2) 大気環境の調査位置（大気質－現地調査地点）

## 7.2.2 騒音及び振動

騒音に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-2(1)～(5)に、振動にかかる調査及び評価の手法は、表 7.2-2(6)～(9)に示すとおりとしました。

表 7.2-2(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
目	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①騒音の状況（一般環境騒音） ②地表面の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域編」（環境省 平成 27 年 10 月）に基づいて等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行うことによります。 ②地表面の状況 【現地調査】 地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査します。	
	(3) 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(4) 調査地点 ①騒音の状況 【現地調査】 図 7.2-2 に示す対象事業実施区域内の敷地境界付近及びその周辺の 3 地点（環境騒振 1～環境騒振 3）とします。測定高さは地上 1.2m とします。 ②地表面の状況 【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。	
	(5) 調査期間等 ①騒音の状況 【現地調査】 現状の環境騒音を代表する平日及び休日の各 1 日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間 ②地表面の状況 【現地調査】 「①騒音の状況」の現地調査と同時期に実施します。	

表 7.2-2(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目	建設機械の稼働に伴う騒音とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に示されている予測手法に準じ、「ASJ CN-Model」により予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とするほか、等音線図（騒音レベルのコンター図）を作成します。 予測位置の高さは地上 1.2m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	工事計画に基づき、建設機械の稼働に伴う騒音が最大となる時期 <sup>注1</sup> とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p><b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b></p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることによります。</p> <p><b>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</b></p> <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示 1 号）」に規定された基準との整合が図られているかどうかを評価します。</p>

注 1：騒音が最大となる時期：本事業の予測時期（建設機械の稼働による音響パワーレベルの合成値が最大となる時期）において、関連他事業による影響も踏まえて予測します。

表 7.2-2(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）及び「道路環境影響評価の技術手法（平成 26 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 27 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①騒音の状況 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況 ③交通量の状況 ④道路構造の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」（環境省 平成 27 年 10 月）に基づいて等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行うことによります。 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況 【文献その他の資料調査】 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 現地を踏査し、周辺の建物等の状況を調査します。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省 平成 29 年 6 月）による情報収集並びに整理及び解析を行います。 【現地調査】 調査地点の断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。 ④道路構造の状況 【現地調査】 調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。
	(3) 調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。

表 7.2-2(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	(4) 調査地点	<p>①騒音の状況</p> <p>【現地調査】 図 7.2-2 に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の 3 地点（道路騒振 1～道路騒振 3）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）とします。測定高さは地上 1.2m とします。</p> <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p>
	(5) 調査期間等	<p>①騒音の状況</p> <p>【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間</p> <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」の調査時に併せて実施します。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」と同じく、道路交通量の状況を代表する平日及び休日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>「①騒音の状況」の調査時に併せて実施します。</p>

表 7.2-2(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に伴う道路交通騒音とします。
	(7) 予測の基本的な手法	一般社団法人日本音響学会が発表している「道路交通騒音の予測計算モデル(ASJ RTN-Model 2018)」により、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 7.2-2 に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の 3 地点(道路騒振 1～道路騒振 3)及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点(道路騒振 1～道路騒振 7)付近の断面とし、予測位置の高さは地上 1.2m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の等価交通量(大型車台数を小型車台数に換算し、小型車の台数として合計した交通量)が最大となる時期 <sup>注1</sup> とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることによります。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 騒音に係る環境基準との整合が図られているかどうかを評価します。	

注 1：等価交通量が最大となる時期：本事業の予測時期(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による等価交通量が最大となる時期)において、関連他事業による影響も踏まえて予測します。

表 7.2-2(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①振動の状況 ②地盤の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①振動の状況 【現地調査】 「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）」に定められた振動レベル測定方法（JIS Z 8735）による測定を行い、調査結果の整理及び解析を行います。 ②地盤の状況 【文献その他の資料調査】 「20 万分の 1 土地分類基本調査」（国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。 【現地調査】 後述の地盤の安定性にて調査を行うボーリング調査結果によります。	
	(3) 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(4) 調査地点 ①振動の状況 【現地調査】 図 7.2-2 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 3 地点（環境騒振 1～環境騒振 3）とします。 ②地盤の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 後述の図 7.2-5「土壌に係る環境の調査位置（地盤及び土壌）」に示す 7 地点（地質 1～地質 7）とします。	
	(5) 調査期間等 ①振動の状況 【現地調査】 現状の環境騒音を代表する平日及び休日の各 1 日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間 ②地盤の状況 【文献その他の資料調査】 必要に応じて設定します。 【現地調査】 ボーリングによる地質調査は 1 回とします。	

表 7.2-2(7) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目	建設機械の稼働に伴う振動とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月)に基づき、振動レベルを予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とするほか、等振動線図(振動レベルのコンター図)を作成します。
	(10) 予測対象時期等	工事計画に基づき、建設機械の稼働に伴う振動が最大となる時期 <sup>注1</sup> とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働による振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることによります。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に規定された基準との整合が図られているかどうかを評価します。</p>

注 1 : 振動が最大となる時期 : 本事業の予測時期(建設機械の稼働による振動レベルの合成値が最大となる時期)において、関連他事業の影響も踏まえて予測します。

表 7.2-2(8) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①振動の状況 ②地盤の状況 ③交通量の状況 ④道路構造の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①振動の状況 【現地調査】 「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）」に定められた振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に基づいて時間率振動レベル（ $L_{10}$ ）を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。 ②地盤の状況 【現地調査】 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に基づき、地盤卓越振動数を測定します。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに整理及び解析を行います。 【現地調査】 調査地点の断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。 ④道路構造の状況 【現地調査】 調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。	
	(3) 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(4) 調査地点 ①振動の状況 【現地調査】 図 7.2-2 に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の 3 地点（道路騒振 1～道路騒振 3）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）とします。 ②地盤の状況 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。 ④道路構造の状況 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。	

表 7.2-2(9) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①振動の状況 【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>②地盤の状況 【現地調査】 大型車の単独走行10台について地盤卓越振動数の調査を行います。</p> <p>③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 「①振動の状況」と同じく、道路交通量の状況を代表する平日及び休日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>④道路構造の状況 「①振動の状況」の調査中に実施します。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に伴う道路交通振動とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に基づき、時間率振動レベル(L<sub>10</sub>)を予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(9) 予測地点 図7.2-2に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の3地点(道路騒振1～道路騒振3)及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の7地点(道路騒振1～道路騒振7)付近の断面とします。</p>	
	<p>(10) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の等価交通量(大型車台数を小型車台数に換算し、小型車の台数として合計した交通量)が最大となる時期<sup>注1</sup>とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。</p>	

注1：等価交通量が最大となる時期：本事業の予測時期(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による等価交通量が最大となる時期)において、関連他事業による影響も踏まえて予測します。

表 7.2-2(10) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることによります。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）」に基づく「道路交通振動の要請限度」との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	

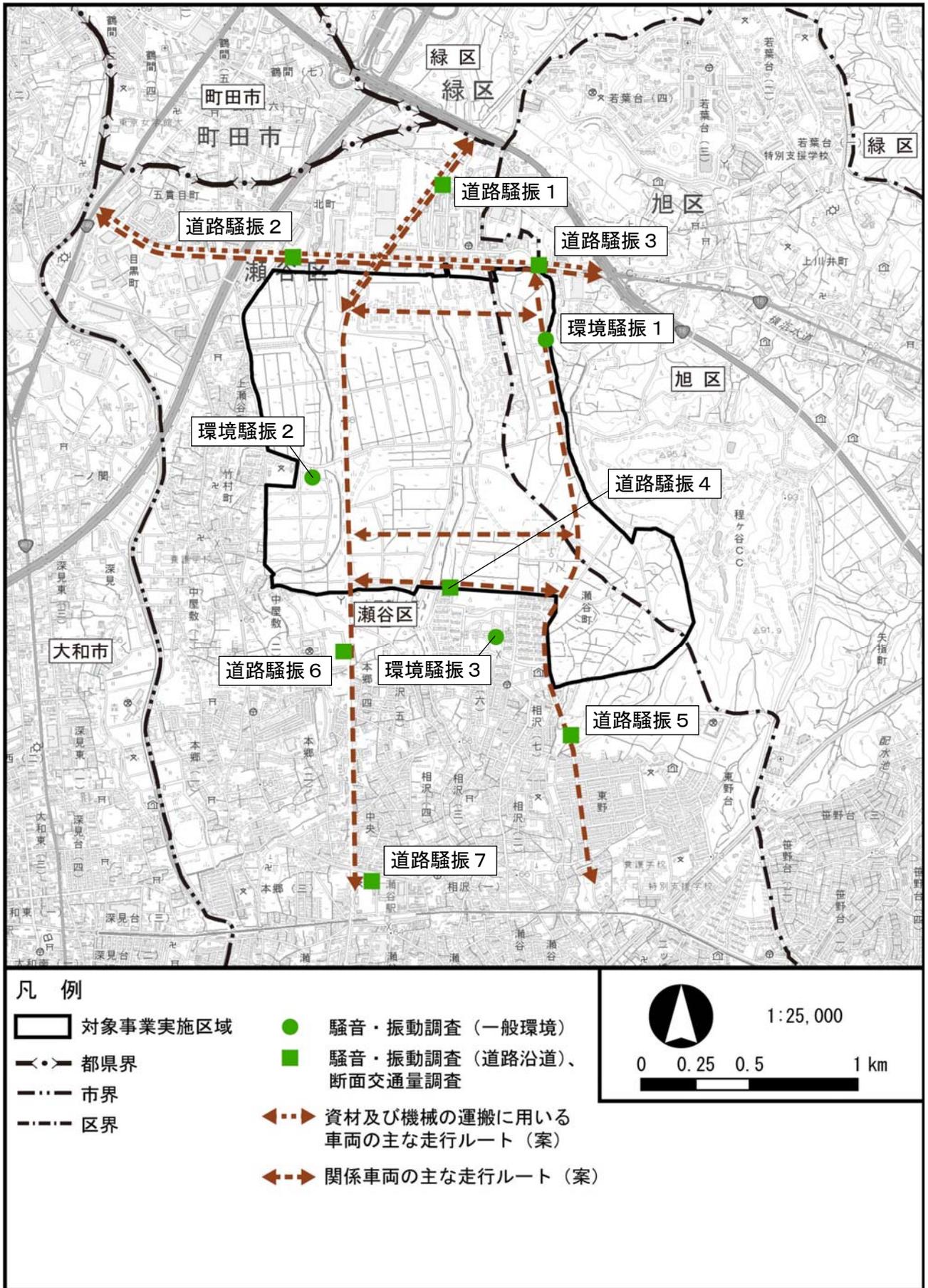


図 7.2-2 大気環境の調査位置（騒音及び振動）

### 7.2.3 水質及び底質

水質及び底質に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-3 に示すとおりとしました。

表 7.2-3(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①水質の状況</p> <p>②地形、地質（土質）の状況</p> <p>③降水量の状況</p> <p>④利水の状況</p> <p>⑤流れの状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①水質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管 30 号）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定められた方法に基づいて、生活環境項目（BOD（生物化学的酸素要求量）、T-N（全窒素）、糞便性大腸菌群数、SS（浮遊性物質）及び DO（溶存酸素量））並びに「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）別表 1 に掲げる 27 項目（以下、「健康項目」という。）を測定し、調査結果の整理を行います。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）に定められた方法に基づいて、水質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。</p> <p>②地形・地質（土質）の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 地形図等の入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域内で採取した土壌を用いて土壌の沈降試験（試料の調整は JIS A 1201 に準拠し、沈降試験は JIS M 0201 に準拠する。）を行い、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>④利水の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>⑤流れの状況</p> <p>【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管 30 号）に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行うとともに、地下への浸透の程度を把握するため、地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>雨水を排水する可能性がある公共用水域及びその集水域とします。</p>	

表 7.2-3(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①水質の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。  <b>【現地調査】</b>            図 7.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 6 地点(水底 1～水底 4、水質 1 及び水質 2)とします。</p> <p>②地形・地質（土質）の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            対象事業実施区域及びその周辺とします。  <b>【現地調査】</b>            図 7.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 5 地点(土質 1～土質 5)とします。</p> <p>③降水量の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。</p> <p>④利水の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>⑤流れの状況  <b>【現地調査】</b>            「①水質の状況」と同じ地点とします。地表面の状況の調査はその周辺とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①水質の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新の資料によるものとします。  <b>【現地調査】</b>            生活環境項目については、渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各 1 回実施するとともに、降雨時の調査を 2 回実施します。            健康項目及びダイオキシン類については、平常時に 1 回実施します。</p> <p>②地形・地質（土質）の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新の資料によるものとします。  <b>【現地調査】</b>            土壌の採取は 1 回行います。</p> <p>③降水量の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新の資料によるものとします。</p> <p>④利水の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新の資料によるものとします。</p> <p>⑤流れの状況  <b>【現地調査】</b>            「①水質の状況」の現地調査と同じ期間とします。</p>	

表 7.2-3(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
予測の方法	(6) 予測項目	水の濁り（浮遊物質）及び水の汚れ（生活環境項目、健康項目及びダイオキシン類）とします。
	(7) 予測の基本的な手法	浮遊物質については完全混合式によります。 他の生活環境項目については、想定される工事排水量と環境保全措置の内容を踏まえ、影響の程度を定性的に予測します。 健康項目及びダイオキシン類については、土壌汚染並びに地下水の水質の現地調査結果並びに本事業で計画する環境保全措置の内容を踏まえ、影響の程度を定性的に予測します。
	(8) 予測地域	工事中の雨水を排水する公共用水域とします。
	(9) 予測地点	図 7.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 6 地点(水底 1～水底 4、水質 1 及び水質 2)とします。
	(10) 予測対象時期等	工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期 <sup>注1</sup> とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、雨水の排水による水の濁り及び水の汚れに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に規定された基準との整合が図られているかどうかを評価します。</p>

注 1：工事による影響が最大となる時期：本事業の予測時期（本事業による汚濁負荷量が最大となる時期）において、関連他事業の影響も踏まえて予測します。

表 7.2-3(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－底質－公共用水域の底質
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①水底の底質の状況</p> <p>②地形・地質の状況</p> <p>③流れの状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①水底の底質の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「底質調査方法」（環境省 水・大気環境局 平成 24 年 8 月）に定められた方法に基づいて、「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）別表に掲げる 29 項目測定し、調査結果の整理を行います。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）に定められた方法に基づいて、底質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。</p> <p>②地形・地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>入手可能な資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>③流れの状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「水質調査方法」（昭和 46 年環水管 30 号）に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①水底の底質の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>図 7.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 4 地点（水底 1～水底 4）とします。</p> <p>②地形・地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③流れの状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①水底の底質の状況」と同じ地点とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①水底の底質の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>底質の状況を的確に把握できる期間に 1 回実施します。</p> <p>②地形・地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>必要に応じて設定します。</p> <p>③流れの状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①水底の底質の状況」と同時期とします。</p>	

表 7.2-3(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－底質－公共用水域の底質
	影響要因の区分	造成工事の実施
予測の方法	(6) 予測項目 土壌汚染の環境基準項目（ダイオキシン類を含む。）とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 造成工事の実施の内容（河川改修が行われる場合は、その内容も含まれます。）並びに現況の水底の底質の状況及び土質・地質の状況から定性的な検討を行うことによります。	
	(8) 予測地域 対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。	
	(9) 予測地点 図 7.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 4 地点(水底 1～水底 4)とします。	
	(10) 予測対象時期等 工事計画に基づき、造成工事の実施による影響が最大となる時期とします。	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p><b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b> 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による水底の底質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p> <p><b>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</b> 「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年環水管 119 号）及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に規定された基準との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	

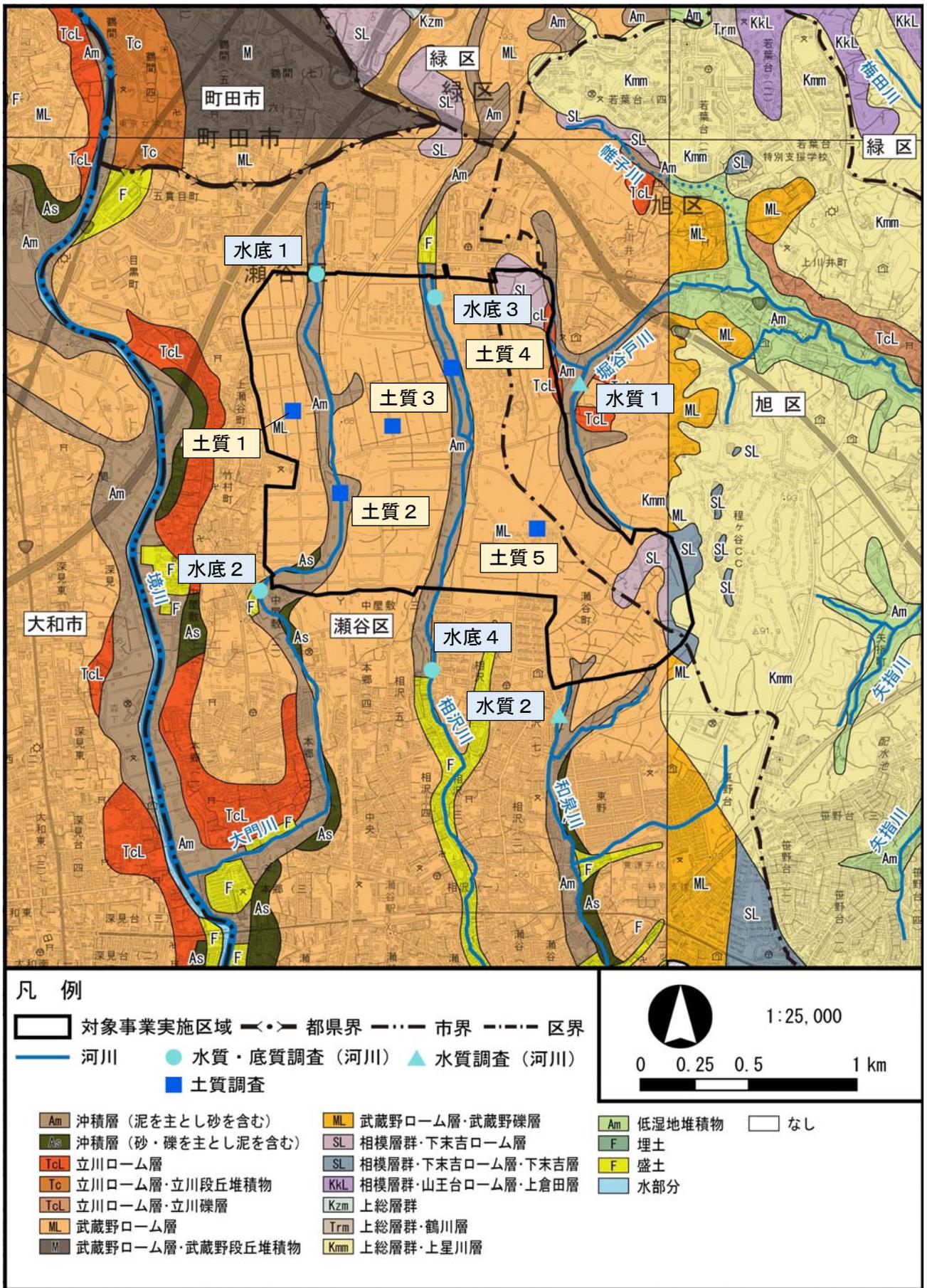


図 7.2-3 水環境の調査位置 (水質及び底質)

## 7.2.4 地下水及びその他の水環境に係る環境要素

地下水の水質、その他の水環境に係る環境要素に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-4 に示すとおりとしました。

表 7.2-4(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－地下水－地下水の水質
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①地下水の水質の状況</p> <p>②地形、地質及び帯水層の状況</p> <p>③降水量の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①地下水の水質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）に定める 28 項目について、地下水を採取・分析することにより測定し、調査結果の整理を行います。参考項目として、pH や電気伝導度等についても併せて調査を行います。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）に定められた方法に基づいて、地下水の水質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。</p> <p>②地形、地質及び帯水層の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 ボーリング調査により、地質等を確認します。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な最新の既存資料による情報の収集・整理により把握します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①地下水の水質の状況</p> <p>【現地調査】 図 7.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 7 地点（地下水 1～地下水 7）とします。</p> <p>②地形、地質及び帯水層の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 「①地下水の水質の状況」と同じ地点とします。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p>	

表 7.2-4(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境—地下水—地下水の水質
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①地下水の水質の状況  <b>【現地調査】</b>                      2期（夏季及び冬季）に各1回測定します。</p> <p>②地形、地質及び帯水層の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な最新の資料とします。  <b>【現地調査】</b>                      地下水の水質を的確に把握できる期間に1回実施します。</p> <p>③降水量の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な直近の1年間とします。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目                      工事の実施時については、工事の実施に伴い変化する地下水の水質とします。                      土地又は工作物の存在及び供用時については、施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する地下水の水質とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法                      工事の実施時については、調査で把握した地下水の水質の状況と工事計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測します。                      土地又は工作物の存在及び供用時については、調査で把握した地下水の水質の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域                      調査地域のうち、土壌汚染の状況及び地下水帯水層の状況等の特性を踏まえて、地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(9) 予測地点                      図 7.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の7地点(地下水1～地下水7)とします。</p>	
	<p>(10) 予測対象時期等                      工事の実施時については、工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。                      土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法  <b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b>                      調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在（土地の改変）による地下水の水質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。  <b>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</b>                      「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年環境庁告示第10号）に規定された基準との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	

表 7.2-4(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－湧水の流量
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①湧水の状況 ②地形、地質の状況 ③降水量の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①湧水の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により湧水の分布を把握します。 【現地調査】 分布実態の把握の踏査並びに湧水量を測定するとともに、同時に現場にて、水温、水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）を測定します。 ②地形、地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 ボーリング調査により、地質等を確認します。 ③降水量の状況 横浜地方気象台で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。	
	(3) 調査地域 湧水に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(4) 調査地点 ①湧水の状況 【現地調査】 図 7.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 5 地点（湧水 1～湧水 5）とします。 ②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 7.2-4 に示す地質調査地点 7 地点（地下水 1～地下水 7）とします。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台とします。	
	(5) 調査期間等 ①湧水の状況 【現地調査】 渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各 1 回実施します。 ②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地形、地質及び帯水層の状況を的確に把握できる期間に 1 回実施します。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の 1 年間及び平年値とします。	

表 7.2-4(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境—その他の水環境に係る環境要素—湧水の流量
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
予測の方法	(6) 予測項目	工事の実施時については、造成工事の実施に伴い変化する湧水の流況とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、敷地の存在（土地の性状の変化）に伴い変化する湧水の流況とします。
	(7) 予測の基本的な手法	造成工事の実施時については、調査で把握した湧水の状況と施工計画を重ね合わせ、湧水の流量への影響の程度を予測します。 敷地の存在時については、調査で把握した湧水の状況と事業計画を重ね合わせ、湧水の流量への影響の程度を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、湧水に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 7.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 5 地点(湧水 1～湧水 5)とします。
	(10) 予測対象時期等	造成工事の実施時については、施工計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。 敷地の存在時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在による湧水の流量に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。

表 7.2-4(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－河川の形態、流量
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>③降水量の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により調査します。</p> <p>【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管 30 号）に定められた方法に基づいて河川の流量を測定し、調査結果の整理を行います。 必要に応じて現地踏査を行います。</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 地形図等の入手可能な最新の資料の収集・整理により調査します。</p> <p>【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な資料の収集・整理により把握します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>河川の形態並びに流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 7.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の雨水排水を排出する可能性のある公共用水域（河川）の 6 地点（水底 1～水底 4、水質 1 及び水質 2）とします。</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台とします。</p>	

表 7.2-4(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境—その他の水環境に係る環境要素—河川の形態、流量
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①河川の形態及び流量の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な最新の資料とします。  <b>【現地調査】</b>                      渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各1回実施します。また、降雨時の調査を2回実施します。                      ・平常時2回（渇水期、豊水期）                      ・降雨時2回</p> <p>②地形、地質の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な最新の資料とします。  <b>【現地調査】</b>                      必要に応じて設定します。</p> <p>③降水量の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な直近の1年間、平年値等とします。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目                      敷地の存在時については、施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する河川の形態及び流量とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法                      敷地の存在時については、調査で把握した河川の形態、流量の状況と事業計画を重ね合わせ、河川の形態、流量の状況への影響の程度を予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域                      調査地域のうち、河川の形態や流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(9) 予測地点                      図7.2-4に示す対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域（河川）の6地点（水底1～水底4、水質1及び水質2）とします。</p>	
評価の方法	<p>(10) 予測対象時期等                      敷地の存在時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。</p>	
	<p>(11) 評価の手法  <b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b>                      調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在による河川の形態及び流量に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p>	

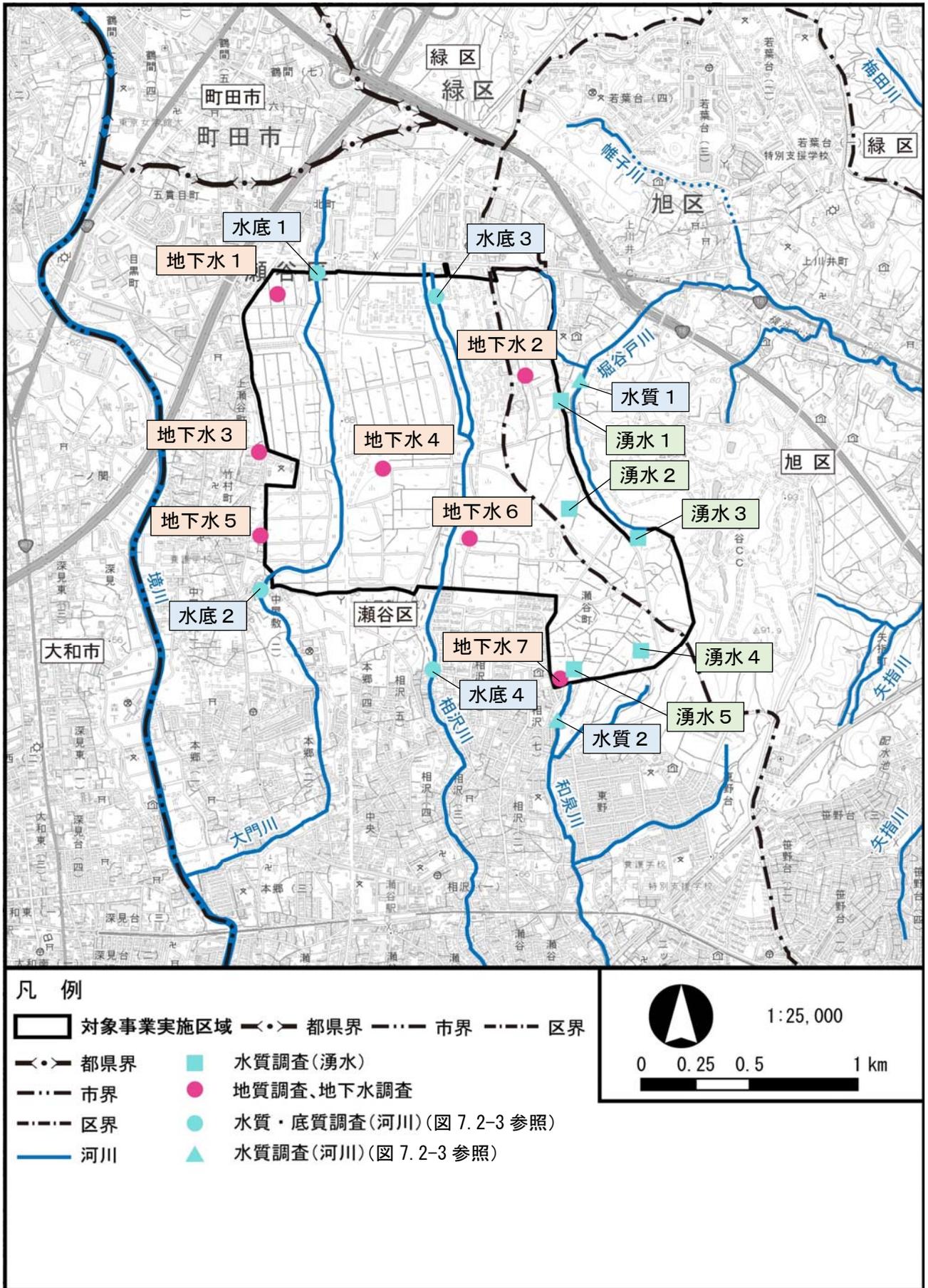


図 7.2-4 水環境の調査位置 (地下水及びその他の水環境に係る環境要素)

## 7.2.5 地盤及び土壌

地盤及び土壌に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-5 に示すとおりとしました。

表 7.2-5(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境—地盤—地盤の安定性（土地の安定性）
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①過去の災害等の状況 ②地盤の安定性の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 土砂災害警戒区域付近を踏査し、地形、地質、斜度等を確認します。
	(3) 調査地域	地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 7.2-5 に示す土砂災害警戒区域（区域名：上川井町 6-6）付近とします。
	(5) 調査期間等	①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 有史以来の状況について調査します。 ②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地盤の安定性の状況を的確に把握できる期間に 1 回実施します。

表 7.2-5(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壤に係る環境その他の環境—地盤—地盤の安定性（土地の安定性）
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
予測の方法	(6) 予測項目 土地の改変に伴う地盤の安定性とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 地盤の安定性の状況と事業計画を踏まえ、地盤の安定性への影響の程度を予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測対象時期等 対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。	
評価の方法	(10) 評価の手法 <b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b> 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、土地の改変による地盤の安定性に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	

表 7.2-5(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境－土壌－土壌汚染
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①地歴の状況</p> <p>②土壌汚染の状況</p> <p>③地形、地質の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①地歴の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>②土壌汚染の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「土壌環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）及び「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（環境省 平成 21 年 3 月）に定められた方法に基づいて、「土壌環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）別表に掲げる 29 項目及びダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。</p> <p>③地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 ボーリング調査により、地質等を確認します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>過去の土地利用履歴を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①地歴の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>②土壌汚染の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「①地歴の状況」と同じ地点とします。</p> <p>【現地調査】 図 7.2-5 に示す対象事業実施区域の 5 地点（土壌 1～土壌 5）とします。</p> <p>③地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 7.2-5 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 7 地点（地質 1～地質 7）とします。</p>	

表 7.2-5(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境—地盤—土壌汚染
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①地歴の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②土壌汚染の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 土壌汚染の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地形、地質の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 造成工事の実施に伴う土壌汚染とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法 土壌汚染の状況及び工事計画を踏まえ、土壌汚染への影響の程度を予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域 調査地域のうち、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による土壌汚染に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 土壌環境基準（平成3年環境庁告示第46号）及び「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（環境省 平成21年3月改定）に規定された基準との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	

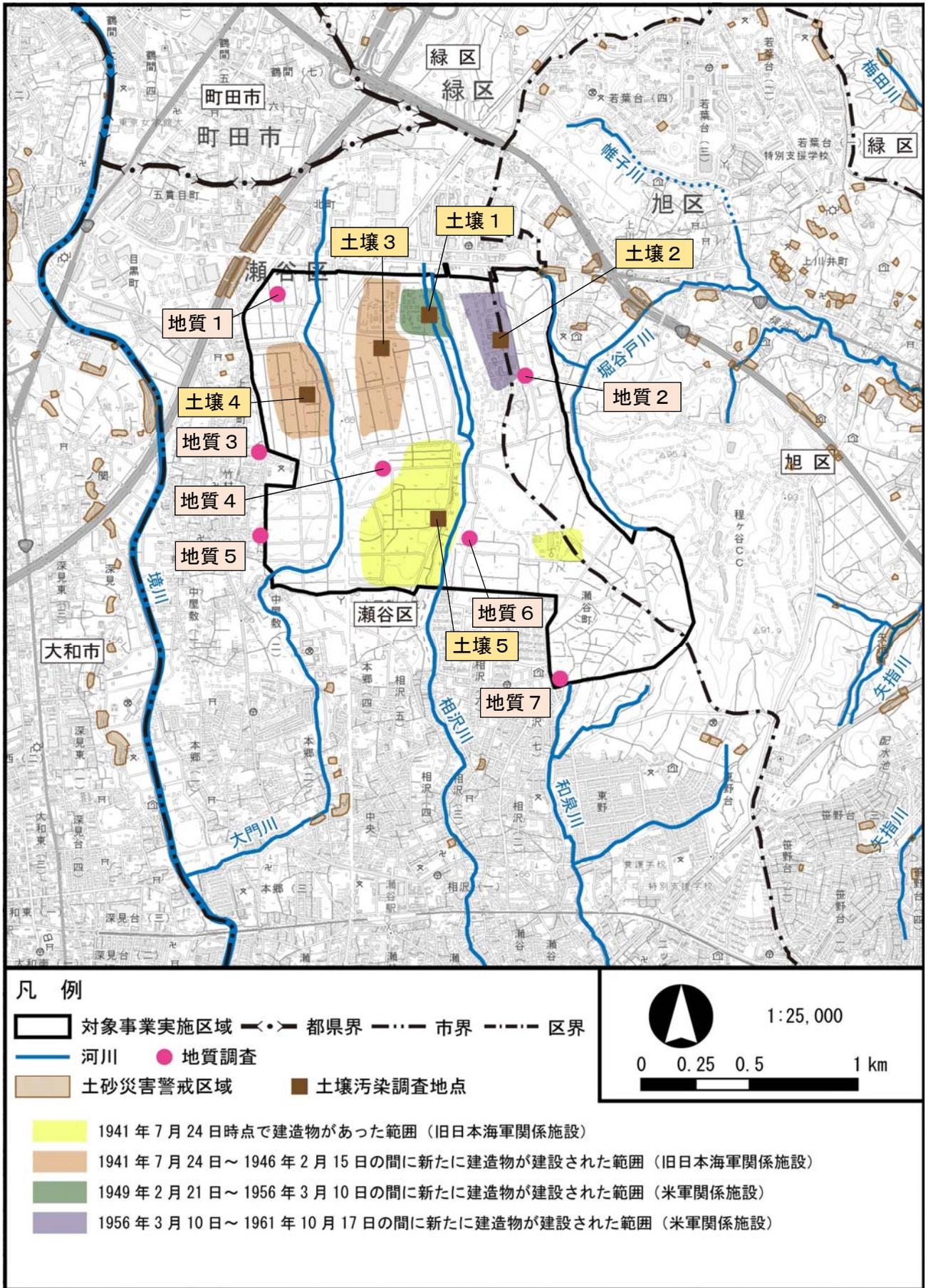


図 7.2-5 土壌に係る環境の調査位置（地盤及び土壌）

## 7.2.6 動物

動物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-6 に示すとおりとしました。

表 7.2-6(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 以下の方法による現地調査を行うとともに、調査結果の整理並びに解析を行います。</p> <p>a. 哺乳類 任意観察法、フィールドサイン法、トラップ法（ネズミ類）、無人撮影法（中型哺乳類）及び夜間調査（コウモリ類）</p> <p>b. 鳥類 任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法（一般鳥類、猛禽類）及び夜間調査（フクロウ類、夜行性鳥類）</p> <p>c. 両生類及び爬虫類 任意観察法、任意採取法及び夜間調査</p> <p>d. 昆虫類 任意観察法、任意採取法（スウィーピング法、ビーティング法）、ライトトラップ法（走行性昆虫）、ベイトトラップ法（地上徘徊性昆虫）、夜間調査（ホタル類）及び鳴声調査（クツワムシ）</p> <p>e. クモ類 任意観察法、任意採取法</p> <p>f. 魚類 任意観察法、任意採取法</p> <p>g. 陸産貝類 任意観察法、任意採取法</p> <p>h. 底生動物 任意観察法、任意採取法及び定量調査</p> <p>②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行います。</p> <p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況」と同様の手法とします。</p>	

表 7.2-6(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。	
	(4) 調査地点 ①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 【現地調査】 図 7.2-6 に示す対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く。）とします。 また、猛禽類調査で営巣個体が確認された際には、利用状況把握のため適宜調査地点を設定します。 ②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ地点とします。 ③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ地点とします。	
	(5) 調査期間等 ①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 【現地調査】 a. 哺乳類 任意観察法、フィールドサイン法、トラップ法、無人撮影法：4季（夏季、秋季、冬季、春季） 夜間調査：2季（夏季、春季） b. 鳥類 任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法（一般鳥類）：5季（夏季、秋季、冬季、春季、初夏季） 定点観察法（猛禽類）：繁殖期（冬季～早春季（1月～3月）、春季～夏季（4月～7月）） 夜間調査（フクロウ類、夜行性鳥類）：繁殖期（冬季（1月～2月）、夏季（6月、8月）） c. 両生類及び爬虫類 任意観察法、任意採取法：4季（夏季、秋季、早春季、春季） 夜間調査：3季（夏季、春季、初夏季） d. 昆虫類 任意観察法、任意採取法：2季（夏季、秋季、春季） ライトトラップ法、ベイトトラップ法：3季（夏季、秋季、春季） 夜間調査：4回（初夏季） 鳴声調査：1回（夏季） e. クモ類 任意観察法、任意採取法：3季（夏季、秋季、春季） f. 魚類 任意観察法、任意採取法：4季（夏季、秋季、冬季、春季） g. 陸産貝類 任意観察法、任意採取法：2季（冬季、初夏季） h. 底生動物 任意観察法、任意採取法及び定量調査：4季（夏季、秋季、冬季、春季） ②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ期間とします。	

表 7.2-6(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ期間とします。</p>	
予測の方法	(6) 予測項目 動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、クモ類、魚類、陸産貝類、底生動物）の重要な種への影響の程度とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を予測します。なお、猛禽類に係る予測にあたっては、行動圏解析を行い、行動圏と事業計画の重ね合わせを行います。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事による動物への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。	
評価の方法	(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	

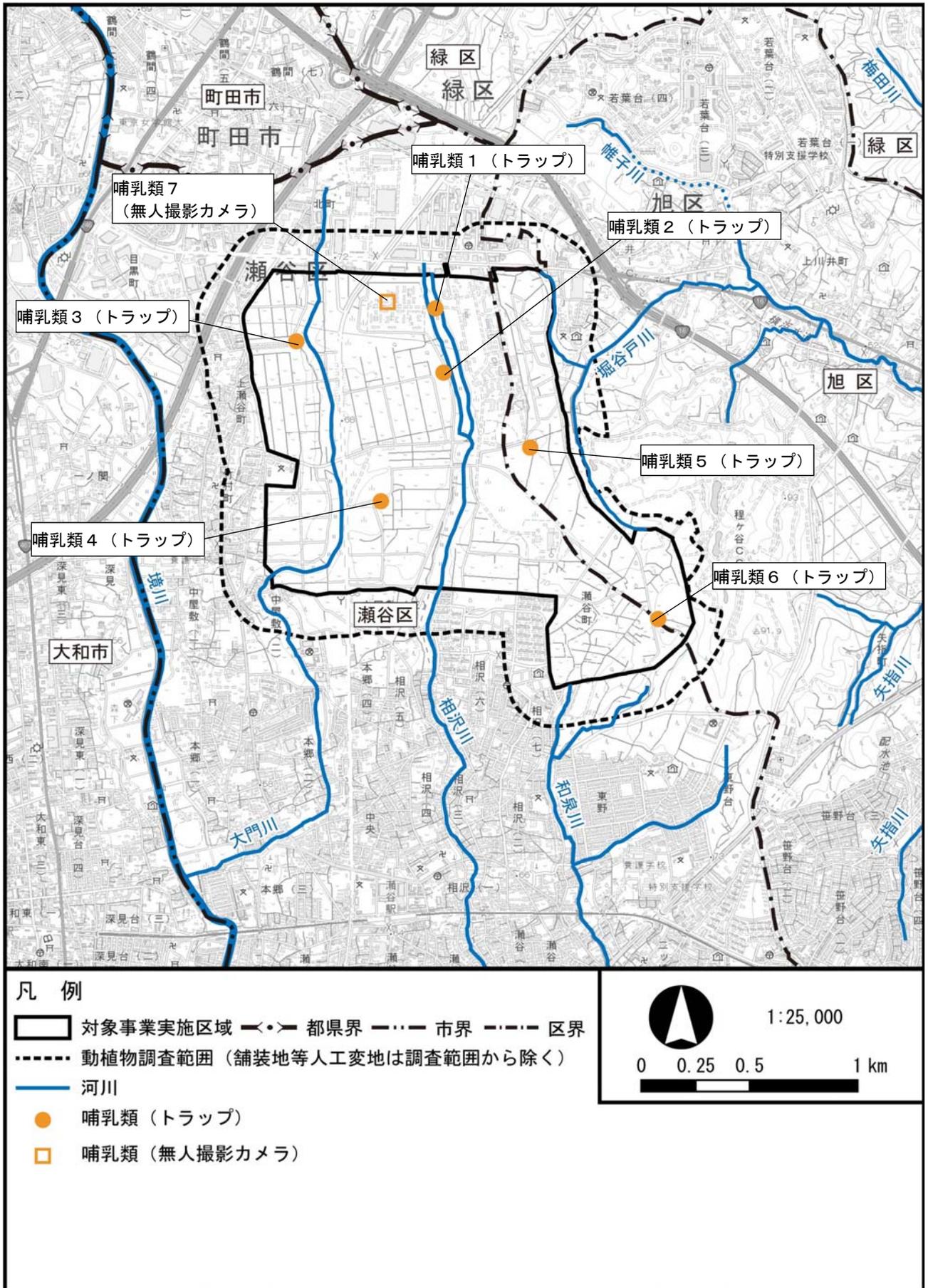


図 7.2-6(1) 動物の調査位置 (哺乳類)

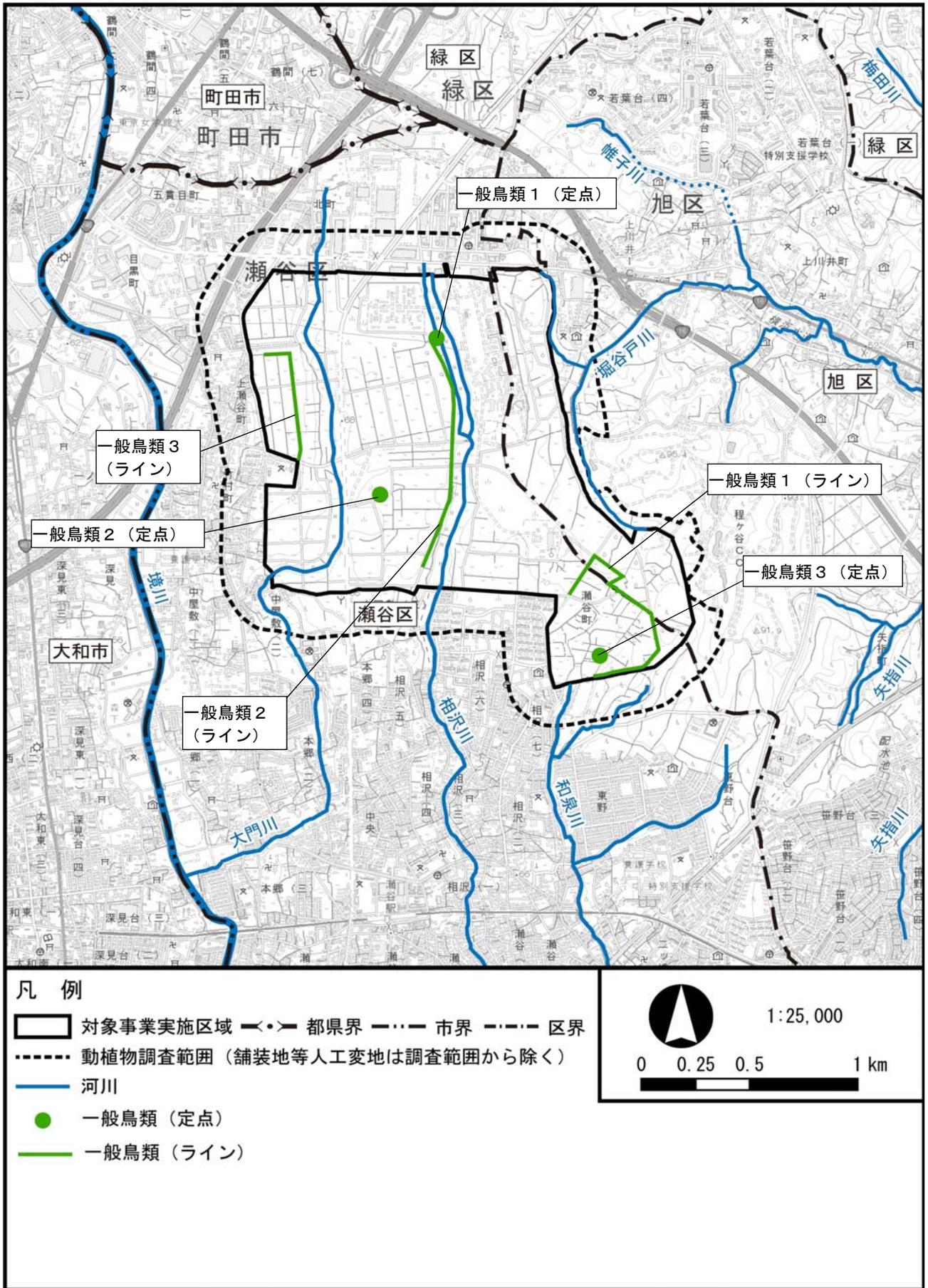


図 7.2-6 (2) 動物の調査位置 (一般鳥類)

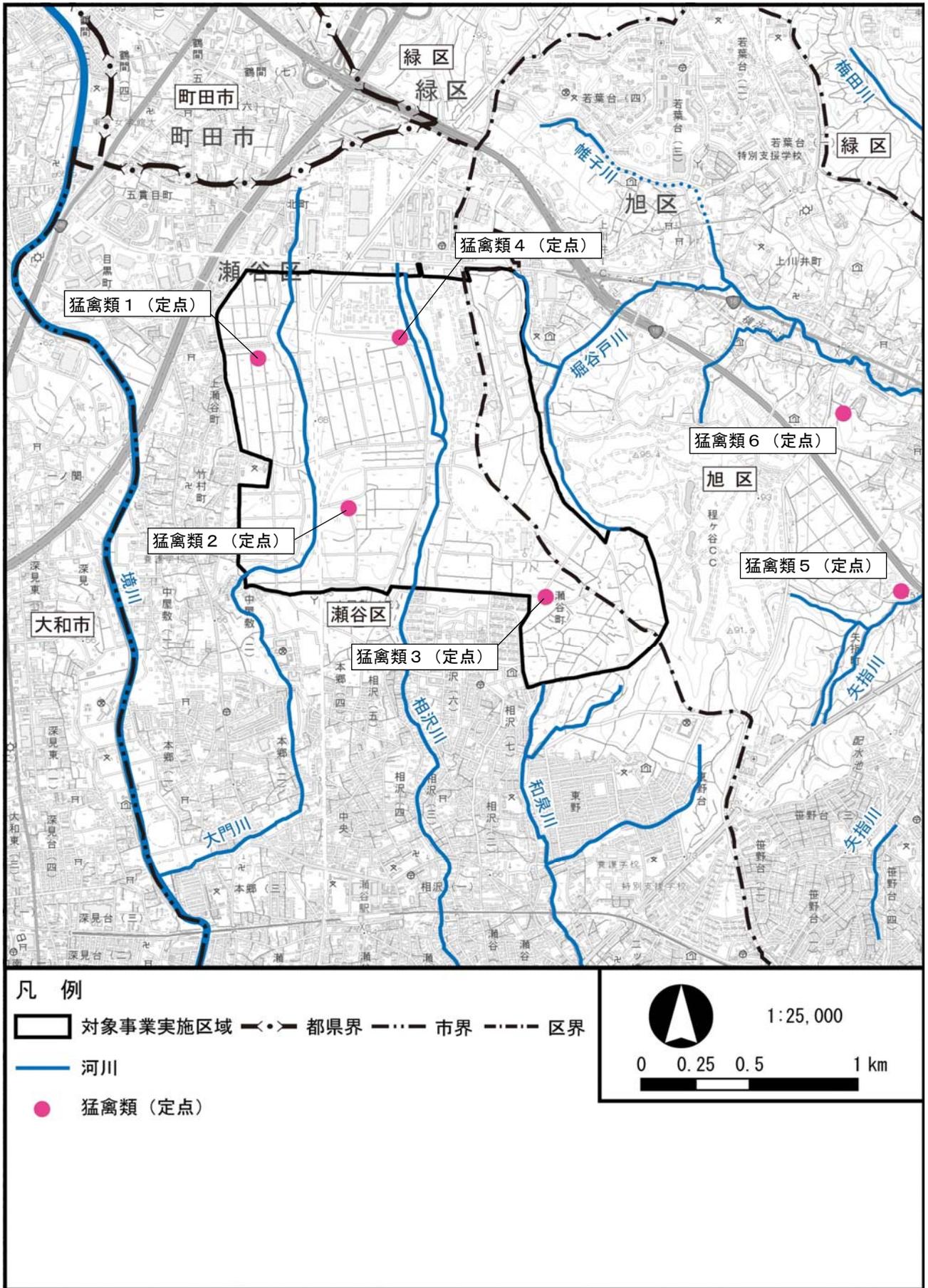


図 7.2-6(3) 動物の調査位置 (猛禽類)

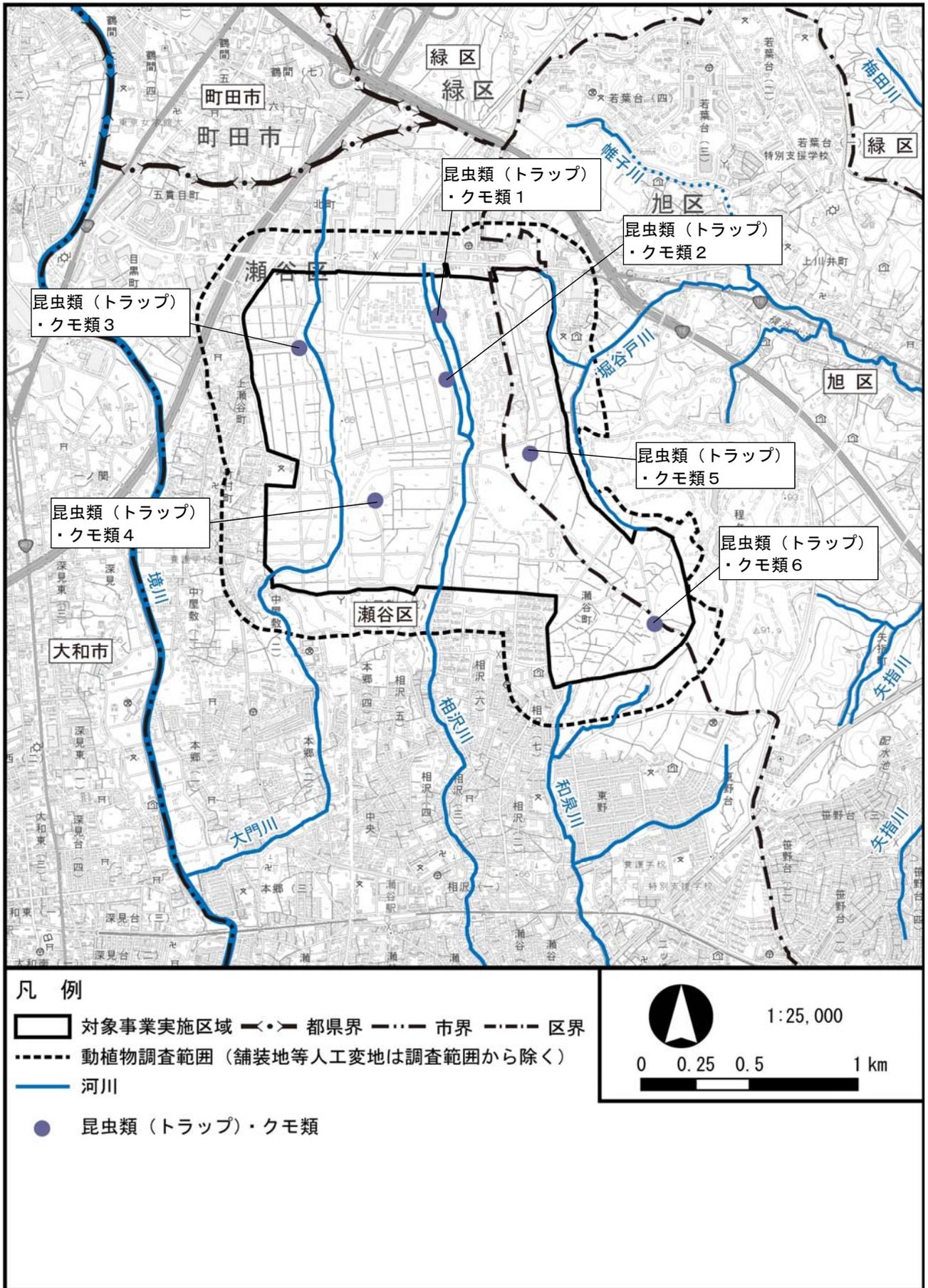


図 7.2-6(4) 動物の調査位置 (昆虫類・クモ類)

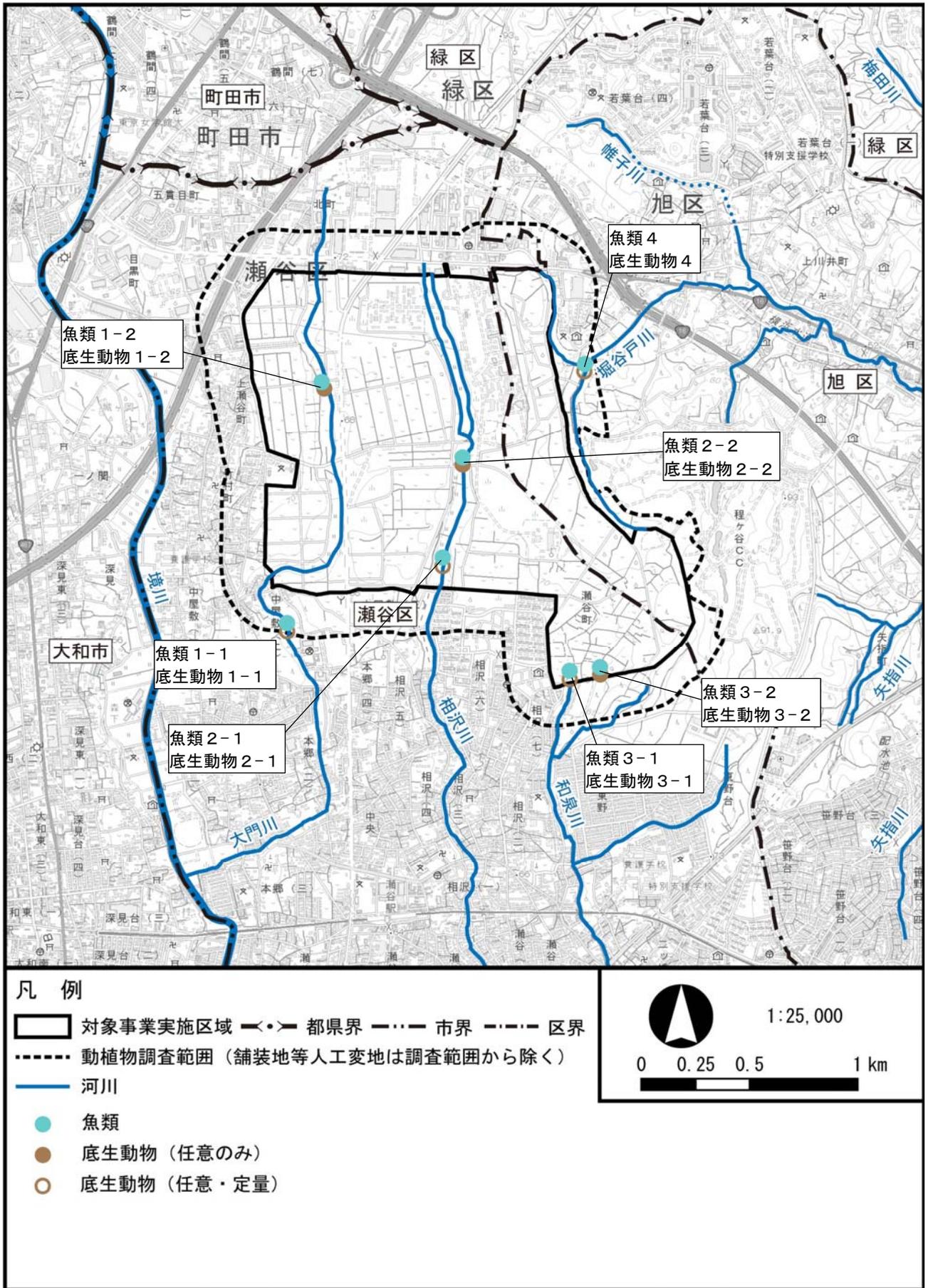


図 7.2-6(5) 動物の調査位置 (魚類・底生動物)

## 7.2.7 植物

植物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-7 に示すとおりとしました。

表 7.2-7(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	植物—重要な種及び群落
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理を行います。</p> <p>a. 植物相 任意観察法、任意採集法（維管束植物、蘚苔類）、大径木調査（維管束植物）</p> <p>b. 植物群落 コドラート法</p> <p>c. 付着藻類調査 任意観察法及び定量採取法</p> <p>②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>【現地調査】 図 7.2-7 に示す対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く）とします。 また、付着藻類は、図 7.2-7 に示す調査地点及び調査地点を中心に、上下流及び接続する小水路において任意観察及び採取を行います。</p> <p>②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同じ地点とします。</p>	

表 7.2-7(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	植物—重要な種及び群落
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>a. 植物相 任意観察法、任意採集法、大径木調査（維管束植物）：4季（夏季1、秋季、早春季、春季） 任意観察法、任意採集法（蘚苔類）：2季（秋季、初夏季）</p> <p>b. 植物群落 コドラート法：3季（夏季1、春季、夏季2）</p> <p>c. 付着藻類調査 任意観察法及び定量採取法：4季（夏季1、秋季、冬季、春季）</p> <p>②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同じ期間とします。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 植物の重要な種又は群落への影響の程度とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、植物の重要な種及び群落への影響の程度を予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事による植物への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(10) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変に係る植物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p>	

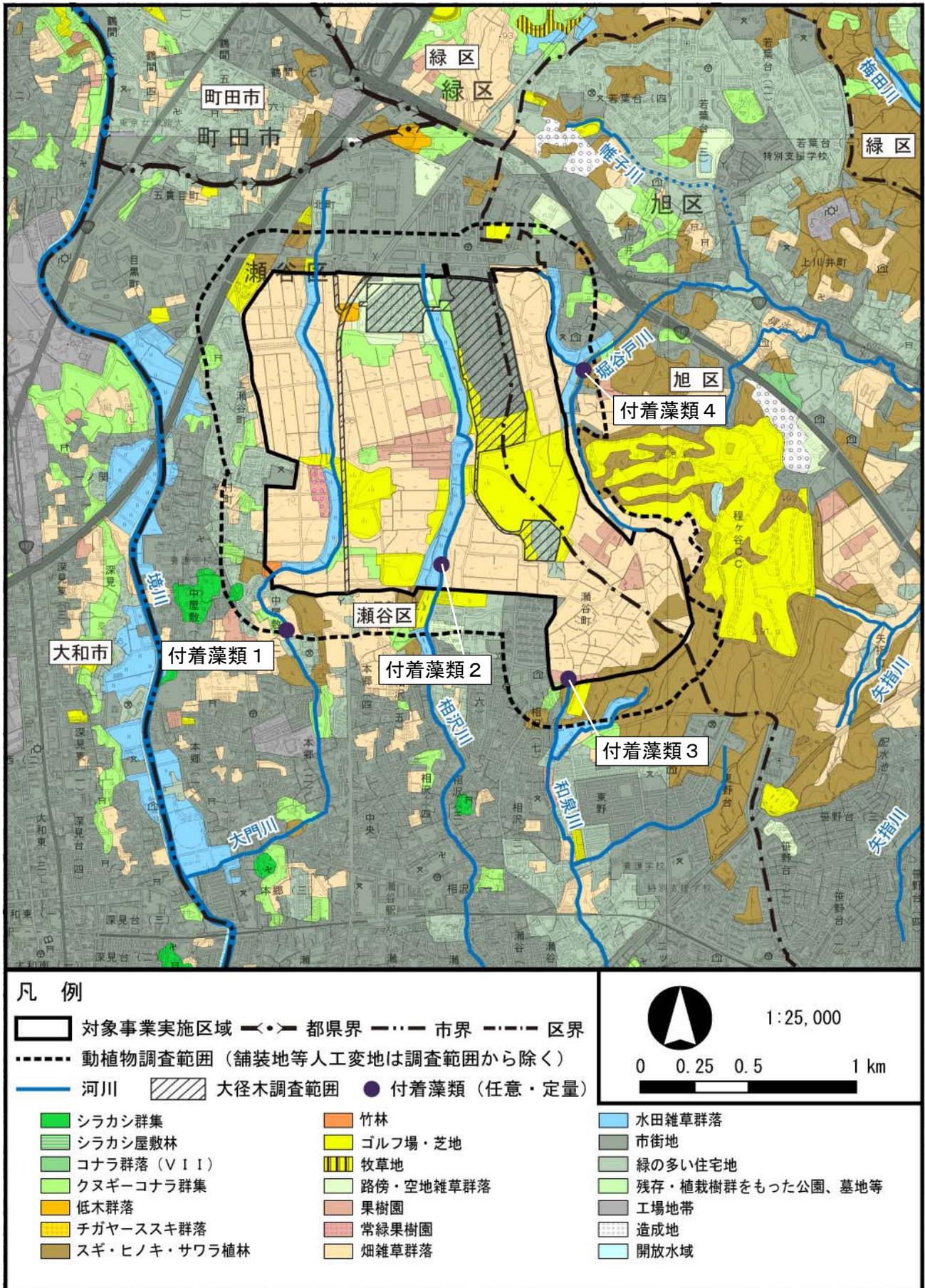


図 7.2-7 植物の調査位置

## 7.2.8 生態系

生態系に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-8 に示すとおりとしました。

表 7.2-8(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	生態系—地域を特徴づける生態系
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。</p> <p>②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 動物、植物の現地調査結果を用い、注目種（上位性種、典型性種及び特殊性種）を抽出し、必要に応じ追加の現地調査を行います。（選定の観点は下表参照）</p>	
	区分	選定の観点
	上位性	生態系を形成する動植物種等において栄養段階の上位に位置する種を対象とする。該当する種は栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化等の総合的な影響を指標しやすい種が対象となる。また、小規模な湿地やため池等、対象地域における様々な空間スケールの生態系における食物網にも留意し、対象種を選定する。そのため、哺乳類、鳥類等の行動圏が広い大型の脊椎動物以外に、爬虫類、魚類等の小型の脊椎動物や、昆虫類等の無脊椎動物も対象となる場合がある。
典型性	対象地域の生態系の中で、各環境類型区分内における動植物種等と基盤的な環境あるいは動植物種等との相互連関を代表する動植物種等、生態系の機能に重要な役割を担うような動植物種等（例えば、生態系の物質循環に大きな役割を果たしている、現存量や占有面積の大きい植物種、個体数が多い動物種、代表的なギルド（同一の栄養段階に属し、ある共通の資源に依存して生活している種のグループ）に属する種等）、動植物種等の多様性を特徴づける種、生態遷移を特徴づける種、回遊魚のように異なる生態系間を移動する種等が対象となる。また、環境類型区分ごとの空間的な階層構造にも着目し、選定する。	
特殊性	湧水地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域や、砂泥底海域に孤立した岩礁や貝殻礁等、成立条件が特殊な環境で、対象事業に比べて比較的小規模である場に注目し、そこに生息する動植物種等を選定する。該当する動植物種等としては特殊な環境要素や特異な場の存在に生息が強く規定される動植物種等が挙げられる。	
(3) 調査地域		対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。

表 7.2-8(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	生態系—地域を特徴づける生態系
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(4) 調査地点 ①動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。	
	(5) 調査期間等 ①動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとし、必要に応じ追加の現地調査を行います。	
予測の方法	(6) 予測項目 造成工事の実施及び土地の改変による地域を特徴づける生態系への影響の程度とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 注目種等の分布、生息環境及び生育環境の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、地域を特徴づける生態系への影響の程度を予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、工事による生態系への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。	
評価の方法	(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	

## 7.2.9 景観

景観に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-9 に示すとおりとしました。

表 7.2-9(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①主要な眺望点の状況 ②景観資源の状況 ③主要な眺望景観の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 現地を踏査し、景観資源の状況を調査します。 ③主要な眺望景観の状況 【文献その他の資料調査】 「①主要な眺望点の状況」及び「②景観資源の状況」の調査結果から主要な眺望景観を抽出し、当該情報の整理及び解析を行います。 【現地調査】 写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。	
	(3) 調査地域 地域景観の特性、景観資源の状況、主要な眺望点の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とし、対象事業実施区域及びその周辺約 3 km の範囲内 <sup>注1</sup> とします。	

注 1：面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔Ⅱ〕（面整備事業環境影響評価研究会 平成11年11月）において、“景観に係る「影響を受けるおそれがあると認められる地域」は、標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約 3 km 程度の範囲が目安となる。”とあることから、調査地域を対象事業実施区域及びその周辺約 3 km の範囲内とした。

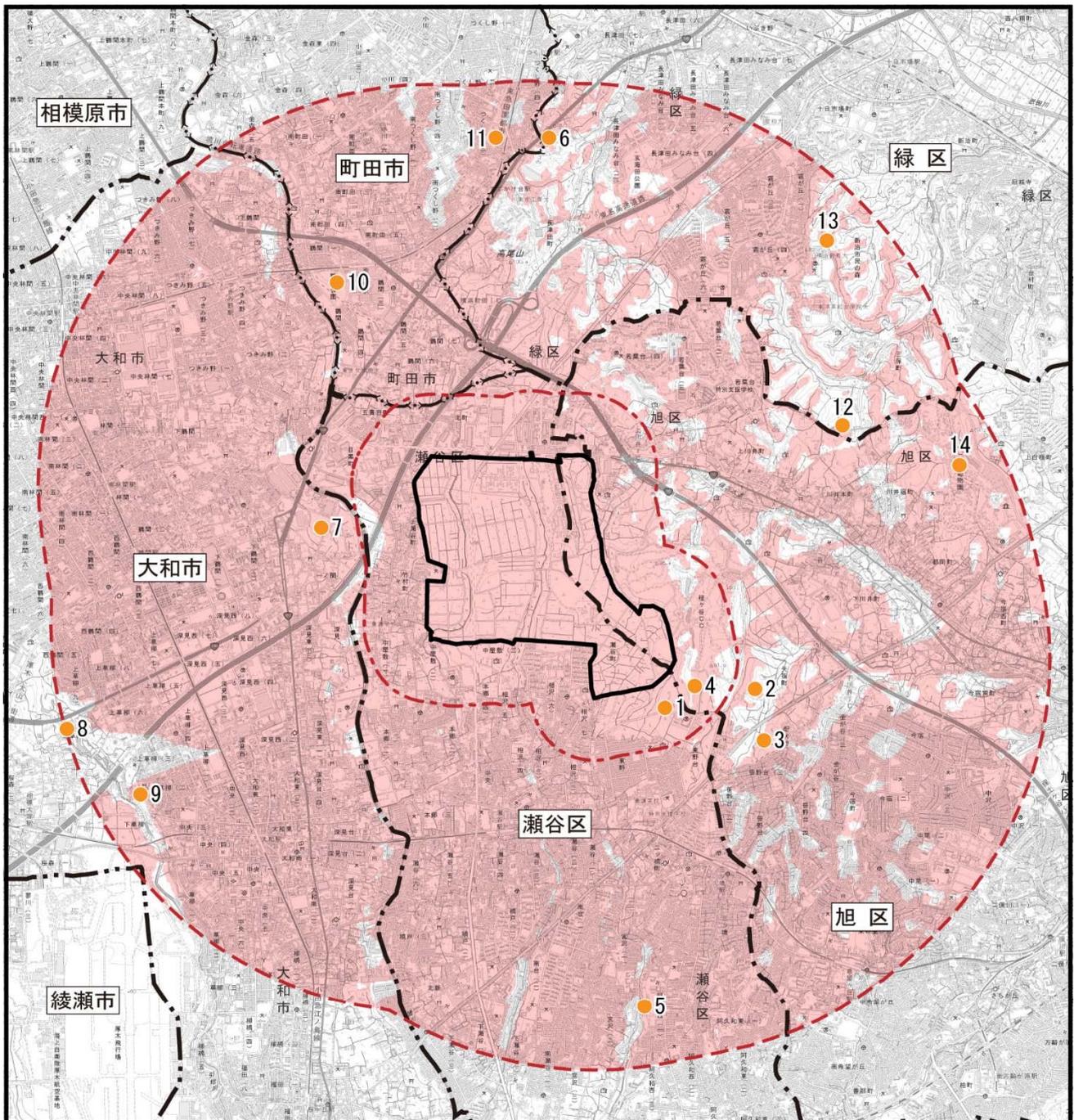
表 7.2-9(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観																																
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在																																
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>②景観資源の状況 【文献その他の資料調査及び現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③主要な眺望景観の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 7.2-8 に示す主要な眺望点 14 地点とします（主要な眺望点の名称は下表参照）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>No.</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>瀬谷市民の森</td> <td>8</td> <td>泉の森</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>追分市民の森</td> <td>9</td> <td>ふれあいの森</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>矢指市民の森</td> <td>10</td> <td>鶴間公園</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上川井市民の森</td> <td>11</td> <td>つくし野セントラルパーク</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>東山ふれあいの森</td> <td>12</td> <td>三保市民の森</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>フィールドアスレチック横浜 つくし野コース</td> <td>13</td> <td>新治市民の森</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>深見歴史の森</td> <td>14</td> <td>よこはま動物園ズーラシア</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：表中の No. は図 7.2-8 に対応しています。</p>		No.	名称	No.	名称	1	瀬谷市民の森	8	泉の森	2	追分市民の森	9	ふれあいの森	3	矢指市民の森	10	鶴間公園	4	上川井市民の森	11	つくし野セントラルパーク	5	東山ふれあいの森	12	三保市民の森	6	フィールドアスレチック横浜 つくし野コース	13	新治市民の森	7	深見歴史の森	14	よこはま動物園ズーラシア
	No.	名称	No.	名称																														
1	瀬谷市民の森	8	泉の森																															
2	追分市民の森	9	ふれあいの森																															
3	矢指市民の森	10	鶴間公園																															
4	上川井市民の森	11	つくし野セントラルパーク																															
5	東山ふれあいの森	12	三保市民の森																															
6	フィールドアスレチック横浜 つくし野コース	13	新治市民の森																															
7	深見歴史の森	14	よこはま動物園ズーラシア																															
<p>(5) 調査期間等</p> <p>①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 各主要な眺望点の特性を踏まえて景観の状況が把握できる適切な時期とします。</p> <p>③主要な眺望景観の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 各主要な眺望点の特性を踏まえて景観の状況が把握できる適切な時期とします。</p>																																		

表 7.2-9(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

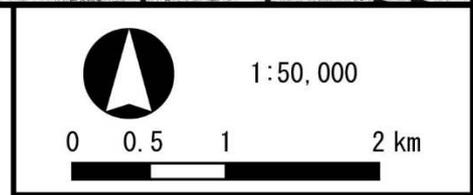
項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
予測の方法	(6) 予測項目	敷地の存在及び建造物（公共施設に限る。）の存在が主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に及ぼす影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	①主要な眺望点の状況 主要な眺望点と事業計画を重ね合わせ、主要な眺望点への影響の程度を予測します。 ②景観資源の状況 景観資源と事業計画を重ね合わせ、景観資源への影響の程度を予測します。 ③主要な眺望景観の状況 主要な眺望地点から撮影した現況写真に、施工計画を基に本事業の敷地及び建造物等を合成したフォトモンタージュを作成し、眺望の変化の程度を定性的に予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 7.2-8 に示す 14 地点、あるいはその他の適切な地点から、現地調査結果並びに今後計画が明らかとなる建造物（公共施設）の規模、配置等の諸条件を踏まえて選定します。
	(10) 予測対象時期等	敷地の存在時及び対象事業実施区域内の公共施設がすべて存在している時期 <sup>注1</sup> の 2 ケースとします。
評価の方法	(11) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、敷地の存在及び建造物の存在に係る主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。

注 1：対象事業実施区域内の公共施設がすべて存在している時期：本事業の予測時期（対象事業実施区域内の公共施設がすべて存在している時期）において、関連他事業の影響も踏まえて予測します。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 調査範囲（対象事業実施区域から概ね3km圏）
- 近景域（対象事業実施区域から概ね500m圏）
- 主要な眺望景観の状況
- 富士山を眺望できる範囲



注1：図中の番号は、表 7.2-9(2)内の表に対応しています。

図 7.2-8 景観の調査位置

## 7.2.10 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-10 に示すとおりとしました。

表 7.2-10(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該資料の収集及び整理を行います。 【現地調査】 現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況を把握し、結果の整理及び解析を行います。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。	
	(4) 調査地点 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 文献その他の資料調査を踏まえ選定した図 7.2-9 に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場 12 地点（瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、東野第一公園、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道 北コース、鎌倉古道 南コース、野境道路、武相国境・緑の森コース、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森）とします。	
	(5) 調査期間等 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、利用者が多い時期に調査を行います。	

表 7.2-10(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
予測の方法	(6) 予測項目	土地の改変及び建造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	人と自然との触れ合いの活動の場と事業計画を重ね合わせ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の程度を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	敷地の存在時及び対象事業実施区域内の公共施設がすべて存在している時期 <sup>注1</sup> とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、土地の改変及び建造物の存在に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p>

注1：対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期：本事業の予測時期（対象事業実施区域内の公共施設がすべて存在している時期）において、関連他事業の影響も踏まえて予測します。

表 7.2-10(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(建設省都市局監修 平成 11 年 10 月)及び「横浜市環境影響評価技術指針」(横浜市 平成 23 年 6 月策定)を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 注：地域交通の状況については、表 7.2-12(1)参照。</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該資料の収集及び整理を行います。</p> <p>【現地調査】 現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況を把握し、結果の整理及び解析を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p> <p>【現地調査】 文献その他の資料調査を踏まえ選定した図 7.2-9 に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場 12 地点(瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、東野第一公園、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道 北コース、鎌倉古道 南コース、野境道路、武相国境・緑の森コース、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森)とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、利用者が多いと想定される時期に調査を行います。</p>	

表 7.2-10(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路における交通量等の変化を予測し、利用特性への影響を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行台数が最大となる時期 <sup>注1</sup> とします。 土地又は工作物の存在及び供用時においては、関係車両の走行が定常状態になる時期とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。

注1：走行台数が最大となる時期：本事業の予測時期（資材及び機械の運搬に用いる車両又は関係車両の運行による換算交通量が最大となる時期）において、関連他事業による影響も踏まえて予測します。

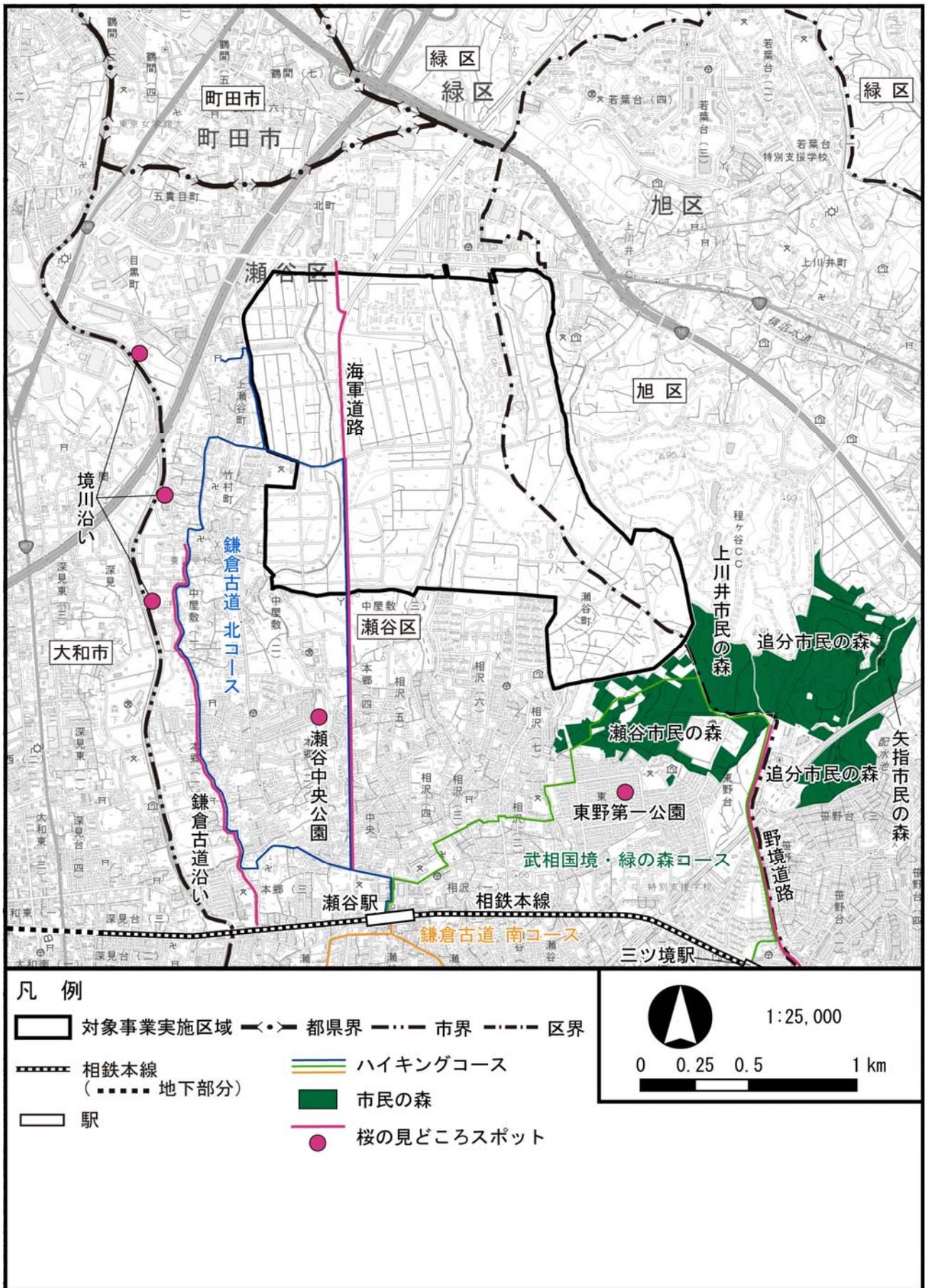


図 7.2-9 人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置

### 7.2.11 廃棄物等及び温室効果ガス

廃棄物等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-11(1)～(2)に、温室効果ガスに係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-11(3)に示すとおりとしました。

表 7.2-11(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	廃棄物等－建設工事に伴う副産物
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況 ②土地利用の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況 【文献その他の資料調査】 横浜市における廃棄物及び建設発生土の処理・処分の状況等を、入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 ②土地利用の状況 【文献その他の資料、現地調査】 土地利用現況図等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により調査します。 【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とします。	
予測の手法	(4) 予測項目 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び建設発生土とします。	
	(5) 予測の基本的な手法 施工計画を基に建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生量を推定するとともに、本事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、最終処分量を予測する方法とします。	
	(6) 予測地域 対象事業実施区域とします。	
	(7) 予測対象時期等 工事期間中とします。	
評価の方法	(8) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施に係る建設工事に伴う副産物に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	

表 7.2-11 (2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	温室効果ガスー温室効果ガス
	影響要因の区分	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成23年6月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①温室効果ガスに係る原単位の把握 ②排出抑制対策の実施状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①温室効果ガスに係る原単位の把握 【文献その他の資料調査】 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和元年7月）等により、予測式及び原単位を整理します。 ②排出抑制対策の実施状況 【文献その他の資料調査】 文献その他の資料による情報の収集により、国及び関連地方自治体で取り組まれている地球温暖化対策等を整理します。	
予測の手法	(3) 予測項目 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行、関係車両の走行に係る温室効果ガスの排出量、削減の程度等とします。	
	(4) 予測の基本的な手法 建設機械の種類、台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和元年7月）等に基づき、温室効果ガスの排出量を算定します。	
	(5) 予測対象時期等 ①建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の走行 工事期間中とします。 ②関係車両の走行 供用後、関係車両の走行が定常状態にある時期を対象とします。	
評価の方法	(6) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行及び関係車両の走行に係る温室効果ガスの排出量が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	

## 7.2.12 地域社会

地域社会に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-12 に示すとおりとしました。

表 7.2-12(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会－交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①日常生活圏等の状況</p> <p>②地域交通の状況</p> <p>③歩行者の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①日常生活圏等の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 公共施設の位置、学区の状況、通学路の状況及び避難場所等の状況を、区民生活マップ等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。</p> <p>②地域交通の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 地域交通の状況を、「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省 平成 29 年 6 月）等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。</p> <p>【現地調査】 主要交差点部における車種別・方向別・時間帯別の自動車交通量、渋滞の状況及び信号現示を現地調査により把握します。また、交差点における交差点形状、車線構成、道路幅員（車線別）、交通規制（交通標識、路面標識）及び横断歩道の長さ等を現地踏査により把握します。</p> <p>③歩行者の状況</p> <p>【現地調査】 横断歩道において、歩行者自動車別・方向別・時間帯別の歩行者・自転車交通量を現地調査により把握します。また、歩行空間の幅員等を現地踏査により把握します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺並びに資材及び機械の運搬に用いる車両及び関係車両の走行の主要な運行ルートとして想定される道路及び工事施工ヤード周辺とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①日常生活圏等の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>②地域交通の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 資材及び機械の運搬に用いる車両及び関係車両の運行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路とします。</p> <p>【現地調査】 図 7.2-10 に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される主要交差点の 4 地点（地域社会 1～地域社会 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点（地域社会 1～地域社会 6）とします。</p> <p>③歩行者の状況</p> <p>【現地調査】 図 7.2-10 に示す資材及び機械の運搬に用いる車両及び関係車両の運行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点（地域社会 1～地域社会 6）及び瀬谷駅前の 1 地点（地域社会 7）とします。</p>	

表 7.2-12(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会—交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	(5) 調査期間等	<p>①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日とします。また、対象事業実施区域及びその周辺のイベント開催時期や季節を考慮した混雑期にも1回実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日（24時間）×1回</li> <li>・休日（24時間）×1回</li> <li>・混雑時（24時間）×1回</li> </ul> <p>※信号現示は朝（7時、8時）、昼（12時、13時）、夕（17時、18時）、夜（22時、23時）に各2回測定します。</p> <p>③歩行者の状況 【現地調査】 「②地域交通の状況」と同じ期間とします。</p>
	予測の方法	(6) 予測項目
(7) 予測の基本的な手法		<p>①交通混雑 交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測します。</p> <p>②歩行者・自転車の安全 歩行者・自転車の状況等と施工計画及び事業計画を重ね合わせ、現状の交通安全施設の整理と、本事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測します。</p>
(8) 予測地域		<p>工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路並びに資材及び機械の運搬に用いる車両と歩行者・自転車との交錯頻度が高い工事施工ヤード周辺とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路とします。</p>
(9) 予測地点		<p>①交通混雑 図 7.2-10 に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される主要交差点の4地点（地域社会1～地域社会4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の6地点（地域社会1～地域社会6）とします。</p> <p>②歩行者・自転車の安全 資材及び機械の運搬に用いる車両及び関係車両の走行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路とします。</p>

表 7.2-12(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会—交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	<p>(10) 予測対象時期等  工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行台数が最大となる時期<sup>注1</sup>とします。  土地又は工作物の存在及び供用時においては、関係車両の走行が定常状態になる時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法  <b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b>  調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行及び関係車両の走行に係る交通混雑及び歩行者・自転車の安全に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることによります。</p>	

注1：走行台数が最大となる時期：本事業の予測時期（工事中は、資材及び機械の運搬に用いる車両又は関係車両の運行による換算交通量が最大となる時期、供用後は、関連他事業も含めた全事業の供用時）において、その時期の関連他事業の条件も見込んで、影響を予測します。

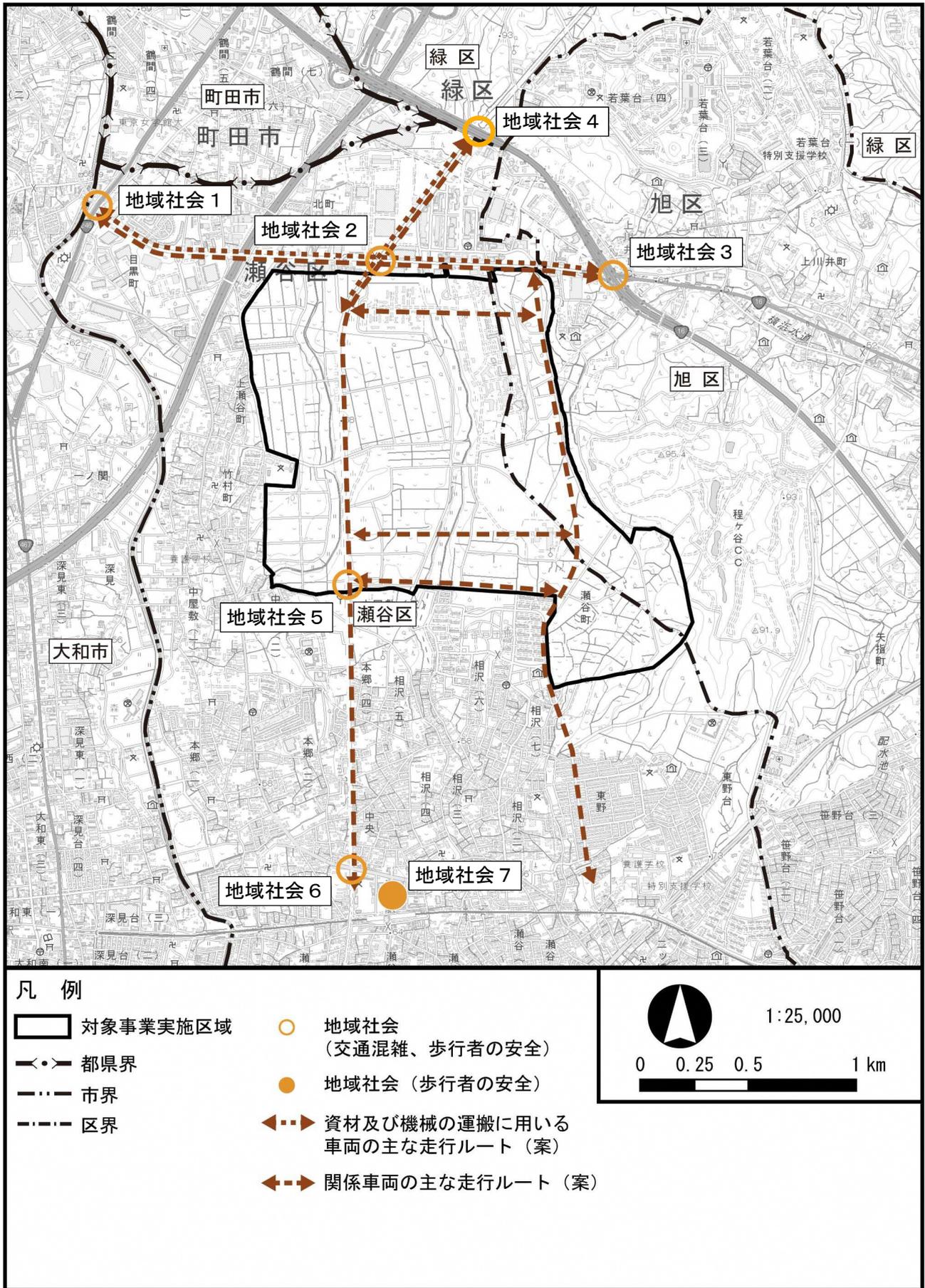


図 7.2-10 地域社会 (交通混雑、歩行者の安全) の調査位置

### 7.2.13 文化財等

文化財等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-13 に示すとおりとしました。

表 7.2-13 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	文化財等—文化財等
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①埋蔵文化財包蔵地の状況 ②関係法令、計画等	
	(2) 調査の基本的な手法 ①埋蔵文化財包蔵地の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により調査します。 【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。 ②関係法令、計画等 【文献その他の資料調査】 下記法令等の内容を整理します。 ・「文化財保護法」 ・「横浜市文化財保護条例」	
	(3) 調査地域 文化財の特性を踏まえ、調査地域における文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として対象事業実施区域及びその周辺とします。	
予測の方法	(4) 予測項目 工事に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とします。	
	(5) 予測の基本的な手法 埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画を比較し、改変の程度を定性的に予測します。	
	(6) 予測地域 調査地域のうち、埋蔵文化財包蔵地への影響が想定される地域とします。	
評価の方法	(7) 予測対象時期等 工事期間中とします。	
	(8) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施に係る文化財等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることによります。	

### 7.3 専門家の助言の内容及び専門分野

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、参考とした各専門家の助言は、表 7.3-1 に示すとおりです。

表 7.3-1(1) 専門家の助言（鳥類）

専門分野		所属機関 の種別	助言内容
動物	鳥類	博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北側の谷戸部においてツミが数例確認されており、相沢川河畔の樹林において、ツミの繁殖の可能性もある。そのため、北側の谷戸部を見通せる北東側を猛禽類定点の調査地点のひとつとした方が良いと考えられる。</li> <li>・ 調査に当たって、車の走行できる区域については、自動車センサス（自動車での移動による鳥類確認調査）を行うと効率的である。</li> <li>・ フクロウ類の繁殖期については、コールバック法は繁殖障害・かく乱の可能性があるため、ボイスレコーダー法の活用が望ましい。</li> <li>・ その他繁殖の可能性のある猛禽類としては、オオタカ、チョウゲンボウのほかに、ノスリが挙げられる。</li> </ul> <p>草地環境では、タマシギ、ヒクイナ、ウズラの生息に十分留意する必要がある。</p>

表 7.3-1 (2) 専門家の助言（魚類・底生生物、昆虫類）

専門分野	所属機関 の種別	助言内容
動物	魚類・ 底生動物  博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帷子川水系のホトケドジョウの確認地点は三面張り水路であるが、この付近に寺院があり、その寺院の下に広大な湿地があり、そこが産地となっている。</li> <li>・ この辺りの谷戸の湧水は、「湧く」というより「浸み出す」といった湧水である。</li> <li>・ ホトケドジョウは在来種であると考えられる。</li> <li>・ ヤマサナエについては、最近の水質の改善により、生息域・個体数が回復しているが、神奈川県内ではごく限られている種である。本種は保全すべき種である。</li> <li>・ 底生動物の重要種（マルタニシ）については、外来種である可能性が高いことから、遺伝子レベルでの分析が必要であると考えられる。</li> <li>・ ミナミメダカについては、手に入りやすいミナミメダカ（ヒメダカ）やその交雑個体であるものが多く、個体群に導入されたか、生息していない箇所にミナミメダカ（ヒメダカ）の集団が導入されたかのいずれかであると考えられ、遺伝子レベルの検討が必要である。</li> <li>・ ドジョウについては、中国由来の外来系統と在来系統のいずれかと考えられ、遺伝子レベルの検討が必要である。</li> </ul>
	昆虫類  博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏季調査は、盛夏に行うと昆虫類の活動が鈍ることから適切ではなく、8月調査では遅いといえる。春季・初夏・夏季は概ね以下の時期とすべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 春季：4月後半から5月上旬まで</li> <li>・ 初夏：5月下旬から6月中旬まで</li> <li>・ 夏季：6月下旬から7月下旬まで</li> </ul> </li> <li>・ 良好な草地環境があることから、クツワムシの生息が考えられる。クツワムシは出現時期が限定される一方、鳴き声が特徴的であることから、夜間の踏査により確認を行うことが適切である。調査時期は8月下旬から9月が望ましい。</li> <li>・ 重要種の確認状況や環境条件から、ネアカヨシヤンマが生息している可能性がある。ネアカヨシヤンマは日没前（18:00～19:00）に飛翔するため、ライトトラップの設置と併せてヤナギ群落や休耕田周辺を確認するなど、この時間帯に合わせた調査が必要である。</li> <li>・ コマルケシゲンゴロウは県内数か所しか確認されていない希少性の高い（ランク：CR相当）種であり、周辺に生息することが考えられる。</li> </ul>

表 7.3-1 (3) 専門家の助言（植物、その他の環境）

専門分野	所属機関の種別	助言内容
植物	博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エビネについては、植栽個体である可能性がある。比較的よくみられ、国、県レベルでは希少性はそれほど高くないが、減少率は高く、地域としては、配慮が必要である。</li> <li>・ 春先には、ムクノキの周辺にイチリンソウが確認されるなど、この時期にしか確認できない種の生育も考えられる。</li> <li>・ 各植生区分に対して1地点は植生調査地点を設置する必要がある。特に、植生区分でヤナギ群落が確認されていることから、植生調査地点に追加した方がよい。</li> <li>・ 面積の広いところは植生調査地点を複数設置した方がよい。植物相の反映の観点から、夏季だけでなく春季も調査を行い、手法的には調整が必要であるが、群落組成に反映した方がよい。</li> </ul>
その他環境	博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域は、草地在長い間維持され、かつ農薬を使っていない環境となっている。人為的利用のない場所は絶滅危惧種の逃げ場（生息・生育環境）となる。</li> <li>・ 相沢川沿いの湿性環境は、部分的に水田が残され、その他の箇所も休耕田の湿地や畑地沿いの草地環境が残されていることから、重要な環境であると考えられる。湧水・湿性環境は留意して調査を行うべきである。</li> <li>・ 航空写真によって地歴を追うと、人為的改変の有無・状況が把握できる。米軍・自衛隊敷地は、人の立ち入りがなく、かつ管理された土地であるため、良好な環境が残されていることが多い。</li> </ul>

## 第8章 環境影響を受ける範囲と認められる地域

### 8.1 環境影響を受ける範囲と認められる地域

「都市計画主務省令第7条の規定により読み替えて適用される改正主務省令第18条」による環境影響を受ける範囲と認められる地域については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル（Ⅱ）」（平成11年11月5日、面整備事業環境影響評価研究会）や「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成25年3月）を参考に、大気質、騒音、振動、動物、植物、生態系の項目について検討した結果、対象事業実施区域の区域境界から約200mとし、図8-1に示します。

### 8.2 方法書対象地域

市条例による方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、「8.1 環境影響を受ける範囲と認められる地域」で示した環境影響を受ける範囲と定められる地域にかかる自治体とし、表8-1及び図8-1に示します。

表 8-1 方法書対象地域

自治体名	町名
横浜市 瀬谷区	瀬谷町、北町、五貫目町、目黒町、上瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、卸本町、相沢五丁目、相沢六丁目、相沢七丁目
横浜市 旭区	上川井町

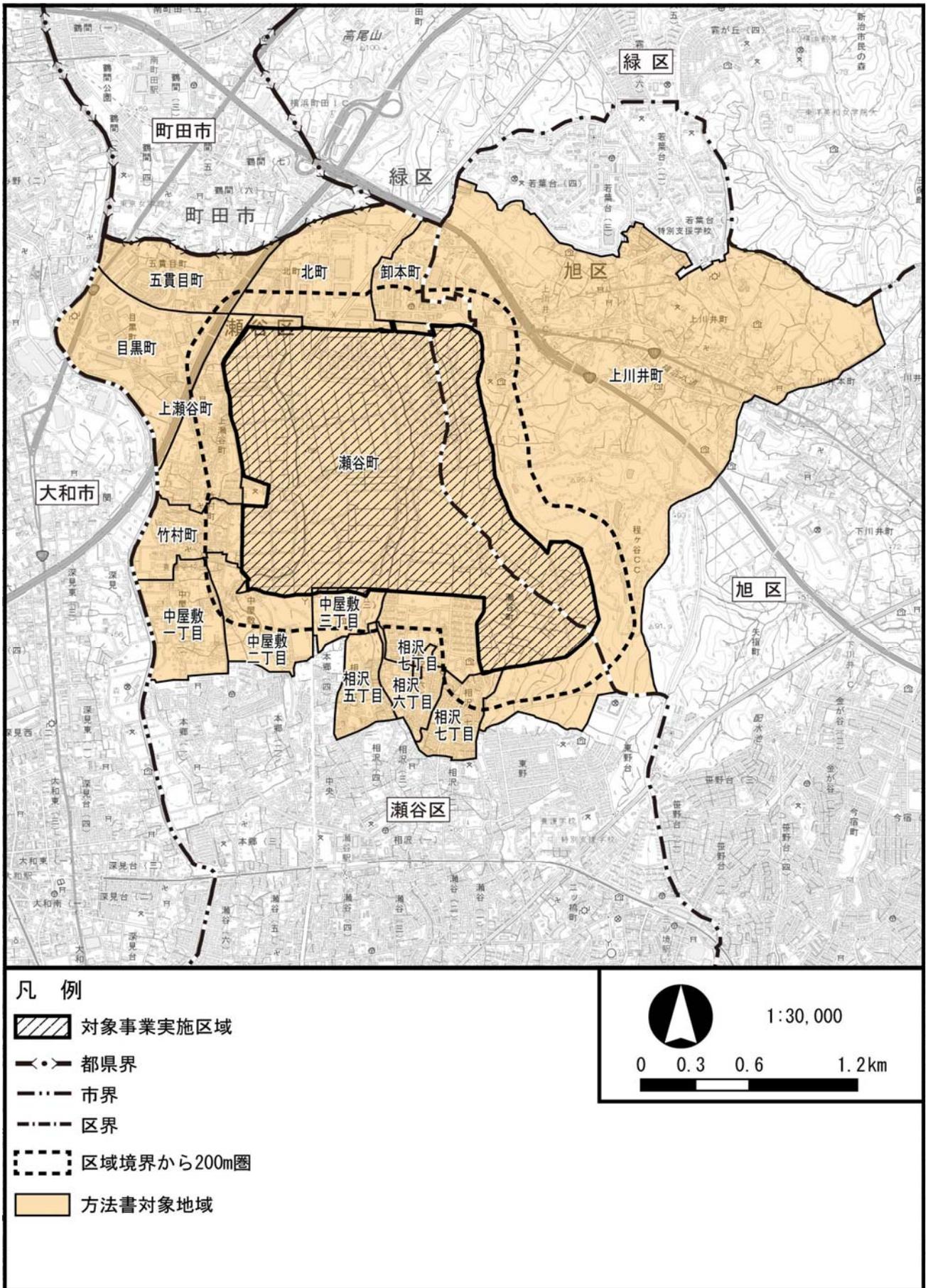


図 8-1 環境影響を受ける範囲と認められる地域及び方法書対象地域